

# 農林水産業ひと口メモ

令和 7 年 9 月

農林水産省

# 令和7年「農林水産業ひとロメモ」全体構成

## I 農林水産関係主要指標

- I-1 統計用語の整理【p1-2】
- I-2 経済指標【p3-4】
- I-3 農業所得【p5-6】
- I-4 農業経営体の動向【p7-13】
- I-5 農地の動向【p14-17】
- I-6 その他【p18-21】

## II 食料供給の現状

- II-1 世界の食料事情【p22-24】
- II-2 日本の食料事情と食料安全保障の強化【p25-33】

## III 政策の全体像

- III-1 農政の全体像【p34-41】
- III-2 農政の歩み【p42-45】

## IV 我が国の食料供給

- IV-1 主要品目別施策【p46-55】
- IV-2 経営安定対策【p56-57】
- IV-3 農業者・経営体関係【p58-63】
- IV-4 農地関係【p64-69】
- IV-5 農業農村整備【p70-72】
- IV-6 スマート農業【p73-79】
- IV-7 品種開発【p80-81】
- IV-8 知的財産【p82-84】
- IV-9 食の安全・消費者の信頼確保【p85-89】
- IV-10 輸入の安定化【p90】

## V 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

- V-1 輸出促進【p91-95】
- V-2 食品産業の海外展開【p96】
- V-3 インバウンドによる食関連消費の拡大【p97】

## VI 持続的な食料システム

- VI-1 持続的な食料システム【p98-103】

## VII 環境と調和のとれた食料システム・多面的機能

- VII-1 環境と調和のとれた食料システム【p104-109】
- VII-2 再生可能エネルギー【p110】
- VII-3 食品産業・消費における環境負荷の低減【p111-114】
- VII-4 多面的機能の維持・発揮【p115-117】

## VIII 農村の活性化

- VIII-1 地方創生【p118】
- VIII-2 農泊【p119】
- VIII-3 農福連携【p120】
- VIII-4 農村社会の動向【p121】
- VIII-5 鳥獣害対策【p122-123】
- VIII-6 都市農業【p124】

## IX 国民の理解醸成

- IX-1 食育の推進【p125】

## X 行政DX X-1 行政DX【p126】

## XI 農協・農業委員会

- XI-1 農協・農業委員会関係【p127-129】

## XII 森林・林業・木材産業

- XII-1 森林・林業・木材産業施策の背景【p130-132】
- XII-2 J-クレジット制度【p133】
- XII-3 川中・川下の取組【p134-139】
- XII-4 川上の取組【p140-145】
- XII-5 花粉症対策【p146】

## XIII 水産業

- XIII-1 水産業の動向【p147-153】
- XIII-2 水産政策全般【p154】
- XIII-3 海洋環境の変化も踏まえた水産管理資源の着実な実施【p155-158】
- XIII-4 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現【p159-161】
- XIII-5 地域を支える漁村の活性化の推進【p162-165】
- XIII-6 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等【p166】

## XIV 国際交渉関係

- XIV-1 国際交渉【p167-168】
- XIV-2 CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定【p169-175】

## XV 災害と対応

- XV-1 近年の自然災害【p176-178】
- XV-2 東日本大震災【p179】

## I 農林水産関係主要指標

### 1 統計用語の整理

- 1 統計用語の整理①
- 2 統計用語の整理②

### 2 経済指標

- 3 農業生産活動指標の推移
- 4 農業・食料関連産業の国内生産額

### 3 農業所得

- 5 農業総産出額と生産農業所得の推移
- 6 1経営体当たりの農業所得等の推移

### 4 農業経営体の動向

- 7 農林漁業就業者数とその国際比較
- 8 農業経営体数等の推移
- 9 基幹的農業従事者の年齢構成とその国際比較
- 10 農業経営体における雇用労働
- 11 1経営体当たりの経営規模の推移
- 12 経営耕地規模別経営体数の推移
- 13 農産物の販売規模別の農業経営体数

### 5 農地の動向

- 14 農地面積・かい廃面積の推移
- 15 荒廃農地等の状況
- 16 品目別作付面積の推移
- 17 耕地面積の利用状況

### 6 その他

- 18 日本の国土面積、森林面積、EEZ等
- 19 農林水産関係予算の推移
- 20 都道府県産出額ランキング
- 21 主用農畜産物の流通状況について

## II 食料供給の現状

### 1 世界の食料事情

- 22 世界の人口推移と食料需給の動向
- 23 世界の農産物の輸出入状況
- 24 農業の経済的位置付けに関する国際比較

### 2 日本の食料事情と食料安全保障の強化

- 25 日本の農産物輸入状況
- 26 輸入穀類の価格動向
- 27 食料自給率の推移、令和5年度食料自給率
- 28 食料の輸入依存
- 29 食料国産率
- 30 日本における穀物等の備蓄
- 31 生産資材価格の動向
- 32 我が国の肥料原料の輸入状況と肥料備蓄
- 33 国際的な食料安全保障の概念

## III 政策の全体像

### 1 農政の全体像

- 34 近年の農林水産政策改革の全体像①
- 35 近年の農林水産政策改革の全体像②・改正後の食料・農業・農村基本法の基本理念
- 36 基本法改正後の基本理念と基本的施策
- 37 新たな食料・農業・農村基本計画①
- 38 新たな食料・農業・農村基本計画②
- 39 食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI
- 40 食料供給困難事態対策法の概要
- 41 食料供給困難事態対策法の基本方針

### 2 農政の歩み

- 42 戦後農政の大きな流れ
- 43 農地政策の変遷
- 44 経営所得安定対策の変遷
- 45 米政策の変遷

## IV 我が国の食料供給

### 1 主要品目別施策

- 46 米の販売価格と需要の推移
- 47 水田の利用状況
- 48 米の生産コストと所得
- 49 コメの輸出拡大に向けた取組
- 50 輸入小麦の政府売渡価格と据置措置
- 51 野菜生産動向と関連施策
- 52 果樹生産動向と関連施策
- 53 畜産生産動向
- 54 飼料作物生産動向
- 55 畜産関連施策

### 2 経営安定対策

- 56 経営安定対策（ゲタ・ナラシ）の概要/水田活用直接支払交付金の概要
- 57 収入保険制度

### 3 農業者・経営体関係

- 58 認定農業者数の推移と支援措置
- 59 新規就農者・法人経営体数の推移と推進施策
- 60 担い手の経営基盤の強化
- 61 集落営農数の推移と関連施策
- 62 外国人材の受け入れ①
- 63 外国人材の受け入れ②

### 4 農地関係

- 64 地域計画の策定
- 65 農地の大区画化等の基盤整備
- 66 担い手への農地集積と農地中間管理機構（農地バンク）の実績
- 67 農業振興地域制度と農地転用許可制度
- 68 改正農振法等の概要
- 69 共同利用施設の整備

## 5 農業農村整備

- 70 改正土地改良法の概要
- 71 土地改良長期計画
- 72 農地・農業水利施設、土地改良区の状況

## 6 スマート農業

- 73 スマート農業実証プロジェクトの展開
- 74 スマート農業技術活用促進法の概要
- 75 生産方式革新事業活動のイメージ及び開発供給事業のイメージ
- 76 スマート農業技術活用サービスについて
- 77 中山間地域におけるスマート農業技術の活用
- 78 データ活用の促進について
- 79 技術の開発や実装を支える多角的支援の枠組み

## 7 品種開発

- 80 品種開発について
- 81 ゲノム編集とは

## 8 知的財産

- 82 地理的表示保護制度(概要)
- 83 地理的表示保護制度(事例)
- 84 植物新品種の戦略的な知的財産権の保護・活用

## 9 食の安全・消費者の信頼確保

- 85 HACCP・食品安全マネジメント
- 86 GAP
- 87 豚熱、アフリカ豚熱
- 88 高病原性鳥インフルエンザ
- 89 口蹄疫、BSE、農場HACCP

## 10 輸出の安定化

- 90 輸入の安定化

## V 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

### 1 輸出促進

- 91 「海外から稼ぐ力」の強化について
- 92 輸出総額・地域別輸出額
- 93 輸出実績・品目別
- 94 輸出重点品目
- 95 これまでの輸出に向けた取組

### 2 食品産業の海外展開

- 96 食品産業の海外展開

### 3 インバウンドによる食関連消費の拡大

- 97 インバウンドによる食関連消費の拡大

## VI 持続的な食料システム

### 1 持続的な食料システム

- 98 食品アクセスの確保①
- 99 食品アクセスの確保②
- 100 物流の合理化①
- 101 物流の合理化②
- 102 フードテックの推進
- 103 食料システム法の概要

## VII 環境と調和のとれた食料システム・多面的機能

### 1 環境と調和のとれた食料システム

- 104 みどりの食料システム戦略
- 105 みどりの食料システム戦略KPI
- 106 みどりの食料システム法
- 107 環境配慮のチェック・要件化
- 108 生物多様性
- 109 有機農業の取組面積、オーガニックビレッジ

### 2 再生可能エネルギー

- 110 再生可能エネルギー、バイオマス

### 3 食品産業・消費における環境負荷の低減

- 111 食品ロス削減
- 112 プラスチック資源循環
- 113 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 114 J-クレジット制度、二国間クレジット制度(JCM)

### 4 多面的機能の維持・発揮

- 115 農林水産業及び農山漁村の有する多面的機能
- 116 総戸数9戸以下の集落の増加と集落活動の実施率の低下
- 117 日本型直接支払

## VIII 農村の活性化

### 1 地方創生

- 118 地方創生2.0の実現に向けた取組

### 2 農泊

- 119 農泊

### 3 農福連携

- 120 農福連携の推進

### 4 農村社会の動向

- 121 中山間地域の状況

### 5 鳥獣害対策

- 122 野生鳥獣による農作物被害
- 123 捕獲鳥獣のジビエ等への利活用

### 6 都市農業

- 124 都市農業の振興

## IX 国民の理解醸成

### 1 食育の推進

125 食育の推進（第4次食育推進基本計画）

## X 行政DX

### 1 行政DX

126 eMAFF・eMAFF地図

## X I 農協・農業委員会

### 1 農協・農業委員会関係

127 農協組織  
128 農協改革の進捗状況  
129 農業委員会

## X II 森林・林業・木材産業

### 1 森林・林業・木材産業施策の背景

130 森林資源の状況  
131 地球温暖化対策と森林  
132 「森業」の推進

### 2 J-クレジット制度

133 J-クレジット制度

### 3 川中・川下の取組

134 木材需給の動向  
135 木材利用の状況  
136 国産材の利用拡大に向けた取組①  
137 国産材の利用拡大に向けた取組②  
138 木材・木材製品の輸出の動向  
139 木質バイオマスの利用

### 4 川上の取組

140 林業生産の動向  
141 林業経営の動向  
142 林業従事者の育成・確保  
143 スマート林業  
144 森林経営管理制度  
145 森林環境税・森林環境譲与税

### 5 花粉症対策

146 花粉症対策

## X III 水産業

### 1 水産業の動向

147 漁業生産量の推移（世界・日本）  
148 漁業消費量の推移（世界・日本）  
149 漁業経営体の動向（就業者、所得）  
150 遠洋・沖合漁業の現状  
151 養殖・沿岸漁業の現状  
152 漁協の現状と見直し  
153 海面利用制度の見直し

### 2 水産政策全般

154 水産基本計画について

### 3 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

155 我が国の資源管理①  
156 我が国の資源管理②  
157 海洋環境の変化への対応  
158 改正漁業法及び水産流通適正化法について

### 4 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

159 養殖業の成長産業化  
160 漁業者の経営安定について  
161 改正漁業災害補償法の概要

### 5 地域を支える漁村の活性化の推進

162 海業の振興  
163 漁港施設等活用事業制度について  
164 水産物の流通構造の現状  
165 外国漁船に対する漁業取締り

### 6 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等

166 スマート水産業の推進

## X IV 国際交渉関係

### 1 国際交渉

167 経済連携の交渉状況（全体像）  
168 経済連携の交渉状況（発効済・署名済）

### 2 CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定

169 農林水産物の輸入（CPTPP）  
170 農林水産物の輸出（CPTPP）  
171 農林水産物の輸入（日EU・EPA）  
172 農林水産物の輸出（日EU・EPA）  
173 農林水産物の輸出入（日米貿易協定）  
174 農林水産物の輸出入（RCEP）  
175 TPP等対策

## X V 災害と対応

### 1 近年の自然災害

176 近年の自然災害における被害  
177 復旧・復興に向けた対応  
178 令和6年能登半島地震への対応

### 2 東日本大震災

179 東日本大震災の被害及び復旧状況

# 統計用語の整理①

## 生産額・所得

目的	用語	統計値<出典>	定義
国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額を知りたいとき	農業総産出額	9.5兆円(令和5年) <生産農業所得統計>	農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格を乗じた額を合計したもの
国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額から物的経費を引いた付加価値額を知りたいとき	生産農業所得	3.3兆円(令和5年) <生産農業所得統計>	農業総産出額から肥料、農薬、光熱費等の物的経費(減価償却費及び間接税を含む。)を差し引いたものに経常補助金を加算したもの
GDP(国内総生産)のうち、農業が生み出した付加価値額を、他産業や外国と比較するとき	農業総生産	4.5兆円(令和5年) <国民経済計算>	農業生産額(=農業総産出額に中間生産物及び農業サービスの産出額を加えたもの)から資材費等を差し引いたもの

・農業総産出額 9.5兆円

最終生産物の生産量 × 価格

・生産農業所得 3.3兆円

経常  
補助金

間  
接  
税

減  
価  
償  
却  
費

資材費等  
(肥料、農薬、光熱費等)

物的経費

・農業総生産 4.5兆円

資材費等  
(肥料、農薬、光熱費等)

農業生産額 = 農業総産出額 + 中間生産物(種子、飼料作物等) + 農業サービス(選果場等)

# 統計用語の整理②

## 農業経営体

### 目的

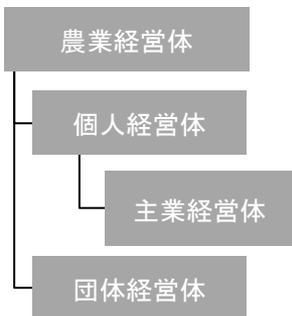
農業(農産物の生産や農作業の受託)を営む経営体の数を知りたいとき

世帯で農業を営む経営体の数を知りたいとき

農業で生計を立てる主な個人経営体の数を知りたいとき

法人や集落営農など、団体に農業を営む経営体の数を知りたいとき

### 用語



### 統計値<出典>

**88万経営体(令和6年)**  
〈農業構造動態調査〉

**84万経営体(令和6年)**  
〈農業構造動態調査〉

**18万経営体(令和6年)**  
〈農業構造動態調査〉

**4万経営体(令和6年)**  
〈農業構造動態調査〉

### 定義

経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者をいう。

個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。  
なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

個人経営体以外の経営体をいう。

## 個人経営体の世帯員

### 目的

年間1日以上自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき

自営農業を仕事として従事した世帯員数を知りたいとき

### 用語



### 統計値<出典>

**194万人(令和6年)**  
〈農業構造動態調査〉

**111万人(令和6年)**  
〈農業構造動態調査〉

### 定義

調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

自営農業を主な仕事としている者をいう。  
(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)

## 農業における被雇用者

### 目的

長期(年間7か月以上)の契約で雇った人数を知りたいとき

短期(臨時)で雇った人数(常雇いに該当しない人数)を知りたいとき

### 用語



### 統計値<出典>

**16万人(令和6年)**  
〈農業構造動態調査〉

**139万人(令和6年)**  
〈農業構造動態調査〉

### 定義

あらかじめ、年間7か月以上の契約で主に農業経営のために雇った人(期間を定めずに雇った人を含む。)をいう。

「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。

○ 昭和35年に比べ、農業就業者数は約7分の1に、農地面積は約4分の3以下に減少するなど、我が国農業を取り巻く状況は大きく変化。農業経営体数は、令和4年に100万経営体を下回った。

○ 農業生産活動指標の推移

	昭和35年	昭和55年	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
農業総生産	—	6兆3,774億円	6兆8,791億円	4兆7,089億円	4兆5,091億円	4兆8,884億円	4兆6,962億円	4兆1,793億円	4兆5,298億円	—	—
対GDP比	—	2.6%	1.3%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%	—	—
農業就業者数	1,273万人注	512万人	290万人	226万人	201万人	194万人	189万人	185万人	181万人	173万人	—
全産業就業者数に占める農業就業者数の割合	28.7%	9.2%	4.5%	3.6%	3.2%	2.9%	2.8%	2.8%	2.7%	2.6%	—
農業経営体数	—	—	237万経営体	168万経営体	138万経営体	108万経営体	103万経営体	98万経営体	93万経営体	88万経営体	—
農業経営体数に占める組織経営体数の割合	—	—	1.2%	1.8%	2.4%	3.6% (団体経営体数の割合)	3.8% (団体経営体数の割合)	4.1% (団体経営体数の割合)	4.4% (団体経営体数の割合)	4.6% (団体経営体数の割合)	—
農家戸数	606万戸	466万戸	312万戸	253万戸	216万戸	175万戸	—	—	—	—	—
総人口	9,342万人	11,706万人	12,693万人	12,806万人	12,710万人	12,615万人	12,550万人	12,495万人	12,435万人	12,380万人	12,330万人 (7/1現在)
農地面積	607万ha	546万ha	483万ha	459万ha	450万ha	437万ha	435万ha	433万ha	430万ha	427万ha	—
再生利用可能な 荒廃農地面積	—	—	—	14.8万ha	12.4万ha	9.0万ha	9.1万ha	9.0万ha	9.4万ha	—	—
耕作放棄地面積	—	12.3万ha	34.3万ha	39.6万ha	42.3万ha	—	—	—	—	—	—

資料：総務省「労働力調査」、「国勢調査」、「人口推計」、内閣府「国民経済計算」、農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」

注：昭和35年の農業就業者数は林業に係る就業者数を含んだ値である。

(用語の解説)

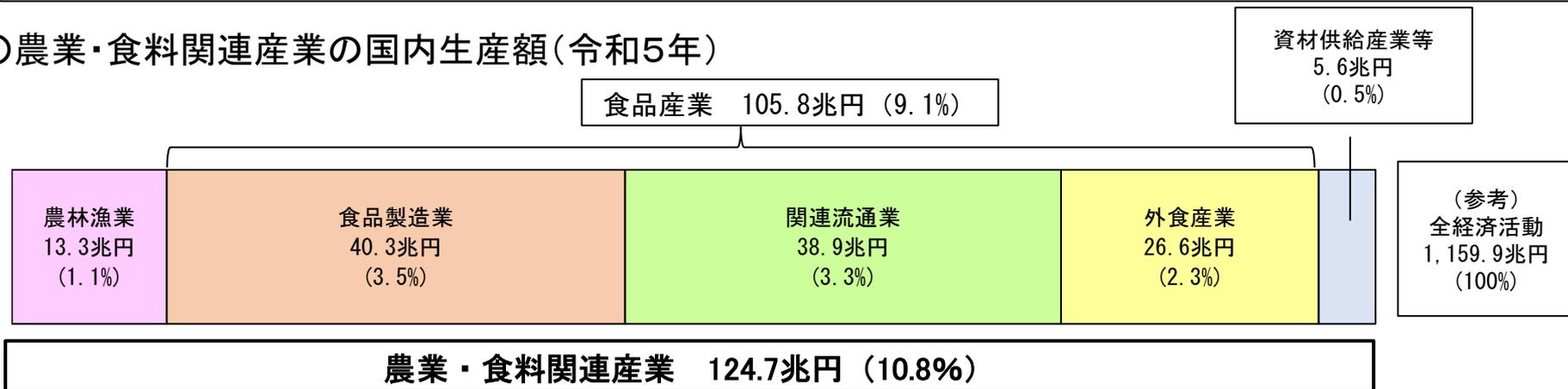
**農業経営体**：経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者である。

平成12年の結果は「販売農家」、「農家以外の農業事業者(販売目的の事業者及び牧草地経営体)」及び「農業サービス事業者」を合算した値であり、組織経営体数は「販売農家」以外を合算した値とした。

**農家**：経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯で、販売農家と自給的農家を合わせたものである。なお、昭和35年～55年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上(昭和35年は2万円以上、55年は10万円以上)の世帯。

○ 令和5年における農業・食料関連産業の国内生産額は124.7兆円で、前年から7.9%増加。これは、コロナ禍から回復しつつある外食産業の生産額の増加（前年比19.3%増加）が主な要因である。

○ 農業・食料関連産業の国内生産額（令和5年）



○ 農林漁業、食品産業の市場規模比較（国内生産額ベース、令和5年）

	国内生産額(億円)	就業者数(万人)
電子部品・デバイス	156,402	64
金属製品	142,439	97
<b>農林漁業</b>	<b>132,949</b>	<b>199</b>
パルプ・紙・紙加工品	89,410	22
窯業・土石製品	74,723	30

	国内生産額(億円)	就業者数(万人)
製造業	3,745,258	1,055
卸売・小売業	1,327,348	1,041
<b>食品産業</b>	<b>1,057,792</b>	<b>776</b>
不動産業	810,243	112
専門・科学技術、業務支援サービス業	758,825	283

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」

注1：国内生産額とは、生産された財及びサービスを生産者が出荷・提供した時点の価格（生産者価格（消費税を含む。））で評価したものである。

注2：国内生産額の割合（%）は出典2統計の推計方法等が異なるため、参考値として記載。

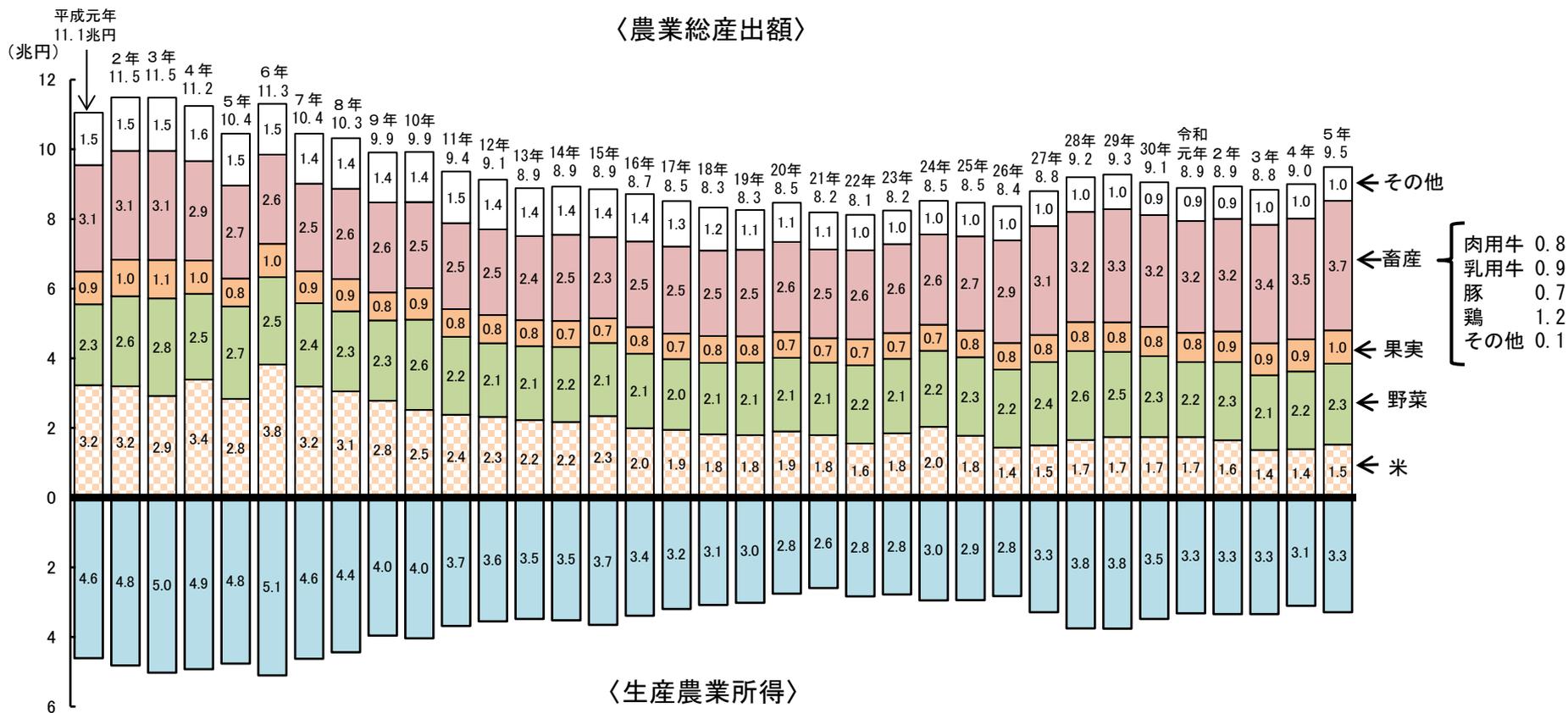
注3：農林漁業の林業は食用の特用林産物の値、資材供給産業等は資材供給産業と関連投資の値の合計、関連流通業は農業及び食料関連産業の商品の取引に係る商業（卸売、小売）及び運輸業の値。

注4：食品産業の就業者数は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食物品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業の合計であり、飲食物に係る卸売業及び運輸業の就業者数は統計上把握できなかったため含めていない。

注5：専門・科学技術、業務支援サービス業の就業者数は、物品賃貸業と学術研究、専門・技術サービス業の合計である。

- 農業総産出額は平成27年以降、9兆円前後で推移。令和5年は、米、野菜、鶏卵の価格上昇等により、9.5兆円に増加(平成10年以来)。
- 生産農業所得は、平成27年以降、3兆円台で推移。

○我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。

注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。

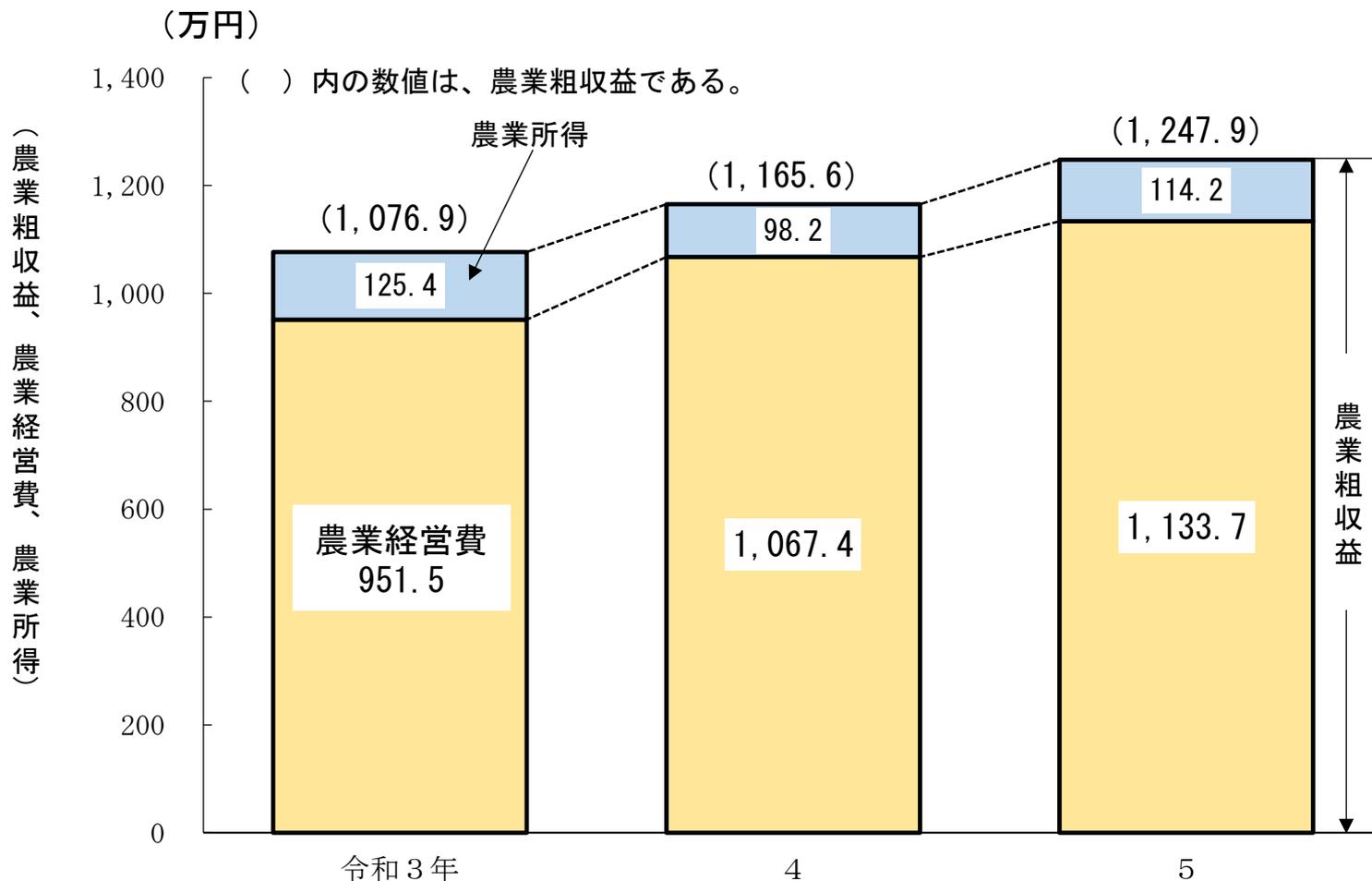
注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

参考：農業総産出額 = Σ (品目別生産量 × 品目別農家庭先販売価格)

生産農業所得 = 農業総産出額 - 物的経費 (肥料、農薬、光熱動力費等) + 経常補助金

○ 近年、経営規模の拡大に伴い1経営体当たりの農業粗収益、農業経営費はともに増加傾向で推移。

○1経営体当たりの農業所得等の推移(全農業経営体・全営農類型平均・全国)

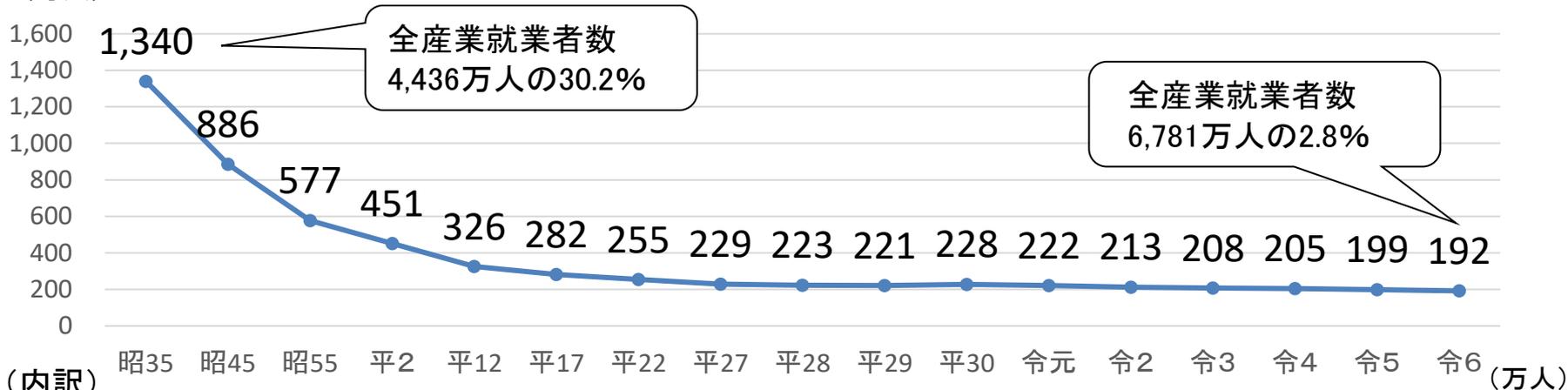


資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計」

- 農林漁業就業者数は昭和35年に比べ、約7分の1に減少し、令和6年で192万人。
- 全産業就業者数に占める割合は3.0%。主要国でもこの割合はおおむね低下。

## ○農林漁業就業者数の推移

(万人)



(内訳)

	昭35	昭45	昭55	平2	平12	平17	平22	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
農業	1,273	823	512	400	290	253	226	201	196	195	203	200	194	189	185	181	173
林業	...	20	19	11	7	6	8	7	6	6	7	8	6	6	7	7	7
漁業	67	44	45	40	29	23	18	20	20	20	18	15	13	13	13	12	12

資料：総務省「労働力調査」

注1)：昭和35年の農業の値は林業を含んだ値である。

注2)：同年であっても、基準となる日本産業分類の改定により分類基準が異なっている場合があるため、グラフの数値と内訳の計は一致しないことがある。

## ○主要国における農林漁業就業者数の全産業就業者数に占める割合

		米国	カナダ	EU (27)				英国	ロシア	豪州	中国	韓国	日本	
				仏	独	伊	蘭							
全産業就業者数対比(%)	2000(平12)	1.6	2.5	8.0	4.1	2.6	5.2	3.3	1.5	14.5	4.9	50.0	10.6	5.1
	2023(令5)	1.6	1.3	3.8	2.5	1.2	3.6	1.9	1.0	5.7	2.1	22.3	5.3	3.0

資料：ILO STAT（中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。）、日本は、総務省「労働力調査」

○ 農業経営体のうち個人経営体は減少傾向で推移している一方、団体経営体は増加傾向で推移。

## ○農業経営体数の推移

(単位:万経営体)

	平17	22	27	令2	3	4	5	6
農業経営体数	200.9	167.9	137.7	107.6	103.1	97.5	92.9	88.3
個人経営体	197.6	164.4	134.0	103.7	99.1	93.5	88.9	84.2
主業経営体	42.9	36.0	29.2	23.1	22.2	20.5	19.1	17.7
準主業経営体	44.3	38.9	25.9	14.3	13.6	12.6	11.6	10.2
副業的経営体	109.1	88.3	79.0	66.4	63.3	60.4	58.2	56.4
団体経営体	3.3	3.6	3.7	3.8	4.0	4.0	4.1	4.1
法人経営体	1.9	2.2	2.7	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3

資料:農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注1:「農業経営体」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円に相当する規模以上の農業を行う者、又は農作業受託を行う者をいう。

注2:「主業経営体」とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる個人経営体

注3:「準主業経営体」とは、農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる個人経営体

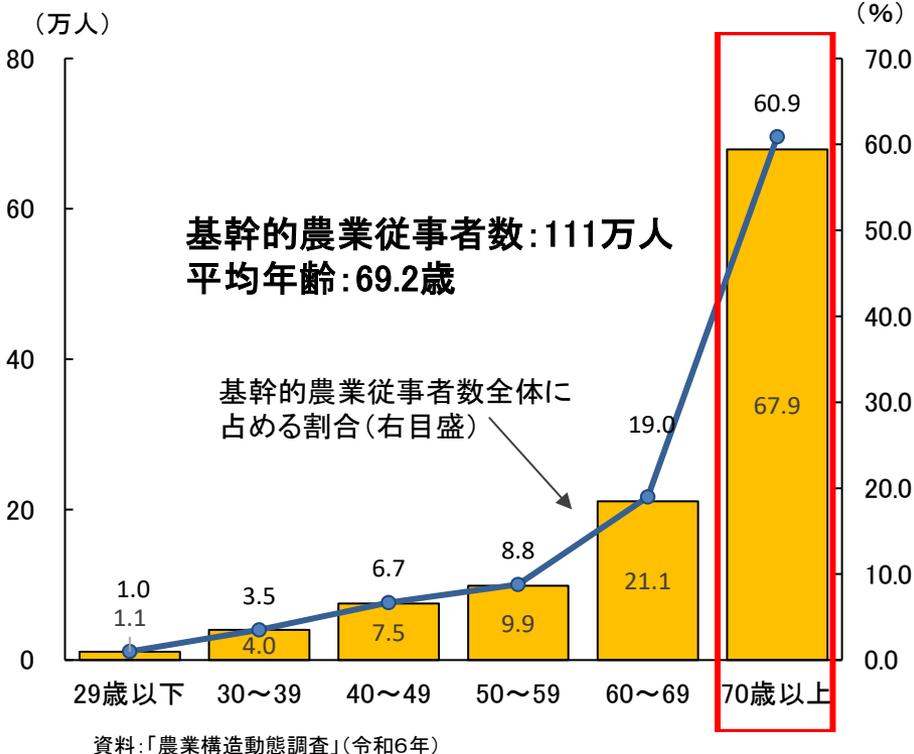
注4:「副業的経営体」とは、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいない個人経営体

注5:平成17年及び平成22年の主副業別経営体は、販売農家の数値、平成27年、令和2年から6年は個人経営体の数値である。

注6:団体経営体について、平成27年、令和2年から6年以外は組織経営体の数値である。

- 我が国の農業を支える基幹的農業従事者の高齢化が進行し、令和6年における基幹的農業従事者数は111万人、年齢構成は70歳以上の層にピーク、平均年齢は69.2歳に上昇。
- 基幹的農業従事者の年齢構成について65歳以上が占める割合は、主要国と比較して突出。

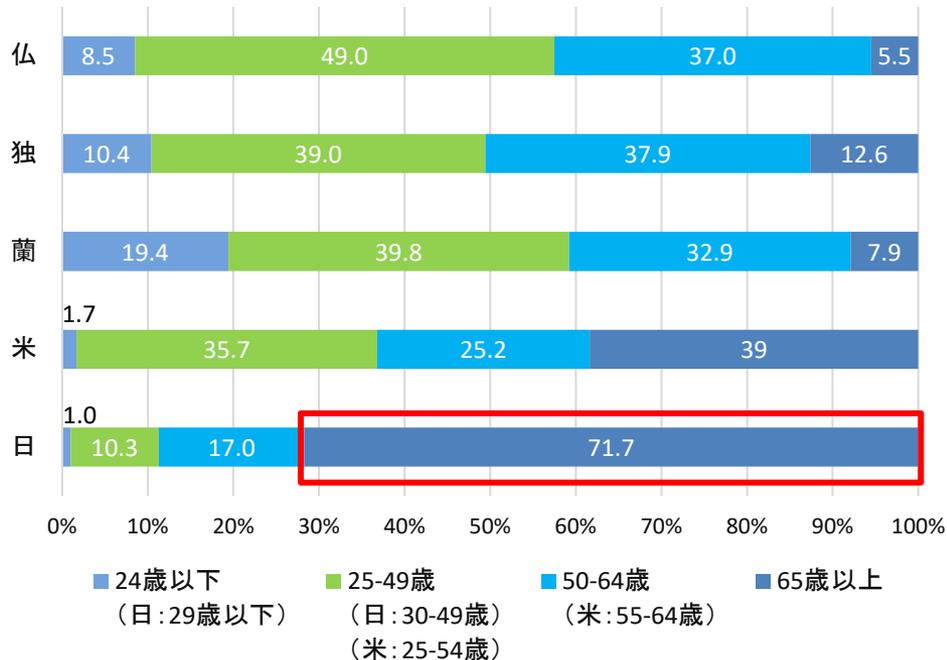
### ○基幹的農業従事者の年齢構成(令和6年)



#### (用語の解説)

**基幹的農業従事者**: 自営農業を主な仕事としている者。(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)

### ○各国の農業従事者の年齢構成



#### 【資料】

仏独蘭は、EUROSTAT(2024): 農業に従事した世帯員  
 米は、米国農務省「2022年農業センサス」  
 : 農業に従事した世帯員  
 日は、農林水産省「農業構造動態調査」(令和6年)  
 : 年齢階層別基幹的農業従事者

○ 令和6年の農業経営体の常雇いは15万8千人で、近年は横ばいで推移。臨時雇いは令和6年で151万5千人。

## ○農業経営体における雇用労働

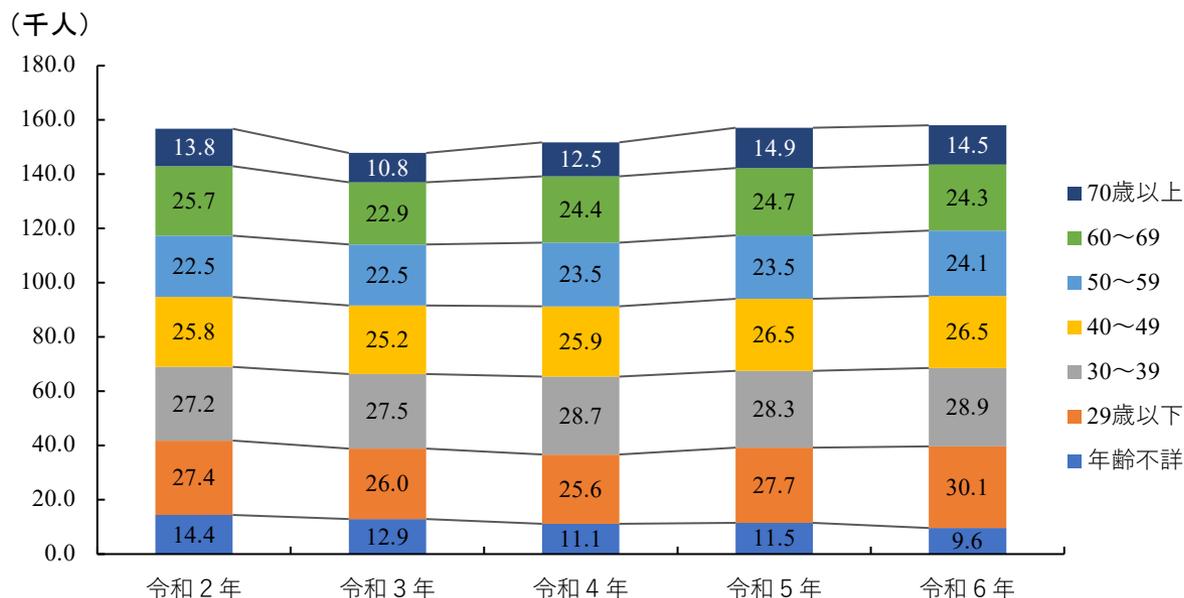
(単位:万人)

	平17	22	27	令2	3	4	5	6
常雇い	12.9	15.4	22.0	15.7	14.8	15.2	15.7	15.8
臨時雇い (手伝い等を含む)	228.1	217.6	145.6	94.8	141.7	148.1	158.2	151.5

資料:農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注:平成27年以前は、農業経営のために雇った人のみを把握。令和2年以降は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人を計上。

## ○年齢階層別常雇い数の推移



○ 経営耕地面積は、規模拡大が進んだ北海道を除くと、都府県では1経営体当たり平均2.5haであり小規模経営が多数。部門別では、畜産などで規模拡大が進展したが、稲作等の土地利用型農業においては拡大のテンポが緩やか。

○ 1経営体当たりの平均経営規模の推移

		平2	7	12	17	22	27	30	31	令2	3	4	5	6	7	規模拡大率 (R6/H2,倍)
経営耕地 (ha)	全国	1.5	1.6	1.7	1.9	2.2	2.5	3.0	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.6	-	2.4
	北海道	12.9	15.0	17.3	20.1	23.5	26.5	28.9	28.5	30.2	30.8	33.1	34.0	34.1	-	2.7
	都府県	1.1	1.2	1.3	1.4	1.6	1.8	2.2	2.2	2.2	2.2	2.3	2.4	2.5	-	2.2
経営部門別 (全国)	水稲(ha) (1経営体当たり)	0.72	0.95	0.85	0.99	1.17	1.38	-	-	1.80	-	-	-	-	-	2.5 (R2/H2)
	乳用牛(頭)	32.5	44.0	52.5	59.7	67.8	77.5	84.6	88.8	93.9	98.3	103.1	107.6	110.3	114.4	3.5 (R7/H2)
	肉用牛(頭)	11.6	17.5	24.2	30.7	38.9	45.8	52.0	54.1	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2	76.3	6.6 (R7/H2)
	養豚(頭)	272.3	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,809.7	2,055.7	2,119.4	-	2,413.0	2,492.8	2,657.6	2,810.9	-	10.3
	採卵鶏(羽)	1,583	20,059	28,704	33,549	44,987	52,151	63,198	66,883	-	74,839	75,851	76,082	79,103	-	50.0
	ブロイラー(羽)	27,200	31,100	35,200	38,600	44,800	57,000	61,400	61,400	-	64,700	66,300	67,400	70,700	-	2.6

資料: 農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「畜産物流通統計」

注1: 経営耕地、水稲については、農業経営体(経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者)の数値である。

2: 経営耕地の平成12年以前の数値は「販売農家」、「農家以外の農業事業体(販売目的の事業体及び牧草地経営体)」を合算した値である。

3: 水稲の平成12年以前の数値は「販売農家」、「農家以外の農業事業体(販売目的の事業体)」を合算した値である。

また、平成7年以前は水稲を収穫した経営体の数値であり、平成12年以降は販売目的で水稲を作付した経営体の数値である。

4: 乳用牛及び肉用牛の平成31年以前の数値は飼養者を対象とした統計調査結果であり、令和2年以降の数値は牛個体識別全国データベース等の行政記録情報及び関係統計を利用して集計した加工統計である。

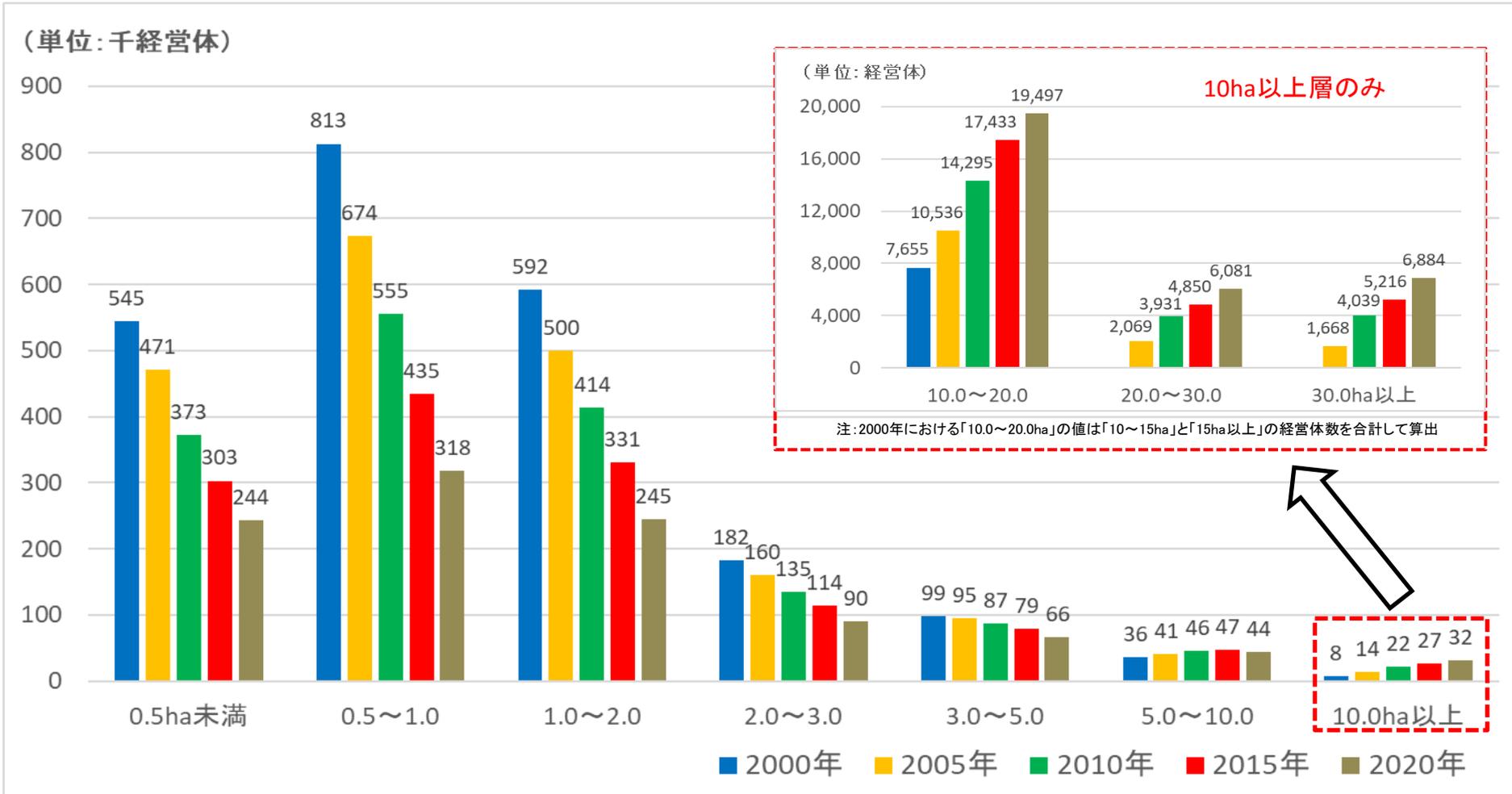
5: 採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1,000羽未満」の飼養者を除く。

6: ブロイラーの平成27年以降の数値は年間出荷羽数「3,000羽未満」の飼養者を除く。

7: 養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。また、ブロイラーの平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。

○ 都府県における経営耕地規模別経営体数は2000年以降、5ha未満の経営体数は一貫して減少する一方、10ha以上の経営体数は増加。

○都府県における経営耕地規模別経営体数の推移



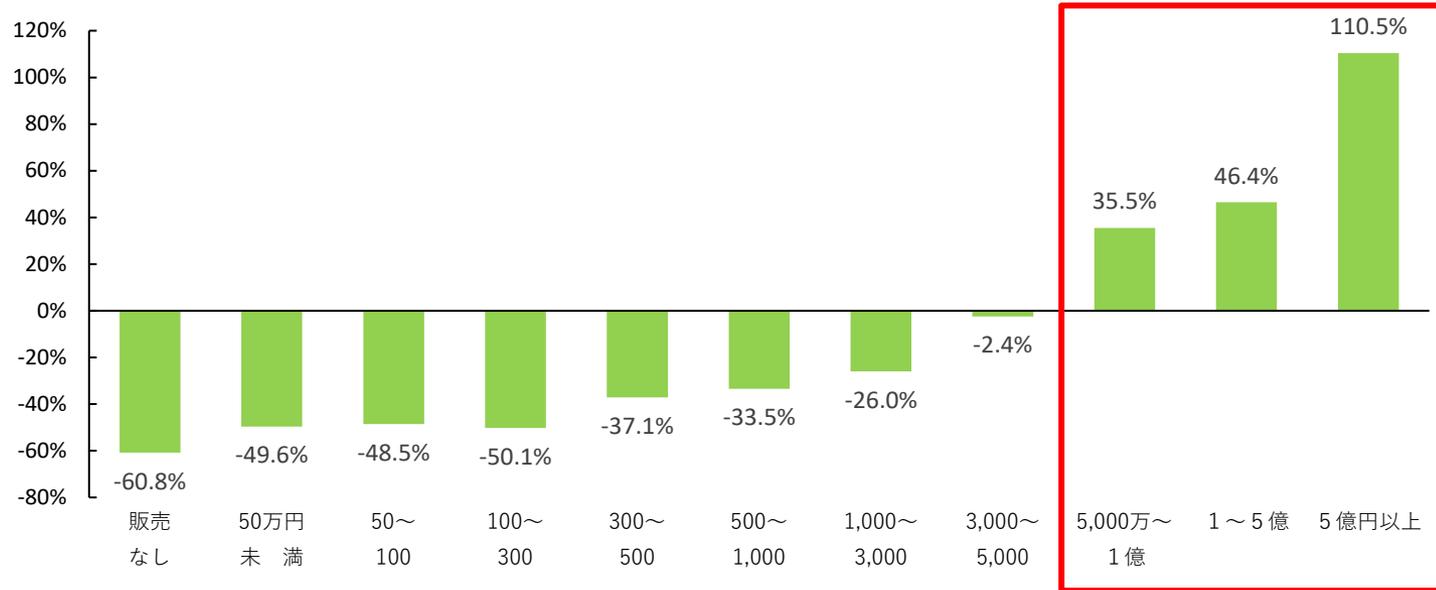
資料:農林水産省「農林業センサス」

注1:2000年は販売農家、2005年以降は農業経営体の数値である。

2:「0.5ha未満」には「経営耕地なし」を含む。

- 2005年から2020年にかけて、農業経営体数は販売額5000万円以上の層で増加しており、特に5億円以上の層は2倍以上に拡大している。
- 販売規模の上位層ほど、法人の占める割合が増加し、2020年における1～5億円の経営体の6割強、5億円以上の経営体の9割強は法人が占めている。

○農産物販売金額規模別の農業経営体数の増減率(2005(H17)年→2020(R2)年)



	計	販売なし	50万円未満	50~100	100~300	300~500	500~1,000	1,000~3,000	3,000~5,000	5,000万~1億	1~5億	5億円以上
2005年	2,009,380	248,625	570,143	341,461	426,855	132,535	137,893	116,469	20,623	9,683	4,463	630
2020年	1,075,705	97,495	287,122	175,832	212,830	83,413	91,764	86,145	20,122	13,120	6,536	1,326
うち法人	30,707 (2.9%)	2,755 (2.8%)	802 (0.3%)	720 (0.4%)	1,580 (0.7%)	1,371 (1.6%)	2,816 (3.1%)	6,645 (7.7%)	3,945 (19.6%)	4,438 (33.8%)	4,367 (66.8%)	1,268 (95.6%)

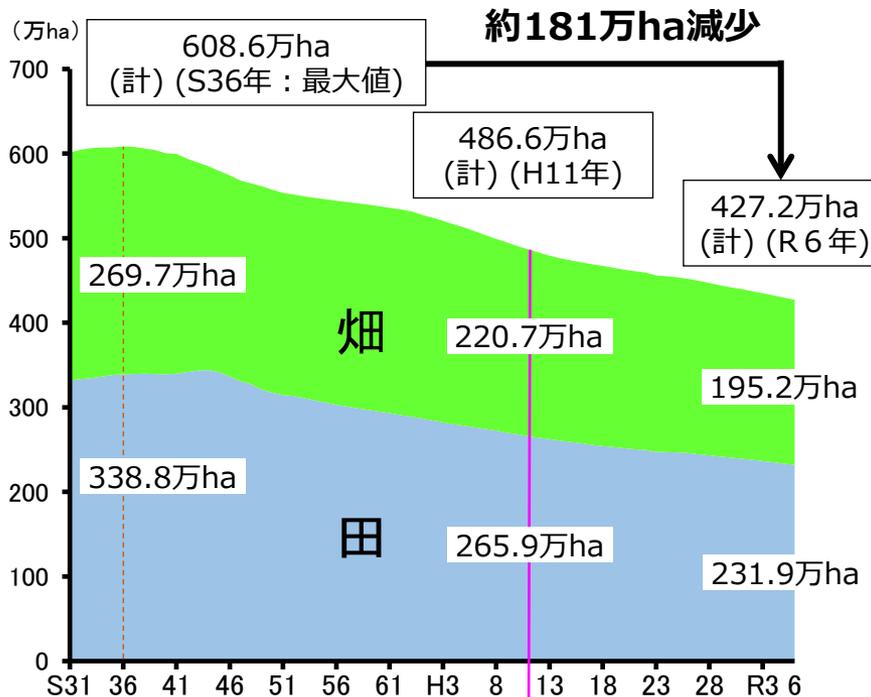
2005年→2020年  
2倍以上に増加

2020年  
1～5億円を販売する経営体の6割強、  
5億円以上販売する経営体の9割強は法人

資料:農林水産省「農林業センサス」

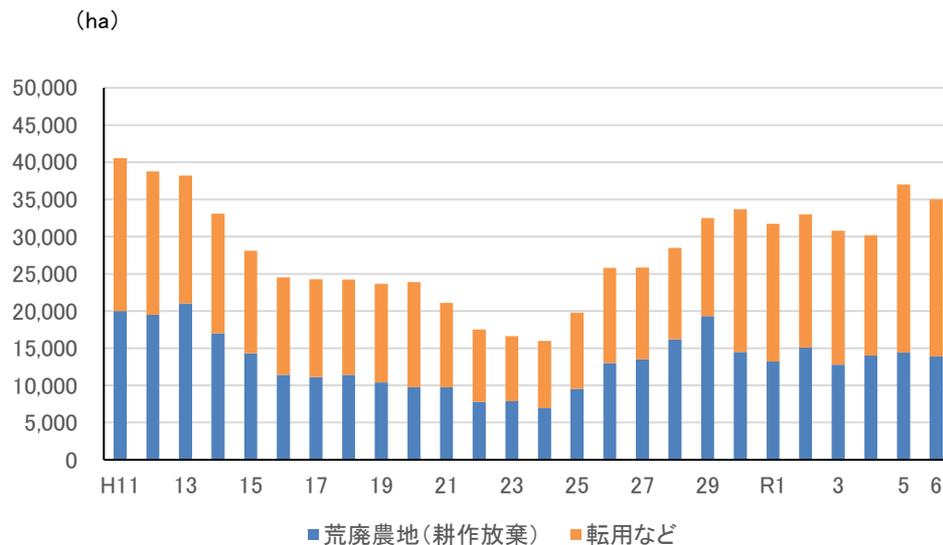
- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、昭和36年に比べて、約181万ha減少。
- 農地面積の減少要因であるかい廃面積は、基本法制定以降減少傾向にあったものの、平成25年から増加に転じ、平成29年以降は3万ha以上で推移。

### ○農地(耕地)面積の推移



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

### ○かい廃面積(減少要因)の推移



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1: 「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。

注2: 「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。

注3: かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、平成29年から要因別の調査を廃止したため、平成29年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

### 農地面積の目標 (食料・農業・農村基本計画 (R7年4月閣議決定))

令和6年現在の農地面積 **427万ha** ➡ 令和12年時点で確保目標としている農地面積 **412万ha**

# ○ 荒廃農地等の状況

## ① 概念図 (数値は令和5年度データ)



資料:「令和5年 耕地面積調査」「令和5年 遊休農地に関する措置の状況に関する調査」※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

## ② 用語の定義

<b>荒廃農地</b>	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
<b>再生利用が可能な荒廃農地(A分類)</b>	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの(1号遊休農地)
<b>再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)</b>	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの
<b>遊休農地</b>	
<b>1号遊休農地</b>	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)
<b>2号遊休農地</b>	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地
<b>耕作放棄地</b>	以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地(農家の自己申告)(農林業センサス)



## ③ 荒廃農地等の推移 (単位: 万ha)

### ・荒廃農地面積の推移

	今回新たに発生した面積	再生利用された面積	再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類) ※参考値	荒廃農地面積計(A分類+B分類) ※参考値
平成26年	—	1.0	13.2	14.4	27.6
平成27年	—	1.1	12.4	16.0	28.4
平成28年	—	1.7	9.8	18.3	28.1
平成29年	—	1.1	9.2	19.0	28.3
平成30年	—	1.0	9.2	18.8	28.0
令和元年	—	0.8	9.1	19.2	28.4
令和2年	—	0.8	9.0	19.2	28.2
令和3年	3.0	1.3	9.1	16.9	26.0
令和4年	2.8	1.1	9.0	16.3	25.3
令和5年	2.5	1.0	9.4	16.3	25.7

### ・耕作放棄地面積の推移(農林業センサス)

年	耕作放棄地面積
昭和50年	13.1万ha
昭和55年	12.3万ha
昭和60年	13.5万ha
平成2年	21.7万ha
平成7年	24.4万ha
平成12年	34.3万ha
平成17年	38.6万ha
平成22年	39.6万ha
平成27年	42.3万ha

注: 1 平成27年までの荒廃農地面積は、推計値。

2 令和3年、経営局の「遊休農地調査」、農林振興局の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を一本化し調査項目の見直しを行い、「今回新たに発生した面積」の把握が可能となった。

3 令和3年調査より調査内容等の見直しを行ったことに伴い、特に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地面積が減少したため、令和2年以前の合計値との単純比較はできない。

資料: ○農林水産省農村振興局 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

○農林水産省経営局・農村振興局 「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」

○ 農作物作付(栽培)延べ面積は減少傾向で推移しており、令和5年の農作物作付(栽培)延べ面積は391.2万ha、耕地利用率は91.0%。

## ○品目別作付面積の推移

	昭和35年	40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	5年
作付(栽培)延べ面積(万ha)	812.9	743.0	631.1	575.5	570.6	565.6	534.9	492.0	456.3	438.4	423.3	412.7	399.1	391.2
水稻(子実用)	312.4	312.3	283.6	271.9	235.0	231.8	205.5	210.6	176.3	170.2	162.5	150.5	146.2	134.4
麦類(4麦・子実用)	144.0	89.8	45.5	16.8	31.3	34.7	36.6	21.0	23.7	26.8	26.6	27.4	27.6	29.6
大豆(乾燥子実)	30.7	18.4	9.6	8.7	14.2	13.4	14.6	6.9	12.3	13.4	13.8	14.2	14.2	15.5
そば(乾燥子実)	4.7	3.1	1.9	1.8	2.4	1.9	2.8	2.3	3.7	4.5	4.8	5.8	6.7	6.7
なたね(子実用)	19.1	8.5	1.9	0.4	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	…	0.2	0.2	0.2	0.2
その他作物	301.9	310.8	288.7	275.9	287.4	283.7	275.3	251.2	240.3	223.5	215.5	214.6	204.3	204.8
飼肥料作物	50.6	61.1	73.6	87.2	103.4	104.9	109.6	101.3	102.6	90.6	91.1	97.5	95.6	101.8
野菜	81.2	89.4	83.8	54.7	55.9	55.1	53.1	58.8	54.0	51.2	49.6	47.5	44.9	43.0
果樹	25.1	35.1	41.7	43.4	42.2	38.2	34.2	31.0	28.1	25.9	24.0	22.3	20.5	19.4
耕地利用率(%)	133.9	123.8	108.9	103.3	104.5	105.1	102.0	97.7	94.5	93.4	92.2	91.8	91.3	91.0

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「野菜生産出荷統計」

注1：農作物作付(栽培)延べ面積の内訳の表章項目について、平成29年から作物統計調査を変更したことに伴い変更したため、本表の平成27年以前の表章項目は、平成29年以降の表章項目に合わせ再編集した。また、その他作物の内数として飼肥料作物、野菜及び果樹の表章を追加した。

注2：なたね(子実用)の平成7年及び平成12年は主産県の合計面積である。また、平成17年は調査を実施していない。

注3：飼肥料作物は青刈り面積を含む。ただし、平成7年及び平成12年については麦類の青刈り用を含まない。また、平成17年以降は飼料作物の面積である。

注4：野菜は主要41品目の合計面積である。ただし、昭和45年以前は主要41品目以外の野菜も含む。

注5：果樹は、主要14品目に「その他かんきつ類」の栽培面積を加えた面積である。

注6：耕地利用率は、耕地面積を「100」とした場合の作付(栽培)延べ面積の割合である。

注7：昭和35年、40年、45年には沖縄県を含まない。

○ 令和5年の田耕地面積は233.5万ha、農作物作付(栽培)延べ面積は217.5万ha、耕地利用率は93.1%。  
畑耕地面積は196.2万ha、農作物作付(栽培)延べ面積は173.7万ha、耕地利用率は88.5%。

## ○耕地面積の利用状況

【耕地面積：429.7万㌦】

【作付延べ面積：391.2万㌦】（耕地利用率：91.0%）

・水稲（主食用）：124.2万㌦	・その他作物：204.8万㌦
・水稲（加工用）：4.9万㌦	うち、かんしょ：3.2万㌦
・麦類：29.6万㌦	小豆：2.5万㌦
小麦：23.2万㌦	いんげん：0.6万㌦
二条大麦：3.9万㌦	らっかせい：0.6万㌦
六条大麦：2.0万㌦	野菜（41品目）：43.0万㌦
はだか麦：0.6万㌦	果樹（注1）：19.4万㌦
・大豆：15.5万㌦	茶：3.6万㌦
・そば：6.7万㌦	飼料作物：101.8万㌦
・なたね：0.2万㌦	うち、WCS用稲：5.3万㌦
	（稲発酵粗飼料用稲）
	飼料用米：13.4万㌦

田畑別内訳

【田耕地面積：233.5万㌦】

作付延べ面積：217.5万㌦（耕地利用率：93.1%）

・水稲（主食用）：124.2万㌦	・大豆：12.2万㌦
・水稲（加工用）：4.9万㌦	・そば：3.9万㌦
注：田以外の利用を含む。	・その他作物：47.9万㌦
・麦類：18.9万㌦	うち、飼料作物：28.7万㌦

【畑耕地面積：196.2万㌦】

作付延べ面積：173.7万㌦（耕地利用率：88.5%）

【普通畑面積：112万㌦】

・麦類：10.7万㌦
・大豆：3.3万㌦
・そば：2.8万㌦
・飼料作物：73.1万㌦

（牧草地と重複計上）

【樹園地面積：25.4万㌦】

・果樹（注2）：19.4万㌦
・茶：3.6万㌦

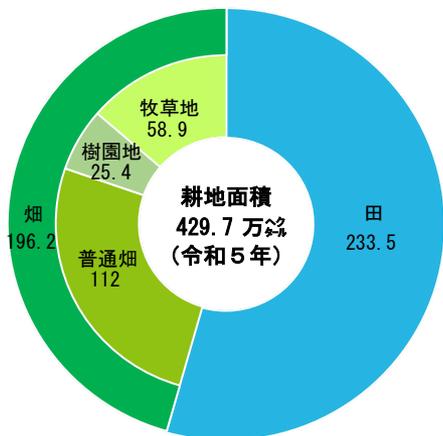
【牧草地面積：58.9万㌦】

・飼料作物：73.1万㌦
--------------

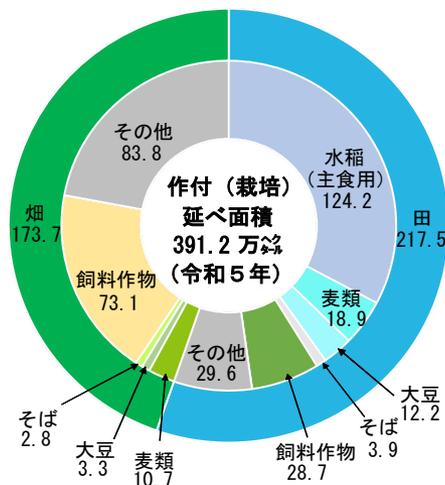
（普通畑と重複計上）

かい廃面積：3.7万㌦ うち、荒廃農地：1.4万㌦

耕地面積 429.7万㌦（畑 196.2万㌦、田 233.5万㌦）



作付延べ面積 391.2万㌦ 耕地利用率 91.0%



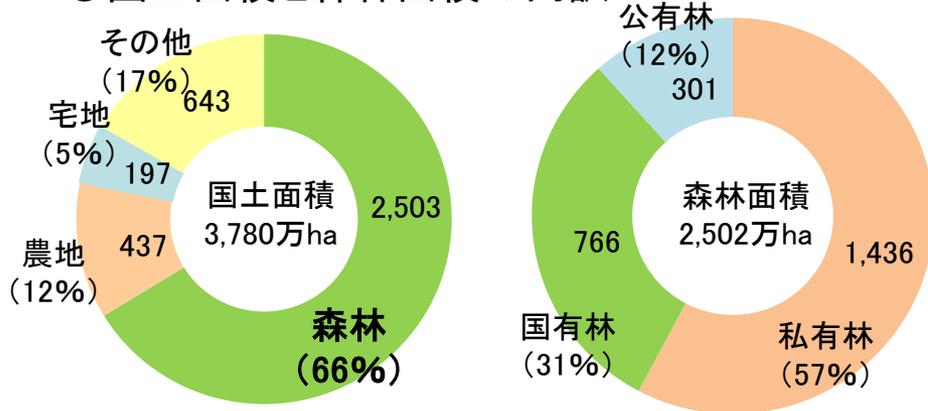
うち、荒廃農地↓0.7万㌦  
かい廃面積↓2.1万㌦

うち、荒廃農地↓0.7万㌦  
かい廃面積↓1.7万㌦

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「野菜生産出荷統計」、「米政策関連情報公表値」  
注1：果樹栽培面積は、主要14品目に「その他かんきつ類」の栽培面積を加えた値である。  
注2：かい廃面積は、令和4年7月15日から令和5年7月14日までの間に生じたものである。  
注3：表・グラフ内の、麦類及びなたねは子実用、大豆、小豆、いんげん、らっかせい及びそばは乾燥子実である。

- 我が国は国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林国。
- 森林のうち6割が私有林、3割が国有林、1割が公有林。
- 日本の排他的経済水域等は、国土面積の約12倍の約447万km<sup>2</sup>。

### ○国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「令和5年版土地白書」

注1: 数値は令和2年のもの。

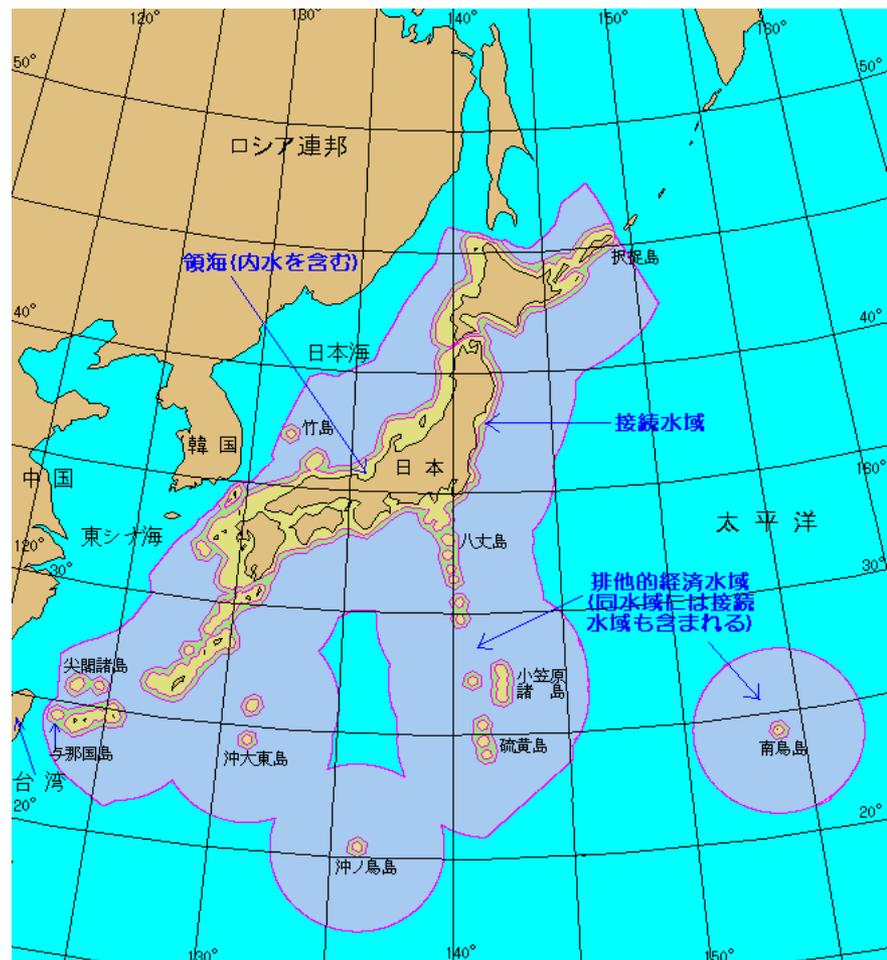
注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

資料: 林野庁「森林資源の現況」

注1: 数値は令和4年3月31日現在。

注2: 計の不一致は四捨五入による。

### ○我が国の排他的経済水域

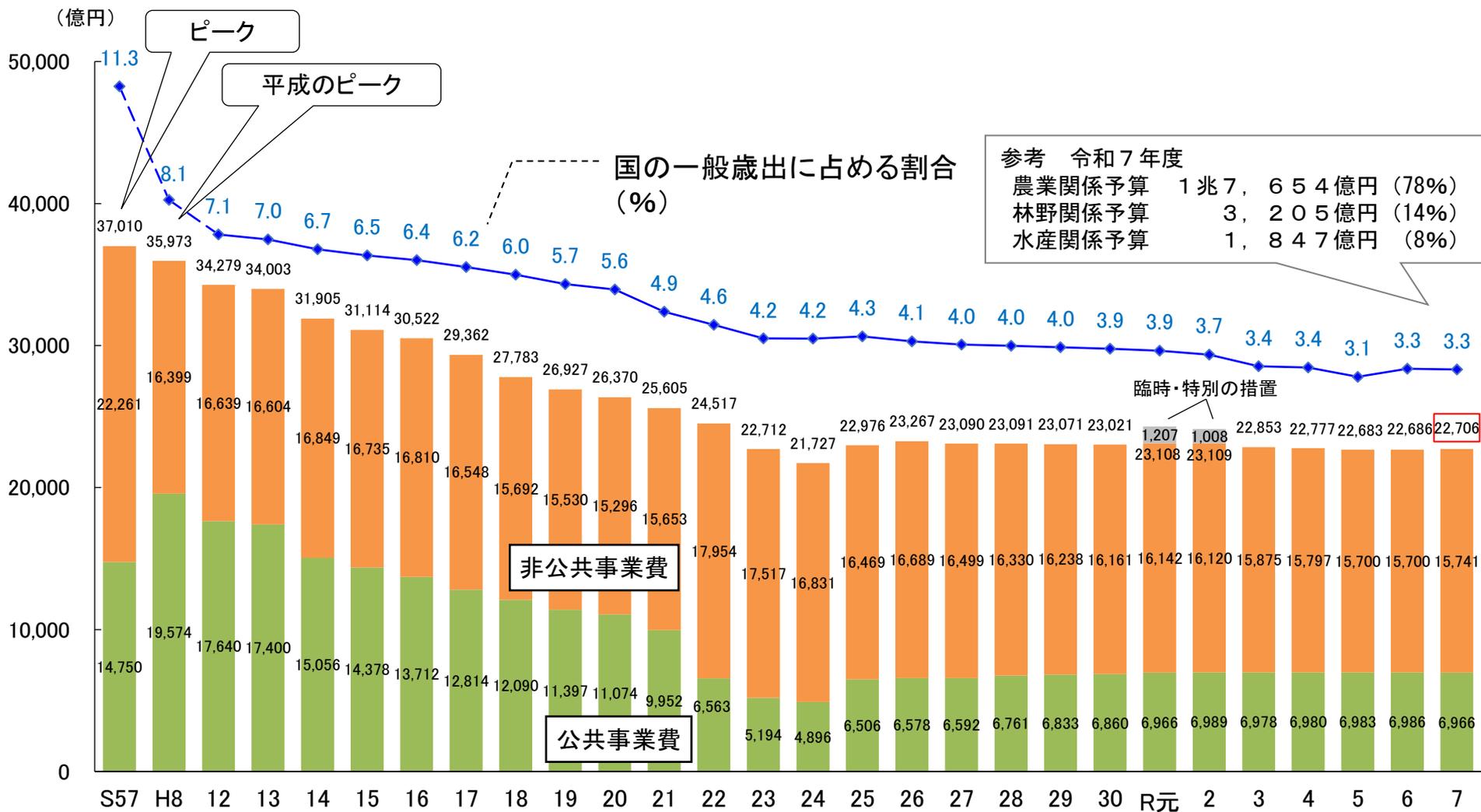


### ○国別排他的経済水域等(領海+排他的経済水域)

国別排他的経済水域等面積 (米国国務省及び海上保安庁資料)	
米国	762万km <sup>2</sup>
オーストラリア	701万km <sup>2</sup>
インドネシア	541万km <sup>2</sup>
ニュージーランド	483万km <sup>2</sup>
カナダ	470万km <sup>2</sup>
日本	447万km <sup>2</sup>
全海洋面積	36,106万km <sup>2</sup>

参考: 日本の国土面積: 約37.8万km<sup>2</sup>

○ 令和7年度の農林水産関係当初予算は、2兆2,706億円(国の一般歳出の3.3%)。ピーク時(3兆7,010億円(昭和57年度))の61%。



注1: 当初予算額ベース。

注2: 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

注3: 一般歳出とは、一般会計歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

- 令和5年の農業産出額の都道府県別順位は、1位が北海道、次いで鹿児島、茨城。
- 上位道県の主要部門は畜産と野菜であり、北海道、鹿児島、千葉及び熊本は畜産、茨城は野菜が1位部門。

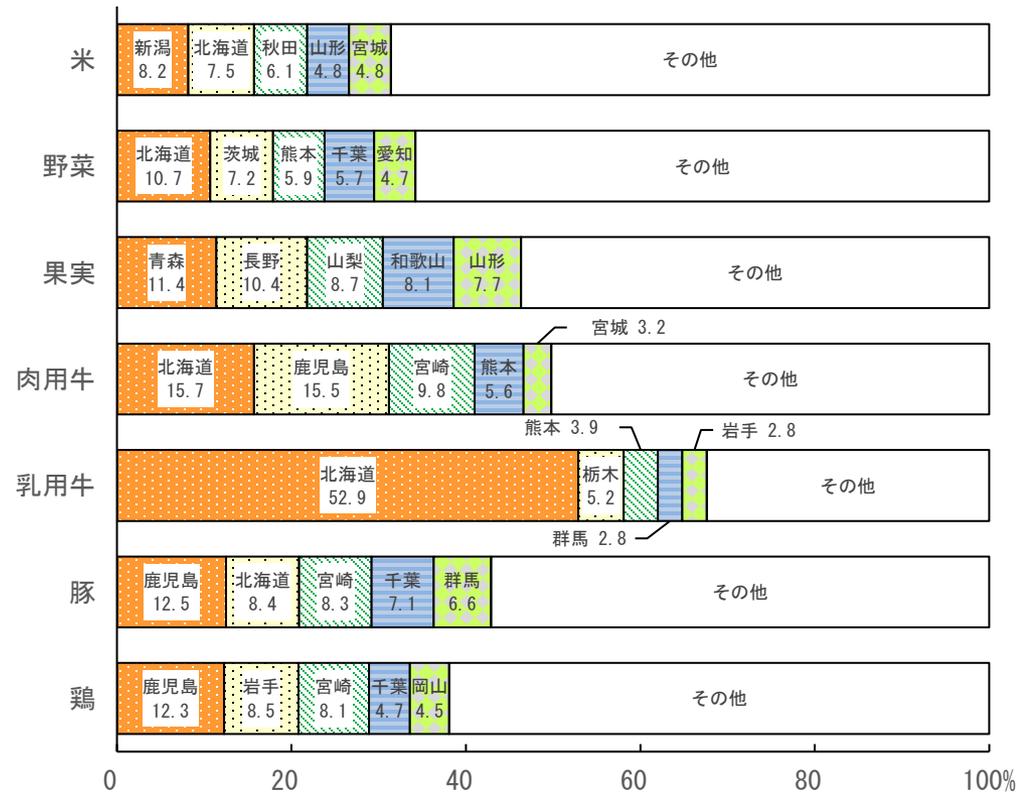
### ○農業産出額上位10都道府県

単位：億円

順位	令和4年		令和5年	
	都道府県	産出額	都道府県	産出額
1	北海道	12,919	北海道	13,478
2	鹿児島県	5,114	鹿児島県	5,438
3	茨城県	4,384	茨城県	4,536
4	千葉県	3,676	千葉県	4,029
5	熊本県	3,512	熊本県	3,757
6	宮崎県	3,505	宮崎県	3,720
7	青森県	3,168	青森県	3,466
8	愛知県	3,114	愛知県	3,207
9	栃木県	2,718	岩手県	2,975
10	長野県	2,708	栃木県	2,959

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

### ○主要部門における農業産出額の都道府県別の構成比(令和5年)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵、ブロイラーを含む。

○ 25年前(2000年)と比較して、小麦、豚肉、鶏肉の国内生産量については増加。  
米、野菜、果実、牛乳・乳製品、牛肉の国内生産量については減少。その他の国内生産量については概ね横ばい※

※ ただし、子実とうもろこし(飼料用)については20年前のデータがないため除く。

○ 主要農畜産物の流通状況について

	生産面積 (飼養頭羽数)	国内生産量 (国内消費に占める割合)	輸入量	国内消費量	輸出量	輸出額
米	145.8万ha※注1	7,852千トン (99%) ※注2	776千トン※注3	8,235千トン 831千トン※注4	45千トン	120.3億円
小麦	23.2万ha	1,029千トン (16%)	5,331千トン	6,502千トン	-	-
大豆	15.5万ha	261千トン (7%)	3,071千トン	3,562千トン	-	-
野菜	36.8万ha※注5	10,873千トン (79%)	2,920千トン	13,626千トン	24千トン	154.2億円
加工・業務用野菜	-	3,570千トン (68%)	1,660千トン	5,230千トン	-	-
果実	19.4万ha	2,447千トン (38%)	1,707千トン (生鮮・乾燥)	6,441千トン	43千トン	333.3億円
牛乳・乳製品	1,293千頭	7,324千トン (63%)	4,281千トン	11,702千トン	35千トン※注6	307.9億円
牛肉	2,595千頭	502千トン(351千トン) (40%) ※注7	717千トン (502千トン)	1,243千トン (870千トン)	11千トン	648.2億円
豚肉	8,798千頭※注8	1,298千トン(909千トン) (49%) ※注7	1,330千トン (931千トン)	2,654千トン (1,858千トン)	2千トン	23.8億円
鶏肉	144,859千羽※注8,9	1,690千トン (65%)	914千トン	2,600千トン	5千トン	24.8億円
鶏卵	168,599千羽※注8,10	2,478千トン (96%)	110千トン	2,568千トン	22千トン	71.1億円
(参考) 子実とうもろこし (飼料用)	0.28万ha※注11	17千トン※注11 (0.14%)	11,332千トン	11,938千トン	-	-

資料：農林水産省「畜産統計(令和6年2月1日現在および令和7年2月1日現在)」、「食料需給表(令和5年度)」、「作物統計(令和4年度、令和5年度)」、「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移(令和5年度)」、「米をめぐる状況について(令和6年6月)」、財務省「貿易統計」  
畜産物の輸出量及び輸出額については年次による算出。

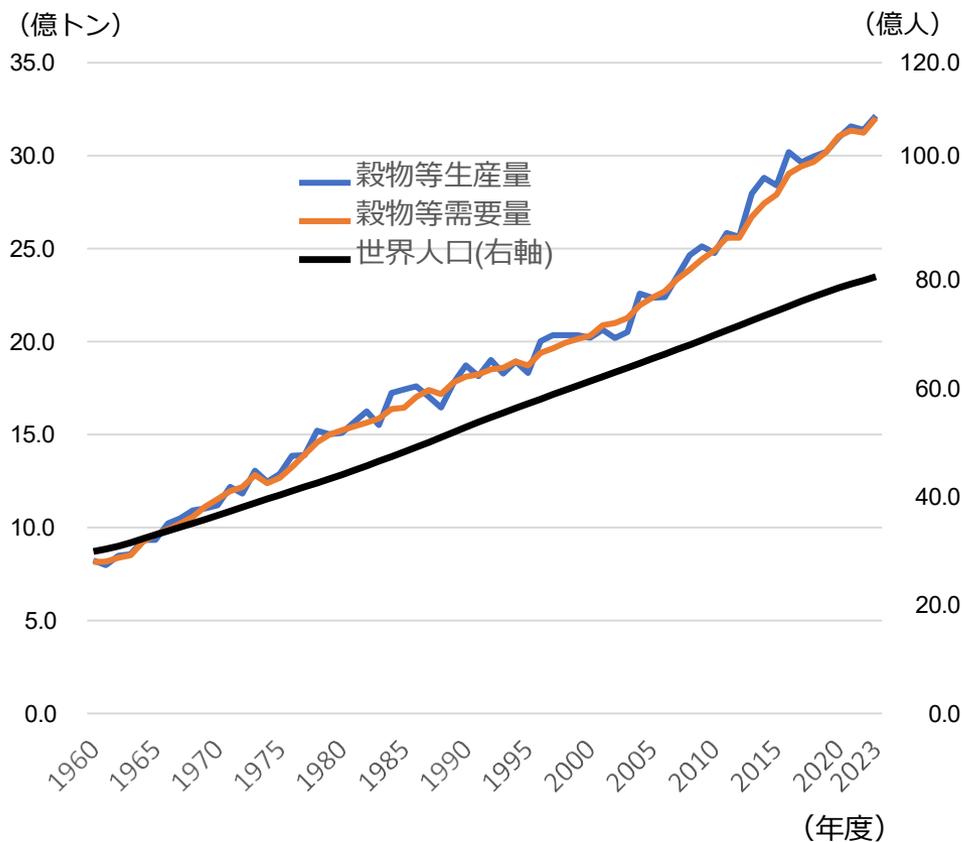
加工・業務用野菜については、農林水産政策研究所調べ。指定野菜(ばれいしょを除く13品(だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン))を用いて試算。  
なお、野菜及び加工・業務用野菜は、出典及び算出方法が異なるため欄を別にしている。

注1：米の生産面積は、作物統計の水陸稲(子実用)作付面積及び飼料用米の作付面積の合計。  
注2：米の国内生産量は、主食用米のほか、備蓄用米、加工用米、飼料用米等を含む。米の国内消費に占める割合は、国内生産量に国内米在庫取崩し量を加えた数量を用いて算出した米の自給率である。  
注3：コメの輸入量は、令和6年度のMA米及びTPP11豪州枠の輸入契約数量と財務省「貿易統計」に基づく枠外輸入数量(もみ・玄米・精米・砕精米)の合計。  
注4：米の国内消費量は国内消費仕向量。下段の数値は、年産更新等に伴う飼料用の政府売却数量で外数であり、自給率の算出には除いている。米の輸出量、輸出額は、政府による食糧援助を除く。

注5：生産面積については、令和4年食料需給表の国内生産量を、食料自給力の主要品目の10a当たり収量生産能力2,957.9kgで割って計算している。  
注6：加工・業務野菜の生産面積、輸出量、輸出額の項目については、統計等で加工・業務用に特化した数値を把握していないため、「-」表記としている。  
注7：輸出量は製品重量  
注8：豚肉と鶏肉の国内生産量、輸入量及び国内消費量は枝肉ベース。( )内は部分肉ベース。  
注9：豚肉、鶏肉、鶏卵の飼養頭羽数は、令和6年の数値である。  
注10：年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者の飼養羽数含まない。  
注11：種鶏のみの飼養者及び成鶏のみ飼養羽数1,000羽未満の飼養者の飼養羽数含まない。  
注12：子実とうもろこし(飼料用)の生産面積、国内生産量については、畜産局飼料課による都道府県聞き取り。

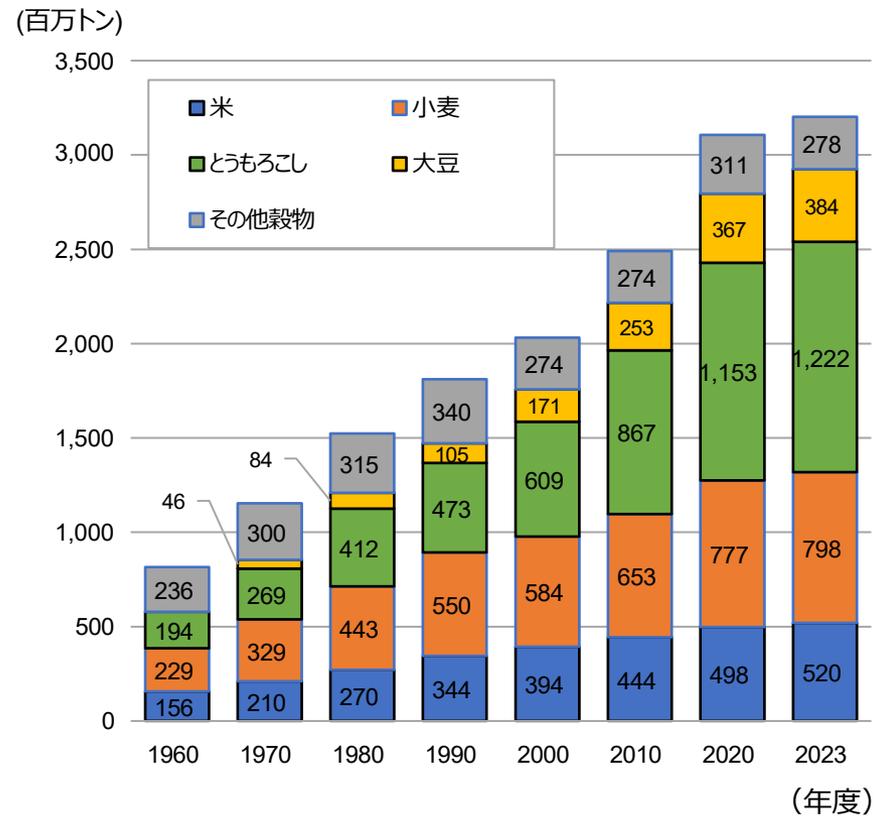
- 2023年における世界の主要穀物等の需要量は、1970年に比べ、小麦が2.4倍、米が2.5倍、とうもろこしが4.5倍、大豆が8.4倍とそれぞれ増加しており、総人口の伸び率2.2倍を上回って増加。
- 需要量の増加に対して、生産量も増加。短期的には豊凶等による変動はあるが、COVID-19パンデミック以前は生産量が需要量をやや上回り、近年は生産量と需要量がほぼ均衡。

### ○ 世界の穀物及び大豆の需給と世界人口の動向



資料: USDA PS&D Online data, UN World Population Prospects: The 2024 Revision より作成

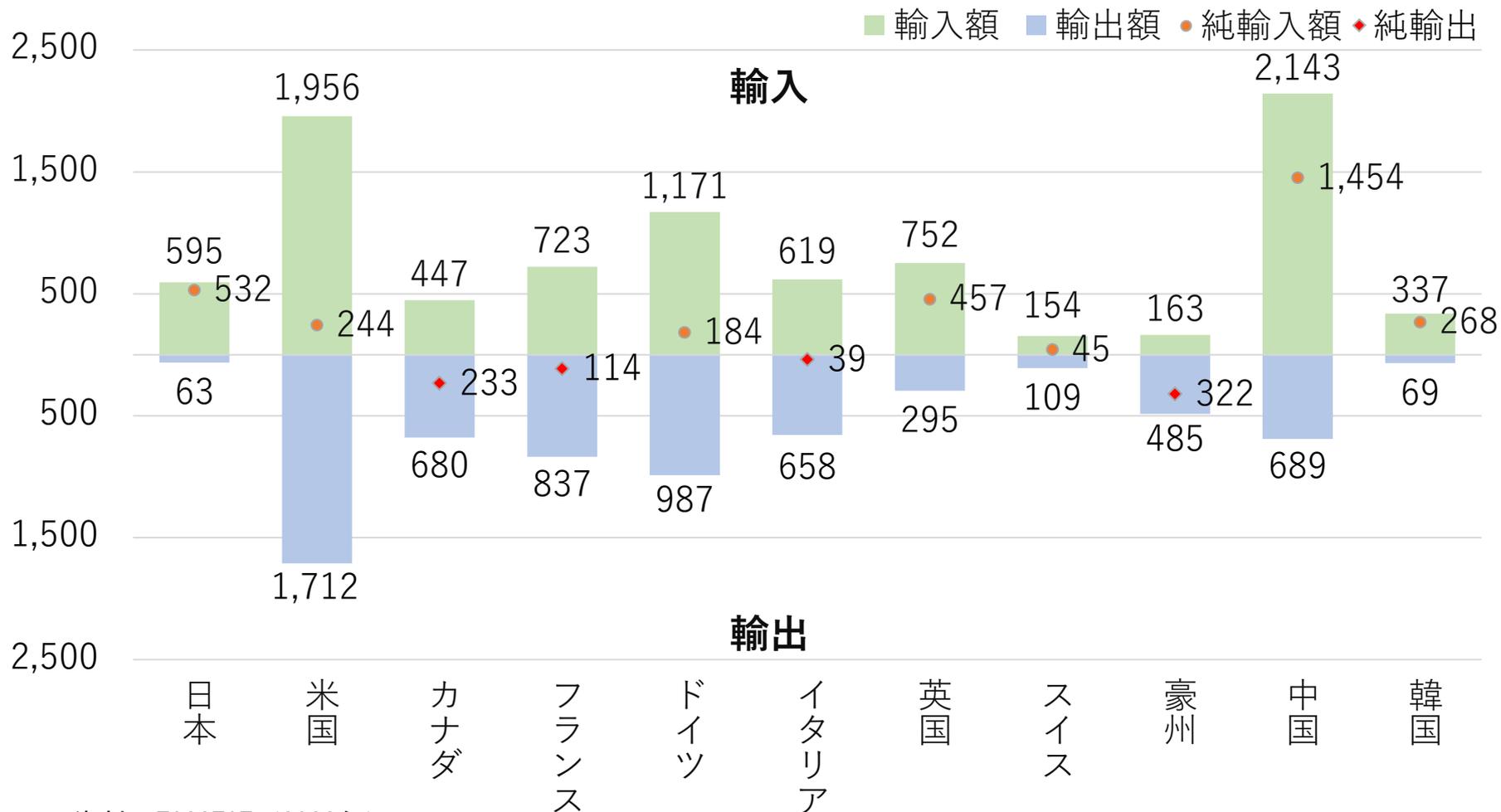
### ○ 穀物及び大豆の需要の品目別内訳



資料: USDA PS&D Online data より作成

○ 我が国の農産物純輸入額は2023年で532億ドルであり、世界有数の食料輸入国。

○ 世界の農産物の輸出入状況



資料：FAOSTAT（2023年）

注：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。

- 対GDP比でみた農林水産業総生産の割合は、他の欧米諸国と同程度。
- 国土面積に占める農用地面積の割合や平均経営面積は、欧米諸国と比べて低い水準。

○ 農業の経済的位置付けに関する国際比較

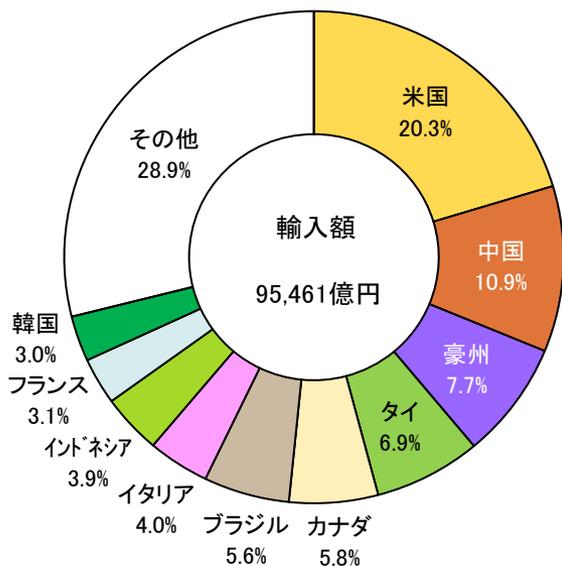
	日本	米国	EU(27)			英国	豪州	中国	韓国
				仏	独				
農林水産業総生産 (億米ドル)	434	2,742	3,029	531	381	196	394	13,335	263
対GDP比 (%)	1.0	1.0	1.6	1.7	0.8	0.6	2.2	7.5	1.4
国家予算に占める 農業関係予算の割合 (%)	1.3	0.9	-	3.5	1.5	0.3	0.5	8.7	3.8
農林漁業就業者数 (万人)	202	266	797	73	52	33	30	16,631	153
対全産業就業者数比 (%)	3.0	1.6	3.8	2.5	1.2	1.0	2.1	22.3	5.3
農用地面積 (万ha)	464	41,241	16,271	2,830	1,660	1,683	36,352	52,041	158
国土面積に占める 割合 (%)	12.3	41.9	38.2	51.5	46.4	69.1	47.0	54.4	15.8
農業経営体数 (万戸)	88	188	907	39	26	21	9	16,804	97
平均経営面積 (ha/戸)	3.6	188.6	17.1	69.6	63.1	81.9	4,202.6	0.8	1.5

資料：FAOSTAT、国連統計、ILOSTAT、農林水産省大臣官房統計部「農業構造動態調査」、輸出・国際局資料。  
注：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。

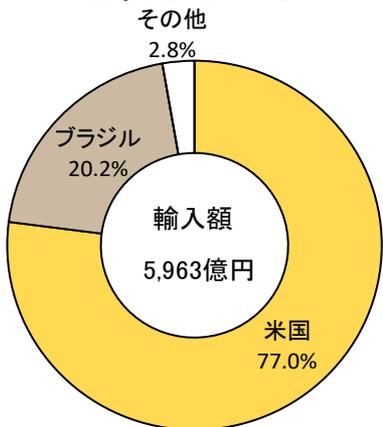
○ 令和6年(2024年)における我が国の農産物輸入額は、9兆5,461億円となっており、とうもろこし、大豆、小麦、豚肉、牛肉などの主要農産物で見ると良好な関係にある国からの輸入が大きい。

○ 我が国の主要農産物の国別輸入割合(2024年)

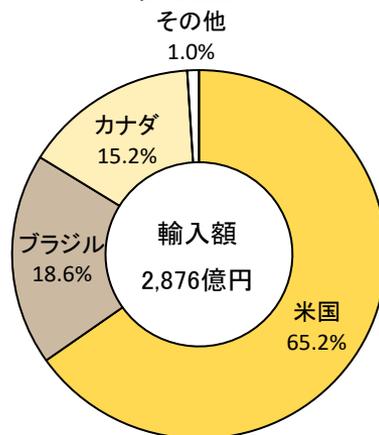
### 農産物



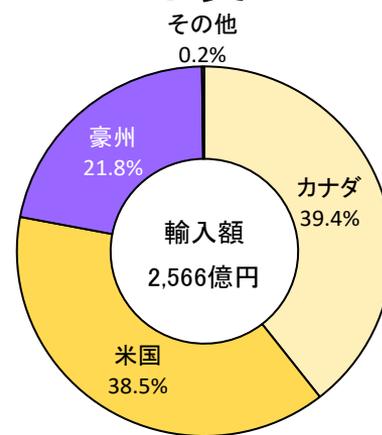
### とうもろこし



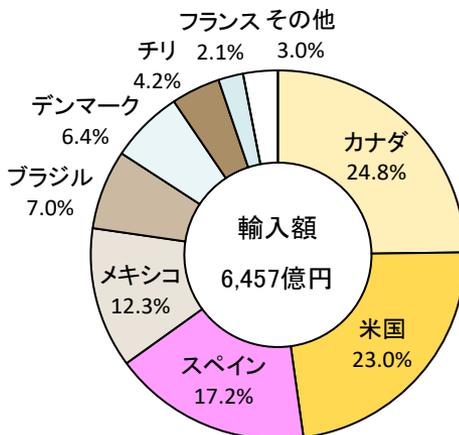
### 大豆



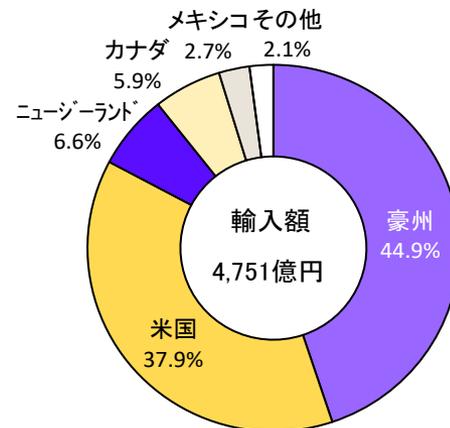
### 小麦



### 豚肉



### 牛肉

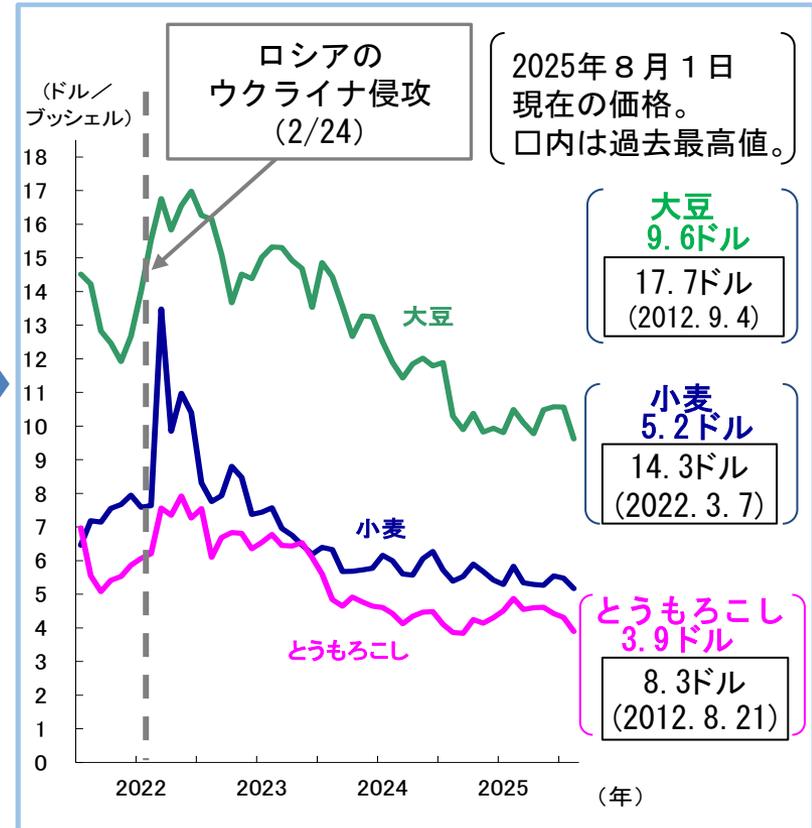
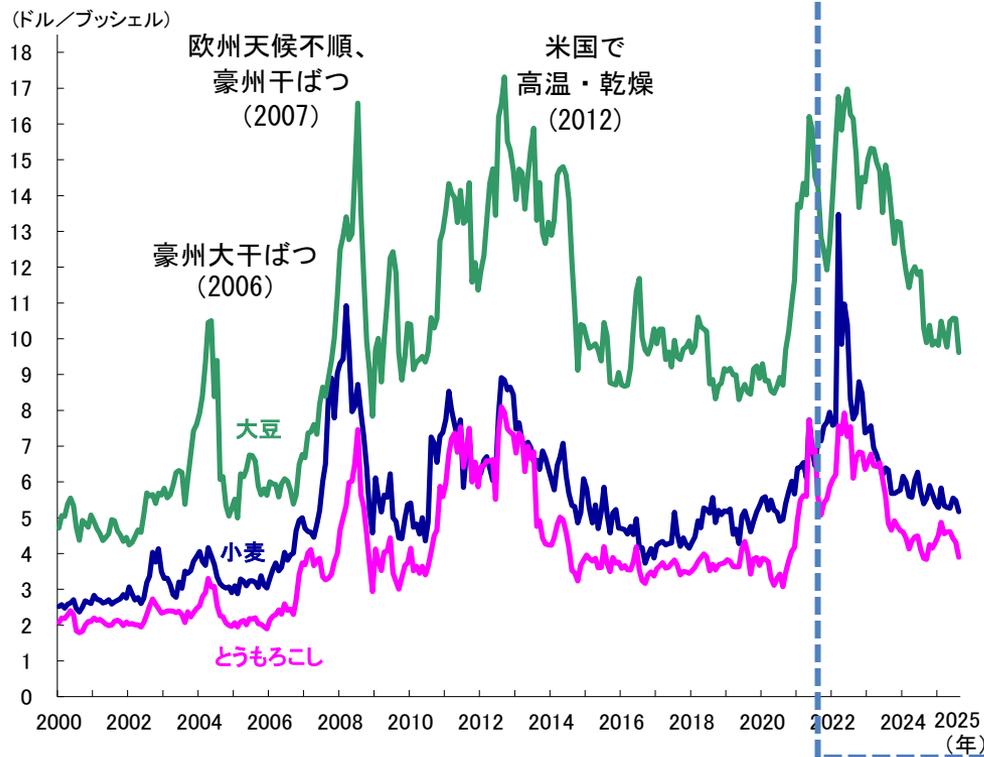


資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 穀物等の国際相場は、世界人口や経済発展に伴う需要の増加、バイオ燃料向け需要の増減、天候の影響による生産量の増減等、様々な要因により変動する。

○ とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米北部の高温乾燥等により上昇。2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで低下。とうもろこし、大豆は、ウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで低下。

## ○ 穀物等の国際価格の動向



注1：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格である。

注2：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

注3：ヤード・ポンド法に基づく体積の単位であり、1ブッシェルは小麦、大豆は約27kg、とうもろこしは約25kg。

○ 我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、令和6年度にはカロリーベースで38%、生産額ベースで64%。

○食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標(2023年度 → 2030年度)

・供給熱量ベースの食料自給率

$$= \frac{\text{国産供給熱量 (841kcal/人・日)}}{\text{国内消費仕向熱量 (2,203kcal/人・日)}} : 38\% \rightarrow 45\%$$

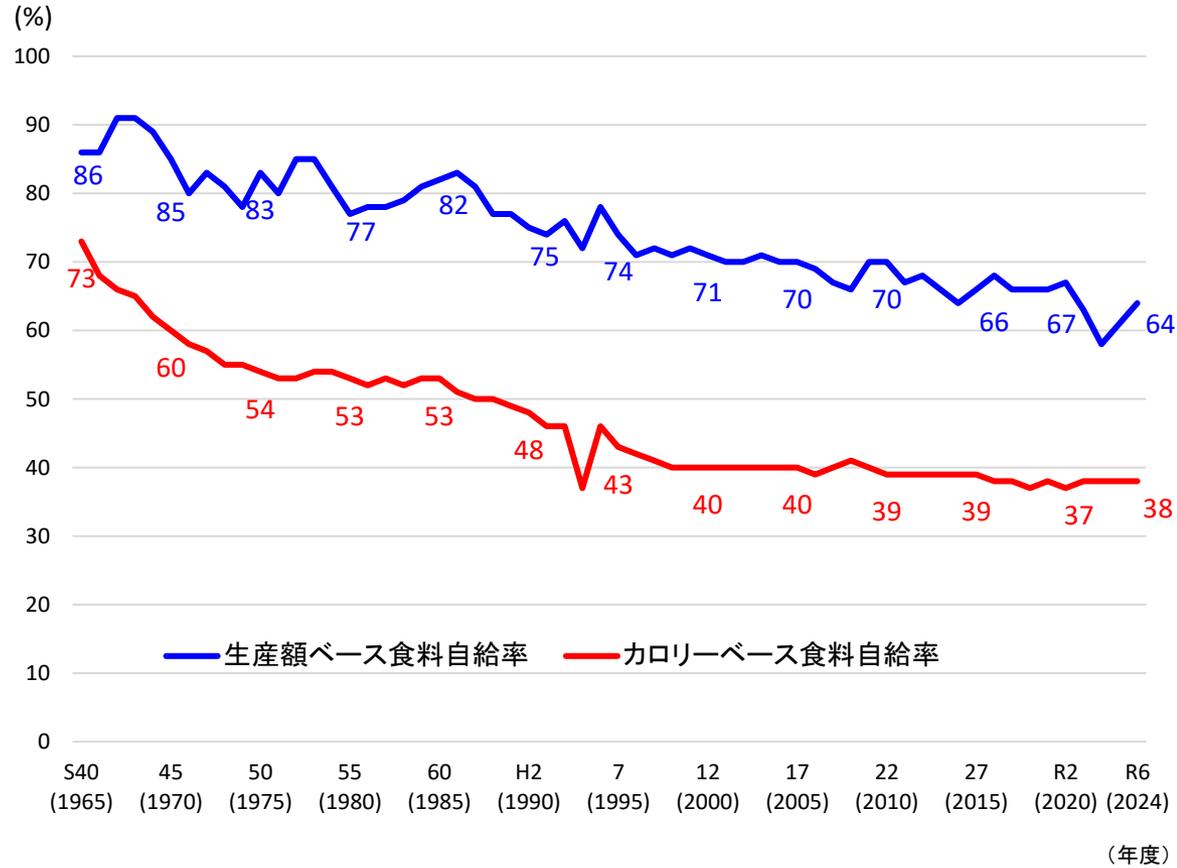
・生産額ベースの食料自給率

$$= \frac{\text{食料の国内生産額 (11.1兆円)}}{\text{食料の国内消費仕向額 (18.2兆円)}} : 61\% \rightarrow 69\%$$

・摂取熱量ベースの食料自給率

$$= \frac{\text{国産供給熱量 (841kcal/人・日)}}{\text{平時における国民の日常生活に必要な摂取熱量 (1,850kcal/人・日)}} : 45\% \rightarrow 53\%$$

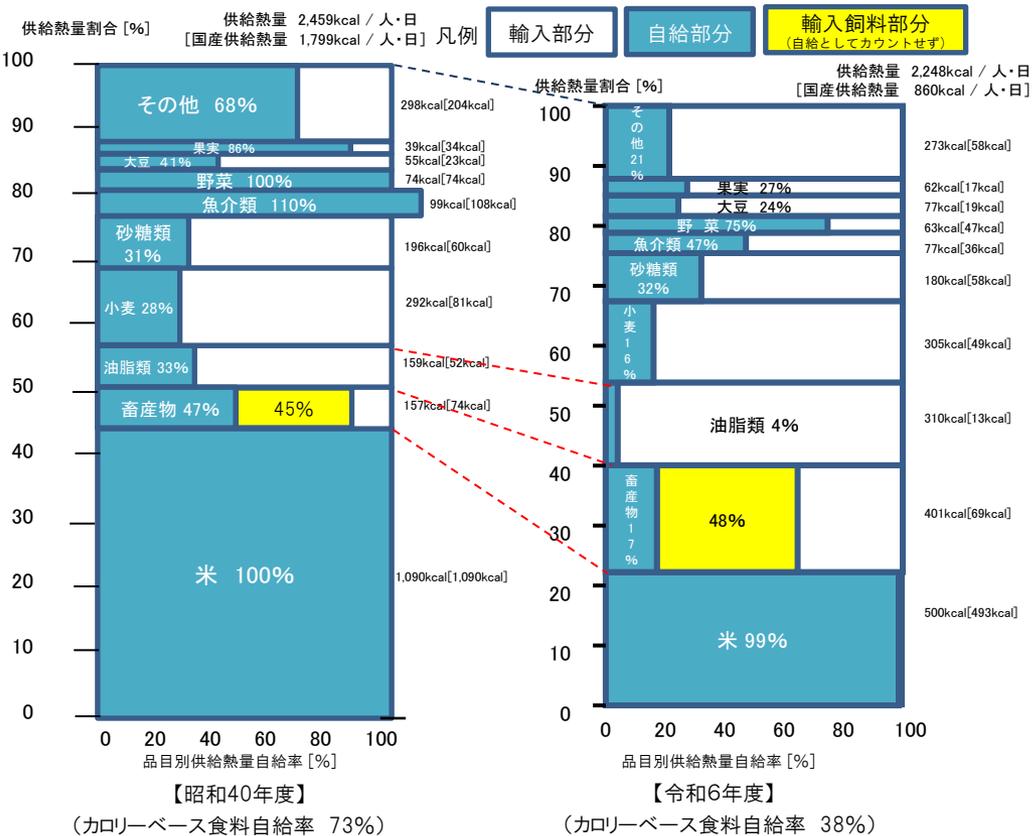
○我が国の食料自給率の推移



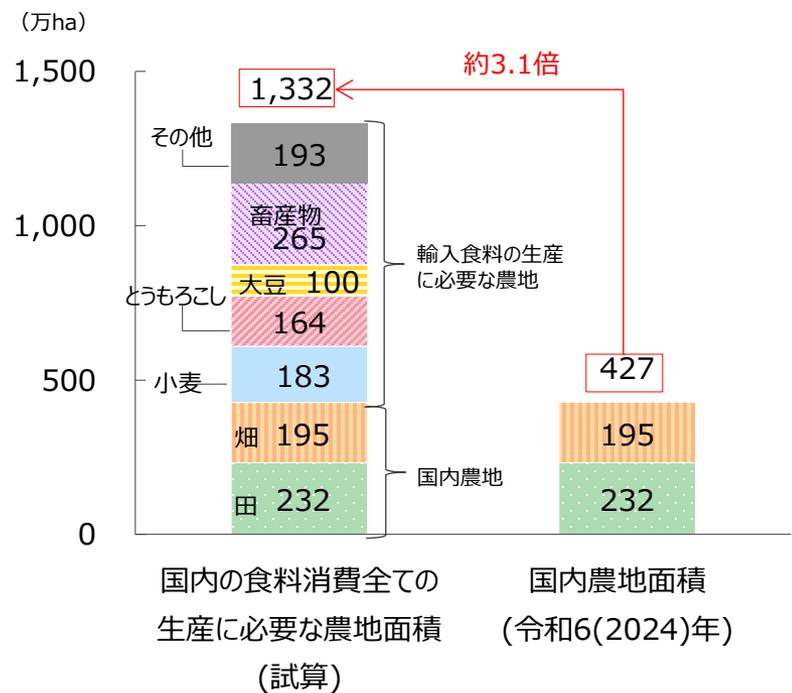
資料: 農林水産省「食料需給表」を基に作成

- 小麦、大豆、飼料、油脂類等の自給率は低く、大部分を輸入に依存。
- 現在の食生活を前提とすると、国内で消費される食料全てを生産するために必要な農地面積は、国内の農地面積の約3.1倍に相当し、すべてを国産で賄うことは不可能。
- 輸入している農産物の国産化を推進する一方、国産化が難しい品目については、安定的な輸入を行っていくことが重要。

### 食料消費構造と食料自給率の変化



### 国内で消費される食料全てを生産するために必要な農地面積 (試算)



資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」等を基に作成  
 注：1) 1年1作を前提とし、海外に依存している輸入品目別の農地面積は、令和2(2020)~4(2022)年の数値  
 2) 「その他」は、なたねや大麦等を含む。  
 3) 畜産物は、輸入している畜産物の生産に必要な牧草・とうもろこし等の数量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの

資料：農林水産省作成

○ 食料自給率は、飼料自給率を考慮して計算しているが、令和2年食料・農業・農村基本計画以降、国内畜産業の生産基盤に着目し、その強化を図っていくことを評価するため、飼料自給率とあわせて、輸入飼料による畜産物の生産分を除かない「食料国産率」を公表。

○食料国産率・飼料自給率

$$\text{カロリーベースの食料国産率} = \frac{1 \text{人1日当たり国産供給熱量}(1,064\text{kcal})}{1 \text{人1日当たり供給熱量}(2,248\text{kcal})}$$

47%

$$\text{生産額ベースの食料国産率} = \frac{\text{食料の国内生産額}(13.8 \text{兆円})}{\text{食料の国内消費仕向額}(20.1 \text{兆円})}$$

69%

$$\text{飼料自給率} = \frac{\text{純国内産飼料供給量}(6,200 \text{ TDN千トン})}{\text{飼料供給量}(23,677 \text{ TDN千トン})}$$

26%

※TDNトン：可消化養分総量(Total Digestible Nutrients)の略で家畜が消化できる養分の総量

	カロリーベース 食料自給率	カロリーベース 食料国産率	差
総合	38%	47%	9ポイント
畜産物	17%	65%	48ポイント
牛肉	14%	50%	36ポイント
豚肉	6%	48%	42ポイント
鶏肉	8%	64%	56ポイント
鶏卵	12%	98%	86ポイント
牛乳・乳製品	29%	64%	35ポイント

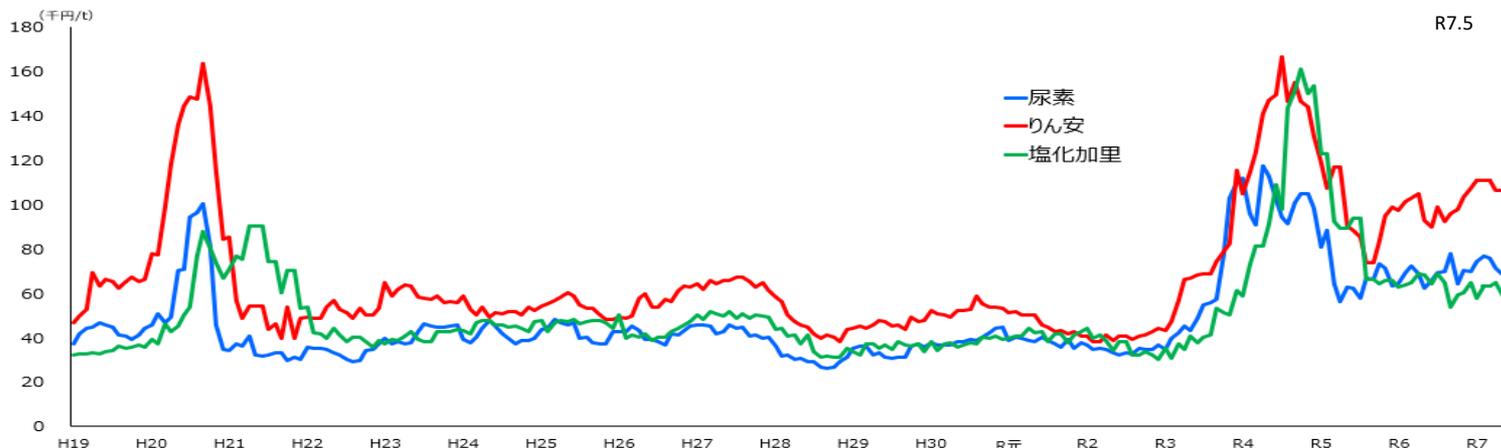
資料：農林水産省作成

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、自給している米については、「国内の不作に対し(緊急輸入等せずに)国産米をもって対処し得る水準」、多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	<p>10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2001年当時の需要量をベースに設定 (2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定)</li> </ul>
輸入	食糧用小麦	<p>国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (90万トン程度)</p>	<p>過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替輸入に4.3カ月程度必要</li> <li>・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度</li> <li>・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要</li> </ul>
輸入	飼料穀物	100万トン程度	<p>不測の事態における海外からの一時的な輸入の停滞、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に対処し得る水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン(東日本大震災時)</li> <li>・海上輸送中の飼料穀物100万トン程度が存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月分程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能</li> </ul>

- 化学肥料原料の国際価格は、令和3年半ば以降の高騰が落ち着きつつあるものの、円安や中国の輸入制限の影響等により、調達コストを押し上げる傾向。
- 燃油価格は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動。最近の燃油価格はロシアによるウクライナ侵略等の影響により、高い水準で推移。
- 配合飼料価格は、主な原料であるとうもろこしの国際価格や為替の影響等により上昇。令和5年以降は、とうもろこしの主産国における豊作などにより国際価格が下落したこと等を受け、概ね低下傾向で推移。

### ○ 肥料原料の輸入通関価格の推移

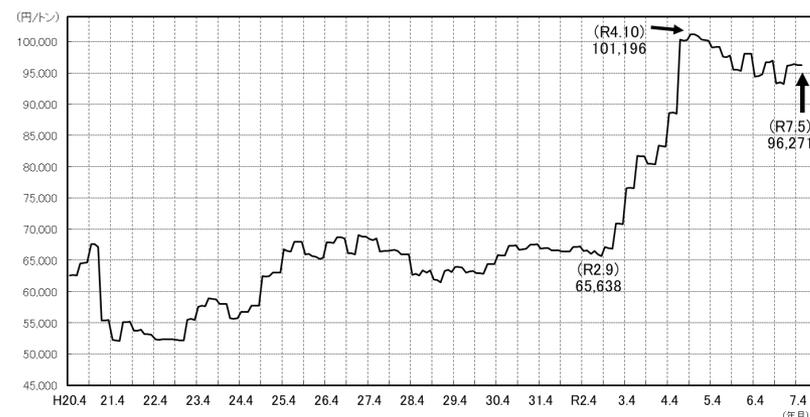


※農林水産省調べ  
財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。  
ただし、月当たりの輸入量が5,000t台以下の月は前月の価格を表記。

### ○A重油価格（毎月15日）及び原油価格（月平均）の推移



### ○配合飼料工場渡価格の推移



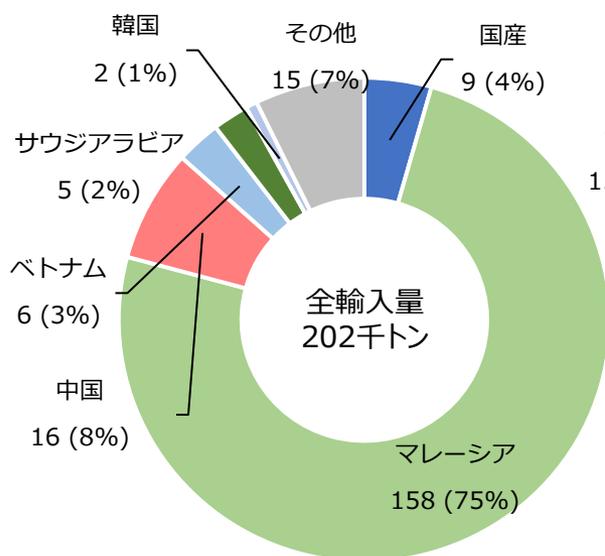
資料：農林水産省「農作物価格統計調査」、International Monetary Fund、Organization of the Petroleum Exporting Countries

資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」  
注：配合飼料価格は、全畜種の加重平均価格である（令和7年5月は速報値）。

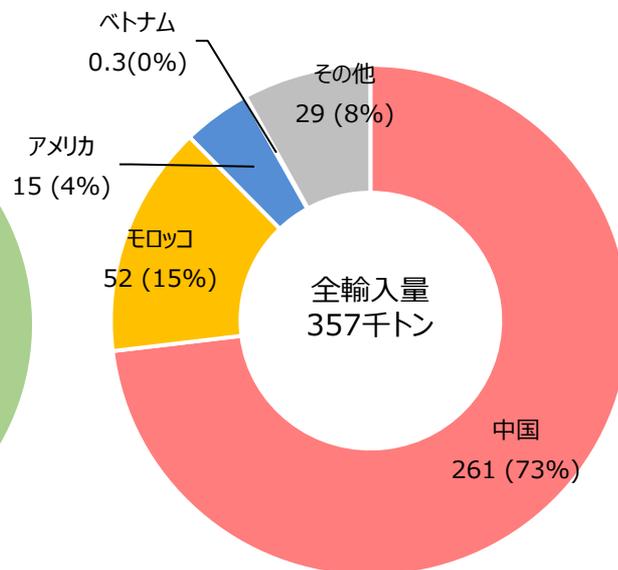
- 主な化学肥料の原料である尿素、りん安(りん酸アンモニウム)、塩化加里(塩化カリウム)は、ほぼ全量を輸入。世界的に資源が偏在しているため、輸入相手国も偏在。
- 尿素はマレーシア及び中国、りん安は中国、塩化加里はカナダが主な輸入相手国。
- 令和3年秋以降、中国による肥料原料の輸出検査の厳格化のほか、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、代替国から調達する動きがみられる。

## 化学肥料原料の輸入相手国、輸入量

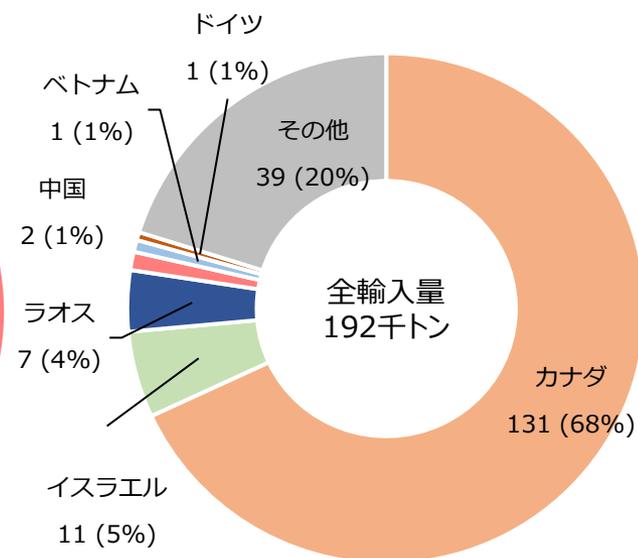
尿素  
(N)



りん安  
(N・P)



塩化加里  
(K)



資料：経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けものを除く。）（令和5年7月～令和6年6月）。

注：1）「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。

2）全輸入量には、国産は含まれない。

- 1996年11月にローマで開催されたFAO食料サミットは、世界規模で食料問題について論議された初めての会議。
- 「すべての人の食料安全保障を達成し、2015年までに現在の栄養不足人口を半減することを目標」として、「世界食料安全保障のためのローマ宣言」を取りまとめ。その中の、「世界食料サミット行動計画」の中で、下記の食料安全保障の定義を提起。

### 【国連食糧農業機関（FAO）の定義】

食料安全保障は、**全ての人**が、**いかなる時**にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズ**と**嗜好**を満たすために、**十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

“Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.”  
This widely accepted definition points to the following dimensions of food security:

### 【食料安全保障の4つの要素】

#### Food Availability（供給面）

：適切な品質の食料が十分に供給されているか

The availability of sufficient quantities of food of appropriate quality, supplied through domestic production or imports (including food aid)

#### Utilization（利用面）

：安全で栄養価の高い食料を摂取できるか

Utilization of food through adequate diet, clean water, sanitation and health care to reach a state of nutritional well-being where all physiological needs are met. This brings out the importance of non-food inputs in food security.

#### Food Access（アクセス面）

：栄養ある食料を入手するための  
合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか

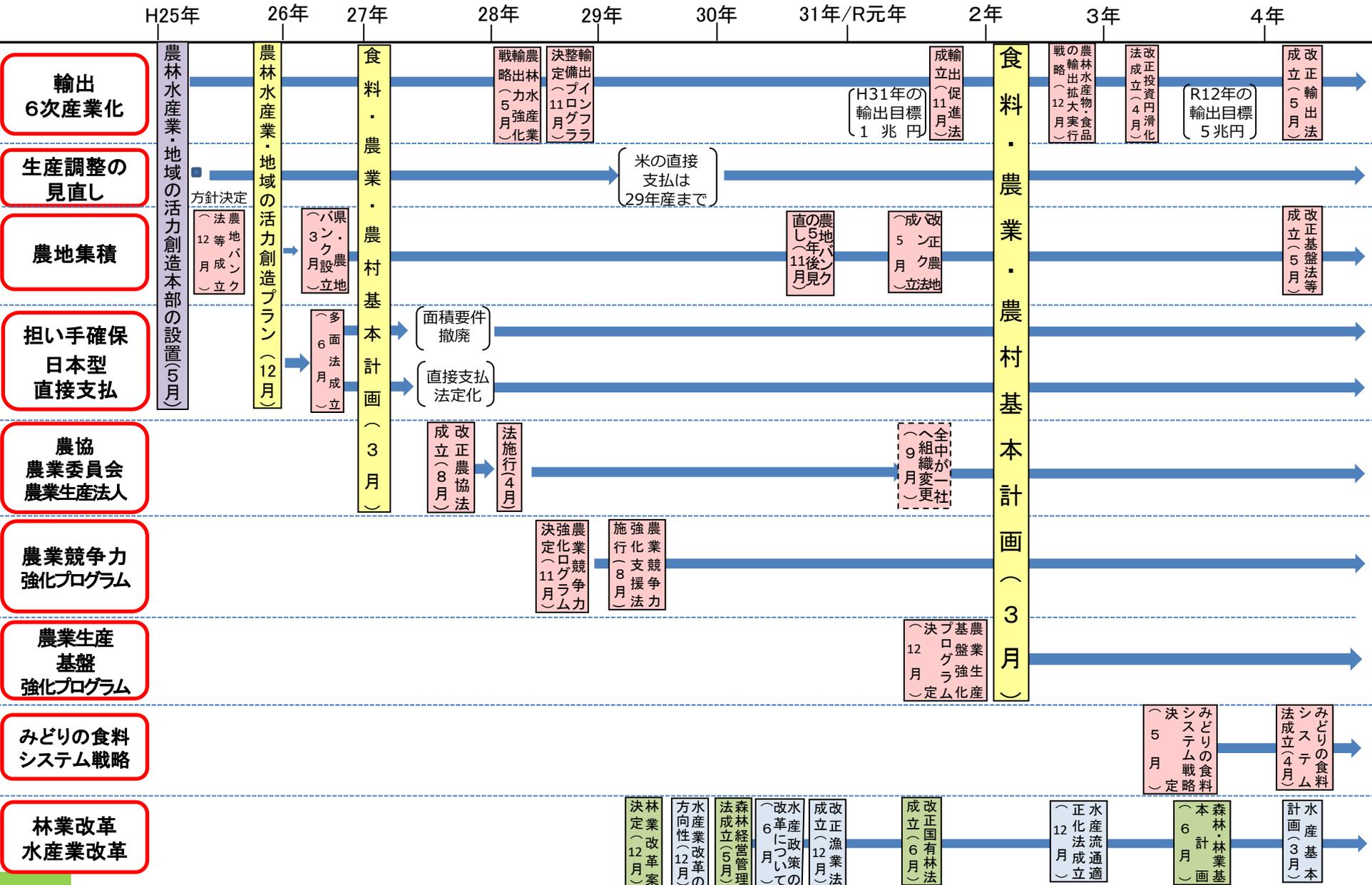
Access by individuals to adequate resources (entitlements) for acquiring appropriate foods for a nutritious diet. Entitlements are defined as the set of all commodity bundles over which a person can establish command given the legal, political, economic and social arrangements of the community in which they live (including traditional rights such as access to common resources).

#### Stability（安定面）

：いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか

To be food secure, a population, household or individual must have access to adequate food at all times. They should not risk losing access to food as a consequence of sudden shocks (e.g. an economic or climatic crisis) or cyclical events (e.g. seasonal food insecurity). The concept of stability can therefore refer to both the availability and access dimensions of food security.

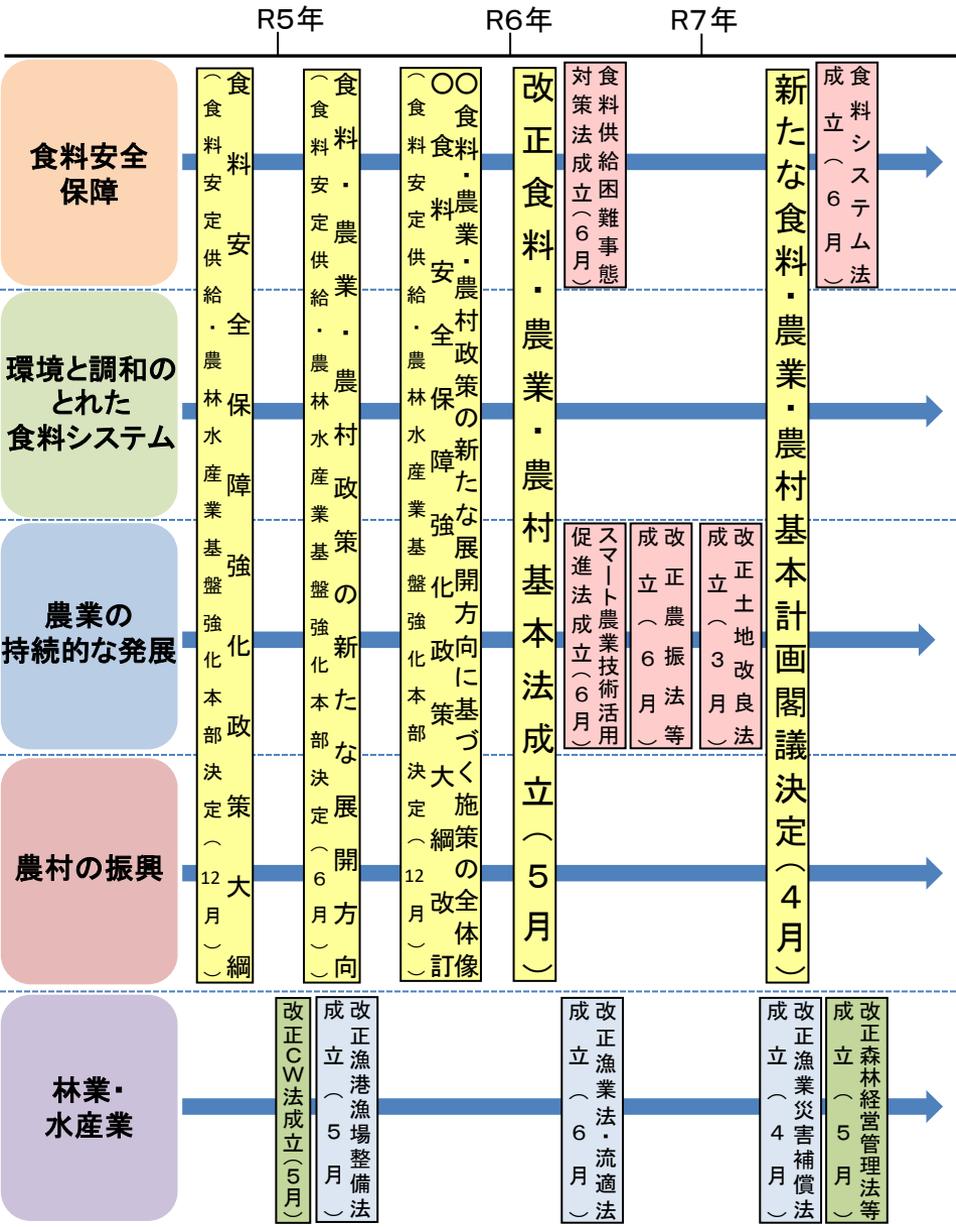
# 近年の農林水産政策の全体像①



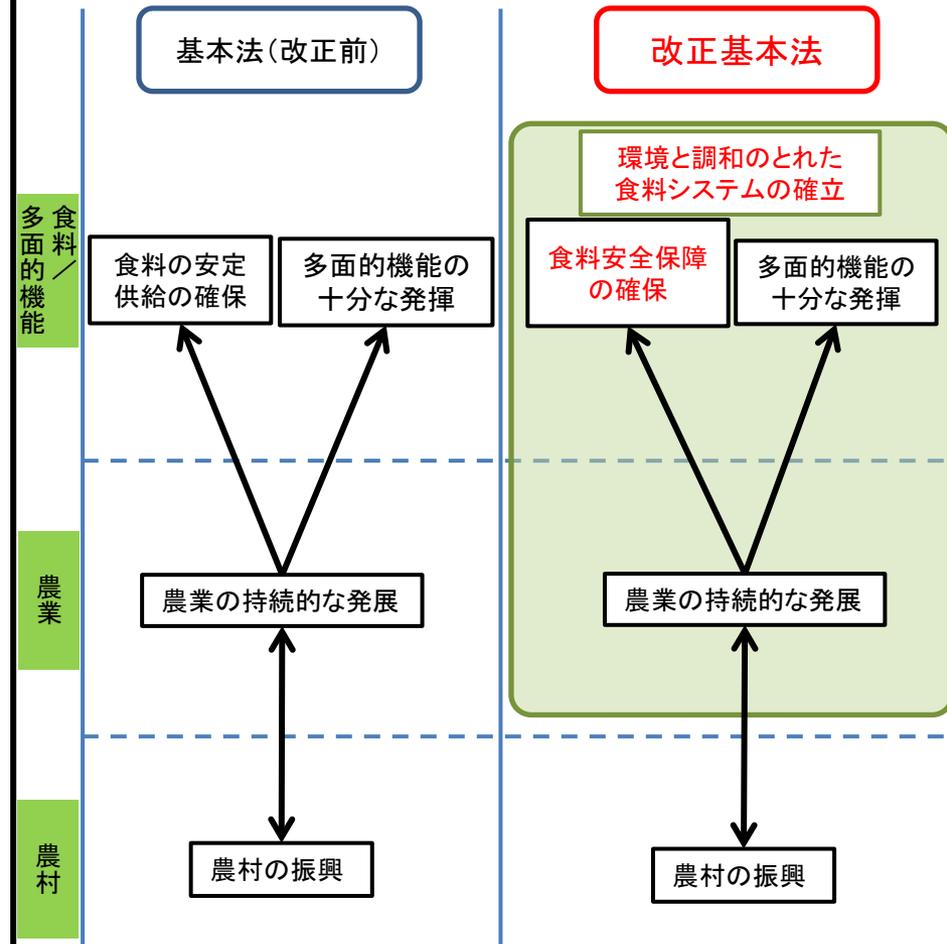
※農林水産業・地域の活力創造プランはH26年6月、H28年11月、H29年12月、H30年6月、11月、R元年12月、R2年12月、R3年12月、R4年6月にそれぞれ改訂

# 近年の農林水産政策の全体像②・改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性

○近年の農林水産政策の全体像②



○改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性



# 基本法改正における基本理念と基本的施策(主なポイント)

## 基本理念

### 食料安全保障の確保(第2条)

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

### 環境と調和のとれた食料システムの確立(第3条) 多面的機能の発揮(第4条)

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

### 農業の持続的な発展(第5条)

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上  
付加価値向上  
環境負荷低減

### 農村の振興(第6条)

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

## 基本的施策

### 食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表(第17条)
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応するための円滑な食料の入手の確保(食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等)(第19条)
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開(第20条)
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進(第21条)
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護(第22条)
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進(第23条)
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施(第24条) 等

### 農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け(第26条)
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実(第27条)
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用(第28条)
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全(第29条)
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」(第30条)、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」(第31条)、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け(第32条)
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業者」の活動の促進(第37条)
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等(第38条)
- ⑩ 家畜伝染病・病虫害の発生予防・まん延防止の対応(第41条)
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応(第42条) 等

### 農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進(多面的機能支払)(第44条)
- ② 農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進(第45条)
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進(第47条)
- ④ 農福連携(第46条)、鳥獣害対策(第48条)
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備(第49条) 等

# 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

## 食料安全保障の確保

### 食料の安定的な供給

#### 国内の農業生産の増大

##### 目標

##### ○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

#### 安定的な輸入の確保

#### 備蓄の確保

### 食料自給力の確保

(農地、人、技術、生産資材)

##### 目標

##### ○農地の確保

農地面積：412万ha

##### ○サステナブルな農業構造

##### 49歳以下の担い手数：

現在の水準  
(2023年：4.8万)を維持

##### ○生産性の向上

(労働生産性・土地生産性)

・1経営体当たり生産量：1.8倍

・生産コストの低減：

(米) 15ha以上の経営体  
11,350円/60kg→9,500円/60kg  
(麦、大豆) 2割減(現状比)

## ➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、**情報通信環境の整備**、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

### 輸出の促進

(国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)

##### 目標

##### ○農林水産物・食品の輸出額

輸出額：5兆円

## ➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、  
農業者の「所得を向上」

農業の持続的な発展

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

### 食料安全保障の確保

#### 食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス  
+不測時のアクセス

### ▶ 食料システムの関係者の連携を通じた

### 「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等**食品等の持続的な供給のための取組を促進**
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での**合理的な費用を考慮した価格形成**の推進
- ラストワンマイル物流の確保**、未利用食品の**出し手・受け手のマッチング**、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

### ▶ 「食料システム全体で**環境負荷の低減**」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「**みどりGX推進プラン(仮称)**」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、**環境負荷低減**の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の**農林漁業循環経済の取組を促進**
- 多様な者の参画等を得つつ、**共同活動を行う組織の体制の強化**により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量** (2013年度比)  
(削減量: 1,176万t-CO<sub>2</sub>)

#### 多面的機能の発揮

### 農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全  
地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口**の拡大が見られた市町村数  
(市町村数: 630)
- 農村地域において創出された**付加価値額**  
(付加価値額: 22兆円)

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

### ▶ 地方創生2.0の実現のための「**総合的な農村振興**」、**「きめ細やかな中山間地域等の振興**」

- 2025年夏を目途に「**地方みらい共創戦略**」を策定し、「**『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト**」の下、**官民共創**の仕組みを活用した、地域内外の**民間企業の参画促進**や地域と企業の新たな結合等により、**関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出**
- 所得向上**や**雇用創出**のため、**農泊**や**農福連携**等、地域資源をフル活用し付加価値のある**内発型新事業**を創出
- 生活の利便性**確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の**生活インフラ**等を確保
- 中山間地域等の振興**のため、**農村RMO**の立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、**地域課題に対応**したスマート農業技術の開発・導入、**地域の特色を活かした農業で稼ぐ**ための取組を支援

### 国民理解の醸成

○農業等に対する**消費者の更なる理解**や**実際の行動変容**につなげるため、**食育**等を推進

# 新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI (目標年：2030年)

- 我が国の食料供給
  - 目標 食料自給率 摂取ベース：45%→53%**  
国際基準準拠：38%→45%
- 輸出の促進
  - 目標 農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円→5兆円** (米輸出4.6万トン→35万トン)
- 環境と調和のとれた食料システムの確立等
  - 目標 温室効果ガスの削減量 808万トン-co<sub>2</sub>→1,176万トン-co<sub>2</sub>** (2013年度比)
- 農村の振興
  - 目標 農村関係人口の拡大が見られた市町村数 356→630市町村**

## 食料自給力の確保

農地・人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料生産の基盤である農地の維持のため、<b>農地総量の確保</b>を図るとともに、<b>担い手への農地集積率の向上</b>を図る。</li> <li>○ <b>サステナブルな農業構造の構築</b>のため、<b>49歳以下の担い手の確保</b>を図る。</li> </ul>	<p><b>目標 農地面積：427万ha→412万ha</b> [KPI 担い手への農地集積率：60.4%→7割]</p> <p><b>目標 49歳以下の担い手<sup>※1</sup>数：現在の水準<sup>※2</sup>を維持 (※2 2023年：4.8万)</b> (参考) 担い手<sup>※1</sup>のうち49歳以下のシェア：26% <small>※1 担い手：認定農業者、認定新規就農者 (法人等を除く)</small></p> <p>[KPI 農業分野の生産年齢人口のうち49歳以下のシェア：54%→全産業並<sup>※3</sup> (引き上げ)]<small>(※3 2024年：64%)</small></p>
技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>担い手の生産性の向上</b>のため、<b>米の生産コストの低減</b>を図る。 この実現に向け、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大区画化等による<b>担い手の労働費の削減</b></li> <li>② <b>サービス事業者を通じた機械の共同利用</b>による<b>低コストでのスマート農業技術の活用</b></li> <li>③ <b>米の単収の向上</b>とともに、これに資する多収化や高温耐性等品種の育成に取り組む。</li> </ol>                     これらにより、<b>米輸出</b>について、<b>低コスト産地を育成</b>する。                 </li> <li>○ <b>麦、大豆</b>について、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討することとし、<b>生産コストの低減</b>を図るため、<b>単収向上</b>に取り組む。</li> </ul>	<p><b>目標 15ha以上の経営体の米生産コスト<sup>※4</sup>：11,350円/60kg→9,500円/60kg</b> [KPI 全経営体の米生産コスト<sup>※4</sup>：15,944円/60kg→13,000円/60kg]</p> <p>[KPI 水稲作付面積15ha以上の経営体の面積シェア：3割→5割] [KPI 基盤整備実施地区における担い手の米生産コストの労働費：6割減(現状比)] [KPI サービス事業者数：5,701→7,900経営体] [KPI スマート農業技術を活用した農地面積の割合：20%→50%] [KPI 米の単収：主食用533kg/10a→555kg/10a (4%増) 新市場開拓用548kg/10a→628kg/10a (15%増)] (KPI 多収化や高温耐性等に資する品種の育成：35品種)</p> <p>[米の大規模輸出に取り組む輸出産地数<sup>※5</sup>：6産地→30産地 (これら30産地からの輸出が、米輸出全体の過半以上を占める姿を実現)]</p> <p>[KPI 小麦の生産コスト<sup>※4</sup>：(田) 10,400円/60kg→9,300円/60kg (畑) 7,700円/60kg→6,200円/60kg] [KPI 小麦の単収：472kg/10a→537kg/10a (14%増)] [KPI 大豆の生産コスト<sup>※4</sup>：(田) 22,800円/60kg→18,000円/60kg (畑) 16,700円/60kg→14,600円/60kg] [KPI 大豆の単収：169kg/10a→223kg/10a (32%増)]</p>

米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、畜産物、甘味資源作物等についても同様に、単収向上<sup>※6</sup>等のKPIを設定

・ **目標と施策の有効性を示すKPIを設定し、毎年その達成状況を調査・公表**するとともに、食料・農業・農村政策審議会に諮り、**客観性・透明性をもって政策評価**を行い、**PDCAサイクルによる施策の見直し**を実施。

※4 基準年(2023年)の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏まえて検証  
 ※5 年間輸出量が1,000トン以上の産地  
 ※6 畜産物は、品目ごとの生産量と飼養頭羽数をKPIに設定し、1頭(羽)当たり生産量についても把握

# 食料供給困難事態対策法の全体概要

○ 近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、不測の要因によって食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、国民生活や国民経済への支障を防ぐための法律として、「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月に成立、令和7年4月に施行。

## 法律の全体概要（ポイント）

- ① 深刻度に応じて事態を区分
- ② 食料供給が不足する兆候の段階から政府対策本部を設置
- ③ 政令で指定した食料や生産資材が対象
- ④ 段階的に供給確保のため事業者への要請等を実施
- ⑤ 要請等に協力する事業者への財政上の措置等を講じる
- ⑥ 平時・不測時の対策の内容や考え方を基本方針として定める

### 事態の段階

### 政府の体制

### 主な措置

平時

- ✓ 食料の需給状況、価格動向、民間在庫などの情報収集・分析

異常気象や動植物疾病の発生など  
特定食料の供給が大幅に不足する  
兆候の段階

食料供給困難兆候

### 【政府対策本部】

- ・ 農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- ・ 総理と全ての国務大臣により構成
- ・ 事態の深刻度に応じ、関係省庁が行う対策（実施方針）を決定

- ✓ 供給を確保すべき**特定食料・特定資材**※について、
  - ・ 出荷販売の調整
  - ・ 輸入の促進
  - ・ 生産の促進
 など**供給確保の取組**を事業者に**要請**  
 ※より深刻な事態でも「要請」が基本

特定食料の供給が大幅に不足し、  
国民生活等に実体上の支障が生じた段階

食料供給困難事態

### <本部による公示（事態の宣言）>

- ・ 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- ✓ 事業者**に特定食料・特定資材について**、
  - ・ 出荷販売の調整 ※計画の記載事項は省令で規定
  - ・ 輸入の促進
  - ・ 生産の促進
 など**供給確保の計画の作成・届出**を指示

↓ 必要な供給量が確保できない場合

- ✓ 事業者**に供給確保の計画の変更**を指示

国民が最低限度必要な食料供給が  
確保されないおそれのある段階

### <本部による公示（事態の宣言）>

- ・ 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- ✓ 生産者に**熱量等を重視した生産（生産転換）の要請、計画作成・届出の指示**

- ✓ **割当て・配給**の実施  
（国民生活安定緊急措置法に基づく措置）

※ 特定食料・特定資材として、以下の品目を政令で指定

特定食料：米、小麦、小麦粉、大豆、菜種・パーム、植物油脂、てん菜・さとうきび、砂糖、牛肉・豚肉・鶏肉、生乳、牛乳・乳製品、鶏卵、液卵・粉卵

特定資材：肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品

# 食料供給困難事態対策法に基づく基本方針について

○ 食料供給困難事態の判断基準のほか、不測時や不測時に備えた平時の対策の基本的な方針を定めるものとして、令和7年4月11日に食料供給困難事態対策法に基づく基本方針を閣議決定。

## 基本方針のポイント

- ・ 食料供給困難事態の判断基準として、特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少等することを規定。
- ・ 事態の段階に応じた、措置の考え方や内容を規定。併せて、要請等の対象は一定規模以上の事業者を基本とすること等を明確化。
- ・ その他、平時からの総合的な備蓄の推進や、定期的な演習の実施等、必要な事項を記載。

事態	事態の判断基準	主な措置の考え方・内容
(平時)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内生産基盤やサプライチェーンの維持強化、食料需給等の情報収集・分析、安定的な輸入の確保、国民理解の醸成</li> <li>・ 官民合わせた備蓄・在庫をトータルで把握する総合的な備蓄の推進</li> <li>・ 定期的な演習の実施、要請等の対象者の把握</li> </ul>
食料供給困難兆候 異常気象など食料供給が大幅に不足する兆候の段階	特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少、又はそのおそれがあり、措置を講じなければ食料供給困難事態の未然防止が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買占め等の抑制のための消費者への情報提供や働きかけ</li> <li>・ 供給確保のために最低限必要な範囲で、               <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 一定規模以上の輸入業者等に出荷販売の調整や輸入の要請を行い、</li> <li>▷ 事態が長期化し、上記要請では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産を要請</li> </ul> </li> </ul>
食料供給困難事態 食料供給が大幅に不足し、国民生活等に支障が生じた段階	特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少等により、食品価格の高騰、買占めなど国民生活等に支障が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給確保のために最低限必要な範囲で、               <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 一定規模以上の輸入業者等に輸入や出荷販売の計画届出を指示し、</li> <li>▷ 上記対応では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産の計画届出を指示。なお、農業者が作成する計画は、生産量を増やす計画である必要はない (花を生産している農家に米の生産を求めない)</li> </ul> </li> </ul>
最低限度必要な食料供給が確保されないおそれのある段階	供給熱量が平時の摂取熱量を下回り、かつ、供給熱量が1,850kcal/人・日を下回るおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱量等を重視した生産推進のため、必要に応じ、政令で対象食料を追加</li> </ul>

## ○ 農政の基本的課題の変化に応じて、各施策の方針についても変化。

昭和20年

昭和36年

平成4年

平成11年

戦後農政

基本法農政

新政策

新基本法農政

基本的課題

農村の貧困追放と都市への食料供給

### S36 農業基本法制定

- ①生産性、所得の農工間格差の是正
- ②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等需要が拡大する作物へ生産転換(選択的拡大)

- ①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築
- ②効率的、安定的経営育成
- ③市場原理の一層の導入

### H11 食料・農業・農村基本法制定

- ①食料の安定供給の確保
- ②多面的機能の十分な発揮
- ③農業の持続的な発展
- ④農村の振興  
→食料自給率目標の導入

### R6 食料・農業・農村基本法改正

- ①食料安全保障の確保
- ②環境と調和のとれた食料システムの確立
- ③多面的機能の十分な発揮
- ④農業の持続的な発展
- ⑤農村の振興  
→食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標の設定

農地

担い手・経営

米

### 広範な自作農を創設・定着するための農地改革

- ・農地法の制定(S27)
- ・農協法の制定(S22)
- ・農業災害補償法の制定(S22)

### 食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題

- 食管法制定(S17)
- ・食糧増産5ヵ年計画(S27)
- ・恒常的な米輸入

### 農地流動化推進

- ・農地法の改正(S45)  
(借地による農地流動化)
- ・農用地利用増進事業(S50、単独法化(S55))
- ・自立経営農家の育成(農業基本法(S36))
- ・農業災害補償法の改正(果樹共済の開始(S47))

### 米の生産調整開始

- ・米価算定に生産費所得補償方式導入(S35)
- ・米の生産調整本格開始(S46)

### 担い手の育成・確保

- ・農業経営基盤強化促進法(H5)  
・経営支援策の体系化  
・認定農業者制度の創設
- ・スーパーL資金の創設(H6)

### 国の全量管理から民間主導の流通へ

- ・食糧法制定(H6)  
・備蓄のための政府買入れに限定  
・計画流通制度への移行等
- ・新たな米政策大綱決定(H9)  
・稲作経営安定対策創設(H9)  
・備蓄運営ルールの導入

### 効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立

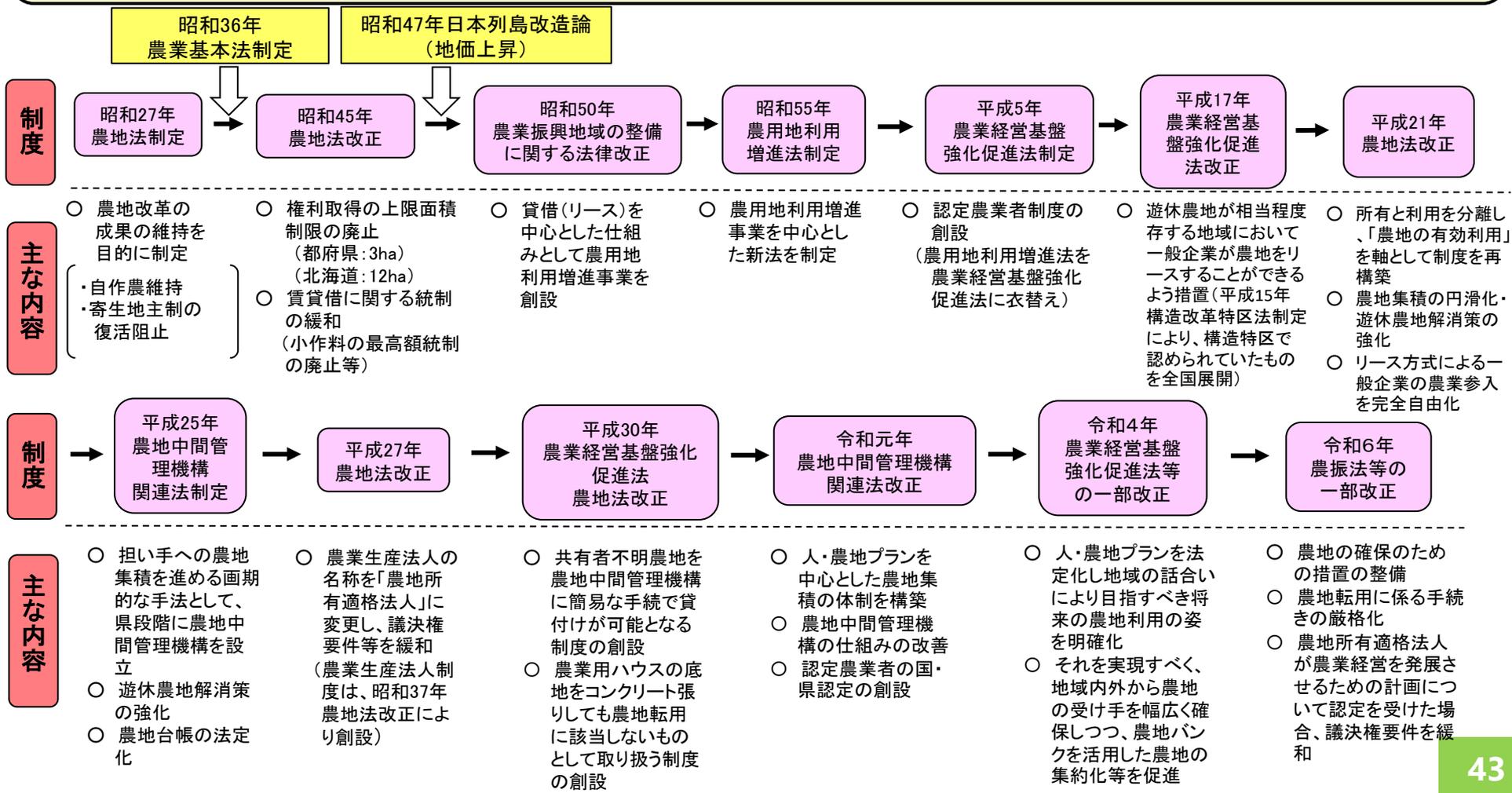
- ・農地法の改正(H21)
- ・農地中間管理機構関連法の制定(H25)
- ・農協法改正(H27)
- ・農業経営基盤強化促進法等改正(R4)
- ・中山間地域等直接支払制度(H12)
- ・経営所得安定対策等大綱(H17)
- ・戸別所得補償制度(H22~H25)  
※「経営所得安定対策」に名称変更(H25)
- ・「制度設計の全体像」の決定(H25)

### 米政策改革

- ・米政策改革大綱決定(H14)
- ・食糧法改正(H16)
- ・米の需給調整の見直し(H22~)
- ・「制度設計の全体像」の決定(再掲)
- ・行政による生産数量目標の配分廃止(H30)

- ・リース方式による一般企業参入の全面自由化
- ・農地中間管理機構を都道府県段階に創設
- ・地域農協が農業所得の向上に全力投球できる環境の整備
- ・地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)を創設
- ・品目横断的経営安定対策(H19)と農地・水・環境保全向上対策(H19)が車の両輪
- ・販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施  
米価下落時の補填
- ・経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払(多面的機能支払)の創設、水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の実施
- ・生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする(売れる米づくり)、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策)
- ・計画流通制度の廃止等
- ・米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とする

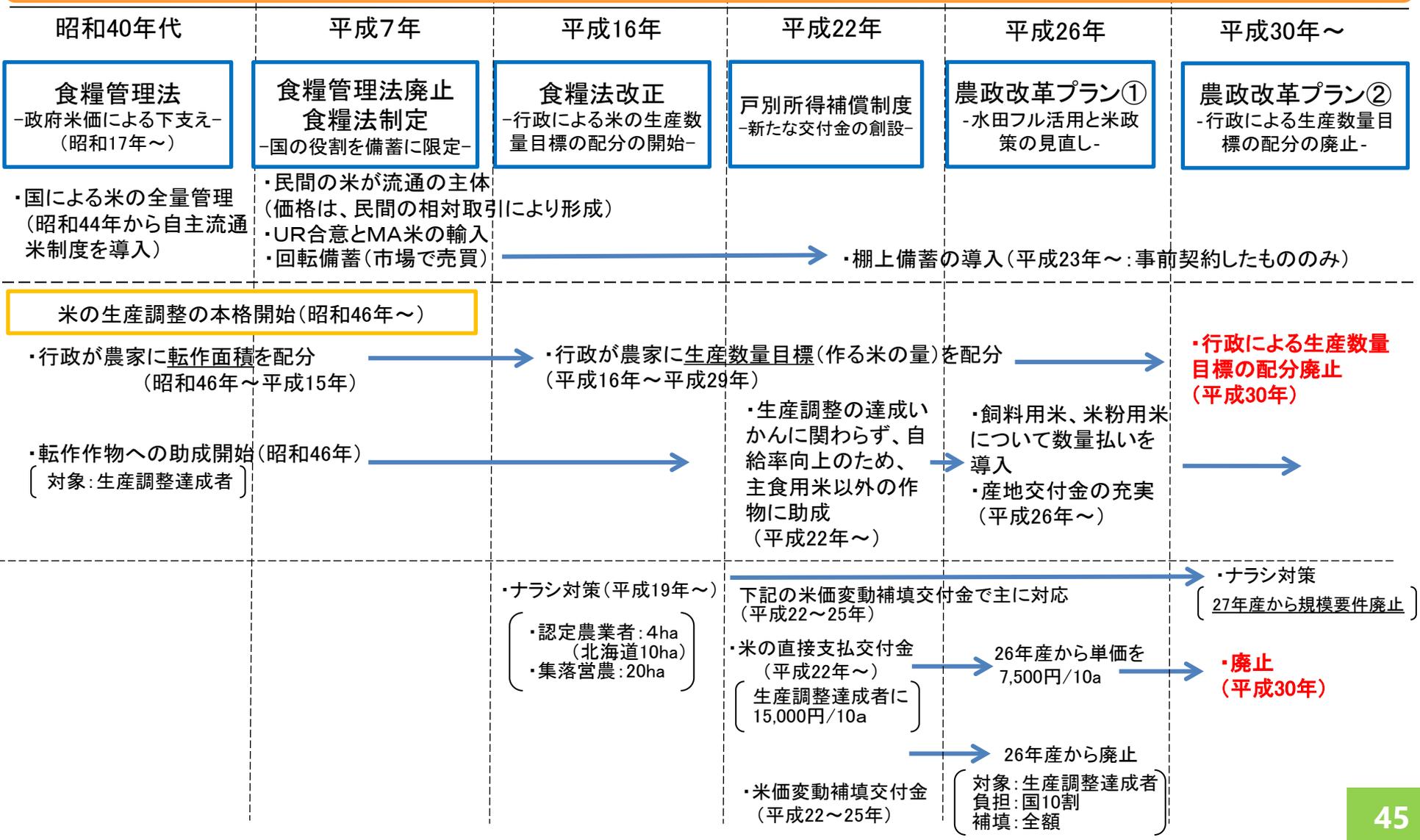
- 農業基本法の下で、所有権移転による自作農の規模拡大を目指したものの、①機械化による稲作の労働時間の短縮に伴う兼業化の進展、②農地の資産的保有意識の高まりなどで農地の流動化は進まなかった。
- このため、貸借による規模拡大に転換するとともに、意欲と能力のある経営体を明確化し、それらの者(担い手)に対する農地集積が進められることとなった。



- 平成19年から、担い手に対象を限定した水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)を導入。(畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策))
- 平成22年から、全ての販売農家を対象とする米の直接支払交付金を新たに措置したが、平成26年から、米の直接支払交付金を削減し、30年産から廃止。

平成19年	平成22年	平成26年	平成27年	平成30年～
<p><b>法律の制定</b> -水田・畑作経営所得安定対策の導入-</p>	<p><b>戸別所得補償制度の導入</b> -新たな交付金の創設- (22年は米のモデル事業として実施)</p>	<p><b>農政改革プラン</b> -経営所得安定対策の見直し-</p>	<p><b>新たな経営所得安定対策の実施</b></p>	
<p>・ゲタ対策(平成19年～)</p> <p>〔 ・認定農業者:4ha (北海道10ha) ・集落営農:20ha 〕</p>	<p>※全ての販売農家を対象 (平成23～26年)</p>		<p>〔 認定農業者、集落営農 認定新規就農者(追加) [規模要件の廃止] 〕</p>	→ 継続
<p>・ナラシ対策(平成19年～)</p> <p>〔 ・認定農業者:4ha (北海道10ha) ・集落営農:20ha 〕</p>	<p>下記の米価変動補填交付金で主に対応(平成22～25年)</p>		<p>〔 認定農業者、集落営農 認定新規就農者(追加) [規模要件の廃止] 〕</p>	→ 継続
	<p>・米の直接支払交付金 〔 生産数量目標に従って、 生産する農家に15,000円/10a 〕</p>	<p>→ 26年産から単価を 7,500円/10aに削減</p>		→ <b>廃止(平成30年)</b>
	<p>・米価変動補填交付金 〔 対象:生産数量目標に従って、 生産する農家 負担:国10割 補填:全額 〕</p>	<p>→ <b>廃止(平成26年)</b></p>		

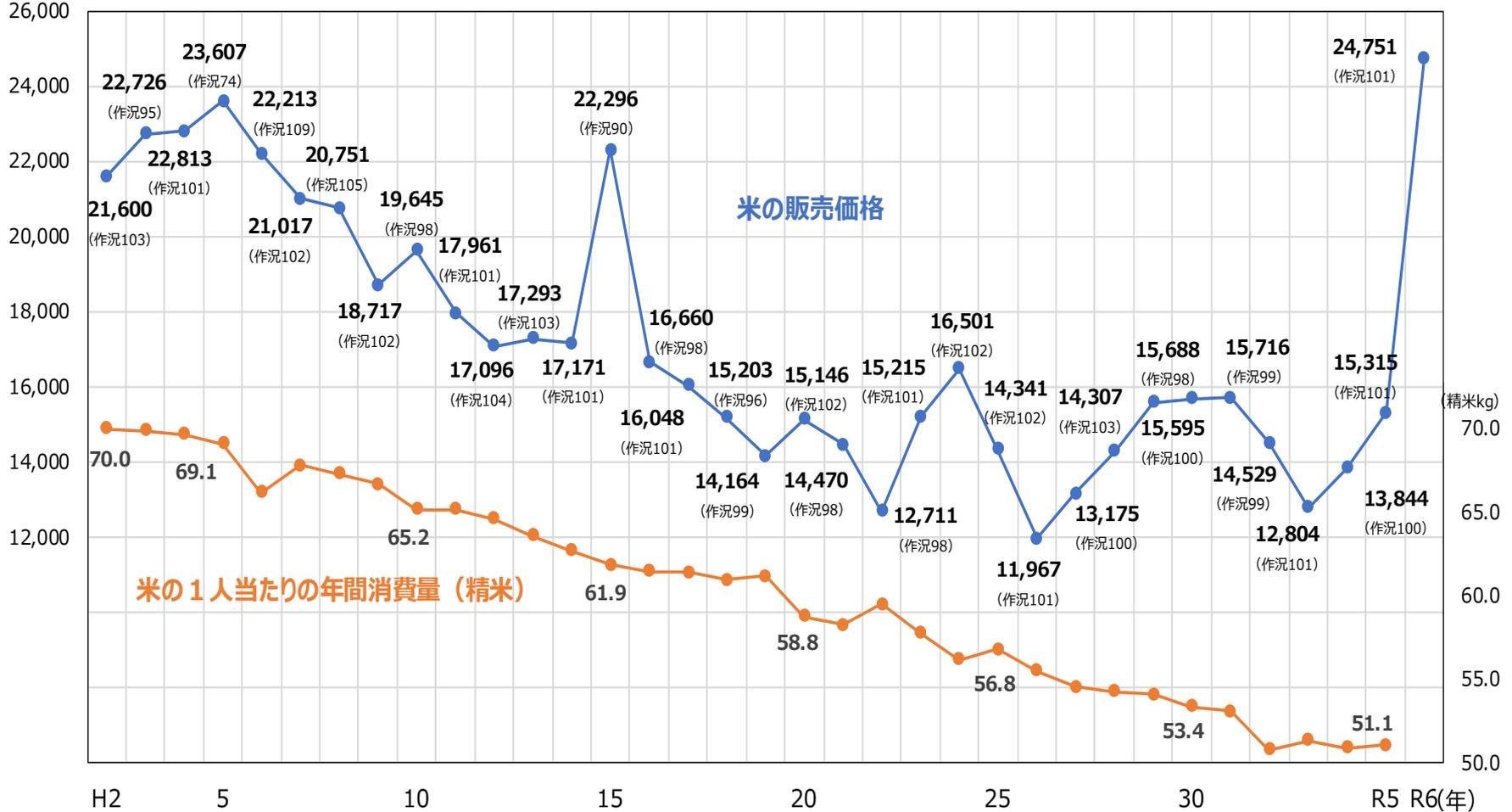
- 大幅な生産過剰基調や、政府米在庫の増大等を受け、昭和46年から、米の生産調整を本格開始。
- 平成30年に生産数量目標の配分を廃止し、自らの経営判断による「需要に応じた生産・販売」を推進。



○ 米の販売価格は長期的には低下傾向で推移。なお、平成15年産（作況指数が「90」  
（著しい不良））及び令和6年産は価格が高騰。

○ 米の1人当たりの年間消費量(精米)は、昭和37年の118kgをピークに一貫して減少傾向。

(円/玄米60kg、包装代・税込み)



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、「食料需給表」

注1：平成2～17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。

注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月（令和6年産は令和7年6月まで）の相対取引価格の平均値（令和6年産は速報値ベース）。

注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

○ 全国の主食用米の作付面積は、都道府県ごとの増減があるものの、前年実績(124.2万ha)から1.7万ha増加し、125.9万haとなった。

○ 戦略作物等の作付面積は、飼料用米及び米粉用米が減少し、新市場開拓用米、加工用米及びWCS用稲が増加するとともに、麦、大豆及び飼料作物等については、1.8万haの畑地化により、水田における作付面積(基幹作)が減少した。

## 令和6年産の水田における作付状況(令和6年9月15日時点)

### 【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

	主食用米	戦略作物等								備蓄米	
		加工用米	新規需要米				麦	大豆	飼料作物 そば なたね		戦略作物等 合計面積
			新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 (稲発酵 粗飼料用稲)					
H30年産	138.6	5.1	0.4	0.5	8.0	4.3	9.7	8.8	10.2	47.0	2.2
R元年産	137.9	4.7	0.4	0.5	7.3	4.2	9.7	8.6	10.2	45.6	3.3
R2年産	136.6	4.5	0.6	0.6	7.1	4.3	9.8	8.5	10.2	45.6	3.7
R3年産	130.3	4.8	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5	10.2	51.2	3.6
R4年産	125.1	5.0	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9	9.9	54.9	3.6
R5年産	124.2	4.9	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8	8.5	53.1	3.5
R6年産	125.9	5.0	1.1	0.6	9.9	5.6	10.3	8.4	7.4	48.3	3.0
畑地化面積	—	—	—	—	—	—	0.3	0.2	0.8	1.3 (1.8)※	—

注1：加工用米及び新規需要米(新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲)は取組計画の認定面積。

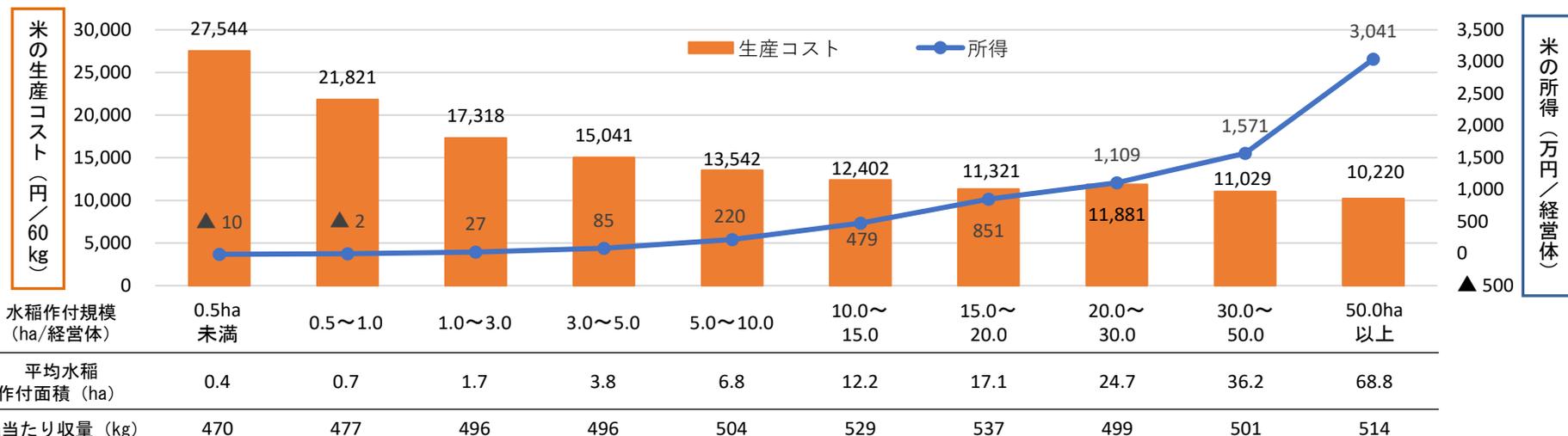
注2：備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。

注3：麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

※R6年産畑地化面積の戦略作物等合計面積欄の1.8万haについては、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねのほか、高収益作物等を加えた面積。

- 米の生産コストは作付規模が大きくなるにつれて低減。所得は規模拡大につれて増加。
- 新たな食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)において、2030年度までに米の生産コストを、15ha以上の経営体については、2023年の11,350円/60kgから9,500円/60kgに低減する目標と、全体については、2023年の15,944円/60kgから13,000円/60kgに低減するKPIを設定。
- この達成に向けて、農地の集積・集約を加速するとともに、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・導入等を進める。

## ○米の生産コストと所得（全国）



資料：農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」(組替集計)(令和5年産)

注：経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

米の生産コスト=資本利子・地代全額算入生産費、米の所得=10a当たり所得×1経営体当たりの水稲作付面積

## ○担い手の米の生産コスト

(単位：円/60kg)

	基準値 (令和5年)	目標・KPI (令和12年度)
個別経営 (認定農業者15ha以上層)	11,350	9,500
個別経営 (全体)	15,944	13,000

資料：農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」(組替集計)(令和5年産)

- 主食用米の国内需要が減少する中で、輸出拡大によって新たな需要を生み出していくことは、食料安全保障の強化を図る上で重要。2025年に改訂した『農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略』では、「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」を輸出重点品目と位置付け、2030年の輸出目標として922億円を設定。「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の輸出実績は着実に伸びており、輸出額は直近5年間で2.6倍となる136億円となっている。
- 輸出産地の育成など生産振興施策とともに、認定品目団体を中心としたオールジャパンでのプロモーション等による市場開拓に取り組んでいるところ。

品目名		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		(参考) 主な輸出先国・地域
								対前年比	
米・米加工品	数量 (原料米換算)	35,531トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,472トン	67,922トン	+16%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国
	金額	329億円	347億円	524億円	613億円	576億円	636億円	+10%	
米 (援助米を除く)	数量	17,381トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン	45,112トン	+21%	香港 (13,474) アメリカ (8,784) シンガポール (6,406) 台湾 (3,577) カナダ (2,138)
	金額	46億円	53億円	59億円	74億円	94億円	120億円	+28%	
米菓 (あられ・せんべい)	数量	4,033トン	4,222トン	5,141トン	4,523トン	4,565トン	4,656トン	+2%	アメリカ 台湾 香港 韓国 サウジアラビア
	原料米換算	3,428トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン	3,958トン	+2%	
	金額	43億円	45億円	56億円	55億円	61億円	66億円	+8%	
日本酒 (清酒)	数量	24,928 ㌔リットル	21,761 ㌔リットル	32,052 ㌔リットル	35,894 ㌔リットル	29,194 ㌔リットル	31,054 ㌔リットル	+6%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
	原料米換算	14,041トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,444トン	17,492トン	+6%	
	金額	234億円	241億円	402億円	475億円	411億円	435億円	+6%	
パックご飯等 (加工米飯を含む)	数量	1,018トン	1,205トン	1,129トン	1,384トン	1,593トン	2,298トン	+44%	アメリカ 台湾 香港 オーストラリア シンガポール
	原料米換算	535トン	634トン	594トン	727トン	837トン	1,208トン	+44%	
	金額	5億円	7億円	6億円	8億円	10億円	14億円	+44%	
米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量	118トン	249トン	88トン	173トン	101トン	123トン	+22%	アメリカ タイ ドイツ ロシア 台湾
	原料米換算	146トン	308トン	108トン	213トン	125トン	152トン	+22%	
	金額	0.3億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円	1.1億円	+43%	
米・パックご飯・ 加工米飯・米粉及び米粉製品	数量 (原料米換算)	18,062トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	38,148トン	46,472トン	+22%	香港 アメリカ シンガポール 台湾 オーストラリア
	金額	52億円	60億円	66億円	83億円	105億円	136億円	+29%	

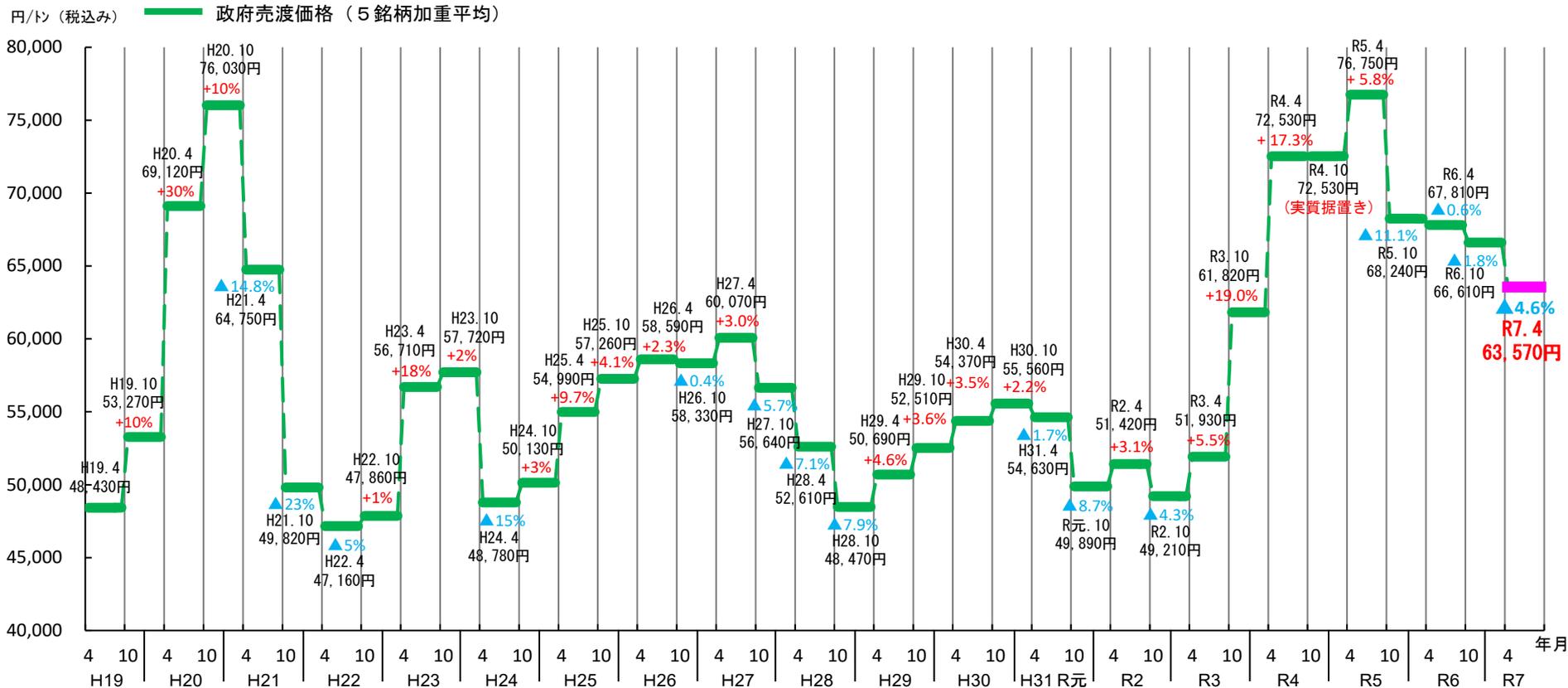
資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

注2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

注3：「(参考)主な輸出先国・地域」は2024年の輸出金額上位5か国・地域を記載。米に関しては、2024年の輸出数量(トン)を記載。

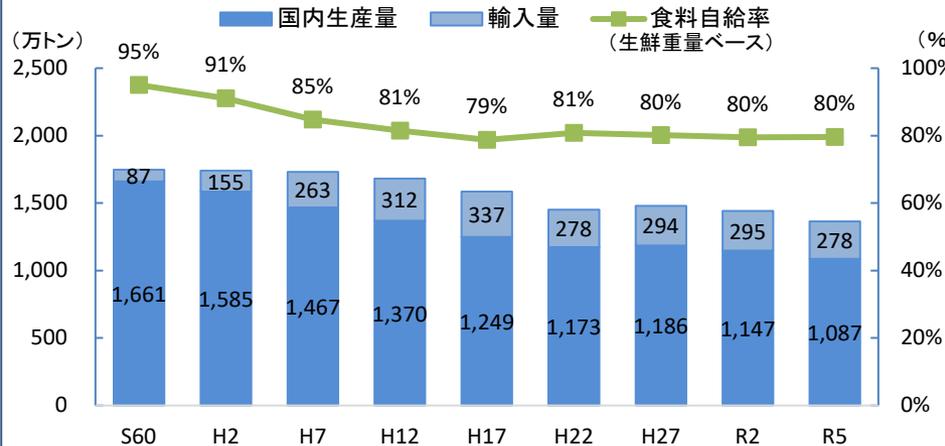
- 輸入小麦の政府売渡価格は、直近6か月の平均買付価格を基に、年2回(4月期、10月期)改定。
- ウクライナ情勢による高騰を受け、令和4年10月期においては緊急措置により実質据置き、令和5年4月においては激変緩和措置として上昇幅の抑制を行ったが、その後、買付価格はウクライナ情勢前の水準に落ち着いたことから、令和5年10月期は、直近6か月間の平均買付価格をベースに算定し、68,240円/トン(対前期比▲11.1%)としたところ。
- 令和7年4月期の売渡価格も、同様に直近6か月間の買付価格(令和6年9月第3週～令和7年3月第1週)の平均買付価格をベースに算定し、63,570円/トン(対前期比▲4.6%)とした。



注:平成25年10月期以前は、消費税5%込みの価格であり、平成26年4月期以降は、消費税8%込みの価格である。

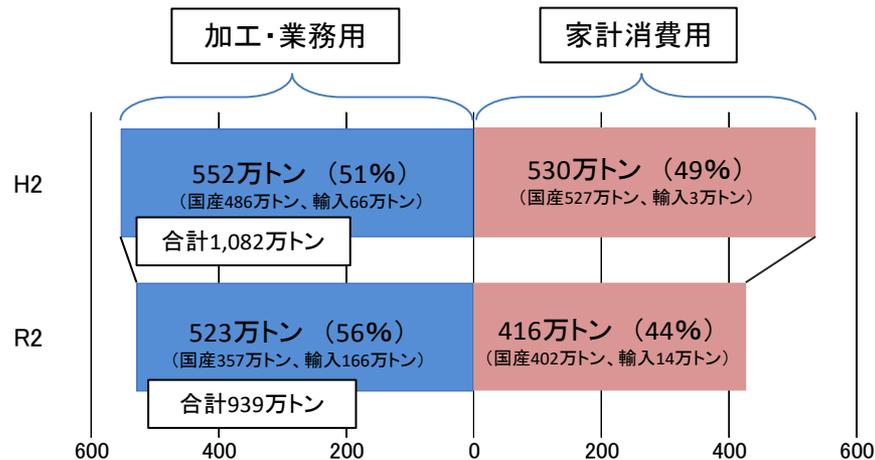
- 国内の野菜の生産量は近年横ばいで推移。食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費用から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の約6割。
- 野菜・施設園芸支援対策では、加工・業務用野菜の国産シェア拡大のため、実需者ニーズに対応した産地の形成やサプライチェーンの強靱化に向けた取組を支援。また、データを活用した施設園芸への転換を促進するため、生産性・収益向上につながる体制づくりやノウハウの分析・情報発信等を支援。

### 野菜の国内生産量、輸入量の推移



資料：食料需給表 ※輸入量には加工品が含まれており、生鮮に換算している。(概算値)  
※農林業センサス実施年度及び直近の年度について掲載。

### 野菜の国内需要の推移(主要野菜品目)



資料：農林水産政策研究所調べ。指定野菜(ばれいしょを除く13品目(だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン))で試算。

### 野菜・施設園芸支援対策

#### 1. 時代を拓く園芸産地づくり支援

- 実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、
  - ① 加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。
  - ② また、国産野菜の周年安定供給に資する生産者、実需者等を繋ぐマッチング等の全国的な取組に係る経費を支援。

#### 2. 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業

- 加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の確立により国産シェアを奪還するため、
  - ① 実需者のニーズに対応した品種の栽培実証、農業機械や予冷・貯蔵庫のリース導入等
  - ② 生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入等を支援。

#### 3. データ駆動型農業の実践・展開支援事業

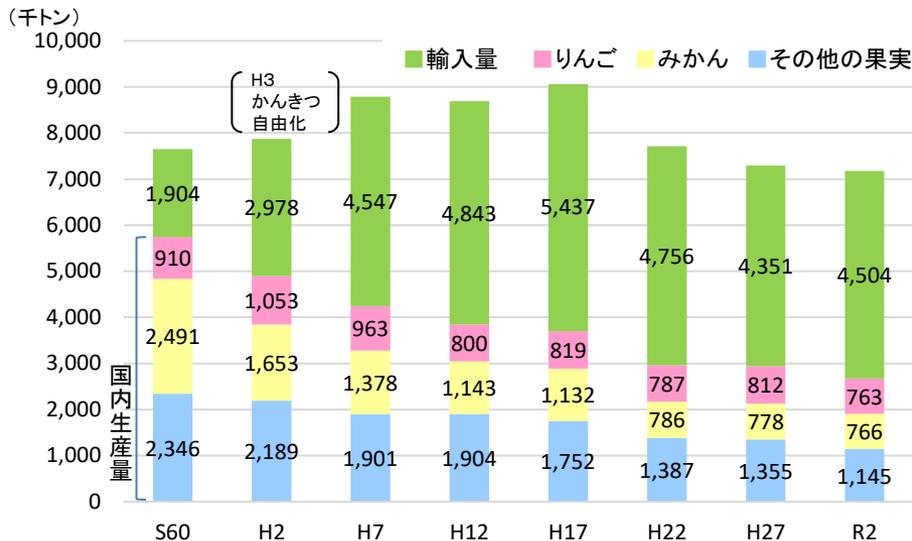
- データを活用した施設園芸(スマートグリーンハウス)への転換促進のため、
  - ① データ収集・分析機器の活用、既存ハウスのリノベーション等、データを活用して生産性・収益向上につなげる体制づくり
  - ② スマートグリーンハウス転換に向けた課題の調査、ノウハウの整理や更なる低コスト化の検討、農業者への情報発信等を支援。

#### <事業の流れ>



- 果樹の国内生産量は、担い手の減少等を背景に、近年減少傾向で推移。また、果樹生産は、機械化が困難で高度な技術を要する作業が多く、季節的な労働ピークが存在することが特徴。
- 果樹支援対策では、国内外の需要に応えきれない果樹の生産基盤を強化するため、省力的な樹園地への改植・新植や、新たな担い手の確保・定着に資する取組等に対する支援を実施。

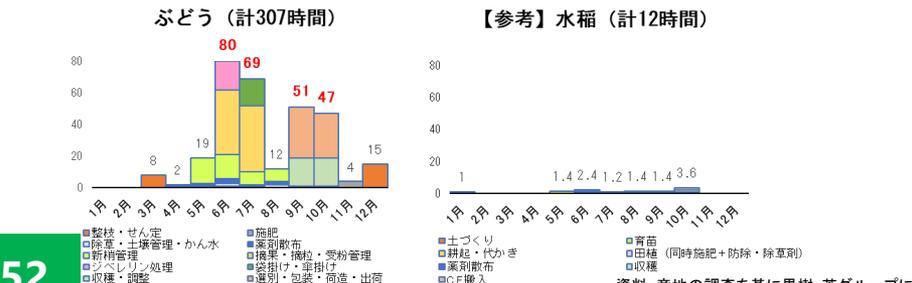
果実の国内生産量、輸入量及び  
国内産出額と輸入額の合計に占める国内産出額の割合(推計)の推移



国産割合(%)	75	62	48	44	41	38	40	37
---------	----	----	----	----	----	----	----	----

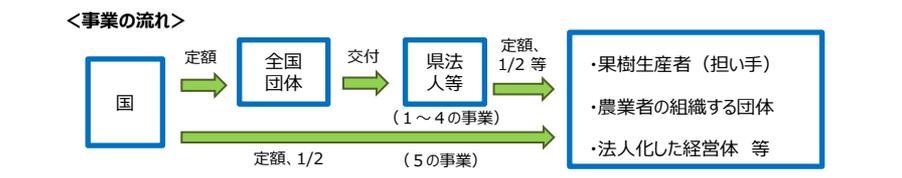
資料:食料需給表、貿易統計  
 ※:輸入量には加工品が含まれており、生鮮に換算している。  
 ※:国内産出額割合は、輸入額と国内産出額から推計したものであり、為替の影響は考慮していない

年間労働時間の推移(10a当たり)の例



果樹支援対策  
(持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策)

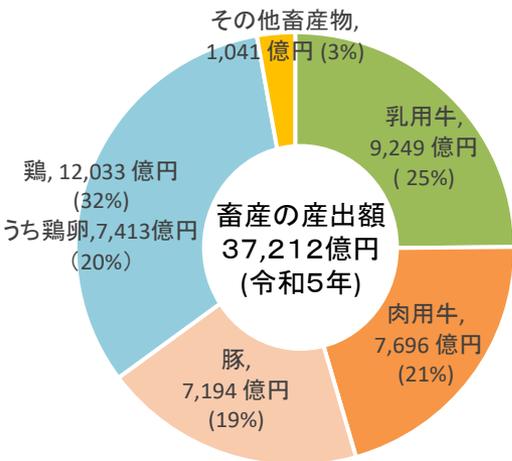
- 1. 果樹経営支援等対策事業**
  - 果樹の生産基盤を強化するため、省力樹形や優良品目・品種への改植・新植とそれに伴う未収益期間の幼木管理等に要する経費を支援。※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。
- 2. 果樹型トレーニングファーム等推進条件整備事業**
  - 新たな担い手の確保・定着に資する果樹型トレーニングファームの整備や、運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費を支援。
- 3. 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業**
  - 省力樹形の導入等に必要苗木について、省力的な苗木生産設備の整備や、契約に基づく生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入を支援。また、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援。
- 4. 果実流通加工対策事業**
  - 国産果実の加工・業務用供給拡大を図るため、省力化栽培・出荷技術等の実証等の取組を支援。
- 5. 産地構造転換パイロット事業**
  - 生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する都道府県等コンソーシアムの実証の取組を支援。



○令和5年の畜産の産出額は3兆7,212億円で、農業総産出額(9兆4,952億円)の約39%を占めている。

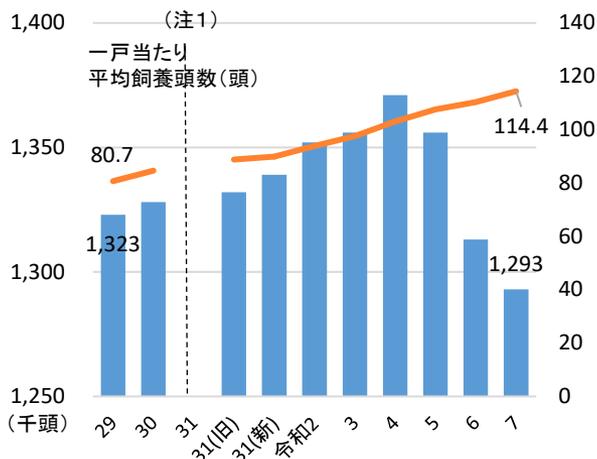
○いずれの畜種も一戸当たりの飼養頭羽数は増加しており、規模拡大が進展。

畜産の産出額の品目別割合(令和5年)

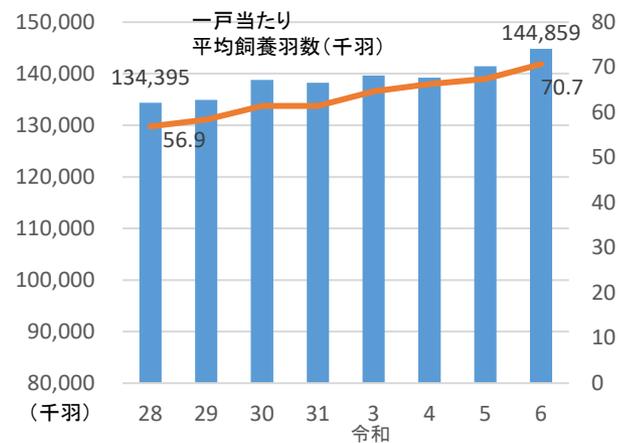


資料:農林水産省「生産農業所得統計」

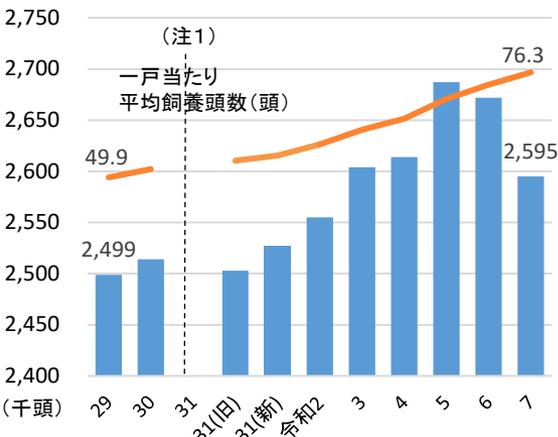
○乳用牛の飼養頭数



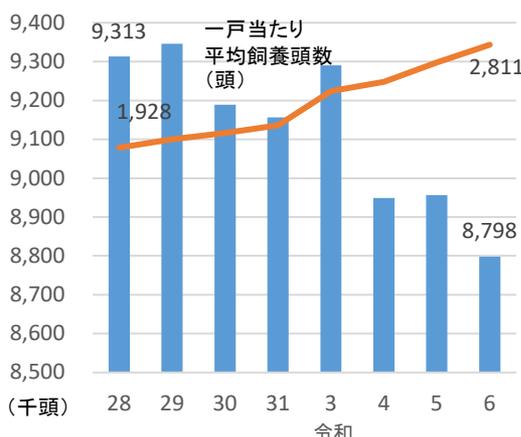
○肉用鶏の飼養羽数



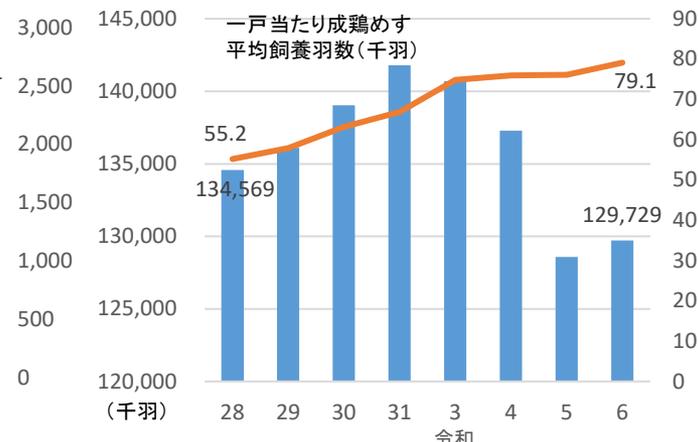
○肉用牛の飼養頭数



○豚の飼養頭数



○採卵鶏の飼養羽数



資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:(肉用牛、乳用牛)令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を「平成31年(新)」として記載。

2:(豚、肉用鶏、採卵鶏)農林業センサス実施年のため、令和2および7年の調査は休止した。

3:(肉用鶏)年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く。

4:(採卵鶏)種鶏のみの飼養者及び成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く。

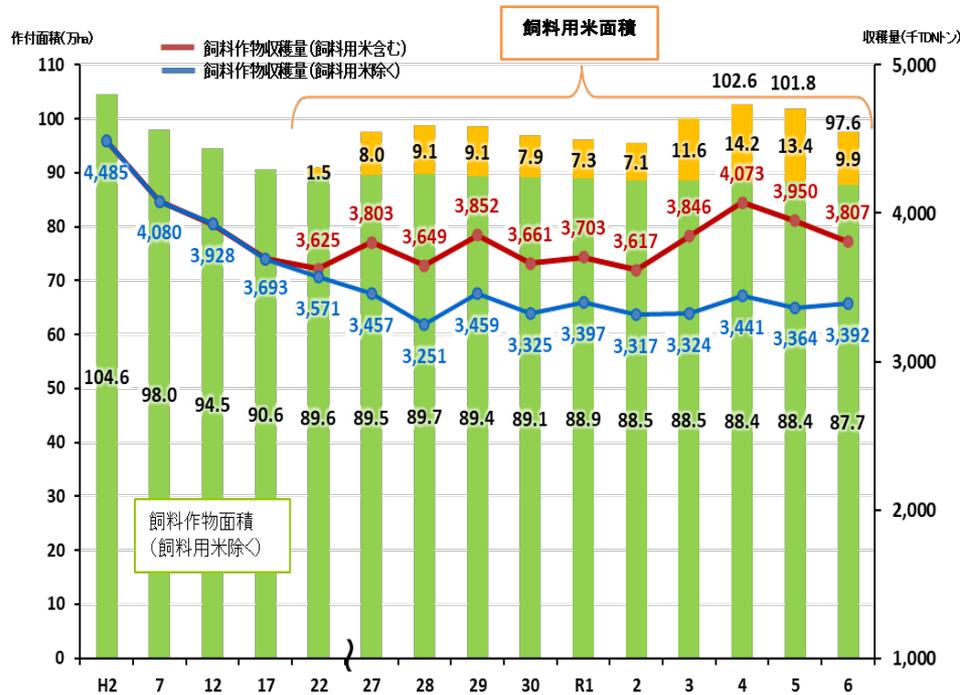
○国際情勢に左右されにくい持続的な畜産物生産のためには、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進することが重要。

○全国の飼料作物作付面積(飼料用米除く)は、近年横ばいで推移しており、令和6年度は87.7万ha。

○主産地は、北海道(60%)であり、作物別では、主に牧草の作付が71%と多い。

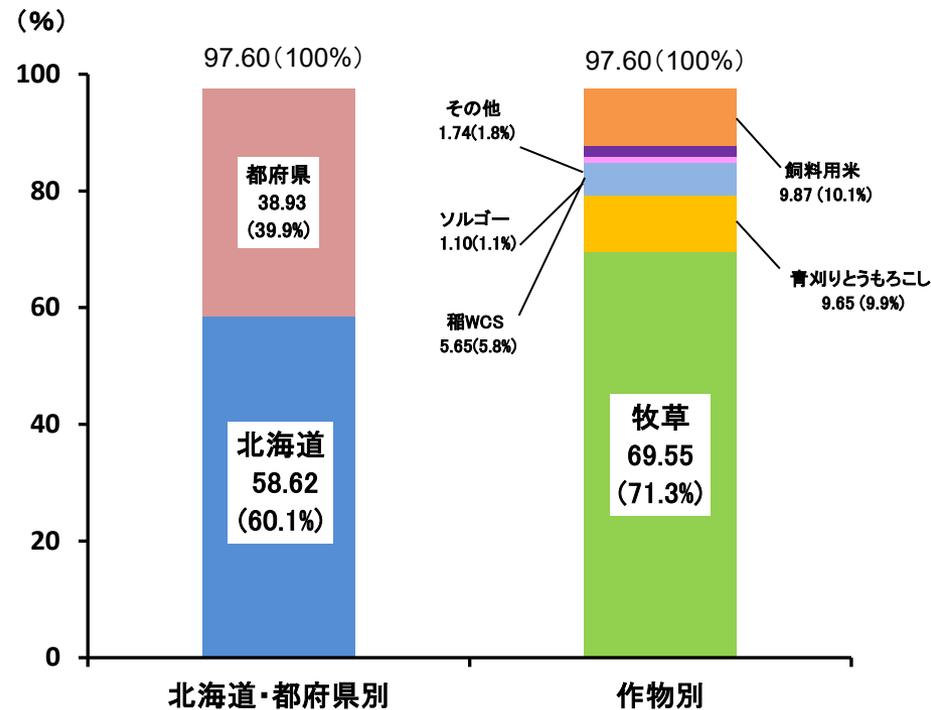
○令和7年策定「食料・農業・農村基本計画」において設定された目標(令和5年度→令和12年度)  
【飼料作物の作付面積:88万ha→101万ha】 【飼料自給率:27%→28%】

### ○ 全国の飼料作物作付面積及び収穫量の推移



資料:農林水産省「作物統計」、「耕地及び作付面積統計」、「新規需要米生産集出荷数量」、「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」  
注:収穫量は飼料課で推計。  
令和6年は概算値。

### ○ 飼料作物作付面積の内訳



資料:農林水産省「作物統計」、「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」  
注:令和6年概算値。

○ 体質強化対策として、畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組等を推進。

○ 経営安定・安定供給のための備えとして、畜種ごとの特性に応じた制度を措置。

### 畜産クラスター

施設整備、機械導入、調査・実証・推進

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。

全国 1,062協議会  
(令和6年度調査)



収益性向上のための取組、中心的な経営体やその他の構成員の役割、連携の内容、収益性向上の目標等を定めた畜産クラスター計画を作成

#### 「畜産クラスター事業」の主な見直し内容（令和6年度補正）

- 増頭要件を廃止し、**費用削減等に向けた1頭当たりの生産効率の改善を要件化**
- 成果目標の選択肢のうち販売額の増を**1頭当たりの販売額の増に見直し**
- **単年度の補助上限額を5億円に設定**
- **2年間までの事業計画を申請可**

#### 優良繁殖雌牛更新加速化事業

畜産クラスター計画に基づき、成長がよく肉質に優れた肉用子牛を生産するため、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付。

(交付単価)

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭

【事業実施主体】 畜産クラスター協議会、民間団体

### 酪農

加工原料乳生産者補給金等

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付。

(令和7年度加工原料乳生産者補給金単価9.09円/kg、集送乳調整金単価2.81円/kg（うち関連対策0.08円/kg）、総交付対象数量343万トン（うち関連対策18万トン）)

【事業実施主体】 (独) 農畜産業振興機構

### 肉用牛

肉用子牛生産者補給金

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付。

【事業実施主体】 (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出。)

【事業実施主体】 (独) 農畜産業振興機構  
(ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者)

### 養豚

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出。)

【事業実施主体】 (独) 農畜産業振興機構

### 養鶏

鶏卵生産者経営安定対策事業

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、更に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付。(補填金のうち6分の5、奨励金のうち4分の1にそれぞれ相当する額は、生産者の積立金から支出。)

【事業実施主体】 (一社)日本養鶏協会

○ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)について、担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に対して直接交付(いずれも規模要件なし)。

○ 水田活用の直接支払交付金は、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援。

## ○ 経営所得安定対策等の概要

### 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付。
- 交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者(ナラシ対策も同じ)

【交付単価(令和5年産～7年産まで適用)】

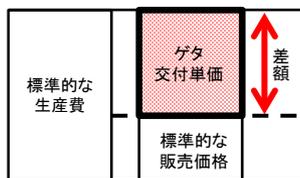
【数量払】 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしよ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

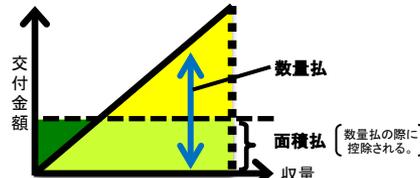
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)

<交付単価のイメージ>

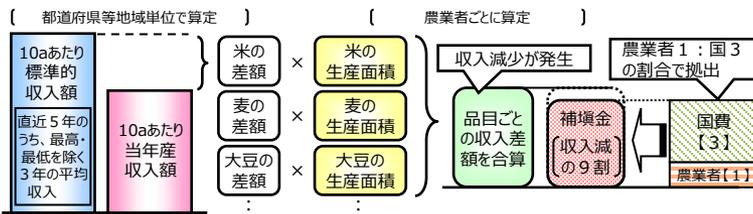


<数量払と面積払との関係>



### 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補填。



### 水田活用の直接支払交付金等

#### 1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆等を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a <sup>※1</sup>
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a <sup>※2</sup>

<交付対象水田>

- ・ たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りなくても交付対象とする。

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a(5.5～8.5万円/10a)、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

#### 2. 産地交付金

・ 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県・地域が支援内容を設定。

・ また、当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 <sup>※3</sup> (3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分)	1万円/10a

※3 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

#### 3. 畑地化促進助成(令和6年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整、畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)を支援。

- ① 畑地化支援<sup>※4</sup>：10.5万円/10a
- ② 定着促進支援<sup>※4</sup>(①とセット)：2万円(3万円<sup>※5</sup>)/10a×5年間  
または10万円(15万円<sup>※5</sup>)/10a(一括)
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援(1万円/10a) <sup>※6</sup>
- ※4 対象作物は、畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)及び高収益作物(野菜、果樹、花き等)
- ※5 加工・業務用野菜等の場合
- ※6 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

#### 4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援。

#### 5. コメ新市場開拓等促進事業

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米(パン・めん用の専用品種)	9万円/10a

### 経営所得安定対策等推進事業等

- 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成。

- 収入保険は平成31年1月からスタート。
- 加入者数は、令和7年6月末時点で、全国で約10万1千経営体(うち個人約9万3千、法人約9千)。  
青色申告を行う農業者(32.4万人)のうち、31.3%が加入。

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償

実施主体	全国農業共済組合連合会(平成30年4月設立) (加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合へ委託)
対象者	青色申告を行っている農業者※(個人・法人) ※ 保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入できる
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※ マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定 (規模拡大特例、収入上昇傾向特例に該当する場合、基準収入を上方修正) ※ 気象災害により大幅に農産物の収入が減少した場合、その年の収入金額を補正して基準収入を算定できる 気象災害特例の適用が可能
補填の方法	保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を上限として補填。補填方式は、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」のほか、保険方式のみで9割までを補償限度とする「保険方式補償充実タイプ」も農業者が選択できる
保険方式の保険料	保険金額の1.498%(新規加入で補償限度80%を選択した場合。50%の国庫補助後) ※ 保険金の受取実績に応じて、毎年適用される保険料率が変わる
積立方式の積立金	掛捨てではない(75%の国庫補助)

【個人、法人別の加入状況】 (経営体)

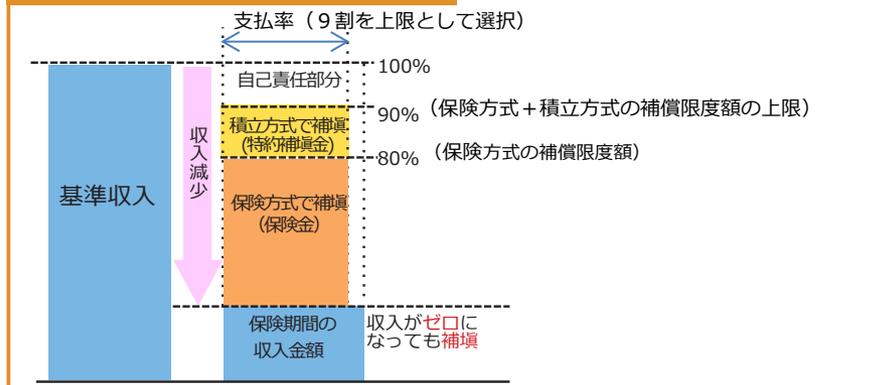
	令和5年	令和6年	令和7年 (6月末時点)
全体	90,644	99,128	101,452 (31.3%)
個人	81,283	89,009	92,861
法人	9,361	10,119	8,591

(注1) 令和7年6月末時点(法人数について、今後、事業年度開始月が8月以降の法人の加入が見込まれる)  
(注2) ( ) は青色申告者に対する割合

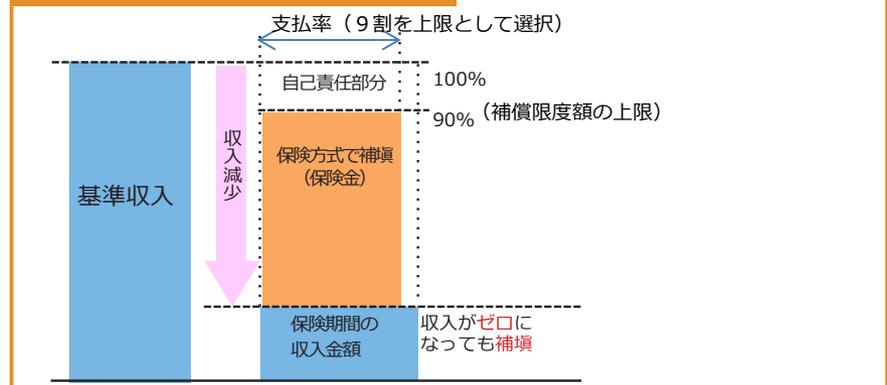
青色申告を行っている農業経営体は32.4万経営体  
(現金主義を除く)  
※ 収入保険では加入対象外の肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を含んだ数値  
(注) 令和6年農業構造動態調査

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入  
※ 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年の新規加入者は2年間(令和4年、5年加入者は3年間)の同時利用を可能とし、令和7年以降の新規加入者には適用しない

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



- 効率的かつ安定的な農業経営が農業構造の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定する制度として、平成5年に「認定農業者制度」を創設。
- 認定農業者数は、21.7万経営体、うち法人は年々増加し 2.9万経営体(令和6年3月末現在)。

## ○農業経営改善計画の作成

### 農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

#### 【記載事項】

- ・経営改善の方向  
(年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等)
- ・経営規模の拡大に関する目標(作付面積、飼養頭数、作業受託面積等)
- ・生産方式の合理化の目標(例:機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等)
- ・経営管理の合理化の目標(例:複式簿記での記帳等)
- ・農業従事の様態等に関する改善の目標(例:休日制の導入等)等

※農業用施設の整備に関する事項(施設の種類、規模、所在等)を記載することも可能

市町村等<sup>(※1)</sup>へ申請

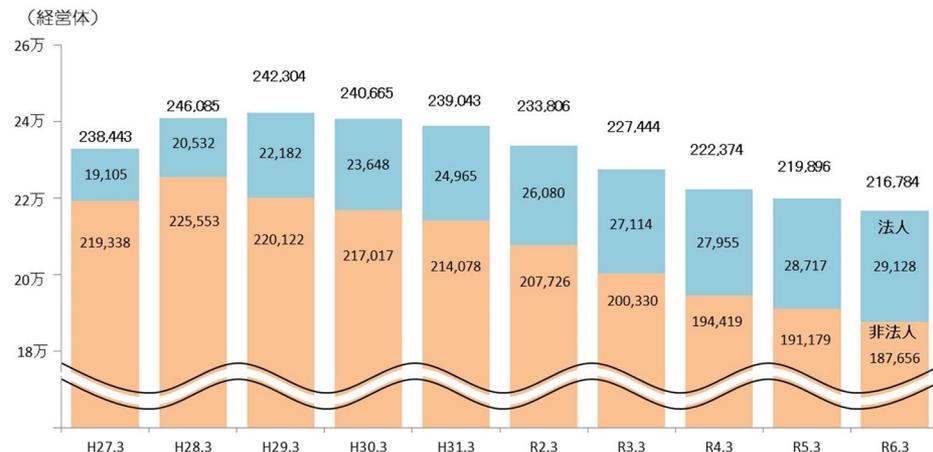
市町村等<sup>(※1)</sup>が認定

認定農業者

#### 【認定要件】

- ・市町村基本構想に照らして適切なものであるか(目標所得を目指すものとなっているかどうか)
  - ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
  - ・達成される見込みが確実であるか
- <農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合>
- ・農地転用許可基準を満たしているかどうか

## ○認定農業者数の推移



資料:農林水産省経営局経営政策課調べ

注:特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

## ○認定農業者に対する主な支援措置

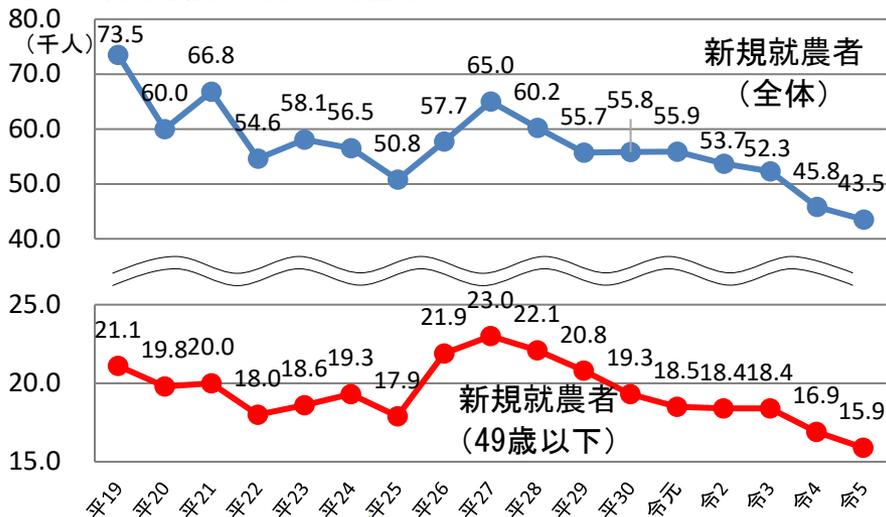
経営所得安定対策	ゲタ対策、ナラシ対策※
融 資	スーパーL資金及び農業近代化資金
税 制	農業経営基盤強化準備金制度
農業者年金	農業者年金の保険料支援
農地転用	農地転用手続のワンストップ化

※ ゲタ対策とは麦・大豆等のコスト割れの補填、ナラシ対策とは米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットのこと。

○ 我が国において高齢化・人口減少が本格化する中で、将来の担い手の確保・育成を図り、世代間のバランスのとれた農業構造にしていくことが重要。

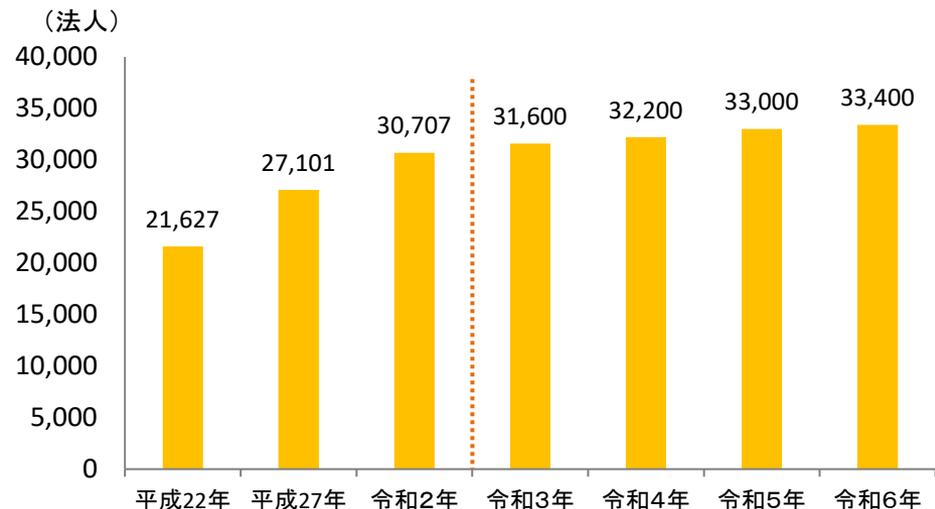
○ 将来の担い手として期待される40代以下の就農者は、近年は1万6～8千人前後で推移。また、雇用の受け皿としても期待される法人経営体は増加傾向で推移し、令和6年に33,400法人。

### ○新規就農者数の推移



農の雇用事業(現:雇用就農資金)創設  
 青年就農給付金(現:就農準備資金・経営開始資金)創設  
 資料:農林水産省「新規就農者調査」

### ○法人経営体数の推移



資料:農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和2年)、「農業構造動態調査」(令和3年～令和6年)  
 注:令和3～令和6年の数値は農業構造動態調査の結果で、標本調査により把握した推計値

### ○49歳以下の就農(希望)者に対する主な支援策

#### 経営発展支援事業

都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援(国費上限500万円)。

#### 世代交代円滑化タイプ

円滑な経営継承・経営発展に向け、機械・施設等の導入・修繕・移設・撤去や、法人化や専門家の活用等の取組を支援(国費上限600万円)。

#### 就農準備資金(※1)

研修期間中の研修生に対して、12.5万円/月(150万円/年)を最長2年間交付。

#### 経営開始資金(※1)

独立・自営する認定新規就農者に対して、12.5万円/月(150万円/年)を最長3年間交付。

#### 雇用就農資金(※2)

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して、60万円/年を最長4年間助成。

※1 令和3年度以前の「農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)」

※2 令和3年度以前の「農の雇用事業」

### ○法人化に対する主な支援策

#### 農業経営・就農サポート推進事業

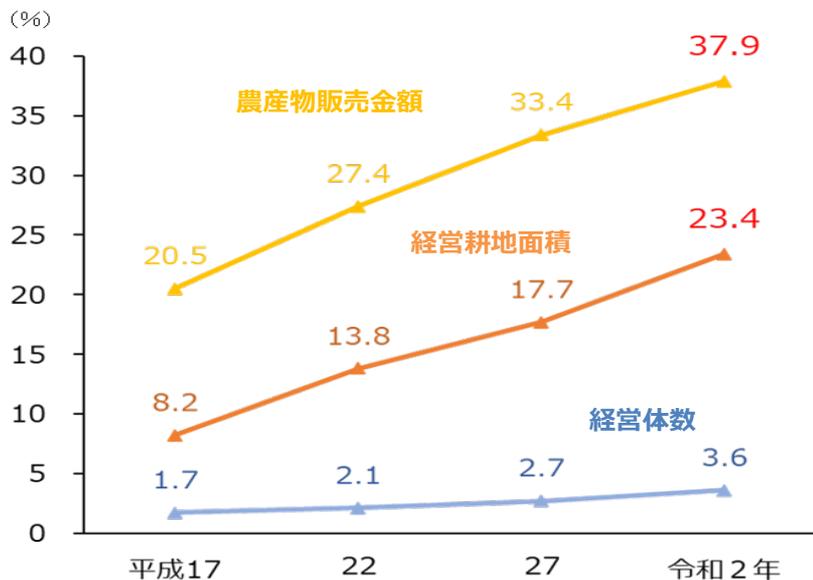
都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる農業者の課題解決(法人化等)に必要な助言等を実施。

#### 集落営農連携促進等事業

集落営農の連携・合併に向けたビジョンを策定する組織の法人化を支援(定額25万円)。

- 農業法人の重要性が増す中、その経営基盤の強化を図るため、経営管理能力の向上の取組を推進する必要。
- また、企業の農業参入は、平成21年の農地法改正により、企業への農地リースが全面自由化され、約4千以上の法人が参入。
- 一方、令和7年3月末までに策定された地域計画により、10年後に有効利用される見込みのない農地が多く存在することが明らかになり、その解消には、他地域の農業法人や異業種の企業の参入をより一層促進していく必要。

### ○農業生産に占める法人等のシェア



資料：農林水産省「農林業センサス」

### ○経営基盤強化に対する主な取組

#### 経営発展・就農促進委託事業

農業者の経営管理能力の向上に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業経営の法人化支援システムの研究・開発等を実施。

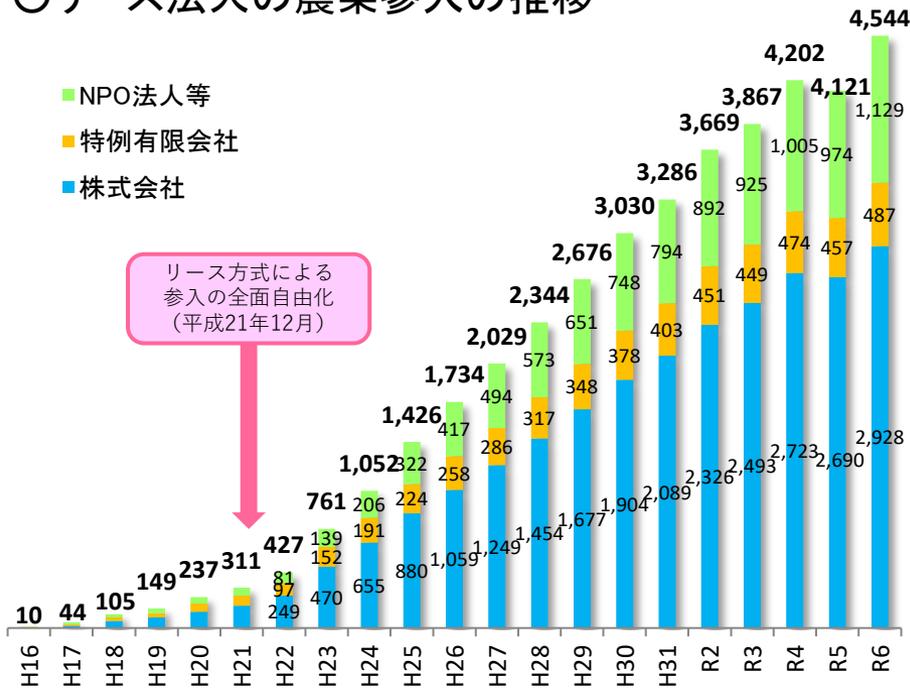
#### 農業経営人材の育成に向けた官民協議会

令和6年6月に農業関係団体や士業団体を構成員とする官民協議会を設置し、農業者の経営管理能力の向上等の取組を推進。

#### 経営発展計画制度

農地所有適格法人の出資に関する要件を見直し、取引実績を有する食品企業などによる農業参入を促進。

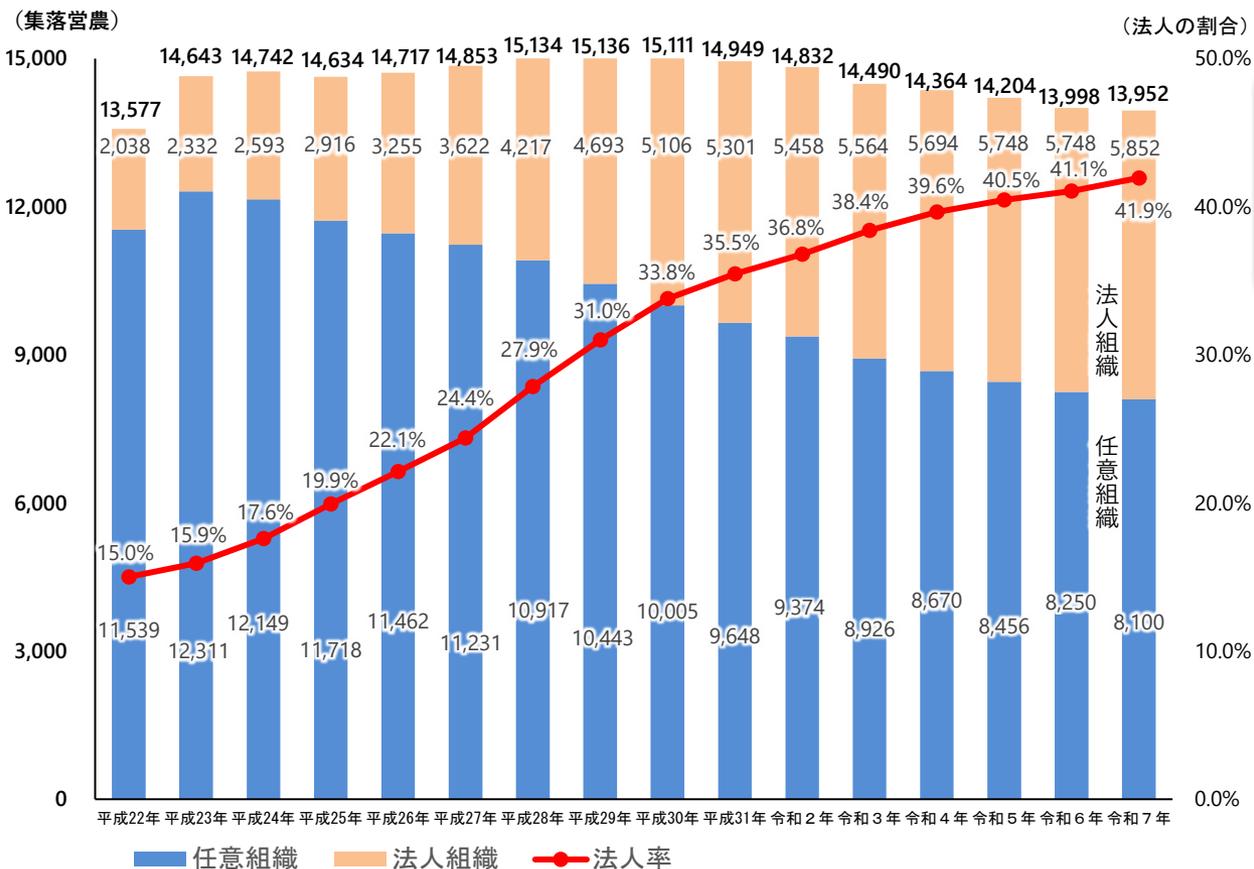
### ○リース法人の農業参入の推移



リース方式による参入の全面自由化 (平成21年12月)

- 集落営農数は平成29年をピークに減少傾向で推移。一方、法人の割合は年々増加し4割を超え、令和7年は前年から0.8ポイント増加。
- 任意組織は、新設がある一方で解散等による減少もあり、近年は減少傾向。

## ○集落営農数の推移



集落営農の構成員の高齢化等が進む中  
 ・先進的技術の知見や多様な発想による新たな取組の展開  
 ・組織運営に不可欠な経営基盤の強化など適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要。



## 集落営農連携促進等事業

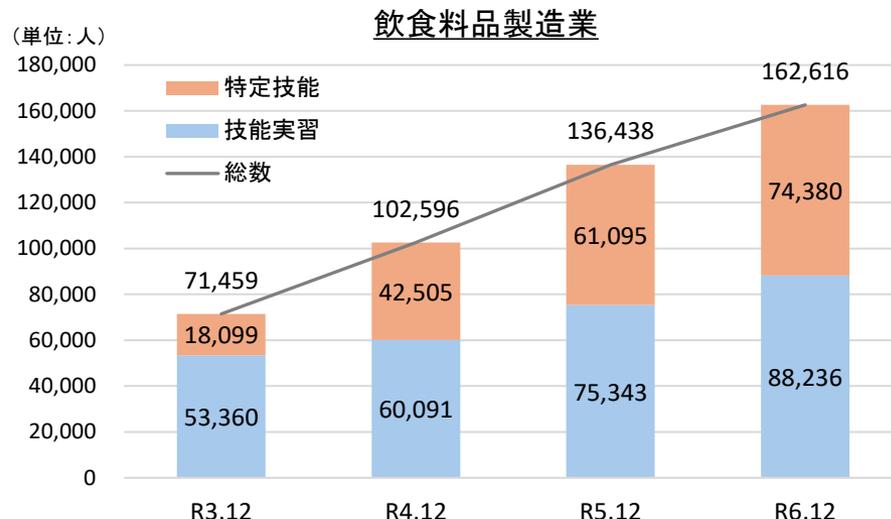
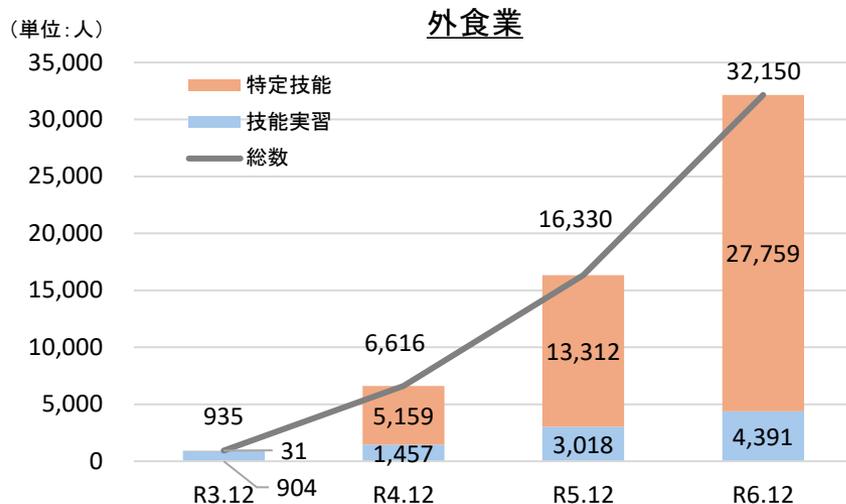
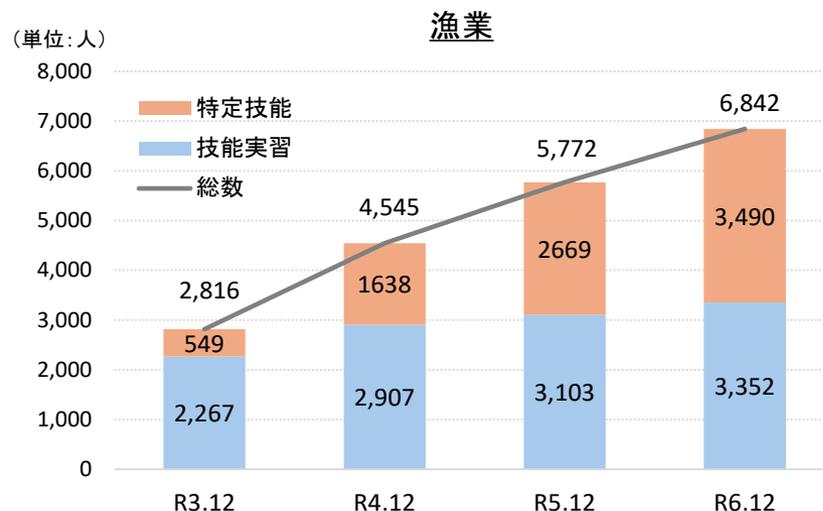
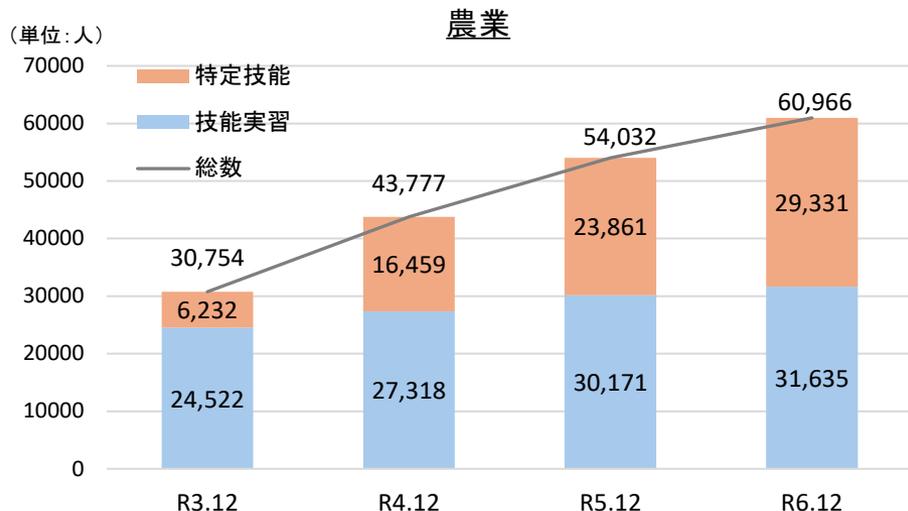
集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援。

資料：集落営農実態調査(各年2月1日現在)

※令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の集落営農については、令和6年の調査結果には含めていない。

○ 外国人材については、農業(60,966人)、漁業(6,842人)、外食業(32,150人)、飲食料品製造業(162,616人)の受入れとなっている。

※令和6年12月末時点



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」及び出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」を基に農林水産省及び水産庁で作成

# ○ 農林水産業・食品産業分野の外国人材受入れの仕組みとして、実習目的の「技能実習制度」と就労目的の「特定技能制度(平成31年4月創設)」がある。

## ○技能実習制度と特定技能制度の比較について

		技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格		「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能1号」、「特定技能2号」 ➤ 就労目的
在留期間		最大で最長5年 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     1年目 技能実習1号                      ↓ (技能評価試験(初級)を受検・合格)                      2・3年目 技能実習2号                      ↓ (技能評価試験(専門級)を受検・合格)                      ※実習開始前に1ヶ月以上の帰国が必要                      4・5年目 技能実習3号                 </div> (技能実習期間中は原則帰国不可)	「特定技能1号」：通算5年 (1年を超えない範囲の在留期間を更新) 「特定技能2号」：上限なし (3年、1年又は6月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	農業関係	・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;">                     &lt;1号&gt;                      ・耕種農業全般                      ・畜産農業全般                 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;">                     &lt;2号&gt;                      + 当該業務に関する管理業務                      (現場リーダー、農場長など)                 </div> </div>
	漁業関係	・漁船漁業：「かつお一本釣り漁業」「延縄漁業」「いか釣り漁業」「まき網漁業」等 ・養殖業：「ほたてがい・まがき養殖」	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;">                     ・漁業全般                      ・養殖業全般                 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;">                     + 当該業務に関する管理業務                      (現場リーダー、養殖長など)                 </div> </div>
	食品産業関係	・「缶詰巻締」「食鳥処理加工業」「パン製造」「水産練り製品製造」「そう菜製造業」等 ・「医療・福祉施設給食製造」	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;">                     ・飲食料品製造業全般                      (酒類を除く)                      ・外食業全般                 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;">                     + 当該業務に関する管理業務                      (部門長、ライン長など)                      店舗経営                      (店長、エリアマネージャーなど)                 </div> </div>
技能水準※		—	「特定技能1号」：相当程度の知識又は経験を必要とする技能 「特定技能2号」：熟練した技能
日本語能力の水準※		—	「特定技能1号」：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本 「特定技能2号」：日本語能力試験N3以上 (漁業・外食業分野のみ)
外国人材の受入れ主体(雇用主)		実習実施者(農業者等)	・農業経営体、漁業経営体、飲食料品製造事業者、外食事業者 ・派遣事業者(農業・漁業分野のみ)

※ 業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、1号については、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。

## ○特定技能制度による受入れ

分野	5年間の受入れ上限数※1	受入れ人数※2
農業	78,000人	29,331人
漁業	17,000人	3,490人
飲食料品製造業	139,000人	74,538人
外食業	53,000人	27,864人
林業	1,000人	—
木材産業	5,000人	—

※1:令和6年4月～令和11年3月末までの5年間

※2:令和6年12月末時点(速報値)

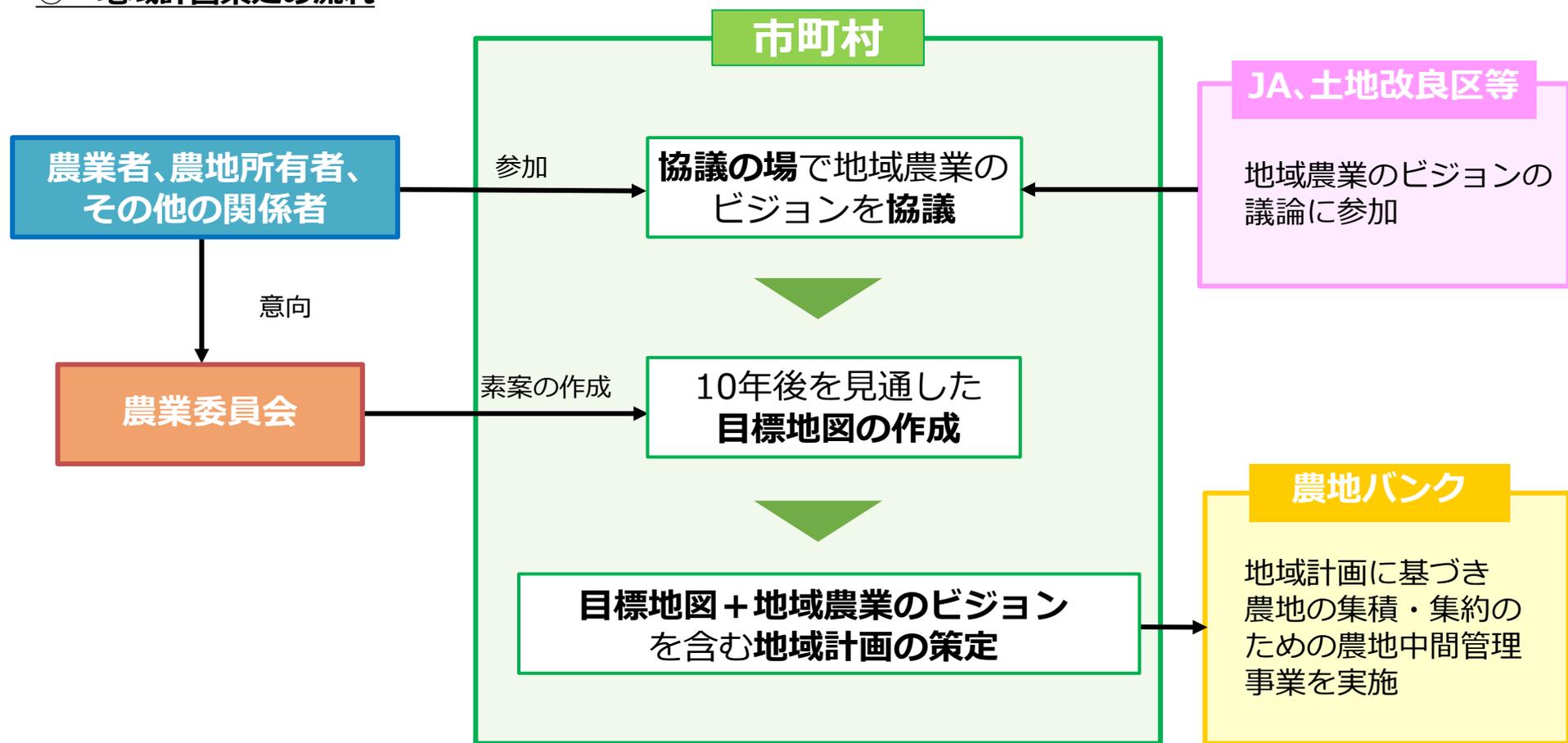
※3:林業及び木材産業については、令和6年3月に「特定技能1号」の対象分野に追加され、同年9月に関係省令等が整備されたばかりであるため、令和6年12月末時点では受入れがない。

## ○育成就労制度の創設

- ・人材育成を通じた国際貢献を目的とする技能実習制度から、特定技能1号水準の人材育成と確保を目的とする育成就労制度へ改正(令和6年6月14日成立)。
- ・施行は3年以内で政令で定める日。

- 基本構想を作成している市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」を策定
- 地域計画は、令和7年3月末までに全国約1万9千地区で策定

○ 地域計画策定の流れ

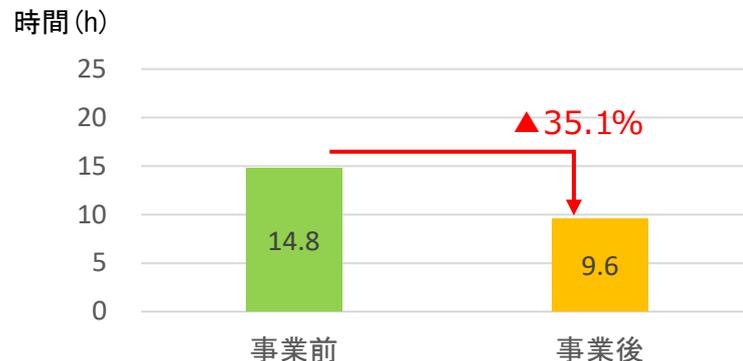


○ 区画の拡大、排水改良、用排水路の整備等により、農作業の機械化・省力化が図られ、稲作労働時間、米の生産コストともに減少。

○農地の大区画化

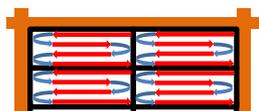


○10a当たりの稲作労働時間の変化



資料：令和3年度～令和5年度完了地区のうち、大区画化地区（回答があった58地区）における担い手聴取調査（農林水産省農地資源課）に基づき作成

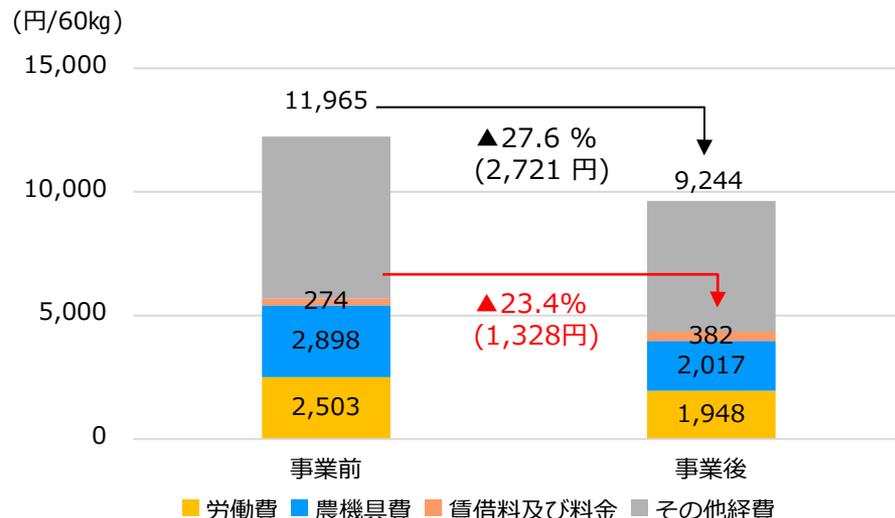
○自動走行農機等の活用を可能にする区画整理



— 直線(自動) —> ターン(手動)

長辺をより長くした大区画ほ場の整備により、ターン回数を減らし、自動走行農機を効率的に運用

○60kg当たりの米の生産コストの変化



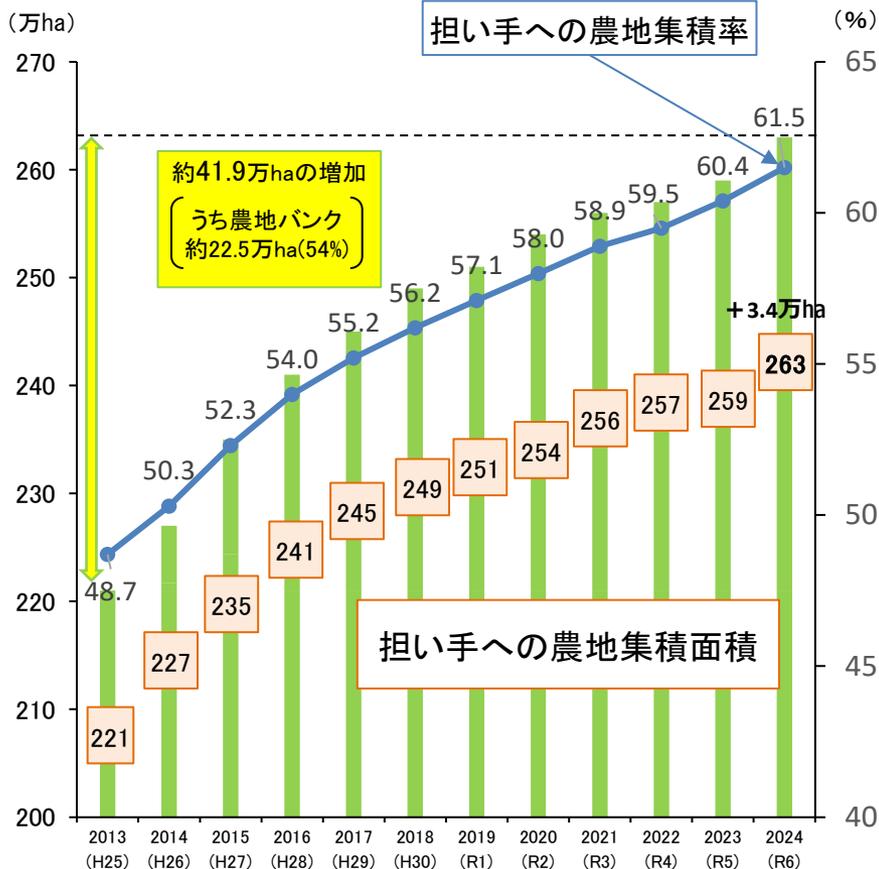
資料：令和3年度～令和5年度完了地区のうち、大区画化地区（回答があった61地区）における担い手聴取調査（農林水産省農地資源課）

○ 農地バンク(農地中間管理機構)が創設されたH26年以降、担い手への農地集積面積は増加。2024年度は3.4万ha増加し、そのシェアは61.5%となった。

○ 農地バンクによる集積面積は、約22.5万haと新規集積面積全体の約5割強。

### ○担い手への農地集積面積とシェア

目標 2030年度に7割



※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成 (年度末)

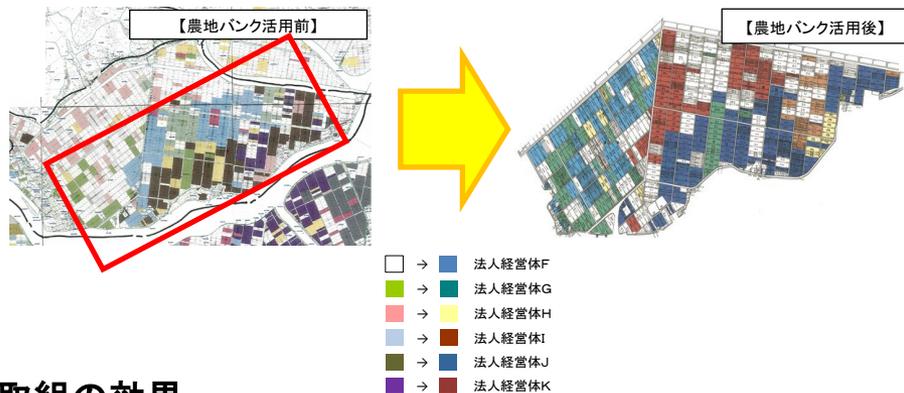
### 農業の将来の在り方を踏まえた農地の集約化

おおさとちようかすかわ

(宮城県大郷町粕川地区)

### 取組の概要

- ① 宮城県農地バンクの現地コーディネーターは、**農業委員会と連携し**、担い手の意向を取りまとめ、農業生産の効率化に重点を置いた**集約化方針**を決定。
- ② 担い手を含めた地域の農業者等は、この方針を基に、農地の集約化に向けた話し合いを行うとともに、賃料の統一の合意を経て農地交換を実施。
- ③ 4経営体が農地23筆を交換した等により、担い手1経営体あたりの**平均団地数が10団地から6団地**、**生産コストが約1割削減**。

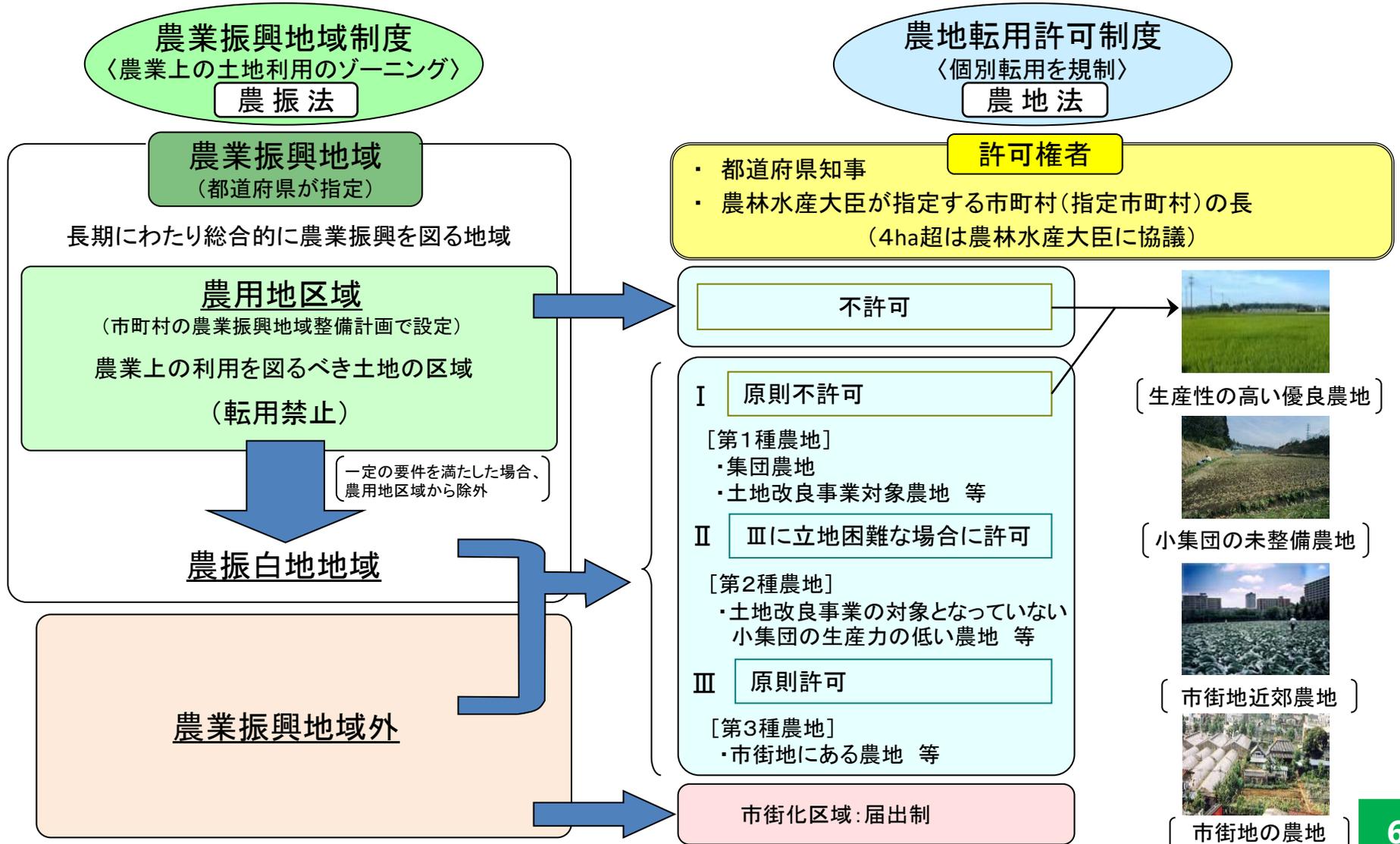


### 取組の効果

○担い手の平均団地数 : 9.6団地 → 6.4団地

○生産コスト : 852千円/ha → 772千円/ha (▲9.4%)

- 農地は、国民に対する食料の安定供給のための資源であり、必要な農地を確保することが重要。一方で、農村地域での転用需要にも適切に対応する必要。
- このため、農業振興地域制度において、市町村が農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域として指定し、農地転用を禁止するとともに、農地転用許可制度において農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の支障が少ない農地に誘導。

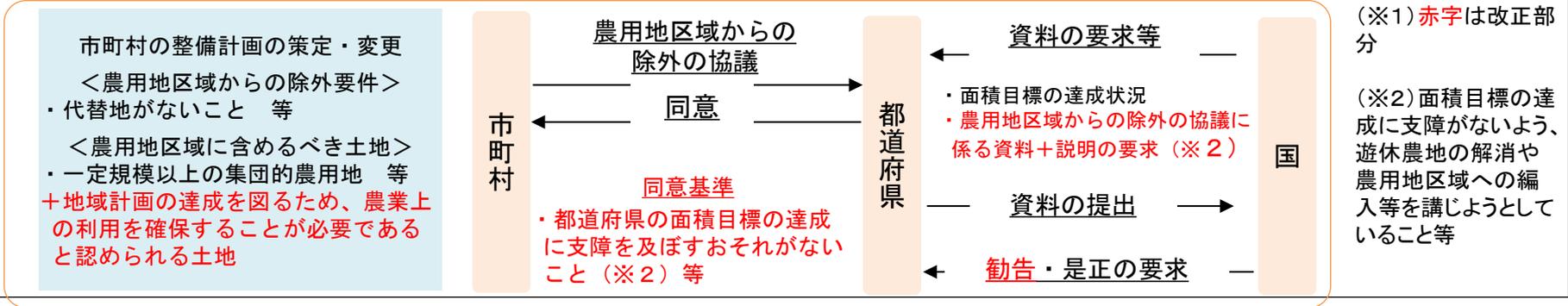


○ 国内の農業生産の基盤である農地の確保や農地を適切かつ効率的に利用する者による農地利用の促進に向けて農振法、農地法、基盤法を改正して必要な措置を講じた。

## 法律の概要

### 1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

- 農地の確保のための措置の整備 (第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項) 等



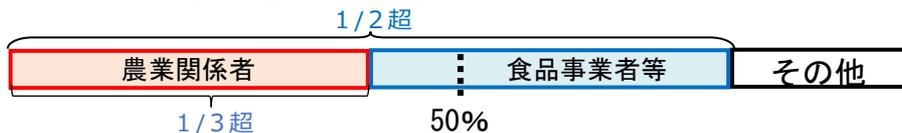
### 2. 農地法の改正

- 農地転用に係る手続の厳格化
  - 不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築 (第4条第7項及び第5条第3項)
- 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備 等
  - 農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加 (第3条第2項)

### 3. 農業経営基盤強化促進法の改正

- 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置 (第3章の2等) 等

<議決権要件の特例のイメージ>

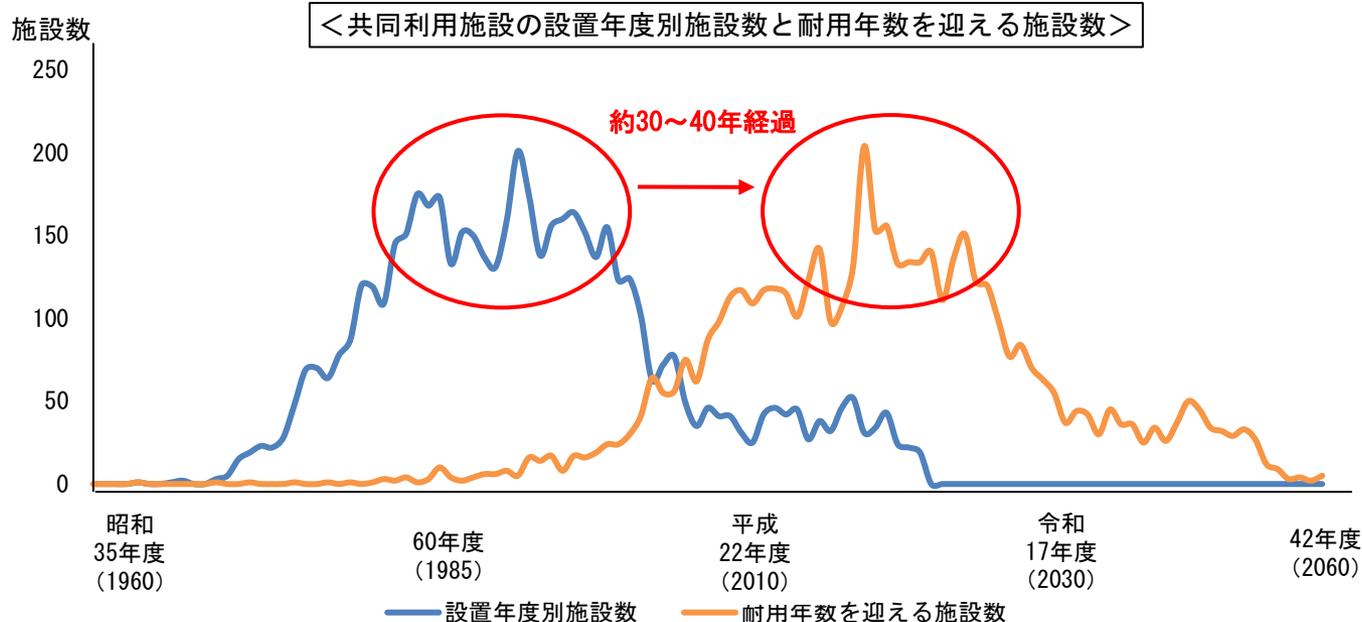


<農村現場の懸念払拭措置>

- 計画の認定要件として、地域計画に位置付けられている者であること、認定農業者としての一定の実績を有すること、農地を適正に利用する者であること等を規定 等

- 農畜産物の調整保管や、加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、一般的に約30～50年である中、稼働している共同利用施設のうち、約7割※が30年以上前に設置された施設となっている。
- また、農業者の減少に伴い、施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化、旧式化に伴う、施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者の負担の増加が発生しており、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を進めていくことが必要。

※ JA全中（一般社団法人全国農業協同組合中央会）調べ



資料：JA全中「JAグループ共同利用施設に関する現況調査」（令和6（2024）年11月公表）を基に農林水産省作成

産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議の実施や修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進。



### 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化した穀類乾燥貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援。

- 農業水利施設の老朽化や農村人口の減少が進行し、気候変動による災害リスクが増大する中において、改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即した農業生産基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう、土地改良法等の一部を改正。
- この改正において、主に以下を措置。
  - ① 基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、国・県の発意による事業実施を可能に。
  - ② 基幹から末端までの農業水利施設等について、土地改良区や市町村等の関係者が一体となって保全活動を行うことを明確化する「連携管理保全計画（水土里（みどり）ビジョン）」の仕組みを創設。
  - ③ 農業水利施設等の被害について、事前対策（事故の未然防止）と事後対応（再度災害・類似被害防止）を迅速に着手できるよう、農業者の申請や同意によらない「急施（きゅうせ）の事業」を拡充。

### ① 基幹的な農業水利施設の計画的な更新

基幹的な農業水利施設（取水施設、大口径パイプラインなど広範囲の受益を有する大規模な施設）の更新を計画的に進めるため、農業者からの申請だけでなく、**国・県の発意による事業実施も可能**

### ② 水土里ビジョンの策定

土地改良区は、以下に関する事項について、地域の議論を経て**水土里ビジョンを策定**できることとする

- ① 基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組（**地域の農業生産基盤の保全**）
- ② 保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化や再編整備等の取組（**土地改良区の運営基盤の強化**）

#### 水土里ビジョンに基づく取組の促進に関する措置

- ① 法制度上の措置  
土地改良区の合併手続、情報通信環境整備事業の認可のワンストップ化
- ② 予算上の支援策  
水土里ビジョンの策定支援、施設の維持管理、整備補修に係る事業の補助率高上げ

### ④ その他の主な改正

- (1) 改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して、**目的及び土地改良長期計画に係る規定を見直し**
- (2) **スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置**
  - ① 農地中間管理機構関連事業の**実施主体に市町村を追加**するとともに、農地中間管理**機構が所有する農用地も事業の対象に追加**
  - ② 土地改良区が**情報通信基盤の整備を実施**できることとする（**附帯事業の拡充**）
- (3) 土地改良区の理事の構成について、**年齢・性別に配慮する旨の規定**を設ける等、**土地改良区の体制及び運営に関する措置**
- (4) 計画変更等を行う場合に、**受益しなくなった土地を同意徴集の対象外**とする等、**土地改良事業の適正な実施に関する措置**

### ③ 急施の事業の拡充

#### (1) 重大事故の予兆段階での未然防止対策

パイプラインのひび割れ、小規模な漏水など、事故の予兆が確認された段階で、事故を未然に防止するための補強

#### (2) 災害復旧に併せ行う再度災害防止対策

被災したため池の堤体の復旧に併せて未被災の洪水吐きを拡幅するなど、再び災害が発生しても損壊しないための対策

#### (3) 突発事故との類似被害防止対策

パイプラインの破裂を復旧する場合に、同じ条件下にある近隣のパイプラインも併せて補修するなど、類似被害を防止するための対策

○ため池の堤体復旧と併せ行う  
未被災の洪水吐きの拡幅



○突発事故被害の事例（パイプライン）



○ほ場の大区画化、情報通信基盤（無線基地局、RTK-GNSS基準局）の整備



- 農業生産の基盤である農地・農業水利施設を整備・管理する土地改良事業は、良好な営農条件を備えた優良農地を確保し農業の生産性向上等を図るものである。
- また、農村は生産の場であるとともに生活の場であり、「持続的に発展する農業」と「多様な人が住み続けられる農村」を実現するために、産業政策・地域政策の両視点から事業を実施。
- 更に、近年頻発化・激甚化する自然災害に対し、農業生産や農村生活を支えるインフラの強靱性や持続性を強化。

## 土地改良長期計画（令和3～7年度）全体概要

### 農業・農村が目指すべき姿

○ 人口減少下で持続的に発展する農業

○ 多様な人が住み続けられる農村

#### 政策課題1：生産基盤の強化による農業の成長産業化

##### 【政策目標1】

担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

##### 【政策目標2】

高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化

産業政策  
の視点

#### 政策課題2：多様な人が住み続けられる農村の振興

##### 【政策目標3】

所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

地域政策  
の視点

農村  
協働力

#### 政策課題3：農業・農村の強靱化

両政策を支える視点

【政策目標4】 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化

【政策目標5】 ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進

#### 大規模自然災害への対応

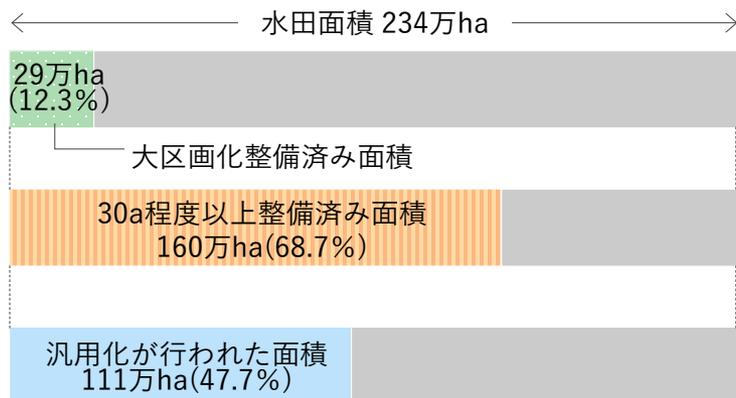
1. 東日本大震災からの復旧・復興
2. 大規模自然災害への備え

#### 計画の円滑かつ効率的な実施に当たって必要な事項（横断的事項）

1. 土地改良区の運営体制の強化
2. 関連施策や関係団体との連携強化
3. 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応
4. 人材の育成
5. 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
6. 国民の理解促進

- 区画が整備された水田は160万ha（68.7%）、畑は129万ha（65.7%）（R5年3月末時点）。
- 標準耐用年数を超過した基幹的施設数の割合は、2007年から2023年にかけて42%から58%へと増加。また、標準耐用年数を超過した基幹的水路の延長の割合は、同期間において25%から48%へと増加。
- 基幹的な農業用排水施設の維持管理を担う土地改良区は、合併等により、地区数が減少し1地区当たりの受益面積が増加。

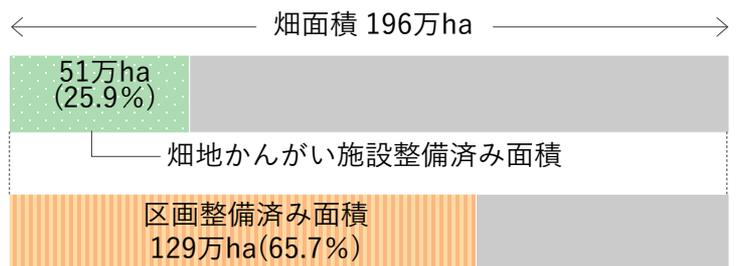
## ○水田の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

- 注：1)「大区画整備済み面積」とは、50a以上に区画整備された田の面積  
 2)「汎用化が行われた面積」とは、30a程度以上の区画整備済みの田のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以上深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積  
 3)「水田面積」は令和5(2023)年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和5(2023)年3月末時点の数値

## ○畑の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

- 注：「畑面積」は令和5(2023)年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和5(2023)年3月末時点の数値

## ○農業用排水施設のストック（基幹的水利施設）

基幹的水利施設 施設区分	2007年 (H19)			2023年 (R5)		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設 (か所)	7,268	3,041	42%	7,763	4,535	58%
貯水池	1,237	104	8%	1,295	133	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,976	897	45%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,030	2,401	79%
水門等	1,062	535	50%	1,138	862	76%
管理設備	219	159	73%	324	242	75%
基幹的水路 (km)	48,570	12,033	25%	52,073	24,902	48%

資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」（2023年3月時点）

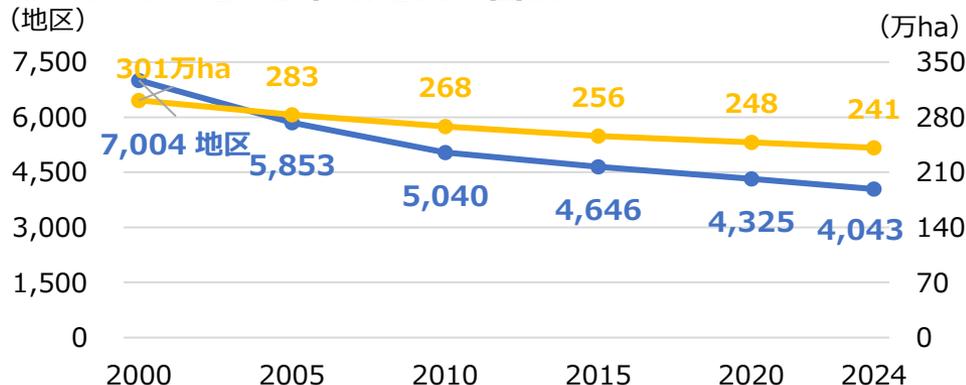
注1：基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に

農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

## ○全国の土地改良区数と受益面積



資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

○ **スマート農業の社会実装に向け、スマート農業技術※を生産現場に導入・実証し、経営効果を検証するプロジェクトを令和元年度から開始し、全国217地区で実証。スマート農業技術活用に関する効果が実感される一方、生産サイドと開発サイド双方での課題が明らかになった。**

※ 情報通信技術を用いた技術であって、農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するもの。

## スマート農業実証プロジェクトの展開

- スマート農業技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにする**スマート農業実証プロジェクトを全国で展開**
- プロジェクトを通じて、**危険・重労働からの解放、現場のはりつきからの解放、初めての方でも農作業に取り組みやすくなる、農産物の収量や品質の向上等の効果が判明**

**令和元年度** 69地区  
(H30補正：61.5億(内数)+R元当初：5.0億)

**令和2年度** 55地区  
(R元補正：71.5億(内数)+R2当初：7.5億)  
・棚田・中山間や被災地、畜産・園芸等の品目を採択  
・ローカル5G通信基盤整備（総務省事業）と連携したりリモート技術の実証（以下、ローカル5G事業という）

**令和2年度** 24地区  
**緊急経済対策（R2一次補正：10.5億）**  
・新型コロナウイルスで人手不足が深刻化した品目・地域が対象  
・農業高校等との連携による人材育成

**令和3年度** 34地区  
(R2三次補正：62億(内数)+R3当初：7.5億)  
・農政の重要課題に即した5つのテーマ（輸出促進等）に基づき実証  
・ローカル5G事業

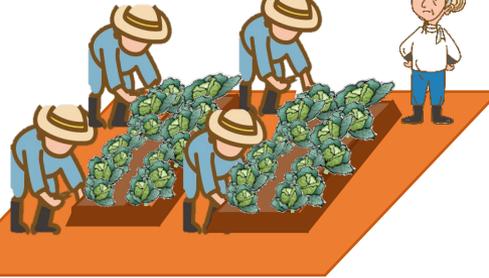
**令和4年度** 23地区  
(R3補正：48.5億(内数)+R4当初：7.3億)  
・作業集約又はシェアリングによりスマート農業技術の効率的な活用に産地ぐるみで取り組む実証  
・ローカル5G事業

**令和5年度** 12地区  
(R4補正：44億(内数)+R5当初：5.5億)  
・海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に必要スマート農業技術を導入するための実証

## スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

### 人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、人手が必要だが、将来、人員を確保することも難しく、営農を続けられないかも…



### スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



### 農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



GNSSガイダンス 自動操舵システム ドローン

スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

### 技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難易度が非常に高く、実用化に至らず



自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ



開発者

異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も作物の生育もバラバラで手が出せないなあ。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることが重要**

# スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律(令和6年法律第63号)

- 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
  - ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画(生産方式革新実施計画)
  - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画(開発供給実施計画)の認定制度の創設等の措置を講ずる。

## 農林水産大臣(基本方針の策定・公表)

【法第6条】

(生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等)

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画(生産方式革新実施計画) 【法第7条～第12条】

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画(開発供給実施計画) 【法第13条～第19条】

### 【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

### 【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1(農業者又はその組織する団体)

※1 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能

### 【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資(償還期限25年以内、据置期間5年以内)  
・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認等)など

### 【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要が高いと認められるスマート農業技術等※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

### 【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者(農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等)

### 【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資(償還期限25年以内、据置期間5年以内)  
・農研機構の研究開発設備等の供用等  
・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認)など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減(令和9年3月末まで)

↳ 特別償却率: 機械等32%※、建物等16%

※スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者は機械装置のみ対象となり、特別償却率は25%となる。

↳ 軽減割合: 0.05%~1.6%

例) 出資金の受入れ 特別税率0.35%(本則税率0.7%から0.35%の軽減)

【生産方式革新事業活動】 スマート農業技術の活用(A)と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入(B)を合わせて相当規模で行い、スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定することで、人口減少下でも生産水準が維持できる生産性の高い農業を実現。

【開発供給事業】 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※の分野・目標(重点開発目標)を基本方針において明示し、これに沿ってスマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進。

※ スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

## 生産方式革新事業活動のイメージ

収穫ロボット+栽培方法の見直し(アスパラガス)の例

### 現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの人手による収穫作業



作業動線が複雑で機械導入や栽培管理が困難

### 将来の姿

(A)



自動収穫ロボットの導入

(B)



通路幅を広くすることで、機械導入・栽培管理が容易に  
立茎数を減らすことにより、ロボットがアスパラを容易に認識・アクセス可能に

## 開発供給事業のイメージ

スマート農業機械の開発と農薬散布サービスの供給に取り組む研究開発型スタートアップの例

### ■スマート農業機械の開発

- IT、金融業界を経験した若者が農業の課題解決のために起業。ロボットのハードウェアからソフトウェアまで全て自社で開発。
- 主力は**ねぎの自動農薬散布ロボット**で、畝の幅にロボットのサイズを合わせることで**他の露地栽培の農作物に応用する改良も推進**。
- 将来は、ハウス栽培用のロボットや、食品加工の自動化の開発も見据える。

### ■農薬散布サービスの供給

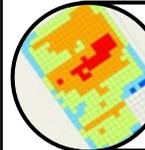
- サービス事業会社を分社化し、開発したロボットを用いた農薬散布サービスを展開**。農薬散布に伴う人件費、作業負担、スキルによるムラなど、中小・家族経営を含めた**地域の農業者の悩みを解決し**、栽培面積拡大、農薬散布のコスト削減に寄与。



ねぎの自動農薬散布ロボット

- スマート農業技術は、導入コストが高額で、かつ、その操作には専門的な知見を要することも多いため、スマート農業技術の活用の促進に当たって、これらの観点から農業者等を支援するため対価を得て継続的に行うスマート農業技術を活用したサービス(スマート農業技術活用サービス)を提供する事業者の役割が重要。
- 専門作業受注型をはじめ多様なスマート農業技術活用サービスを提供するため、農協、農業関連事業者等のほか、ロボット製造業、情報サービス業等の農業分野以外からの参入を促進し、事業者の育成・普及を図る。

## スマート農業技術活用サービスの例

専門作業受注型	機械設備供給型	人材供給型	データ分析型
ドローンによる農薬散布や、ロボットコンバインによる収穫などの作業受託サービス	収穫ロボットなどのスマート農業機械のレンタル・シェアリングを行うサービス	スマート農業技術を使いこなす高度な知識・技術を有する人材を農業現場へ派遣するサービス	データの収集・分析、情報提供を通じて栽培管理の見直しや作業体系の最適化を提案する等のサービス
 <p><b>(株) レグミン</b> 農薬散布ロボットによる農薬散布サービスを実施。</p>	 <p><b>inaho (株)</b> 自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービスを実施。</p>	 <p><b>YUIME (株)</b> 産地の繁忙期に特化した人材派遣に加え、ドローン等を扱う人材派遣を今後開始予定。</p>	 <p><b>テラスマイル (株)</b> 生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などを提案するサービスを展開。</p>
 <p><b>(株) ジェイアイワズ みやざき</b> ホウレンソウ収穫や、ドローン防除の受託作業を実施。キャベツ収穫作業の受託も検討。</p>	 <p><b>JA三井リース (株)</b> リース契約した農機を地域内で共同利用する、ローカルシェアリースの展開。</p>	 <p><b>(株) アルプスアグリキャリア</b> 農業用ハウスの環境制御システムを使いこなし、現場で生産管理ができる人材を派遣。</p>	 <p><b>国際航業 (株)</b> 農作物の生育状況に基づく診断レポートや可変施肥マップを提供。</p>

- 狭小な農地や中小規模の農業者が多い中山間地域の生産性向上に向けて、
  - ①狭小かつ傾斜の強いほ場にも適用可能なスマート農業技術の開発や、
  - ②導入コストを抑えつつ省力化が可能な共同利用やサービス事業の活用を進める。

## 中山間地域にも適用できるスマート農業技術（例）

## 農業支援サービス事業者の育成・活動支援

実用化段階

リモコン式自走草刈機



電動アシストスーツ



専門作業受注型

農作業を受託して  
農業者の負担を軽減



- ・ドローンによる防除、追肥作業
- ・リモコン草刈機等を活用した畦畔管理の代行

データ分析型

農業関連データを分析して  
解決策を提案



- ・ドローンを活用した作物の生育状況のセンシング
- ・生産や市況のデータを分析、最適な出荷時期を提案

開発段階

果樹等の葉裏にも散布可能な  
ドローンによる農薬散布技術



急傾斜地等でも活用可能な  
小型農業ロボット



二ホンナシ収穫・  
運搬ロボット  
(農研機構)

小型電動台車  
(愛媛大学)

中山間地域の作業受託を行うサービス事業者



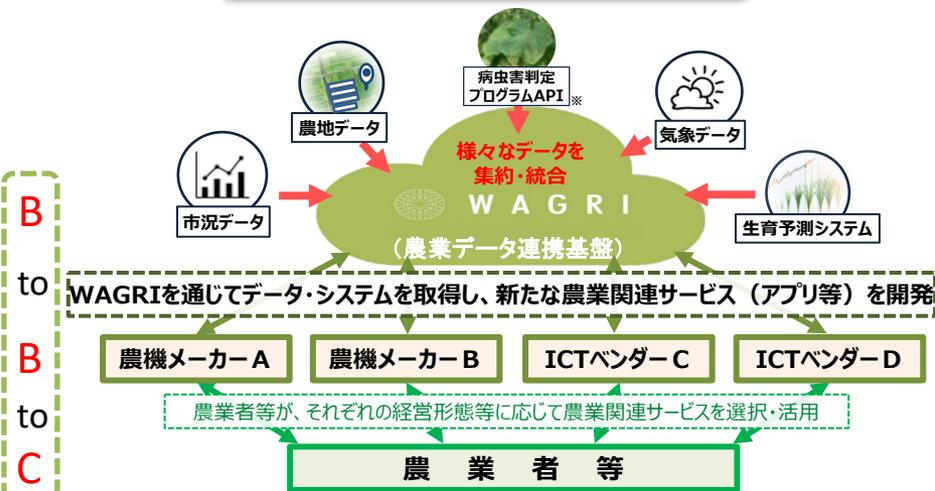
リモコン草刈機による畦畔管理作業

大信産業（株）

- ・中山間地でのドローンを活用した施肥・防除、耕作放棄地等の草刈り、リモートセンシングによる生育診断など多様なサービスを提供。中四国地域を中心に活動。

- 農業の生産性向上に向けては、衛星や各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠であり、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤(WAGRI)を構築。2019年4月から農研機構を運営主体として運用開始し、2025年3月末現在、116の民間事業者等が活用し、農業者等向けサービスを開発・提供。
- 農研機構が農業に関する質の良い大量のデータを学習させた農業用基本AIモデルを開発。これを地域データでファインチューニングすることで、高精度な地域特化型AIを開発するコンセプトで横展開を図り、データ活用を促進。

## WAGRIの概要 (イメージ)



※Application Programming Interface の略。複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組みのこと。

## WAGRIの活用事例

(株) ファーム・アライアンス・マネジメント「FarmChat」

- WAGRIの病虫害画像判定プログラムや青果物市況データを農業者向けスマホ用アプリに連携。

### 市況情報サービス



市場の入荷量の推移を時系列で表示

### 病虫害診断サービス



病虫害診断キュウリAI 9分前

■診断結果■

- 健康:99.915%
- ▲その他の候補▲
- ・べと病:0.079%
- ・うどんこ病:0.003%
- ・黄化えそ病:0.001%
- ・根斑病:0.0%
- ・モザイク病:0.0%
- ・退緑黄化病:0.0%
- ・緑斑モザイク病:0.0%
- ・つる枯病:0.0%

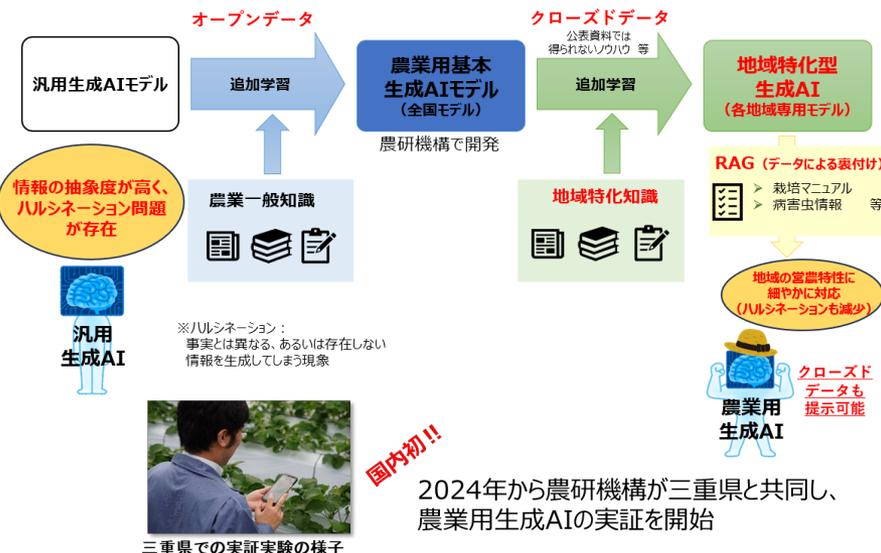
## AIの活用

- ①全国から農業データを収集し、ベースとなる**基本AIモデルを開発**
- ②基本AIモデルに地域特有のデータにより**地域毎にファインチューニング**することで、**地域特性に対応した個別AI開発**を促進

### 安価で迅速な高精度地域AIモデル開発を可能に

- ・地域の特性を学習したAIが収量や病虫害発生等を予測するとともに、**県独自の指導マニュアル等を学習した生成AI**による普及指導員の業務効率化等に貢献。
- ・将来的には、最適な栽培手法をはじめとした情報をAIが提案することにより、**新規就農者をはじめとした生産者の判断を支援**する。

### 地域特化型AIの開発イメージ (例:生成AIの場合)



2024年から農研機構が三重県と共同し、農業用生成AIの実証を開始

三重県での実証実験の様子

- 新たな技術・サービスで農林漁業・食品産業をサポートする事業者は、その事業リスク等により、発想・構想段階から研究開発、事業拡大に至るまでのチャレンジに必要なサポートを十分受けられていない状況。
- スタートアップ、中小企業など関連事業者に対して、事業段階ごとのニーズに応じた多角的な支援の枠組みを構築。また、スマート農業技術活用促進法に基づき支援。

## 農林漁業を支える新たな技術・サービス

### (株) レグミン



圃場内の自律走行および薬剤の自動散布を行う農業ロボットを開発し、それによる農薬散布サービスを提供

### コネクテッドロボティクス (株)



ディープラーニングを活用して人間のように調理可能なロボットサービスを提供

### (株) オプティム



ドローンの自動飛行やAI等により、害虫にピンポイントで農薬を散布し、減農薬の農産物として高付加価値化

### ウミトロン (株)



養殖現場で生簀の遠隔餌やりを可能とするスマート給餌機を提供

## 各段階の課題への対応

### スタートアップへの総合的支援 (スタートアップ総合支援プログラム (SBIR支援))

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

SBIR制度のもと、研究開発・事業化を目指すスタートアップ等へのプログラムマネージャー等による伴走支援、将来のアグリ・フードテックを担う優秀な若手人材の発掘・能力向上等の取組を切れ目なく支援

### 農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業 (SBIRフェーズ3基金)

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

スタートアップ育成5か年計画を具現化するため、スタートアップ等の有する先端技術を活用した、社会実装に繋げるための大規模技術実証を支援

### 農林漁業法人等投資円滑化法に基づく投資

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

農林漁業法人等投資円滑化法に基づき、農林漁業・食品産業に寄与する新たな取組にチャレンジするスタートアップ等の事業者への資金供給を促進

### 日本政策金融公庫の融資制度

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

農商工等連携事業計画の大臣認定を受けない場合でも、農林水産業支援サービス業を営む者であって、一定程度中小企業者の付加価値額の増加が見込まれる取組を対象

### 農業支援サービス事業の育成対策

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

農業支援サービス事業者の新規参入・既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援

## スマート農業技術活用促進法に基づく支援

スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画、開発供給実施計画の認定を受けた農業者や事業者は、日本政策金融公庫の長期低利融資、農研機構の施設供用等の支援措置や税制特例措置を受けることが可能

※林業・漁業は本法律の対象外

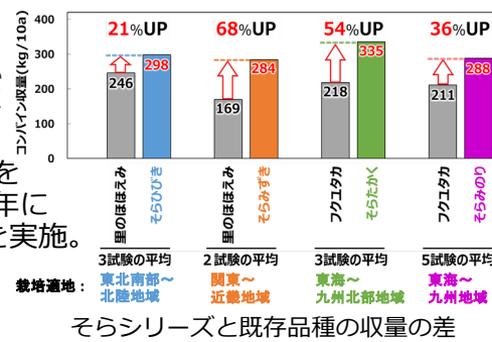
○食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日 閣議決定)のもと、食料の安定供給に向け、多収化、省力化、スマート農業技術への対応等に資する品種開発による生産性の向上に加え、気候変動等に起因する作物の高温障害や病害虫による品質や収量の低下の課題に対応した品種開発を進めることとしている。

・近年農研機構・国際農研で開発された品種

多収性品種

大豆「そらシリーズ」

- ・既存品種より2割以上多収で、なんれつきょうせい 難裂莢性と耐裂莢性を持つ。
- ・4品種で東南北部から九州までを栽培適地としてカバーし令和6年に20県以上で奨励品種決定試験を実施。



水稻「ミズホチカラ」

- ・既存品種より2割多収で、米粉パンへの加工適性が高い。
- ・九州を中心に500ha以上で作付け。

高温耐性品種

水稻「にじのきらめき」

- ・高温でも白未熟粒の発生が少なく、倒伏にも強い。
- ・東北以南において約1万haで作付け。



「にじのきらめき」(左)

ぶどう「グロースクローネ」

- ・高温でも着色しやすく、極大粒。
- ・近畿以西において普及を推進中。

病害虫抵抗性品種

かんしょ「べにひなた」

- ・サツマイモ基腐病※1抵抗性が「強」であり、食味が良い。
- ・関東以西において普及予定。



「べにひなた」の塊根

小麦「ゆめちから」

- ・コムギ縮病※2抵抗性が「強」であり、パン・中華めんへの加工適性が高い。
- ・北海道で約2万haで作付け。

※1 サツマイモ基腐病：糸状菌病で、茎葉が枯死し、いもが腐敗する。  
 ※2 コムギ縮病：土壌ウイルス病で、激しい萎縮症状や葉の黄化症状を示し、減収につながる。  
 写真・図の提供：農研機構

スマート農業技術に適合した品種

りんご「紅つるぎ」

- ・樹姿を壁状に仕立てやすく、作業の機械化等の省力化栽培に適する。
- ・良食味であり、全国のりんご産地で普及予定。



「紅つるぎ」の壁状栽培

難裂莢性大豆品種

- ・成熟しても莢が裂けにくく、コンバイン収穫でのロスが少ない。
- ・「里のほほえみ(15,800ha)」「フクユタカA1(4,400ha)」等、全国で普及が拡大。

輸出向け品種

茶「せいめい」

- ・海外需要が高い抹茶、粉末茶における色合い等の加工適性が優れる。
- ・関東以西の茶産地で約130haの作付け。



「せいめい」の鮮やかな緑色

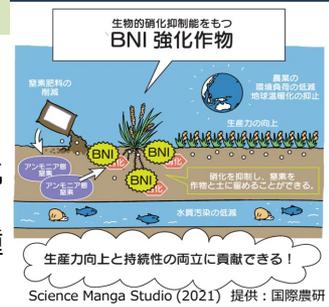
いちご「恋みのり」

- ・果実硬度が高く、日持ち性にも優れるため、輸送性、貯蔵性が高い。
- ・九州を中心に約150haで作付け。

窒素肥料の使用量削減に資する品種

BNI強化小麦

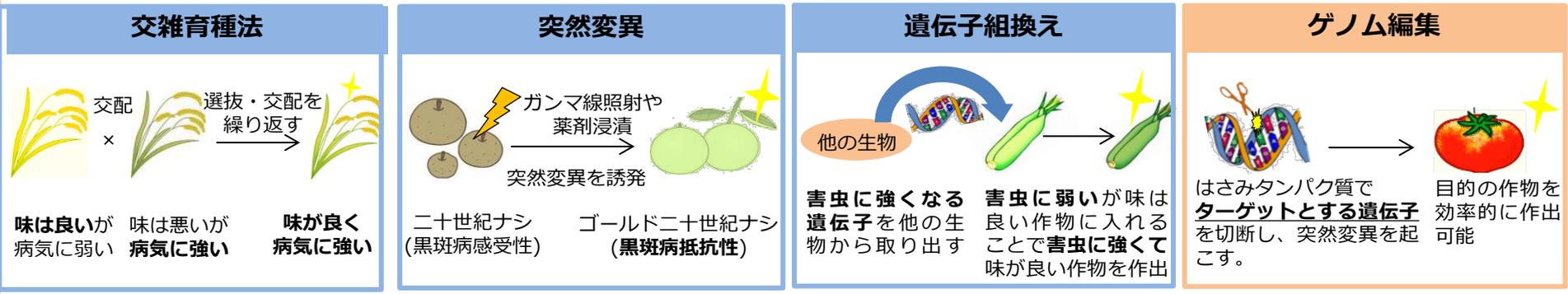
- ・国際農研で、土壌微生物の硝化作用を抑制し、投入した肥料を効率よく利用できる生物的硝化抑制(BNI)能を強化した小麦の開発に世界で初めて成功。
- ・現在はBNI能を強化した国内の小麦品種を農研機構等と連携して開発中。



- ゲノム編集技術(欠失型※)は、ターゲットとする遺伝子を切断することで、自然界でも起こり得る突然変異を効率的に起こす技術。
- 令和7年7月時点では、<sup>ギャバ</sup>GABAの含有量の多いトマト等8種類の農林水産物の届出等がなされている。

※ 遺伝子の機能を欠失させたもの。他の生物の遺伝子等を組み込む場合は、遺伝子組換えに含まれる。

### 従来の育種法とゲノム編集技術



### 国内で届出等されたゲノム編集技術により開発された農林水産物

- トマト (GABAを高蓄積 (元品種の5倍程度) ) 【2例】
- マダイ (可食部が増量し飼料利用効率が改善)
- トラフグ (飼料利用効率、成長率が改善)
- トウモロコシ (もち性を付与 (子実デンプンのアミロペクチン含有量が増加) )
- ヒラメ (飼料利用効率、成長率が改善)
- ジャガイモ (小型のいも (塊茎 (かいけい) ) の数が増加)
- ティラピア (可食部が増量し飼料利用効率が改善)

GABAを高蓄積したトマト  
【サナテックライフサイエンス株式会社】



高めの血圧を下げる機能などが報告されているGABAの生合成に関わる遺伝子の抑制部分を変異させることでGABAを高蓄積

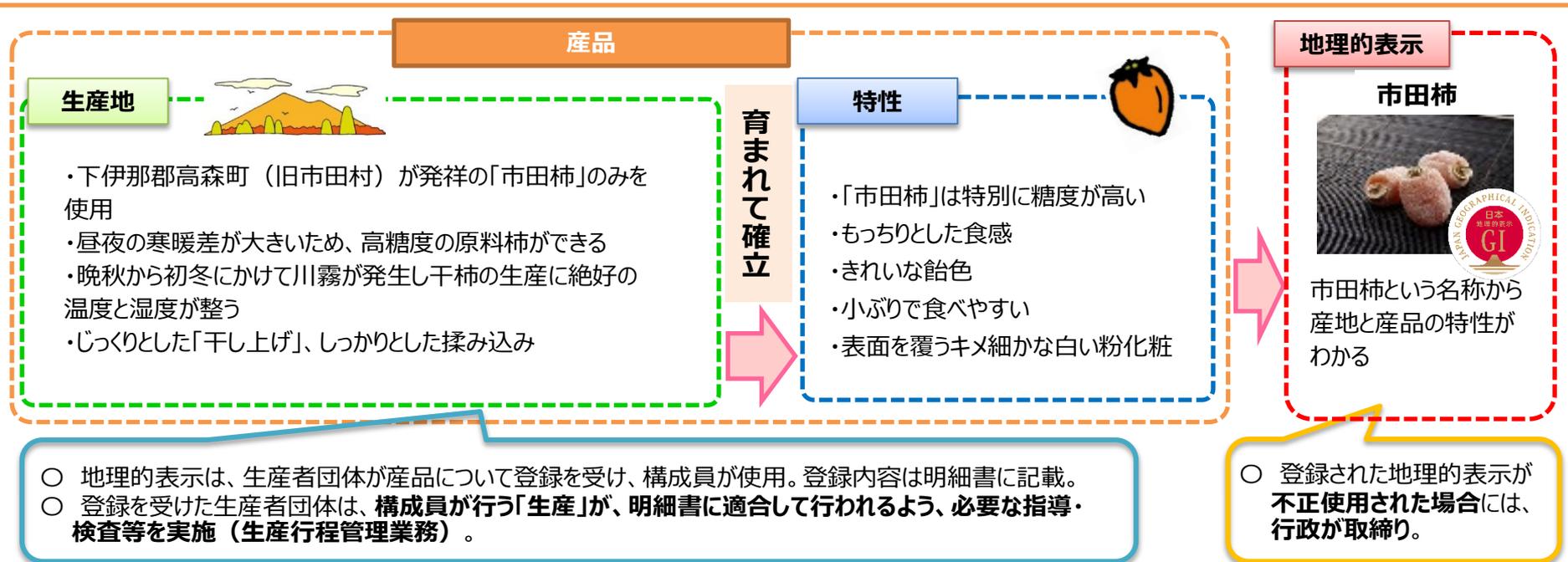


商品にゲノム編集技術を利用していることを自主的に表示

### 国内におけるゲノム編集技術 (欠失型) によって開発された生物・食品等の取扱い

- ・ 関係省庁において、遺伝子組換えに該当しないことや意図しない変異 (オフターゲット変異) の有無、生物多様性への影響や食品の安全性等について問題がないことを確認し、開発者等から届出等を求め、情報を公開することとしている。
- ・ 消費者庁において、表示の義務はないものの、食品関連事業者は合理的な根拠資料に基づき積極的に情報提供に努めるべきとされている。

○ 地理的表示 (GI: Geographical Indication) 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、知的財産として保護する制度。(平成27年6月から運用開始)



### GIの相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI産品について、所要のを行った上で、農林水産大臣が指定



お互いの国でGIを保護  
⇒ **模倣品の排除によるブランド価値の保護、生産者自身によるGI申請の負担軽減**

### 登録の効果

- 登録産品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。
- 国による取締りにより、訴訟の負担なく模倣品が排除可能。ブランド価値を守れる。
- 地域と結び付いた産品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。
- これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。

- 令和7年3月末時点において計161産品がGIとして登録。
- また、日EU・EPAの発効により日本側108産品、EU側121産品が、また、日英・EPAの発効により日本側109産品、英国側59産品が相互保護されている。(令和6年12月末時点)

**【福岡】**

八女伝統本玉露  
はかた地どり

**【佐賀】**

女山大根

**【長崎】**

対州そば  
長崎からすみ

**【熊本】**

くまもと県産い草  
くまもと県産い草畳表  
くまもとあか牛  
菊池水田ごぼう  
田浦銀太刀  
八代特産晩白柚  
八代生姜、くまもと塩トマト  
やまえ栗  
くまもと踊る丹頂

**【大分】**

くにさき七島蘭表  
大分かぼす

**【宮崎】**

宮崎牛  
ヤマダイかんしょ

**【鹿児島】**

鹿児島島の壺造り黒酢  
桜島小みかん、辺塚だいたい  
鹿児島黒牛、えらぶゆり  
種子島安納いも  
種子島レザリーフファン  
枕崎鯉節、指宿鯉節

**【沖縄】**

琉球もろみ酢  
ぐしちゃんピーマン  
中城島にんじん  
ちんすこう

**【鳥取】**

鳥取砂丘らっきょう  
大山ブロッコリー  
こおげ花御所柿  
大栄西瓜  
伯州美人

**【島根】**

東出雲のまる畑ほし柿  
三瓶そば  
益田アムスメロン

**【岡山】**

連島ごぼう  
備前黒皮かぼちゃ

**【広島】**

比婆牛  
豊島タチウオ  
大野あさり  
福山のくわい

**【山口】**

下関ふく  
美東ごぼう  
徳地やまのいも  
長州黒かしわ

**【徳島】**

木頭ゆず  
阿波尾鶏  
徳島すだち  
御膳みそ

**【香川】**

香川小原紅早生みかん  
善通寺産四角スイカ  
サヌキ白みそ  
大野豆

**【愛媛】**

伊予生糸

**【高知】**

物部ゆず

**【滋賀】**

近江牛、伊吹そば  
近江日野産日野菜  
水口かんぴょう

**【京都】**

万願寺甘とう  
京賀茂なす

**【大阪】**

富田林の海老芋  
泉州水なす

**【兵庫】**

但馬牛、神戸ビーフ  
佐用もち大豆  
淡路島3年とらふぐ  
揖保乃糸

**【奈良】**

三輪素麺

**【和歌山】**

紀州金山寺味噌  
わかやま布引だいこん  
あら川の桃

**【岐阜】**

奥飛騨山之村寒干し大根  
堂上蜂屋柿  
飛騨牛

**【静岡】**

三島馬鈴薯、田子の浦しらす  
西浦みかん寿太郎  
深蒸し菊川茶

**【愛知】**

八丁味噌  
豊橋なんぶとうがん  
豊橋花穂

**【三重】**

特産松阪牛

**【新潟】**

くろさき茶豆  
津南の雪下になじん  
大口れんこん

**【富山】**

入善ジャンボ西瓜  
富山干柿  
氷見稲積梅

**【石川】**

加賀丸いも  
能登志賀ころ柿、いしり・いしる

**【福井】**

吉川ナス  
山内かぶら  
上庄さといも  
若狭小浜小鯛ささ漬  
越前がに

**【山梨】**

あけぼの大豆

**【長野】**

市田柿、すんき

**【茨城】**

江戸崎かぼちゃ  
飯沼栗  
水戸の柔甘ねぎ  
奥久慈しゃも  
行方かんしょ

**【栃木】**

新里ねぎ  
鹿沼在来そば

**【群馬】**

高山きゅうり

**【東京】**

東京しゃも

**【北海道】**

タメメロン  
十勝川西長いも  
今金男しゃく、檜山海参  
網走湖産しじみ貝  
ところピンクにんにく  
十勝ラクレット  
浜中養殖うに、十勝若牛

**【青森】**

あおもりカシス、十三湖産大和しじみ  
小川原湖産大和しじみ  
つるたスチューベン  
大鰐温泉もやし、清水森ナンバ  
青森の黒にんにく

**【岩手】**

前沢牛、岩手野田村荒海ホタテ  
岩手木炭、二子さといも  
浄法寺漬、甲子柿、広田湾産イシカゲ貝  
西わらび、川井赤しそ

**【宮城】**

みやぎサーモン、岩出山凍り豆腐  
河北せり、仙台せり

**【秋田】**

大館とんぶり、ひばり野オクラ  
松館しほり大根、いぶりがっこ  
大竹いちじく、かづの牛

**【山形】**

米沢牛、東根さくらんぼ  
山形セルリー、小笹うるい  
山形ラ・フランス

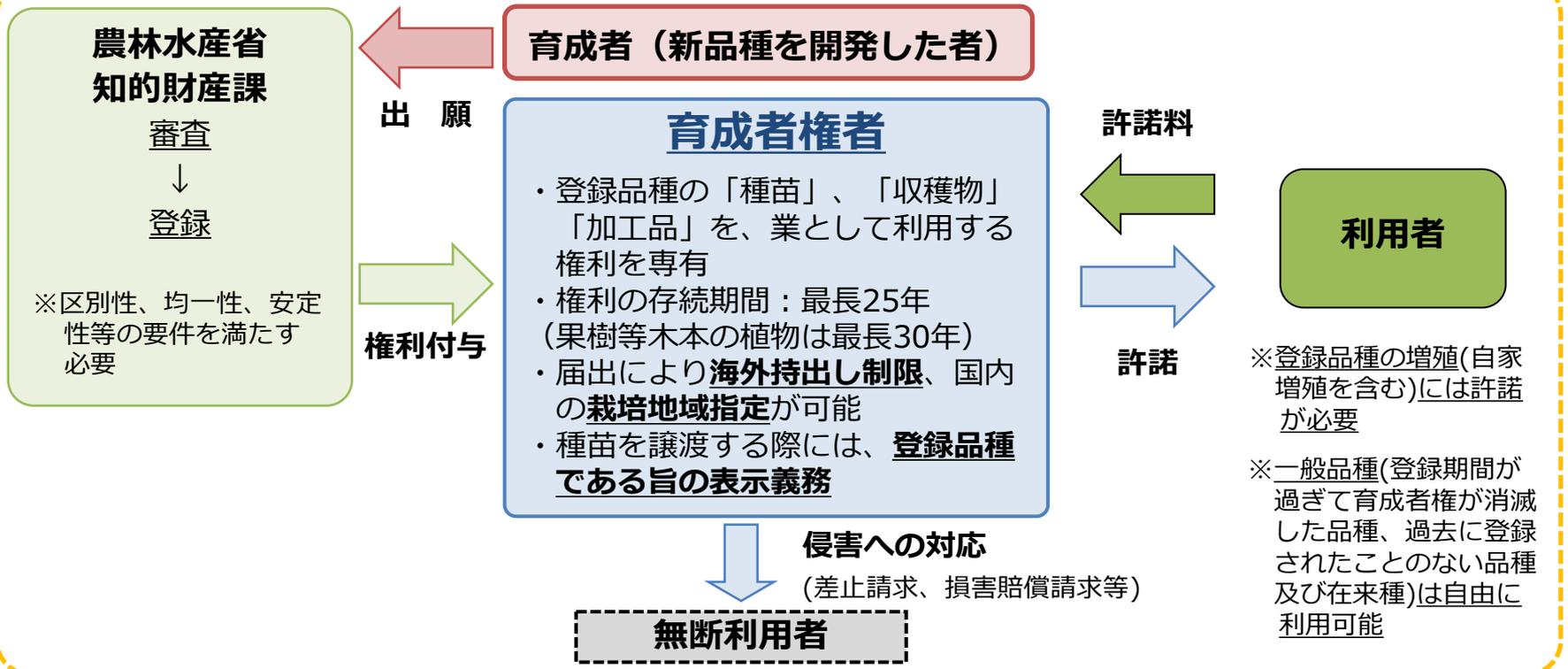
**【福島】**

南郷トマト、阿久津曲がりねぎ  
川俣シャモ、伊達のあんぼ柿  
たむらのエゴマ油、昭和かすみ草  
会津地鶏

平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国163産品が登録。  
この他、プロシュット デイ パルマ(イタリア)、ルックガン ライチ(ベトナム)、ピントウアン ドラゴンフルーツ(ベトナム)、  
ドイトンコーヒー(タイ)、ドイチャンコーヒー(タイ)、ファイムン・パイナップル(タイ)も登録されている。

- 種苗法に基づき、新たに植物品種を育成した者は、国に品種登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を取得。登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

## 品種登録制度の概要



## 海外での品種保護を支援

### <海外での品種登録>

- ・ 各国ごとに品種登録が必要。国際条約により海外で品種登録できるのは国内流通から4年(樹木及びぶどうは6年)以内に限定。
- ・ 品種登録国では無断栽培に対して当該国の法令に基づく法的措置が可能。

### <育成者権の侵害対応>

- ・ 外国における侵害の監視、侵害の把握、侵害への警告・訴訟等の必要な対応を支援。

- 食品安全マネジメントは、国際機関等の他に民間主体の団体(GFSI)により規格化。国では、GFSIで承認された日本発の規格(JFS規格)の維持・普及等を支援。
- 食品安全の基礎となるHACCPは、食品衛生法において令和3年6月から制度化。

## ○ 食品安全マネジメントとは

- 1 食品の安全を維持するための運営管理を指す。
- 2 食品安全マネジメント規格として、ISOやCODEXのような国際機関によるもの他、民間主体のGFSIによるものもある。

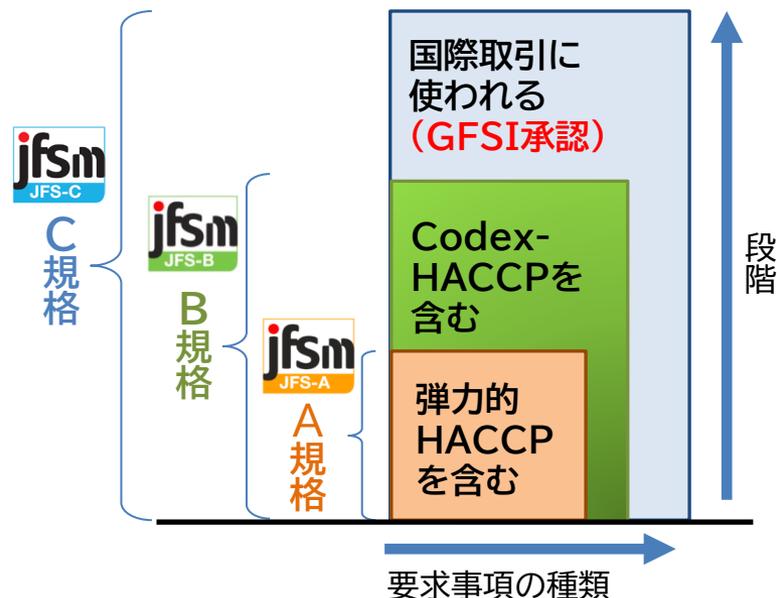
### GFSI: Global Food Safety Initiative (世界食品安全イニシアティブ)

世界的に展開する食品企業が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理規格の承認等を行う民間団体(2000年設立)

#### ■ GFSI承認の認証プログラム

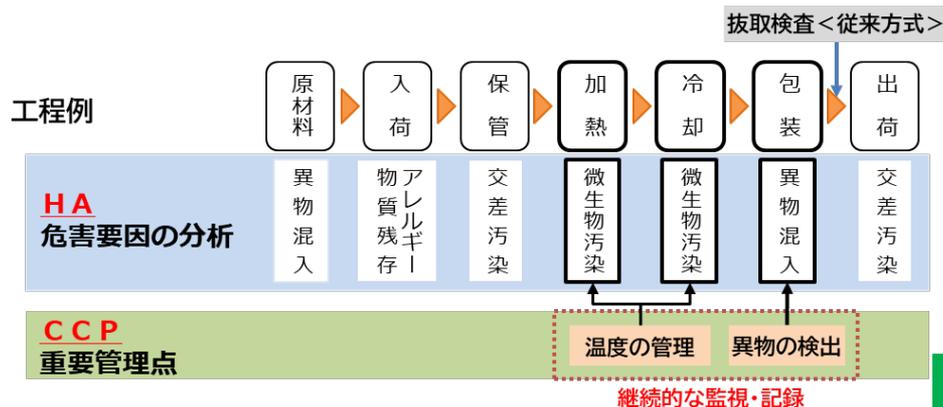


## ○ 日本発の食品安全マネジメント規格(JFS規格)



## ○ HACCP (「ハサップ」 Hazard Analysis Critical Control Point) とは

- 1 原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、**微生物による汚染、金属の混入などの危害要因(HA)**を分析した上で、**危害の防止につながる特に重要な工程(CCP)を継続的に監視・記録する「工程管理システム」**
- 2 これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能



- GAP (Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
- 農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称し、ガイドラインを策定し普及を進めている。

### ○国際水準GAPの5分野

#### <食品安全>

- ・使用する水のリスク管理
- ・異物混入の防止
- ・農薬の適正使用と記録
- ・農産物取扱施設の衛生管理等

#### <環境保全>

- ・温室効果ガス削減の取組
- ・土づくりや施肥設計を通じた土壌管理
- ・総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の実施
- ・廃棄物の適正処理・利用等

#### <労働安全>

- ・機械・設備の点検・整備
- ・作業安全用の保護具の着用
- ・農場内の整理整頓、清掃
- ・農薬の適切な取扱と保管等

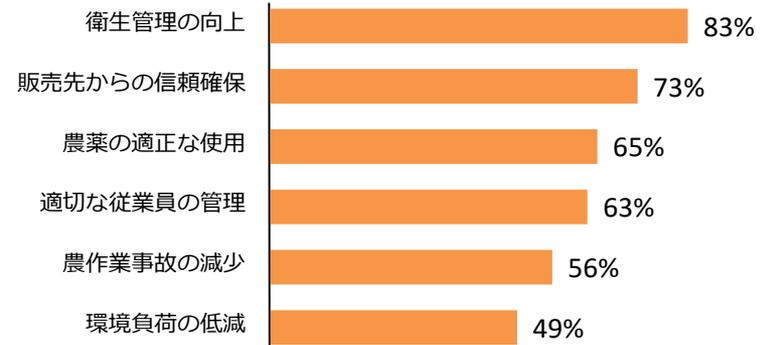
#### <人権保護>

- ・労働者への労働条件の提示と遵守
- ・家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施
- ・技能実習生等の受入に係る環境整備 等

#### <農場経営管理>

- ・業務毎の責任者の配置と農場ルールの策定
- ・トレーサビリティの確保と記録の作成・保存
- ・クレームへの対応手順の策定 等

### ○GAPが農業経営に与える主な効果



「効果があった」と回答した経営体の割合

※ 令和6年度にGAP認証を取得していた経営体を対象に農林水産省が(一財)日本GAP協会、(一社)GAP普及推進機構を通じて行ったアンケート調査の結果を基に作成(回答数158)

### ○日本での主なGAP認証 (いずれも5つの取組分野を網羅した国際水準のGAP認証)

	JGAP	ASIAGAP※4	GLOBALG.A.P.
運営主体	一般財団法人 日本GAP協会		FoodPLUS GmbH (ドイツ)
GFSI承認※1	—	青果物、穀物、茶	青果物・水産養殖の一部※3
認証取得経営体数 (国内農畜産業) ※2	4,932	1,761	721

※1 GFSI (Global Food Safety Initiative) とは、グローバルに展開する小売事業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織。  
 ※2 JGAP及びASIAGAPは(一財)日本GAP協会公表。GLOBALG.A.P.は、GLOBALG.A.P.提供。令和7年3月末時点。複数の認証を取得している経営体については重複計上。  
 ※3 GLOBALG.A.P.の青果物にはSmartとGFSの2つの規格が存在する。GFSI規格と同等性確認されているのはGFS規格である。穀物と茶については、市場からの要請が少ないため同等性確認は行われていない。  
 ※4 (一財)日本GAP協会が運営主体となっているASIAGAPは2028年に終了。

- 豚熱については、我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生を確認して以来、令和7年6月までに24都県99事例の発生。九州では、野生イノシシでの感染が増加。
- アフリカ豚熱については、平成30年8月、中国での発生以降、アジアで感染が拡大。
- 家畜の伝染性疾病に適切に対処するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底、水際対策の強化等を推進。

## 豚熱・アフリカ豚熱とは

### ○ 豚熱

- ・ 宿主：豚、いのしし（人には感染しない）
- ・ 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。  
(有効なワクチンが存在)

### ○ アフリカ豚熱

- ・ 宿主：豚、いのしし(ダニによっても媒介) (人には感染しない)
- ・ 症状：突然死や急性から慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。  
(有効なワクチンは存在しない)

※両疾病とも、発生すると、地域の畜産業に大きな影響。家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。

## 豚熱・アフリカ豚熱の状況

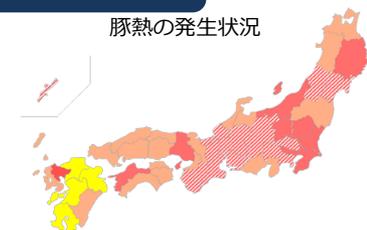
### ○ 豚熱

- ・ 飼養豚では、平成30年9月に26年ぶりに発生して以来、令和7年6月までに24都県・99事例の発生を確認。令和7年は、群馬県で4例、千葉で1例発生(6月末時点)。
- ・ 九州では、野生イノシシでの発生が相次いでおり、令和7年2月に長崎県、4月及び6月に宮崎県で発生。

### ○ アフリカ豚熱

- ・ 平成30年8月に中国においてアジア初の発生。その後、アジア全域に拡大(東アジアでは日本と台湾のみ非発生)。
- ・ 国内侵入リスクが増大する中、水際検疫を強化。

豚熱の発生状況



飼養豚陽性発生県：赤色(北陸、関東、山陽、山陰、四国、近畿、中国、九州) (令和4年度以降発生なし)  
 (24都県) (飼養頭数 4,037,930頭(全国の45.9%))  
 野生いのしし陽性発生県：黄色(沖縄、千葉を除く)  
 (40都府県) (飼養頭数 5,499,360頭(全国の62.5%))  
 飼養豚へのワクチン接種推奨地域：緑色(徳島、高松、香川、愛媛、高知)  
 (46都府県) (飼養頭数 8,045,460頭(全国の91.4%))  
 ※飼養頭数は、R6畜産統計・産報値を基に計算

アフリカ豚熱の発生報告状況



■ = 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域

## 主な豚熱・アフリカ豚熱対策

### 1. 養豚場における対策

- 令和元年10月にワクチン接種を開始。令和5年9月末までに北海道を除く46都府県をワクチン接種推奨地域に指定。令和4年12月、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を改正し、要件を満たす飼養衛生管理者によるワクチン接種を可能とした。発生時の殺処分頭数を低減する取組として農場の分割管理を推進。

### 2. 感染経路の遮断対策

- 野生動物侵入防護柵の設置、食品循環資源利用飼料(エコフィード)の加熱基準厳格化等の飼養衛生管理基準の遵守徹底を都道府県を通じて生産者に指導。

### 3. 野生イノシシ対策

- 野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、山林に立ち入る者等への防疫対策の周知など、野生イノシシ対策を実施。

### 4. 豚熱清浄化ロードマップの策定

- 養豚農業の振興に関する基本方針(令和7年4月)において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」とされたところ。これを踏まえ、令和7年6月末に国としての清浄化に向けたロードマップを公表。

### 5. 水際対策

- アフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入リスクが増大する中、CIQ関係行政機関や航空会社等との連携強化、先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築、動植物検疫制度の周知徹底などの水際検疫体制の強化や、輸入禁止品に係る国内における取締強化について検討。
- 政府一体となってアフリカ豚熱侵入防止に向けた対応を進めるため、令和7年6月末に「ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について」関係省庁申合せを実施。

○ 高病原性鳥インフルエンザについては、令和6年シーズンは家きんにおいて14道県51例発生し、約932万羽が殺処分対象となった。(令和4年シーズンは過去最多の26道県84事例発生し、1,771万羽が殺処分対象となった。)

○ 今後に向けて、疫学調査等で得られた知見に基づき、農場等における更なる発生予防対策、殺処分による影響を緩和するための農場の分割管理の活用等を行っていく。

## 高病原性鳥インフルエンザについて

○ 国際獣疫事務局（WOAH）が定める診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による疾病。

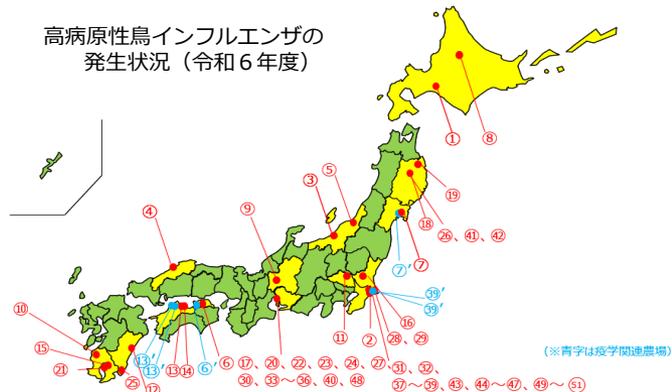
○ 渡り鳥により国内へ持ち込まれることが多く、冬季に発生しやすい。

※発生すると、家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。地域の畜産業に大きな影響。

### 我が国での発生状況

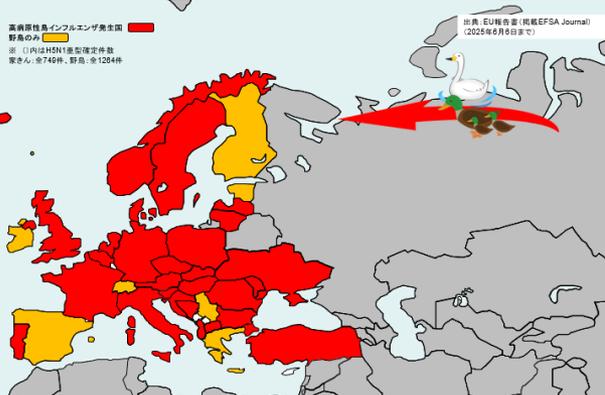
・ 令和6年シーズンは**14道県51事例**の発生（殺処分羽数は約**932万羽**）。  
（令和4年シーズンは過去最多の26道県84事例発生、殺処分羽数は1,771万羽）

高病原性鳥インフルエンザの発生状況（令和6年度）

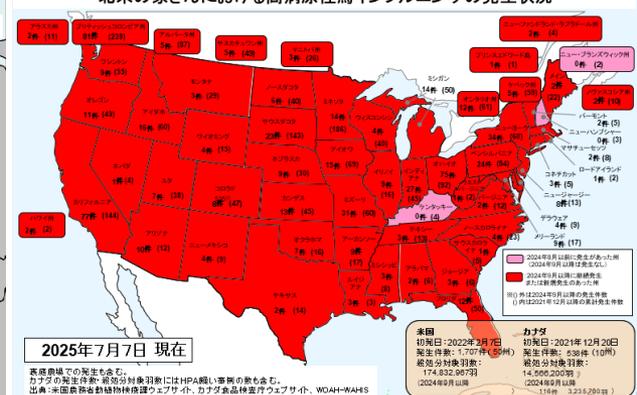


### 欧州、北米での発生状況

欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2024年10月以降)



北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



## 次シーズン以降に向けた高病原性鳥インフルエンザ対策

### 1. 飼養衛生管理の強化

- ・ 養鶏集中地域や過去複数発生地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- ・ 続発の一因と考えられる塵埃対策等を、法律に基づく飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- ・ 再発農家への改善確認の強化、手当金減額率の見直し
- ・ 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実施

### 2. 農場の分割管理の推進

- ・ 分割管理に取り組む場合の対応を飼養衛生管理基準に位置付け
- ・ 防疫措置に多大な時間を要する大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- ・ 導入を促進するため、分割管理の運用の見直し

### 3. ワクチン接種の検討

- ・ 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、ワクチン接種の導入に向けた技術的な論点・課題について検討する予定

### 4. まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- ・ 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

- 口蹄疫については平成23年2月に清浄国(ワクチン非接種)に復帰。
- 高病原性鳥インフルエンザについては令和7年6月に自己清浄化宣言。
- BSEについては、平成25年5月、WOAHの「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 飼養衛生管理基準の遵守の徹底とともに食の安全確保のための農場HACCP※を推進。

※農場HACCPとは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、農場段階で危害要因をコントロールする手法。

### 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

H22年11月～H23年3月	H5N1高病原性、9県24事例、約183万羽
H26年4月	H5N8高病原性、1県1事例、約11万羽
H26年12月～H27年1月	H5N8高病原性、4県5事例、約35万羽
H28年11月～H29年3月	H5N6高病原性、9県12事例、約167万羽
H30年1月	H5N6高病原性、1県1事例、約9万羽
R2年11月～R3年3月	H5N8高病原性、18県52事例、約987万羽
R3年11月～R4年5月	H5N1、H5N8高病原性、12県25事例、約189万羽
R4年10月～R5年5月	H5N1、H5N2高病原性、26県84事例、約1771万羽
R5年11月～R6年4月	H5N1、H5N6高病原性、10県11事例、約86万羽
R6年10月～R7年2月	H5N1高病原性、14道県51事例、約932万羽

### 口蹄疫

H12年3～5月	宮崎県、北海道(4事例、牛 740頭)
H22年4～7月	宮崎県(292事例、牛・豚等 297,808頭)

### 豚熱

H30年9月～(R7年7月22日時点、24都県99事例、約43.0万頭)

(注) 頭羽数は関連農場を含む殺処分頭羽数

### BSE

H13年9月～H21年1月(36頭)  
(H14年2月以降に日本で生まれた牛での発生はない)

無視できるBSE  
リスクの国に認定  
(H25年5月)

<条件>

- ①サーベイランスの実施
- ②過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生なし
- ③8年以上の有効な飼料規制

### 【農場HACCP認証農場】

乳用牛	49農場
肉用牛	129農場
乳用牛・肉用牛	3農場
養豚	166農場
採卵鶏	103農場
肉用鶏	15農場
計	465農場

(R7年5月23日時点)

- 改正食料・農業・農村基本法では、国内生産では需要を満たすことができない農産物（小麦・大豆・とうもろこし）等の安定的な輸入の確保を図るため、各般の施策を講じることとする旨を規定。
- この規定に基づき、調達先の多様化を図りつつ、①我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進、②輸入相手国との政府間対話の枠組みの整備、③国内における官民の情報共有の強化、を推進していく方針。

## 輸入相手国における調達網への投資促進

- ・ 我が国への安定的な供給を確保する上で、我が国商社等が輸入相手国に有している調達網の維持・強化が図られるようにすることが不可欠。
- ・ 具体的には、商社等が保有する集荷・船積み施設等に対し、必要な投資が継続されるようにするための支援が必要。

### ①投資案件の形成

事業性の判断に必要な調査  
〔フィージビリティスタディ〕



予算による支援



### ②投資の促進

資金の調達



民間金融機関からの融資のほか、JBICの出融資やNEXIの融資保険等の活用による資金供給

### ③現地インフラの整備

輸入相手国の公共輸送インフラ  
(港湾や鉄道・道路等)の整備



我が国のODA等の活用による支援

## 政府間対話の枠組みの整備

### カナダ

- ・ 2024年11月、第2回日加農業食料政府間協力対話を実施し、食料供給に関する不測の事態が生じた場合に、政府間で効率的な情報共有等を行えるようにする「食料安定供給に係る対話枠組み」の設立に合意。



### ブラジル

- ・ 2024年9月、G20農業大臣会合に合わせて、閣僚級の第5回日伯農業・食料対話を開催。農業・食料分野における協力に関する政府間覚書を締結。



## 国内における官民の情報共有の強化

- ・ 平時からの主要穀物等の安定的な輸入の確保に係る施策を進める上では、これら品目の調達ビジネスを担う商社各社が有するビジネス上の課題・ニーズの所在を的確に把握する必要。
- ・ 2024年6月、(一社)日本貿易会会員企業と当省との間で、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」を初開催。日本貿易会からは我が国への食料の安定的な輸入の確保に向けた要望書が手交。
- ・ また、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」を実務的にフォローアップするため、令和6年10月に、日本貿易会会員各社との間の「連絡会」を立上げ、継続的に開催。



← 食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合

第2回「連絡会」→の様子

(出典)日本貿易会Webサイト



- 農林水産物・食品の輸出拡大を加速すると共に、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大を連携して推進。
- これらの相乗効果を通じて、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化。

農林水産物・食品の輸出額  
【現状】1.5兆円（2024年）→【目標】5兆円（2030年）

農林水産物・食品の  
輸出拡大

現地で用いる原材料  
の輸出をけん引

ECサイト・現地スーパー等での  
食体験を通じ、訪日意欲を喚起

日本食・食文化  
の現地での浸透

「本場」の食体験を通じ、  
日本食のファンに

現地の日本食レストラン等での  
食体験を通じ、訪日意欲を喚起

食品産業の  
海外展開

インバウンドによる  
食関連消費の拡大

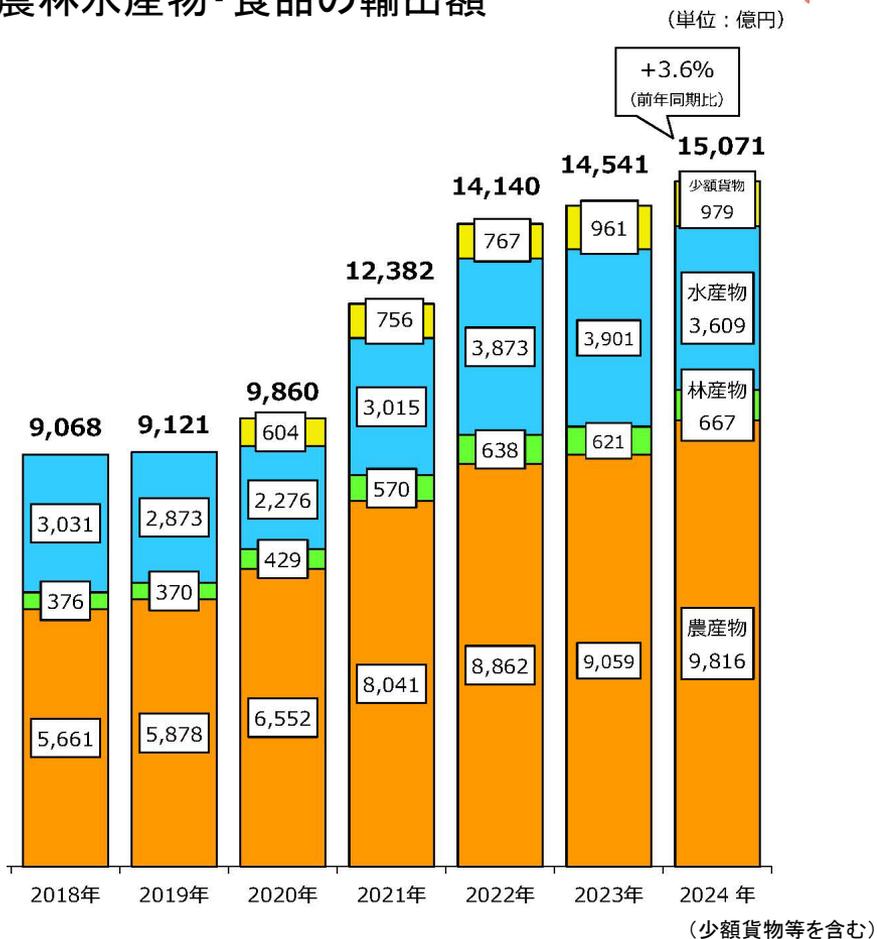
食品産業の海外展開による収益額  
【現状】1.7兆円（2023年）  
→【目標】3兆円（2030年）

「本場」の食体験を通じ、  
日本食を身近に楽しむ

インバウンドによる食関連消費額  
【現状】2.3兆円（2024年）  
→【目標】4.5兆円（2030年）

- 農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とすることを目指す。
- 2024年の輸出額は1兆5,071億円で過去最高。中国及び香港向け輸出は日本産水産物の輸入規制等の影響により減少した一方、それ以外の国・地域向けは大きく増加。
- 輸出先国・地域としては、米国が最大で、次いで香港、台湾、中国の順。

## ○農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

## ○輸出先国・地域別(2024年)

順位	2024年1-12月(累計)				輸出額内訳(億円)		
	輸出先	輸出額(億円)	金額構成比(%)	前年同期比(%)	農産物	林産物	水産物
1	アメリカ合衆国	2,429	17.2	+17.8	1,614	74	741
2	香港	2,210	15.7	▲ 6.6	1,311	16	883
3	台湾	1,703	12.1	+11.1	1,309	43	351
4	中華人民共和国	1,681	11.9	▲ 29.1	1,293	326	61
5	大韓民国	911	6.5	+19.8	592	39	280
6	ベトナム	862	6.1	+23.7	516	7	339
7	タイ	628	4.5	+22.9	306	10	312
8	シンガポール	557	4.0	+1.7	461	6	89
9	オーストラリア	328	2.3	+5.6	290	3	35
10	フィリピン	287	2.0	▲ 6.0	159	95	33
-	E U	858	6.1	+18.5	735	21	102

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 品目別の輸出額では、牛肉、米、緑茶などは2桁%の増加を記録した一方、水産物の多くは中国及び香港による輸入規制等の影響で減少した。

○2024年の主な品目の輸出実績

品目	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
<b>加工食品</b>	<b>534,046</b>	<b>+4.8</b>
アルコール飲料	133,710	▲ 0.5
日本酒	43,456	+5.8
ウイスキー	43,635	▲ 12.8
焼酎（泡盛を含む）	1,721	+4.8
ソース混合調味料	62,988	+15.9
清涼飲料水	57,431	+7.0
菓子（米菓を除く）	34,372	+11.9
醤油	12,189	+21.3
米菓（あられ・せんべい）	6,571	+7.7
味噌	6,312	+24.6
<b>畜産品</b>	<b>139,551</b>	<b>+5.6</b>
畜産物	107,344	+6.5
牛肉	64,828	+12.1
牛乳・乳製品	30,548	▲ 0.8
鶏卵	7,111	+1.8
鶏肉	2,481	▲ 2.9
豚肉	2,375	▲ 11.1
<b>穀物等</b>	<b>74,130</b>	<b>+11.1</b>
米（援助米除く）	12,029	+27.8
<b>野菜・果実等</b>	<b>73,194</b>	<b>+9.1</b>
青果物	48,834	+9.9
りんご	20,136	+20.5
ぶどう	5,932	+14.7
いちご	5,405	▲ 12.3
かんしょ	3,602	+24.3
ながいも	3,356	▲ 0.5
もも	2,953	+13.2
かんきつ	1,487	+11.9
かき	1,131	+2.3
なし	1,022	▲ 14.2

品目	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
<b>その他農産物</b>	<b>155,890</b>	<b>+19.8</b>
たばこ	19,947	+10.4
緑茶	36,380	+24.6
花き	9,816	+20.6
植木等	7,916	+26.9
切花	1,643	▲ 3.7
<b>農産物計</b>	<b>981,600</b>	<b>+8.4</b>
<b>林産物</b>	<b>66,725</b>	<b>+7.5</b>
丸太	28,227	+22.2
木製家具	8,142	+10.9
製材	7,388	+14.1
合板	7,299	▲ 25.7
<b>水産物（調製品除く）</b>	<b>281,872</b>	<b>▲ 6.3</b>
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	69,489	+0.9
ぶり	41,427	▲ 0.8
真珠（天然・養殖）	41,189	▲ 9.7
かつお・まぐろ類	20,095	▲ 11.3
いわし	10,812	+9.3
さば	9,808	▲ 19.5
錦鯉	7,232	+8.0
たい	6,904	+4.8
さけ・ます	5,651	▲ 16.4
すけとうたら	1,148	▲ 36.2
さんま	435	+87.0
<b>水産調製品</b>	<b>79,004</b>	<b>▲ 11.6</b>
ホタテ貝（調製）	17,717	▲ 15.6
練り製品	11,271	+8.1
なまこ（調製）	10,501	▲ 38.0
<b>水産物計</b>	<b>360,876</b>	<b>▲ 7.5</b>
<b>農林水産物・食品</b>	<b>1,409,200</b>	<b>+3.8</b>

○ 海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な31品目を輸出重点品目に選定。(令和7年5月に「なし」、「牡蠣・牡蠣加工品」を追加。)

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出に期待。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし)、野菜(いちご)	甘くて美味しい食味や外観の良さなど高品質である日本産果実は、アジアを中心に需要が拡大。
野菜(かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等)	日本産のかんしょは甘みが強く、スイーツとしての食べ方の広がりにより、需要が拡大。日本産野菜は、品質の良さからアジアを中心に需要が拡大。
米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
茶	日本の緑茶の製法は独自の発展を遂げ高い品質。健康志向や日本食への関心の高まりを背景に輸出拡大。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「SAKE」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝・ホタテ貝加工品	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
牡蠣・牡蠣加工品	身が厚く濃厚な味わいが特徴、アジアでは日本産牡蠣が浸透。今後は生食用の需要が高い欧米などへの販路拡大にも期待。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。

輸出重点品目以外でも、輸出事業計画の認定を受けるなど輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地等に対しては、引き続き適切に支援

○ 輸出促進法や輸出拡大実行戦略に基づき、政府一体となって以下の取組を実施。

## 品目団体の認定

- ・R7年7月までに**27品目15団体**を認定。
- ・品目団体を中核とし、オールジャパンによる輸出促進を展開。

認定団体名	対象とする輸出重点品目
(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子
(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板
(一社) 日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
(一社) 全日本コム・コム関連食品輸出促進協議会	米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品
(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花
(一社) 日本青果物輸出促進協議会	青果物7品目※1
(公社) 日本茶業中央会	茶
(一社) 全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌
(一社) 日本はたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
(一社) 日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
(一社) 日本畜産物輸出促進協会	畜産物5品目※2
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレールウ及びカレー調製品

※1りんご、ぶどう、もも、かき、かき加工品、いちご、かんしょ、かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等  
 ※2牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品

## 輸出産地の支援

- ・ **GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)** 登録者数は10,000以上。(R7年7月末時点)  
 (GFP登録者へのサービス)
  - ・ GFPコミュニティサイトでの事業者同士の直接マッチング
  - ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供 等
- ・ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「**フラッグシップ輸出産地**」として**80産地**を認定。



## 輸出支援プラットフォームの設置

- ・ R7年6月までに**10か国・地域(16拠点)**で立ち上げ。
- ・ 輸出に取り組む事業者を包括的・専門的・継続的に支援。

### PF設置国・地域及び拠点設置都市

米国(LA、NY、ヒューストン)、EU(パリ、ブリュッセル)、ベトナム(ホーチミン)、シンガポール(シンガポール)、タイ(バンコク)、中国(北京、上海、広州、成都)、香港(香港)、台湾(台北)、マレーシア(クアラルンプール)、UAE(ドバイ)



## 輸入規制・輸出障壁への対応

- ・ 原発事故に伴い日本産食品の輸入規制を措置した国・地域は、事故後の55から現在**6(中国、香港、マカオ、韓国、台湾、ロシア)**にまで減少(R7年6月時点)。
- ・ 中国、ロシア、香港、マカオについては、ALPS処理水の海洋放出に伴い、更に日本産水産物等を停止。中国については、R7.6に輸入解禁が公告され、輸出関連施設の再登録の手続きが完了され次第輸出が再開。
- ・ 引き続き輸入規制の早期撤廃を働きかけ。

- 食品事業者の海外展開支援を目的とする「**グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会**」の枠組みの下で行われる情報提供・ビジネスマッチング、海外現地での物流・商流構築に係る**投資案件形成への支援**を実施。
- 農林水産物・食品の輸出に寄与する食品製造業・外食産業を重点的に支援。
- 新たな食料・農業・農村基本計画では、2030年目標として食品産業の海外展開による収益額 3 兆円を設定。

## 食品産業の海外展開支援

- ・ **グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会** 2014年6月に食品企業の海外ビジネス展開を後押しするための情報交換・発信の場として発足。2025年6月時点で民間企業(806社)及び関係機関・団体等(167社)が参加。

### 1. 食品関連企業の海外ビジネス展開に関する情報提供

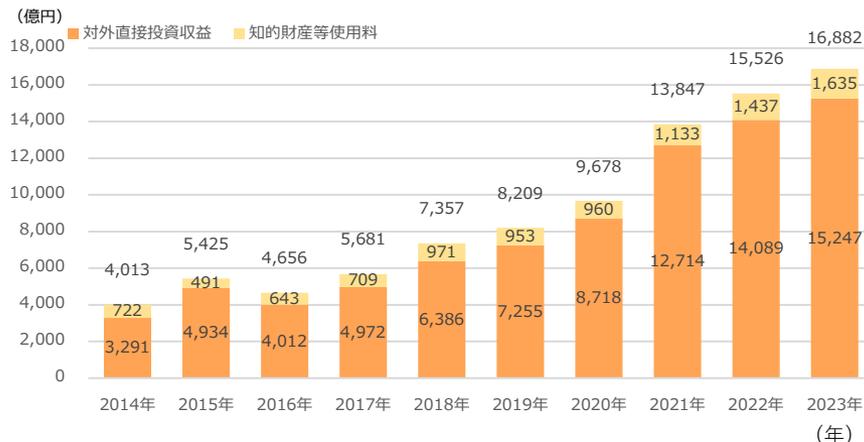
- ・ セミナーの開催等を通じた優良事例や公的支援メニューの紹介。
- ・ **輸出支援プラットフォーム**による現地市場に関する情報発信。
- ・ 食品事業者の海外展開を支援するための**ガイドライン**を策定。

### 2. 官民ビジネス・ミッションの派遣

- ・ 官民参加のフォーラムや**ミッション派遣**等を通じて、現地の政府機関や企業との関係構築を支援。
- ・ **投資可能性調査(FS)支援事業** 食品関連事業者の海外展開に際し海外現地での物流・商流等の拠点づくりに係る事業の実現可能性についての調査支援。

## 食品産業の海外展開による収益額の推移

- ・ 2023年の食品産業の海外展開による収益額は、対前年比 8.7%増加の1.7兆円と過去最高。



注) 食品産業の海外展開による収益額は、食品の製造業、卸売業及び小売業並びに外食産業に加えて、農林水産業並びに木材及び木材製品の製造業の海外展開による収益額を含む。

※1 対外直接投資収益：海外の企業への投資により子会社等から得られる配当金等及び再投資収益(海外子会社等の内部留保)

※2 知的財産権等使用料：特許権、著作権等の知的財産権の使用料

## 食品産業の海外展開事例

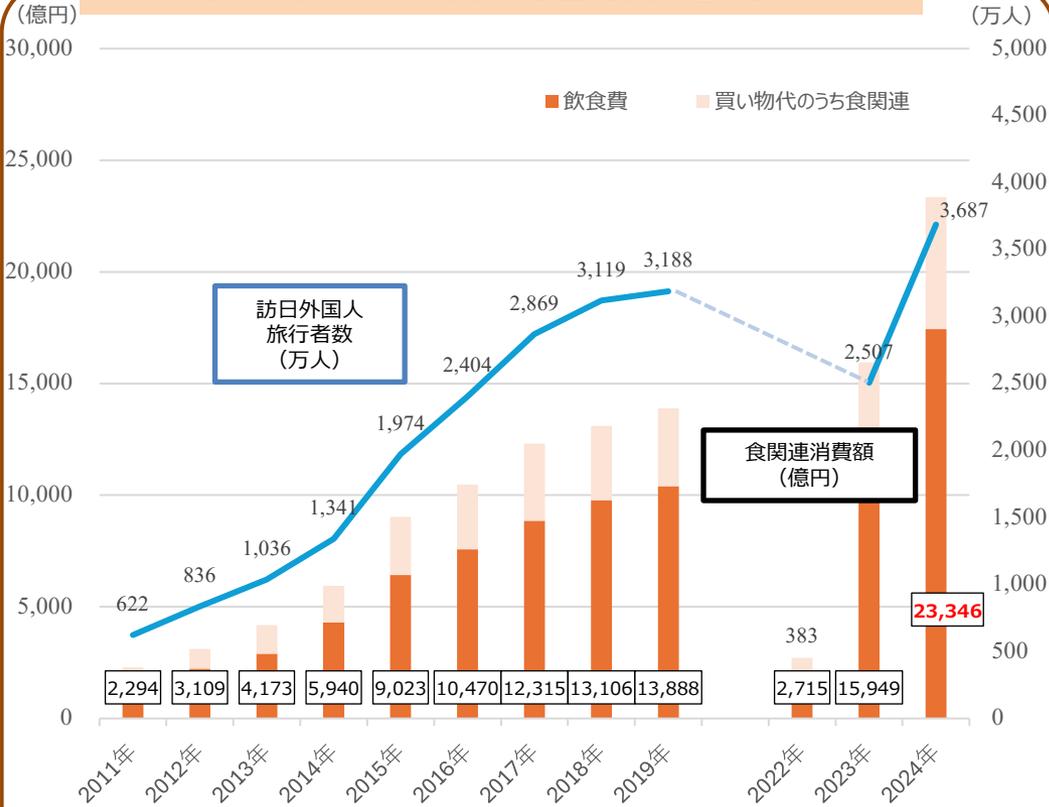
### <外食> 定食店「大戸屋ごはん処」

- 首都圏中心に展開している日本食レストラン。2005年1月にタイに進出。2024年5月時点でタイ、台湾を中心に展開。
- 海外の店舗でも、日本の商品と同じ味・品質を目指し、日本産の米や魚、調味料を使用するとともに、店内調理にもこだわる。



- 新たな食料・農業・農村基本計画では、2030年目標としてインバウンド食関連消費額4.5兆円を設定
- インバウンドによる食関連消費の拡大により、海外の日本食ファンを増やすことを通じて、輸出拡大との相乗効果を発揮する。

### 「インバウンドによる食関連消費額」の推移

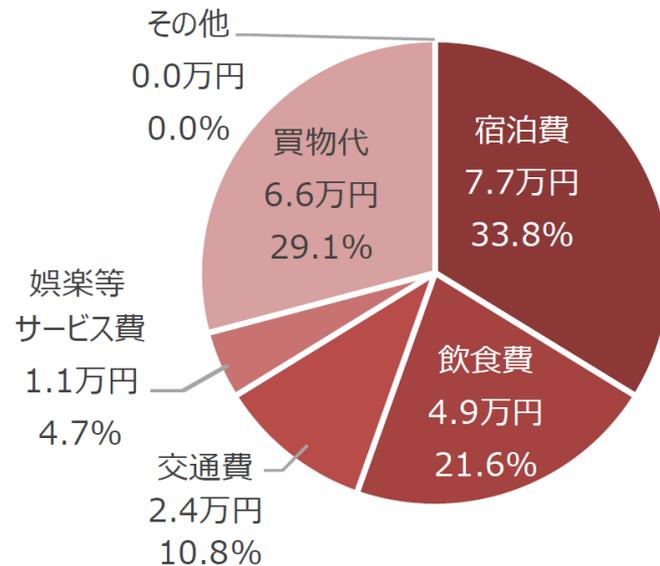


- 令和6年のインバウンドによる食関連消費額は、2兆3,346億円で過去最高。(訪日外国人旅行者数は3,687万人と過去最高を記録)

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、JNTO「訪日外客統計」を基に農林水産省推計

### 旅行消費額の内訳

【図表】費目別にみる一般客1人当たり旅行支出



- 2024年の訪日外国人（一般客）1人当たり旅行支出は22.7万円と推計される。
- 費目別にみると、宿泊費が7.7万円と最も高く、次いで買物代6.6万円、飲食費4.9万円の順で高い。

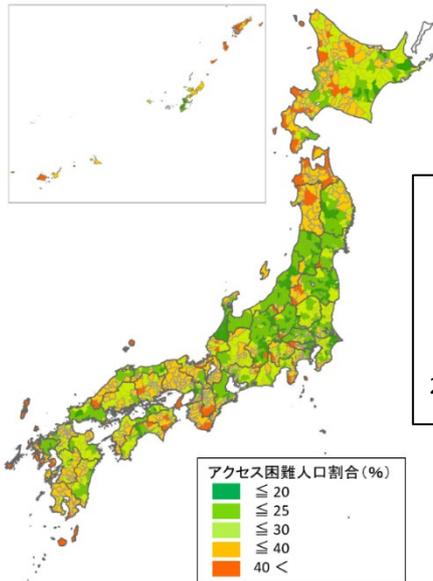
資料：観光庁「2024年訪日外国人消費動向調査」

- 「食料安全保障」について、国際的には、食料の供給総量確保や不測時対応にとどまらず、「国民一人一人が健全な食生活を享受できること」を位置付けることが主流。
- わが国では、人口減少や経済成長が停滞する中で、経済的理由により十分な食料を入手できない方々や買物困難者が増加しているなど、平時における食料安全保障のリスクが顕在化。
- 2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨規定。

## 物理的アクセス

高齢化や単身世帯の増加等により、過疎地域のみならず都市部においても、自動車等の移動手段を持たない高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる買物困難者）が増えてきている。

### ○アクセス困難人口割合・市町村(2020年)



アクセス困難人口(参考)  
 2005年 678.8万人  
 2010年 733.2万人  
 2015年 824.6万人  
 2020年 904.3万人  
 ※データ算出方法が異なるため  
 2015年までと2020年は連続しない

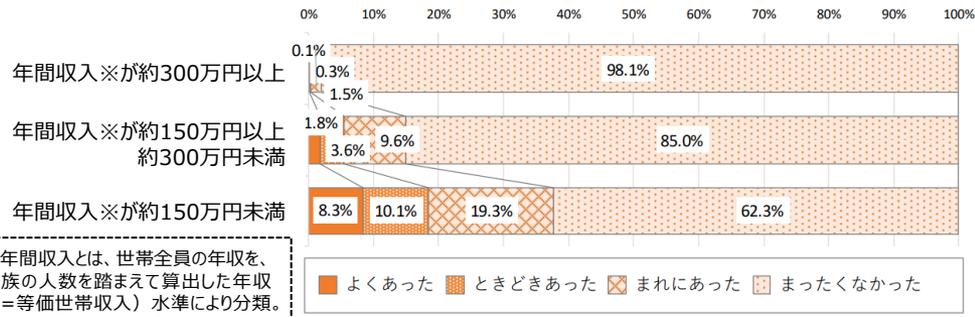


資料: 農林水産政策研究所公表資料を基に作成  
 注: アクセス困難人口とは、スーパーマーケット等の食料品店舗まで500m以上かつ自動車利用が困難な65歳以上の高齢者を指す。

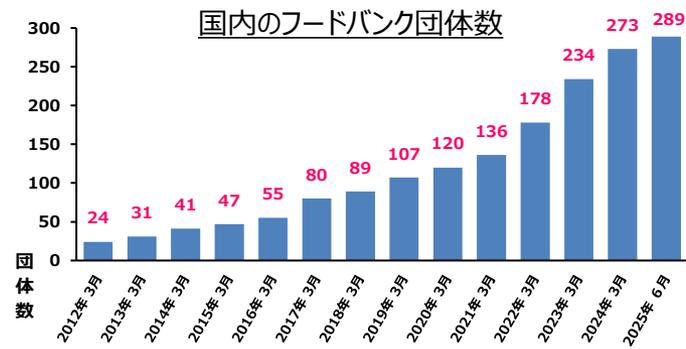
## 経済的アクセス

低所得者等の割合が増加する中で、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活が実践できていない者の割合が増加していると考えられる。

### 経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験(収入水準別)



出典: 「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(内閣府)を基に農林水産省が修正を加えたもの

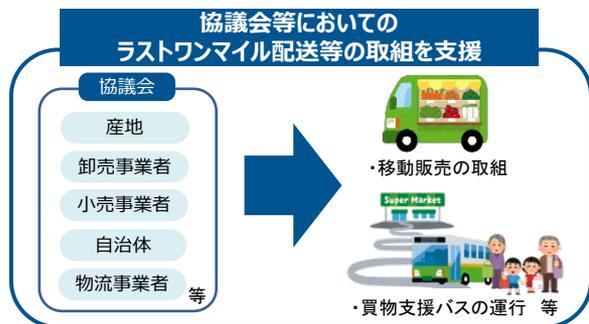


※ 農林水産省のウェブページへ掲載希望のあったフードバンク団体数

○具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実状に応じて取り組んでいく必要があるところ、

- ①買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、過疎問題等
- ②経済的に困窮している方々に関しては、社会保障制度、児童福祉やこども支援、食品ロス削減、食育等と密接に関係することから、関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていく体制づくりが重要。

### 物理的アクセス関係支援策の例



地域の関係者で構成される協議会等における移動販売車の導入、乗合バスの運行や、無人型店舗の設置等の支援を実施。



移動販売の様子

### 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり



市町村等を中心に地域の関係者が集まり、地域の課題に応じた取組を進める体制づくりに向けた支援を実施。



地域協議会の様子

### 経済的アクセス関係支援策の例



食品取扱量の増加を目指して、フードバンクやこども食堂等に対し、食品保管庫の拡大などの機能強化等に向けた支援を実施。



食品保管庫の様子

- 2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制(年960時間)が適用され、何も対策を行わなければ、遠隔地を中心に物流の停滞が懸念されていた(物流の2024年問題)。
- 農水産物・食品の輸送は、96.5%がトラックによるもの。長距離輸送が多い、手積み・手下ろしが多い等の特徴から、特に輸送力不足が懸念された。
- 中継共同物流拠点の整備、パレット化による荷の積下ろしの効率化、トラックから鉄道・船舶へのモーダルシフト等により持続可能な農林水産物・食品の物流を実現する必要がある。

【中長期計画を踏まえた施策による輸送力への効果】

	2024年度			2030年度
	試算※	実績	施策による効果等の考え方	試算
<b>必要輸送力</b>	<b>100</b>	<b>100</b>		<b>100</b>
<b>施策なしケース</b>	<b>▲14</b>	<b>▲14</b>	(農産・水産品出荷団体は32.5%不足の試算)	<b>▲34</b>
<b>施策による効果等</b>	<b>+14.5</b>	<b>+13.6</b>		<b>+34.6</b>
うち荷待ち・荷役の削減	+4.5	+0.0	2020年から2024年にかけて、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間は約3時間のまま横ばい。	+7.5
積載効率向上	+6.3	+8.6	2024年4月から11月までの輸送トン扣/能力トン扣を合計した積載効率(輸送トン扣/能力トン扣)41.3%を反映。	+15.7
モーダルシフト	+0.7	+1.3	2022年度の鉄道の輸送量(165億トン扣)と内航海運の貨物輸送量(388億トン扣)の合計値(553億トン扣)を反映。	+6.4
再配達削減	+3.0	+0.9	2024年10月時点の再配達率10.2%を反映。	+3.0
その他の取組 (トラック輸送力拡大等)		+1.4	2024年度の試算に織り込んでいなかった高速道路のトラック速度規制の引上げによる効果を反映。	+2.0
貨物輸送量の変化等		+1.4	2019年から2023年にかけての営業用トラックの貨物輸送量の変化(2019年:28.4億トン、2023年:25.1億トン)等を反映。	

【食料・農業・農村基本計画のKPI(2030年度)】

・生鮮食料品等の中継共同物流拠点数	8か所(官1、民7)(2023年度) →30か所(官8、民22)
・船舶、鉄道等による農水産物・食品の輸送の割合	3%(2022年度)→6%

【物流事業者に対する青果物流通に関するアンケート】

・青果物流通におけるパレット化率	58.4%(2024年度)
------------------	---------------

○物流効率化と取引適正化を進める制度整備が進み、これへの対応は喫緊の課題。

- ・ 物流効率化法による全ての荷主への物流効率化の努力義務化(R7.4.1施行)
- ・ 下請法改正による特定運送委託(発荷主とトラック事業者の運送契約)の規制対象化(R8.1.1施行)
- ・ トラック法改正による適正原価を継続的に下回る運賃の禁止(R7.6.11公布から3年以内施行)

○食料システム法により流通合理化学業活動や、取引条件の協議・商慣習の見直しも後押し。

## ○ 2025年度～2030年度の重点取組事項

①パレット標準化

②モーダルシフト

③デジタル化

④商慣行の見直し

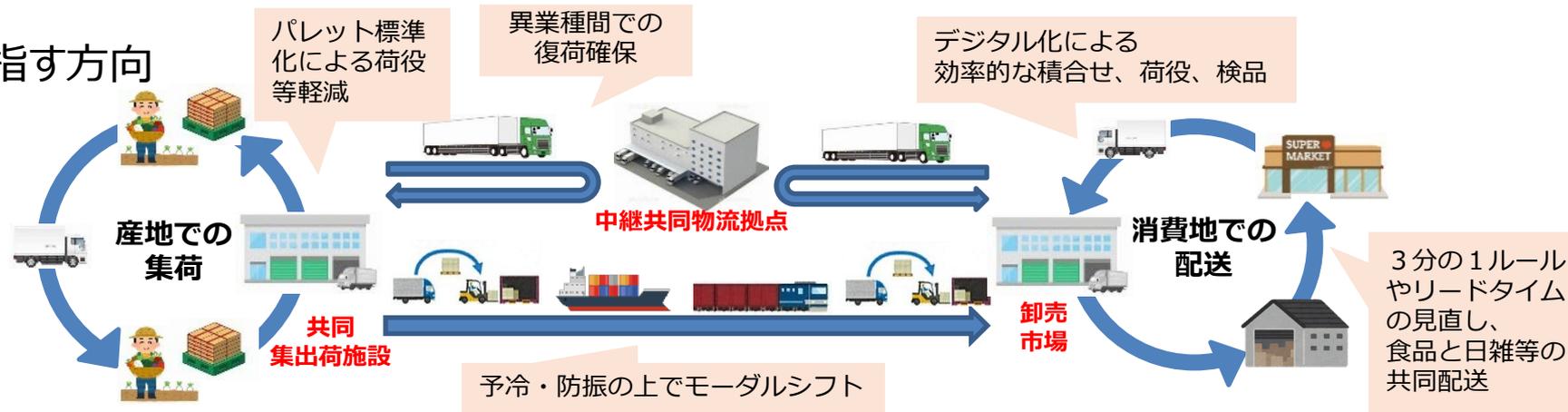
物理的障害要因への対応

最適化・省力化に必要な情報の整備

発着連携の深化

中継輸送／荷待ち時間等の短縮／積載効率向上／モーダルシフトによる輸送能力の確保

・目指す方向



- 多様な食の需要に対応し、食料需要増大等の社会課題の解決を加速するため、フードテック(食に関する新技術)を活用した、新たなビジネスの創出を促進。
- 民間企業、研究機関、行政から成るフードテック官民協議会を設立し、農林水産・食品分野と異分野の連携等のオープンイノベーションを促進するとともに、フードテックに関する研究・事業に関する情報共有や課題解決に向けた議論を実施。
- フードテックビジネス実証事業で、食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証を支援するとともに、これらの実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

## ○日本発のフードテック

### 持続可能な食料供給

#### こんにやくとおからを用いた新しい食品の開発

ディーツフードプランニング株式会社

- ・こんにやくをベースにおからを掛け合わせたアップサイクルのプラントベースフードを開発している。
- ・従来の植物性食品が抱える味・におい・食感の課題を解決し、おいしくてサステナブルな食料供給を目指している。

こんにやくとおからから作られたカツ



### 生産性の向上

#### AI調理ロボットで人手不足を改善

TechMagic株式会社

- ・自動で食材を用意して調理、盛り付け、洗浄まで行うAIロボを開発した。
- ・外食産業では人手不足が経営を圧迫、ロボットで代替することで飲食店の課題解決を目指している。

炒め調理ロボット



### 豊かで健康な食生活

#### アレルギー低減卵の生産

プラチナバイオ株式会社

- ・ゲノム編集技術を用いてオボムコイドを除去したアレルギー低減卵を研究開発している。
- ・卵アレルギーの人たちでも食べられる卵加工食品をつくり、食のバリアフリーの実現を目指している。

アレルギー低減卵を生産するニワトリの育種



#### 新たな食資源の一つとして細胞培養食品の開発

インテグリカルチャー株式会社

- ・あひる肝臓由来の細胞培養食品の生産システムを構築し、新規性と商品性のある試作品を開発した。
- ・持続可能性に富んだ新たなタンパク質資源としての社会実装を目指している。

細胞培養食品を用いた試作メニュー



#### 次世代型植物工場

株式会社プランテックス

- ・独自の密閉型構造の栽培システムにより、栽培環境を高精度に制御できる人工光型植物工場を開発した。
- ・生産性や資源の利用効率を高め、安定的で持続可能な食料供給の実現を目指している。

密閉型構造の植物工場



#### 塩味増強スプーン

キリンホールディングス株式会社

- ・微弱な電流を用いて、減塩食品の塩味を増強するスプーンを開発した。
- ・薄味の食事でも塩味を感じることができ、おいしく生活習慣の改善ができる豊かな食生活の実現を目指している。

塩味を増強するスプーン



# 食料システム法の概要

- 食品産業による食品等の持続的な供給に向けた事業活動の促進と合理的な費用を考慮した価格形成を両輪とする「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食料システム法）が、令和7年6月に成立。

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定

## 食料システム法の第1の柱

～合理的な費用を考慮した価格形成～

施行：(1)は令和7年10月、(2)～(5)は令和8年4月を予定

- (1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力
  - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
  - ② 持続的な供給に資する取組(商慣習の見直し等)の提案があった場合、検討・協力
- (3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範(判断基準)を策定
- (4) 農林水産大臣は、次の措置を実施
  - ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
  - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施)※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知
- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定

合理的な価格形成の実現

## 食料システム法の第2の柱

～食品産業の持続的な発展～

施行：令和7年10月を予定

- (1) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成
  - ① 安定取引関係確立事業活動(農林水産業と食品産業の連携強化)
  - ② 流通合理化事業活動(流通の効率化、付加価値向上等)
  - ③ 環境負荷低減事業活動(温室効果ガスの排出量の削減等)
  - ④ 消費者選択支援事業活動(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。
- (2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成
- (3) 農林水産大臣が認定した場合、支援措置を実施
  - ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
  - ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例
- ③ 補助金等で整備された施設等の有効活用 等

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

# みどりの食料システム戦略

○ 「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として令和3年5月12日に策定。

## みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～  
MIDORI Strategy for Sustainable Food Systems

令和3年5月  
農林水産省

### 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



#### 「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



#### 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

### 目指す姿と取組方向

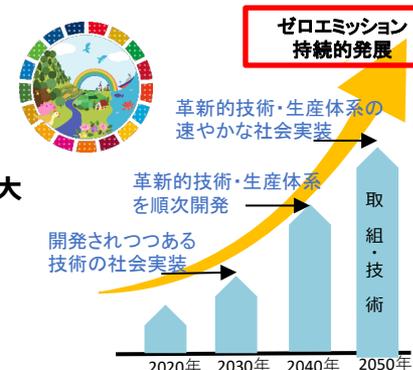
#### 2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

#### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）  
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

- ※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
- ※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



### 期待される効果

#### 経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

#### 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

#### 環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

○ 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、14のKPI(2030年・2050年目標)を設定。

## 「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO <sub>2</sub> ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO <sub>2</sub> 排出量)	1,484万t-CO <sub>2</sub> (10.6%削減)	0万t-CO <sub>2</sub> (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立
		高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証	
		小型沿岸漁船による試験操業を実施	
③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	
環境保全	⑤ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)	63万トン (30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha (25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)	
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)	
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%	
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%	
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%	90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン	
	⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%	100%
		64%	100%

※本戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部において、KPI2030年目標を決定。

- 令和4年7月1日に施行された「みどりの食料システム法※」に基づき、農林漁業者や事業者による環境負荷低減の取組を、税制・金融の特例や補助金の優先採択等により支援。

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)

## みどりの食料システム法に基づく計画認定制度により、生産者等の前向きな取組を推進

### 【環境負荷低減事業活動、特定環境負荷低減事業活動】

- 令和4年度末までに**全都道府県で基本計画が作成**
- 生産者による環境負荷低減の取組を都道府県が認定し、**全都道府県で計28,000名経営体以上の農林漁業者を認定**
- **有機農業を促進するための栽培管理協定が茨城県常陸大宮市で締結**
- **32道県70区域で特定区域（モデル地区）が設定され、地域ぐるみの活動を促進(令和7年6月末時点)**

### 【基盤確立事業】

- 機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等による技術開発や市場拡大等の取組を国が認定
- **計93事業者を認定（令和7年6月末時点）**



ペレット堆肥の利用拡大



可変施肥田植機の普及



ラジコン草刈機の普及

## 予算・税制・融資で促進

### 【R6年度補正予算・R7年度予算】

化学農薬・肥料の低減など地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、環境負荷低減に資する基盤技術の開発等の取組を推進

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（補正38億円・当初6億円）**
    - ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」
    - ・フードサプライチェーンの環境負荷低減の「見える化」の促進等
  - **みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業(17億)**
  - **政策ニーズに対応した革新的新品種開発（補正6億円）**
  - **環境保全型農業直接支払交付金（28億円）** 等
- (施設整備・機械導入に係る補助事業等で環境負荷低減の取組への優先配分等を実施)

### 【みどり投資促進税制】

(適用期限 令和8年3月31日まで)

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者による機械・施設等への投資を促進

化学農薬・肥料の使用低減に資する機械・施設等を導入する場合の**特別償却**を措置（**機械32%、建物16%**）

### 【日本政策金融公庫等による資金繰り支援】

- **農業改良資金**等による無利子融資
- 機械・資材メーカー向けの低利融資(**新事業活動促進資金**) 等

- 農林水産省の全補助事業に対し、最低限の環境配慮の取組をチェック・要件化(愛称:みどりチェック)。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

<農林水産省の全ての補助事業等>



各種支援に当たり、最低限の環境配慮の取組をチェック・要件化

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針に示された、「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組」

- ✓ 適正な施肥 (Fertilizer icon)
- ✓ 適正な防除 (Pesticide icon)
- ✓ エネルギーの節減 (GAS icon)
- ✓ 悪臭・害虫の発生防止 (Fly icon)
- ✓ 廃棄物の発生抑制・循環利用・適正処分 (Recycling icon)
- ✓ 生物多様性への悪影響の防止 (Frog icon)
- ✓ 環境関係法令の遵守 (Clipboard icon)

内容

実施手続き

チェックシートの記入・提出

チェックシートの例 (抜粋)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	① 肥料を適正に保管	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input checked="" type="checkbox"/>

取組内容の確認

農林水産省の補助事業等の申請時に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践。

取組を実践した上で、事業報告時にもチェックシートを提出。また、報告内容について、国の担当者が実施状況を確認。(実施方法などは検討中。)



- 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(CBD COP15)において、2030年に向けた世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。これを踏まえ、2023年3月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定。
- 2025年4月、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」を施行。本法律に基づき、地方公共団体・民間等の活動によって生物多様性の増進が図られている区域を「自然共生サイト」として認定。活動の価値を明確化することで、企業による自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)の自然関連の情報開示等を促進。

CBD COP15において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択

- ・目標3 陸域・海域・沿岸域の30%を保護地域/OECMとする
- ・目標7 過剰な栄養塩の流出半減、農薬・化学物質のリスク半減、プラスチック汚染対策
- ・目標10 全ての農林漁業を持続可能なものとする
- ・目標15 ビジネス部門での生物多様性影響評価・開示推進 (一部抜粋)

## 農林水産省生物多様性戦略

### 2030 ビジョンと基本方針

#### 2030ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

#### 基本方針

- (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- (3) サプライチェーン全体での取組 (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進
- (5) 政策手法のグリーン化 (6) 実施体制の強化

#### (サプライチェーン)

サプライチェーン全体での理解・行動とコスト負担を通じた生物多様性の主流化

(農業) 生物多様性保全をより重視した農畜産業、生産技術

(森林・林業)

森林の有する多面的機能の発揮に向けた適切な森林の整備・保全と持続可能な利用

(水産)

海洋環境の保全・再生、資源管理の推進、生物多様性に配慮した漁業・栽培漁業

(農林水産空間)

農山漁村の活性化、田園や里地里山里海を通じた保全、景観・防災等公益的機能の発揮

(調査研究と見える化)

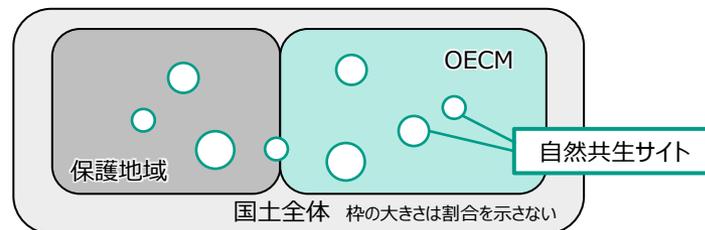
生物多様性保全の取組の見える化、ESG金融や企業評価への活用

## 地域生物多様性増進法

- ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に、「陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の効果的な手段(OECM※)により保全する」(30by30)が盛り込まれた。

〔※OECM: Other Effective area-based Conservation Measures  
保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域〕

- ・環境省では、2023年度から民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定。



### 自然共生サイトの例

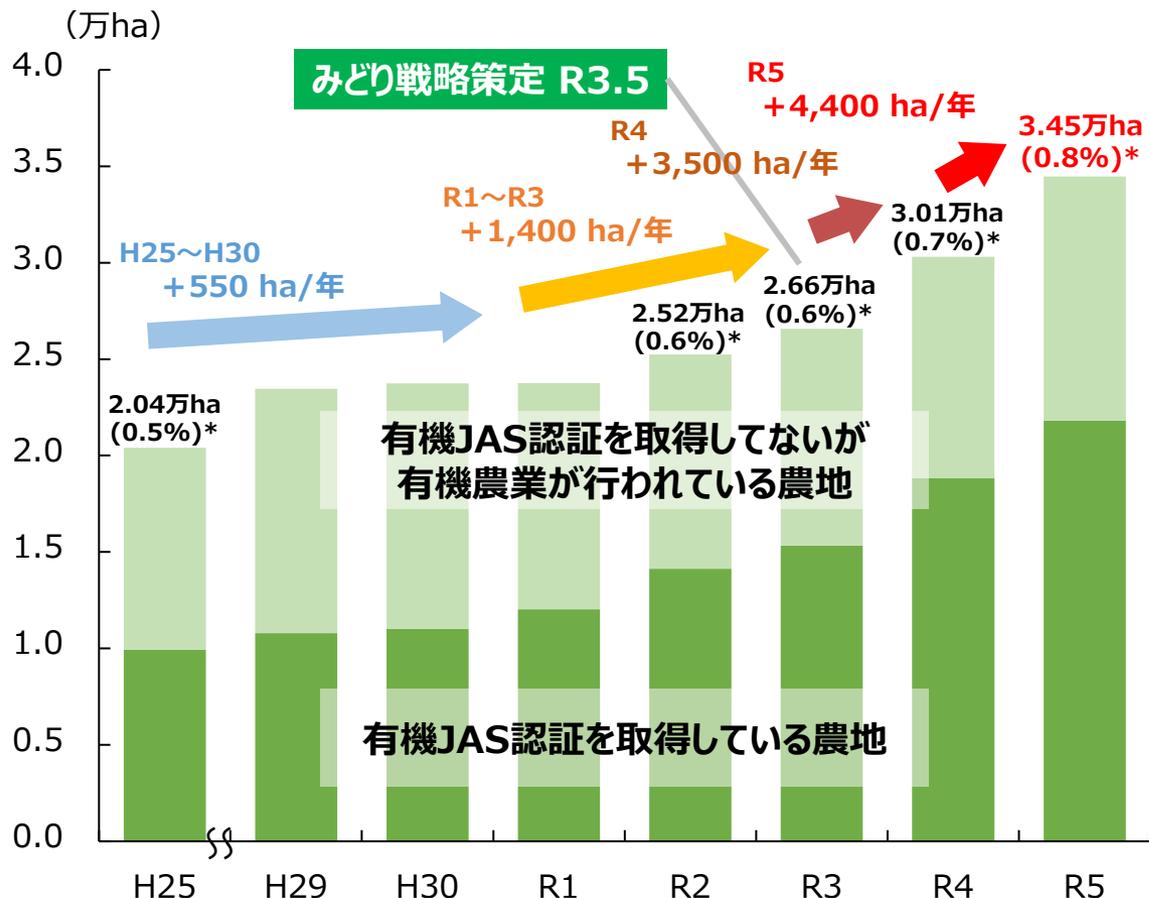
- ・コウノトリを頂点とした環境創造型農業(兵庫県)
- ・生物多様性を重視した「小規模モザイク状皆伐」(東京都)
- ・藻場の再生・保全を通じた磯焼けの改善(鹿児島県)

- ・2025年4月、「地域生物多様性増進法」が環境省、国土交通省、農林水産省の共管により施行され、自然共生サイトを法的に位置づけ。

豊かな生物の多様性の確保、  
ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現

- 日本の有機農業の取組面積は令和5年度末で3.45万ha(耕地面積の0.8%)となり、昨年度末から4,400ha増加。
- 地域ぐるみで有機農業の拡大を実践する「オーガニックビレッジ」は、現在46都道府県150市町村まで拡大(令和7年8月末時点)。2025年目標として掲げる100市町村を前倒して達成しており、2030年までに200市町村への拡大を目指す。

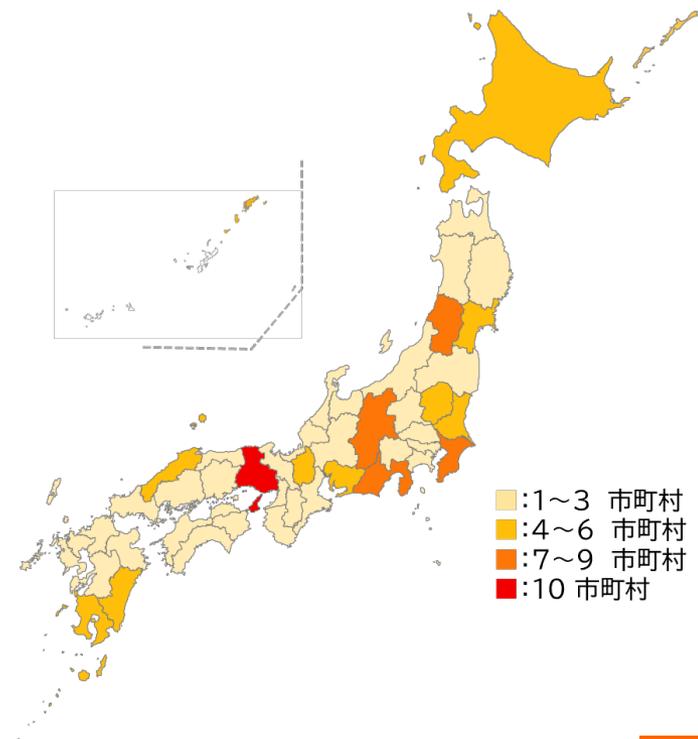
## ■ 日本の有機農業の取組面積の推移



\* ( ) 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

## ■ オーガニックビレッジの創出

令和6年度 131市町村  
 → 令和7年度150市町村



- 農山漁村にはバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在。農山漁村再生可能エネルギー法の活用等により、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進。
- バイオマスの活用については、バイオマス活用推進基本法及び同法に基づくバイオマス活用推進基本計画の下、関連施策を総合的かつ計画的に推進。

## バイオマスの活用

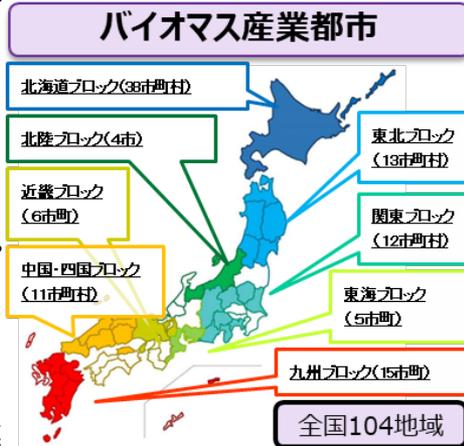
### ●バイオマス活用推進基本計画(令和4年9月改定)に基づく政策目標

	2024年度 (取りまとめ値※1)	2030年度 (目標値)
バイオマスの利用率	約76%	約80%
バイオマス産業の規模 (製品やエネルギー市場を対象)	約1% (5,952億円)	約2% (約1兆円)
バイオマス活用推進計画※2の策定 (都道府県、市町村)	20道府県	全都道府県
	1,048市町村	全市町村

※1: 利用率は令和6年度取りまとめ時点、産業規模は令和4年度時点、推進計画は令和6年度末時点。  
 ※2: 市町村の計画にはバイオマス関連計画を含む

### ●バイオマス産業都市

経済性が確保された一環システムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。関係7府省が共同で選定。(平成25年から令和7年3月末までに104市町村を選定済)



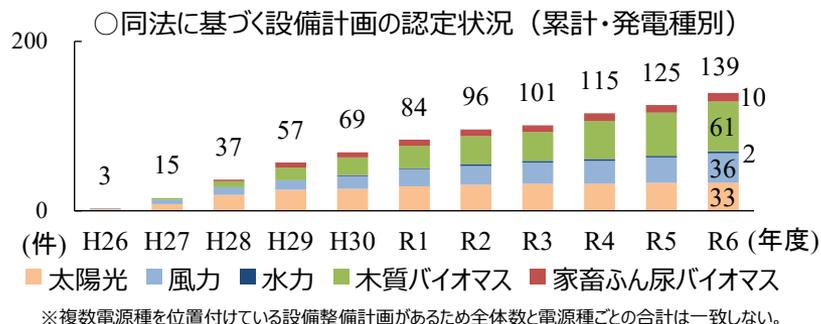
### ●下水汚泥資源の活用推進

農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。

## 再生可能エネルギーの導入

### ●農山漁村再生可能エネルギー法(平成26年5月施行)を活用した取組

市町村が作成する基本計画に基づき、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を促進。(令和7年3月末までに基本計画を112市町村が作成済)



### ●営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。



○営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可実績

許可件数	5,351件
下部農地の面積	1,209 ha

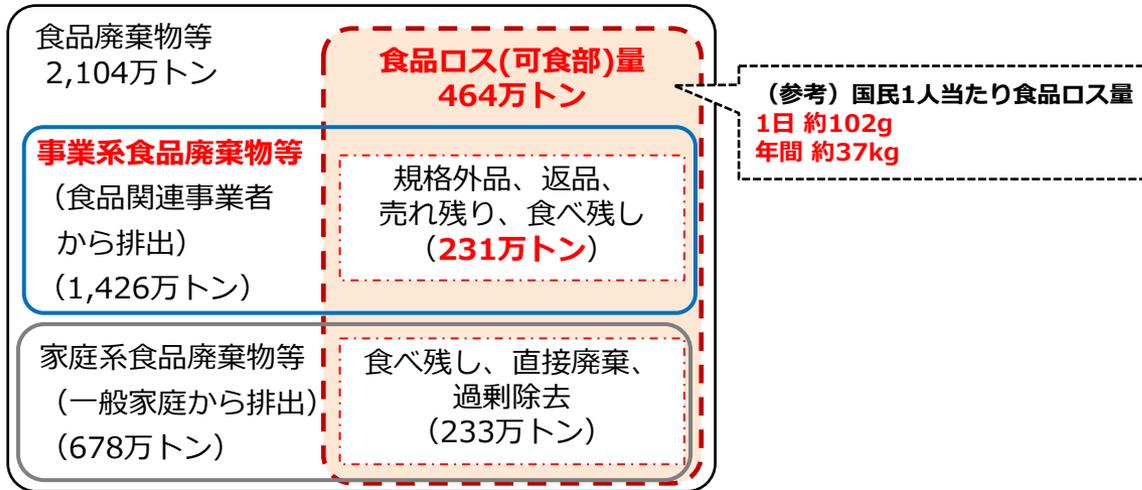
資料: 営農型太陽光発電設備設置状況等について(令和4年度末現在)(令和6年10月農林水産省農村振興局)を基に作成

## 農林漁業循環経済地域の構築

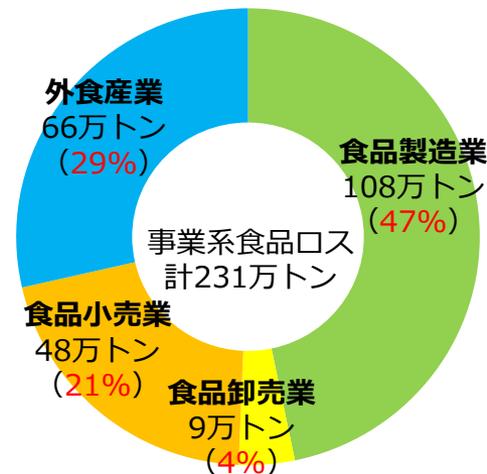
地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

- 我が国の食品ロスは464万トン。うち食品産業から発生する事業系食品ロスは231万トン。
- 2000年度比で2030年度までに事業系食品ロスを半減(273万トン)させる目標を設定していたところ、2022年度に目標を達成。
- 2025年3月に策定した食品リサイクル法の基本方針において2000年度比で2030年度までに6割減(219万トン)とする新たな目標を設定。

### <食品ロスの発生状況(2023年度推計)>



### <事業系食品ロスの業種別内訳(2023年度推計)>



### <食品ロス量の推移>



(資料)農林水産省・環境省調べ (年度)

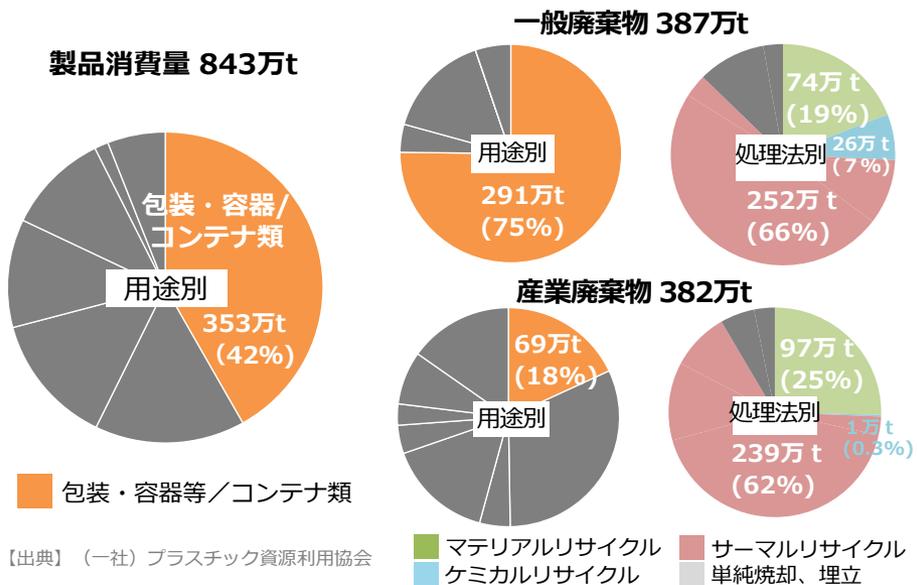
### <食品ロス削減推進法の基本方針>

#### 国が行う基本的施策：

- **食品関連事業の取組への支援**
  - ・食品ロス削減のための**商慣習見直し**等の取組の推進(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化等)
  - ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整 等
- **食品廃棄物・食品ロス量の実態調査**
- **取組促進のための表彰**
- **先進的な取組や優良事例の共有、エシカル消費の啓発**
- **未利用食品を提供するための活動(食品寄附)の支援(食品事業者とフードバンクとのマッチングを含む) 等**

- 国内のプラスチック製品のうち食品容器包装が1/4以上を占めている。
- 循環型社会の形成、循環経済への移行を目的として、容器包装リサイクル法、改正資源有効利用促進法等において、事業者等に対して各種措置を求めている。
- 国内外でプラスチック資源循環の重要性が高まっている。

### < 国内プラスチック製品の消費・廃棄量 (2023年) >



【出典】 (一社) プラスチック資源利用協会

#### 再商品化義務 (容器包装リサイクル法)

容器包装のうち一般廃棄物について、市町村による分別収集に加え、容器包装の製造事業者・利用事業者に対して**再商品化義務 (再商品化費用の負担)**を課している。

**対象製品** ①指定PETボトル ②プラスチック製 ③紙製 ④ガラス製

**対象事業者** 容器包装の製造又は輸入する者 (容器・包材メーカー等)  
容器包装に詰めた商品を製造又は輸入する事業者 (食品メーカー、小売業者等)  
※ 小規模事業者を除く

#### 識別表示義務 (資源有効利用促進法)

**指定表示製品** (分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品)

紙製容器包装 (段ボールと飲料用紙パックでアルミが使われていないものを除く)  
プラスチック製容器包装 (飲料・酒類・特定調味料用ペットボトルを除く)  
飲料・酒類用スチール缶  
飲料・酒類用アルミ缶  
PET 飲料・酒類・特定調味料用ペットボトル (内容量が150ml未満のものを除く)

プラスチック資源循環をめぐる主な国内政策	
2018年6月	改正海岸漂着物処理推進法 成立
2019年5月	プラスチック資源循環戦略 (関係9省庁) 策定
	海洋プラスチックごみ対策アクションプラン (関係閣僚会議) 策定
2020年7月	プラスチック製買物袋有料化
2022年4月	プラスチック資源循環促進法 施行
2024年8月	第5次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定
12月	循環経済への移行加速化パッケージ 閣議決定
2025年2月	再資源化事業等高度化法 施行
6月	改正資源有効利用促進法 公布 (2026年4月施行)

**プラスチック資源循環戦略**  
3 R + Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

- ◆ **マイルストーン**
- ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制
- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の**6割**をリサイクル・リユース
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを**100%**有効利用
- ⑤ 2030年までに再生利用を**倍増**
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

**プラスチック資源循環促進法**  
プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進。

**再生材利用計画・報告義務 (改正資源有効利用促進法)**  
脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画作成 (目標等) 及び定期報告を求める。

#### 国際的な動向

**G20大阪サミット (2019年)**  
世界共通のビジョンとして、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロ**にすることを旨とする「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」を日本が提唱し、共有 (現在87か国・地域が共有)

➡ **G7広島サミット (2023年)**  
**2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることに合意。**

**国連環境総会 再開セッション(UNEA5.2) (2022年)**  
**プラスチック汚染に関する条約**を策定するための**政府間交渉委員会 (INC)**を設立し、条約交渉が継続

- 内閣府調査(令和5年)によると、環境に配慮した生産手法によって生産された農産物を購入したいと答えた人は8割。一方で、購入したことがない、または今後購入しない理由として「どれが環境に配慮した農産物かわからないため」と答えた人が6割以上。環境負荷低減の取組の「見える化」を通じて、消費者が選択できる環境を整備することが重要。
- 農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を評価し、星の数で消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を推進。令和6年3月より、ガイドラインに則った本格運用を開始。対象品目は農産物24品目。

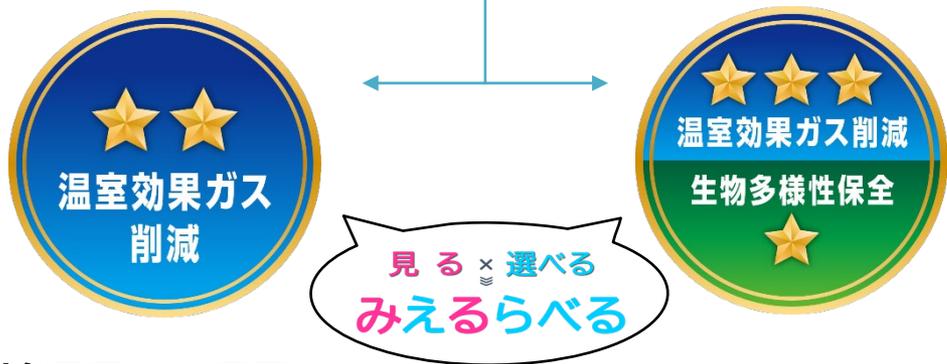
### 温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} \times 100 = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等)  
- 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率5%以上  
★★ : // 10%以上  
★★★ : // 20%以上



### 対象品目：24品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ミニトマト(施設)、いちご(施設)、ピーマン(露地・施設)、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶

### 販売店舗等：1,054箇所

※令和7年6月末時点



※括弧書きがないものは全て露地のみ

### 生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点	★ : 取組の得点1点 ★★ : // 2点 ★★★ : // 3点以上
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点	中干し延期または中止 1点 江の設置等 1点 魚類の保護 1点
冬期湛水	1点	畦畔管理 1点

### 英語版ラベルの作成

インバウンドや輸出への対応向けに英語版ラベルを作成。(愛称:ChoiSTAR(チョイスター))

Your **Choice** boosts **SusTainable AgRiculture**

~あなたの選択が持続可能な農業を後押しします~

# ChoiSTAR



- 「J-クレジット制度」は、温室効果ガス(GHG)の排出削減・吸収量を国が認証し、取引可能とする制度。プロジェクト登録件数のうち農業者が取り組むものは49件、これまで約22万t-CO<sub>2</sub>のクレジットが認証(発行)された。
- 二国間クレジット制度(JCM)は、パリ協定第6条第2項に沿って、パートナー国でのGHG排出削減・吸収等へ貢献し、相応のクレジットを我が国が獲得する制度。農業分野では、フィリピンにおける間断かんがい技術(AWD)の方法論が承認済み。

## ■ J-クレジット制度

### ■ 農林漁業者・食品産業事業者等による活用が想定される主な方法論 (令和7年5月時点)

省エネ	ボイラーの導入	
省エネ	ヒートポンプの導入	
省エネ	空調設備の導入	
再エネ	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入	
再エネ	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	
再エネ	太陽光発電設備の導入	
農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	
農業	家畜排せつ物管理方法の変更	
農業	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥	
農業	バイオ炭の農地施用	
農業	水稲栽培における中干し期間の延長	【令和5年4月追加】
農業	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌	【令和5年11月追加】
森林	森林経営活動	
森林	再造林活動	

### ■ 農業者が取り組むプロジェクトにおけるクレジット認証量 (令和7年5月時点)

方法論	クレジット認証量(累計)
省エネ・再エネ	42,235t-CO <sub>2</sub>
家畜排せつ物管理方法の変更	149t-CO <sub>2</sub>
バイオ炭の農地施用	1,178t-CO <sub>2</sub>
水稲栽培における中干し期間の延長	178,228t-CO <sub>2</sub>
合計	221,790t-CO <sub>2</sub>

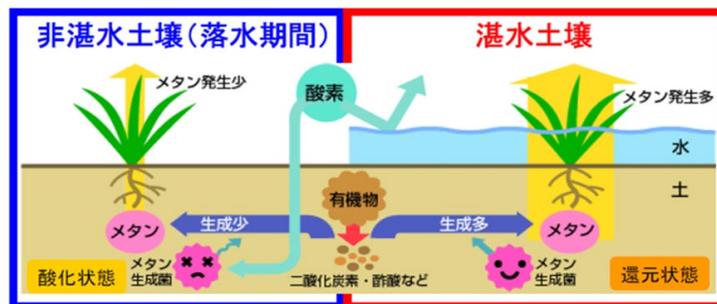
### ■ 東京証券取引所「カーボン・クレジット市場」

新設された売買区分 (令和7年1月～)
農業 (中干し期間の延長)
農業 (バイオ炭)
その他

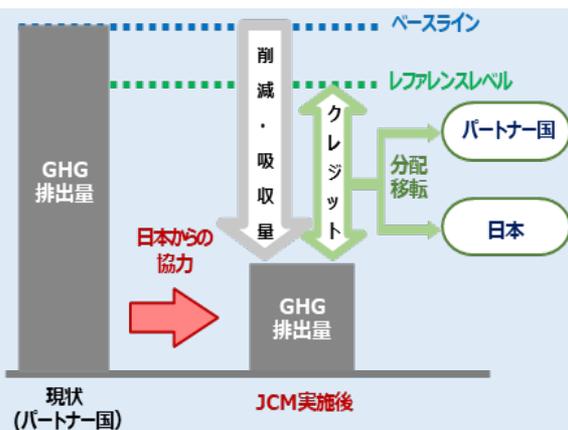
### ■ 「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組の広がり (令和7年3月時点)



### ■ 中干し期間の延長、間断かんがい (AWD) によるメタン削減の仕組み (共通)



## ■ 二国間クレジット制度 (JCM)



### ■ 農業分野JCMの推進

・フィリピンにおける間断かんがい (AWD) を活用した水田メタン削減に関するJCM方法論が令和7年2月に承認。(農業分野初のJCM方法論)

・世界初となる農業分野のクレジット発行に向けてフィリピン側と調整中 (令和7年7月現在)

### ■ 農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ (MIDORI∞INFINITY) (令和7年5月公表)

・我が国が有する食料安全保障に資するGHG排出削減技術や、その海外展開を後押しする支援策等を取りまとめたパッケージ (海外展開促進施策として、JCM枠組の活用を掲げる)。

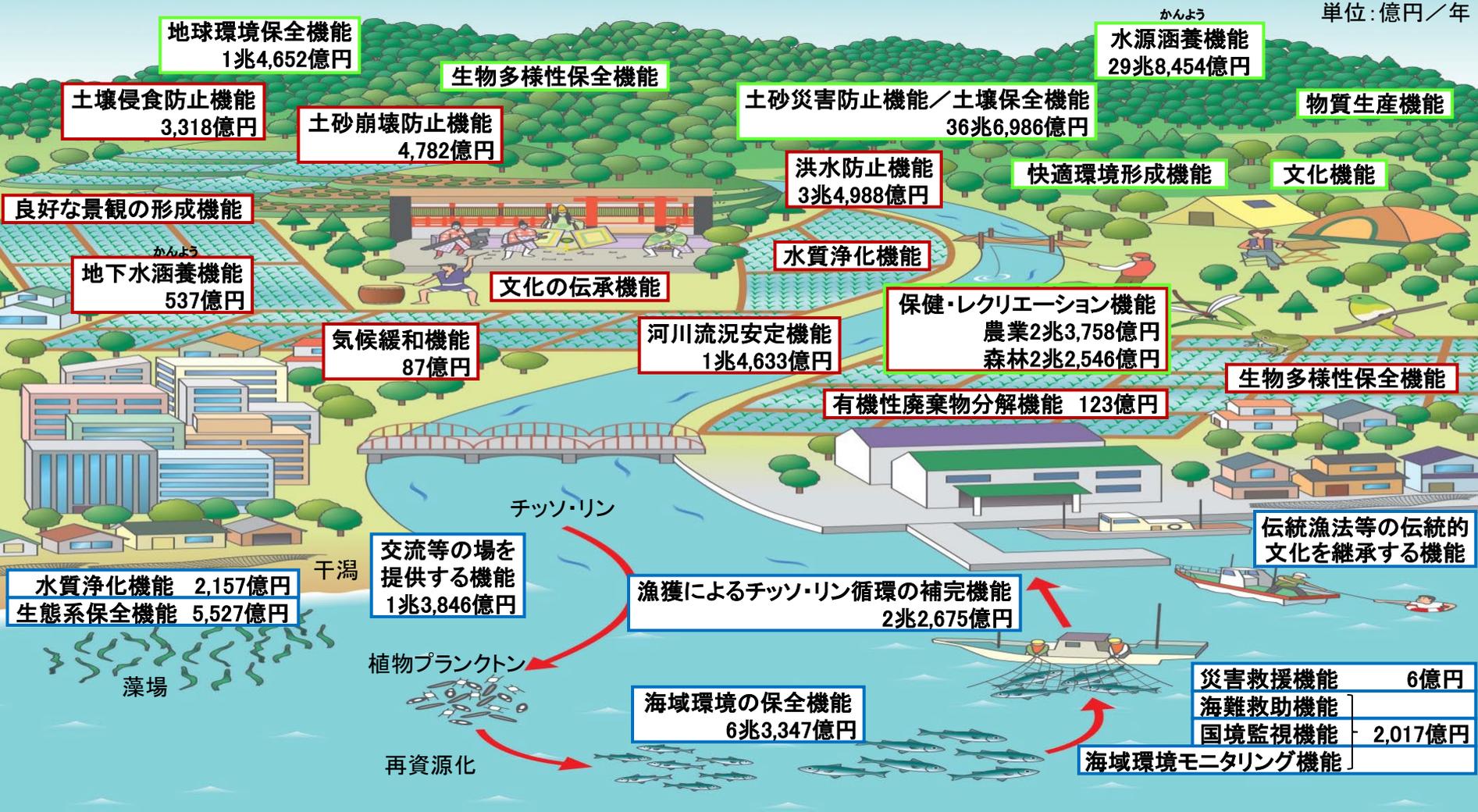
・我が国企業と国内外のパートナーとのマッチングを図り、JCMにもつながる脱炭素プロジェクトの形成を推進するため「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」を設立。企業・団体をはじめ約90の構成員が参画 (令和7年7月現在)

※創出したクレジットは両国で分配され、各国のNDC (国が決定する貢献) の達成に貢献。

日本学術会議が農業、森林、水産業・漁村の多面的機能を分類・整理するとともに、定量化が可能で物理的な機能を中心に貨幣評価を実施。

○農業、森林、水産業・漁村の有する多面的機能

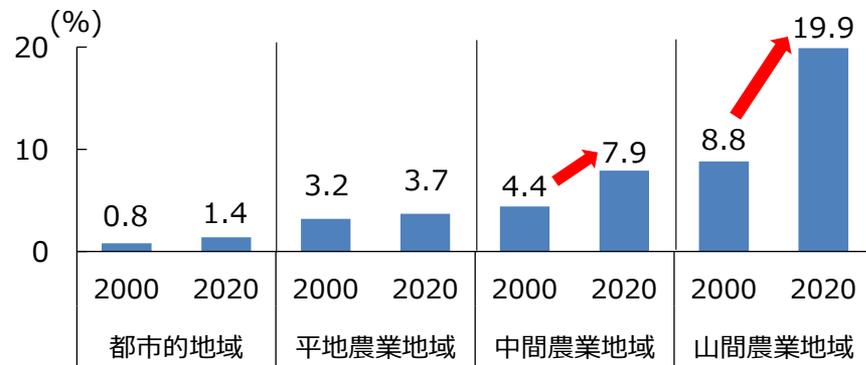
単位：億円／年



資料：日本学術会議答申（農業、森林：平成13年、水産業・漁村：平成16年）を踏まえ農林水産省で作成  
注：機能によって評価方法は異なっている。また、評価されている機能は多面的機能の全体のうち一部に過ぎない。

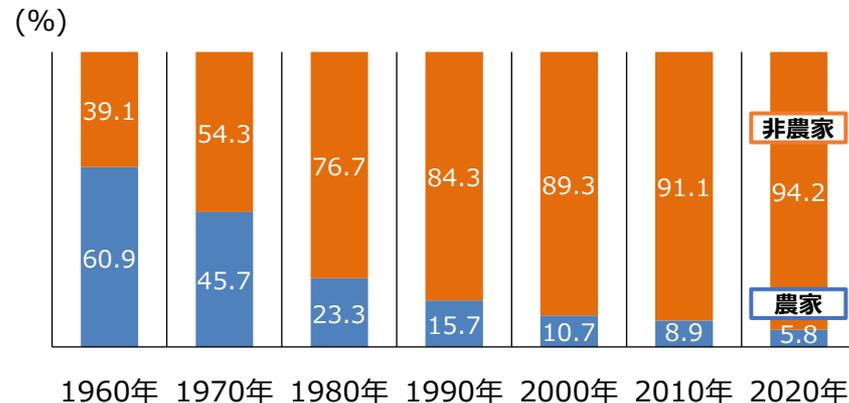
- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落(無人化集落を含む。)の割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予測される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

### 総戸数が9戸以下の農業集落の割合



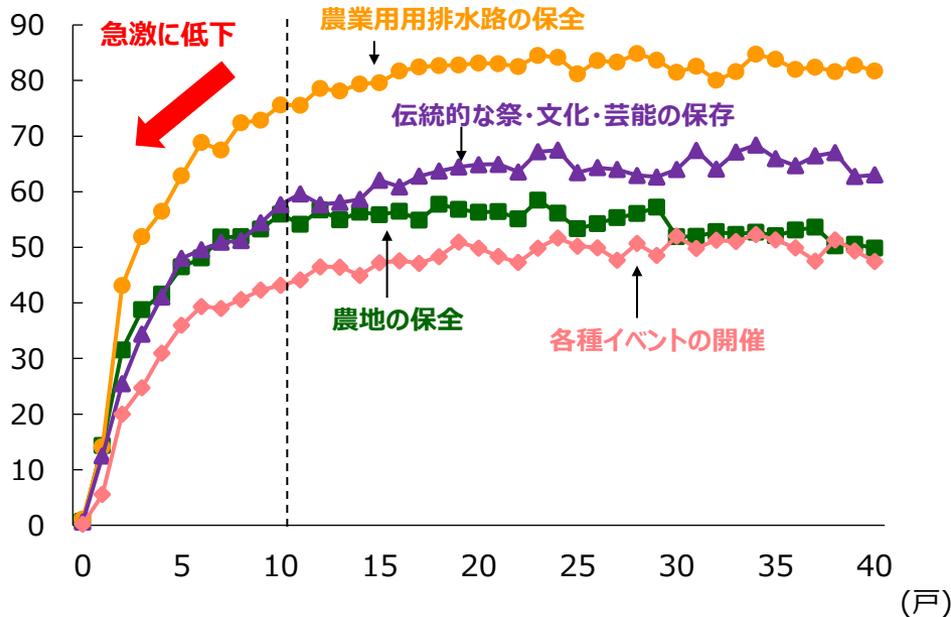
資料：農林水産省「農林業センサス」  
注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

### 1 農業集落当たりの農家率



資料：農林水産省「農林業センサス」

### 集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」(2018年12月)

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施。

## 日本型直接支払

### 環境保全型農業直接支払

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組み。  
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがある。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用		3,600
緑肥の施用		5,000

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
	そば等雑穀飼料作物	2,000
炭の投入		5,000
地域特認取組	取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。	
取組拡大加算	交付単価 有機農業の新規取組面積あたり 4,000円/10a	

### 多面的機能支払

#### 【資源向上支払】

- 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援
  - ・水路、農道、ため池の軽微な補修
  - ・生態系保全などの農村環境保全活動
  - ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

#### 【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援※
  - ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
  - ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

### 中山間地域等直接支払

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・農業生産活動(耕作放棄の防止活動等)
- ・多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物の作付等)



中山間地域

地目	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※1	③資源向上支払(長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※1	③資源向上支払(長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[農地・水保管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1: ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3: ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

(円/10a)

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000	草地	急傾斜(15度~)	10,500
	緩傾斜(1/100~)	8,000		緩傾斜(8度~)	3,000
				草地比率の高い草地※	1,500
畑	急傾斜(15度~)	11,500	採草放牧地	急傾斜(15度~)	1,000
	緩傾斜(8度~)	3,500		緩傾斜(8度~)	300

※ 寒冷地

- 令和7年6月に、今後10年間の地方創生の方向性を示す「地方創生2.0基本構想」が閣議決定。
- 地方創生2.0において、農林水産業はキーとなる産業であり、農地の大区画化やスマート技術の導入による生産性向上、輸出やフードテックを活用した付加価値向上、農泊等の地域資源を活用した楽しい農山漁村の創出が必要。
- これらを進めるためには、CSV活動や研修等による社員の派遣、地方公務員・会社員等の副業の促進に取り組むとともに、官民共創を進める際の中間支援組織となる地域金融機関や課題解決企業と農山漁村との新結合を促進し、関係人口の創出・拡大による農山漁村の基盤強化が必要。

## 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム

- 企業が円滑に農山漁村に参入できるよう、情報発信・情報交換を行うとともに、農林水産省が地域金融機関等とも連携して、企業と現場とのマッチング・事業化を支援
- 企業約480企業、自治体約60団体の計540団体が参画 (R7.5時点)
- 第1回シンポジウム 令和7年2月4日開催
- 第2回シンポジウム 令和7年7月16日開催

## 「農山漁村」インパクト可視化ガイダンス (R7.3公表) (社会・環境インパクト例)

地域経済の活性化

農山漁村の持続可能な生活環境の維持

ウェルビーイング向上

気候変動への適応

ネイチャーポジティブ

農山漁村における災害レジリエンスの向上

気候変動の緩和

※「インパクト」とは、事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果(短期・長期間わない)を指す。

## 農山漁村に関与する企業側のメリット

- **事業リターン**
  - ・ 原材料等のサプライチェーン安定化・顧客減少リスク低減
  - ・ 他業種・他地域への新規開拓、事業推進のための環境整備
- **人的リターン(対従業員)**
  - ・ 採用力強化・人材育成・従業員満足・エンゲージメント向上
  - ・ 課題発見力強化に資する研修、退職者のセカンドキャリア
- **ブランドリターン(対顧客)**
  - ・ 企業イメージ向上、地域住民・自治体との信頼関係強化
- **資本市場リターン(対投資家等)**
  - ・ 資金調達優遇(サステナブルファイナンスによる金利優遇等)
  - ・ 投資家・株主からの評価向上

## 地域金融機関や課題解決企業等との「新結合」

### 農村 ×地域金融機関の例

地域金融機関が現場に入り  
農村の課題と  
民間企業をマッチング



熊本県でのマッチングイベントの様子  
(肥後銀行がサポート)

### 農村 ×大都市のオフィスワーカー・企業の例

JR東日本社員の副業による  
農業参入  
企業版ふるさと納税を活用した  
援農ボランティアツアー  
(アサヒビール、ニッカウハウスキー、JTB)



JR東日本社員のさくらぼ農家での  
作業の様子



ツアー参加者による  
りんごの収穫作業の様子

○「食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)」においては、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進、宿泊単価等の向上(高付加価値化)に資する取組を推進するとともに、輸出拡大との相乗効果を図るとされ、令和11年度までに「農泊地域での年間延べ宿泊者数を1,200万人泊」、「農泊地域における宿泊等の売上額を2,200億円」とするKPIが設定された。

## 農泊の推進について

- 「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
- 農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。

## 農泊推進の状況

- 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され農泊に取り組んでいる地域(農泊地域)の宿泊者数は、611万人泊(R4年度)から794万人泊(R5年度)と約1.3倍増加。
- 「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域に対して、関係機関と連携した海外向けプロモーションや受入環境整備の優先的な支援等を行い、インバウンド誘客を促進。

- 特色ある農泊地域の取組事例の紹介や地域間及び旅行者が交流できる「農泊みらい交流フォーラム」の開催、農泊地域の国内外向けのプロモーション等を支援。



## SAKU酒蔵アグリツーリズム推進協議会(長野県佐久市)

- 現役の酒蔵での蔵人体験を高付加価値で提供(2.5畳の部屋で2泊3日9万円/人を実現)
- 英語で案内するツアー(2泊3日14万円/人)を設定し、R5年度は40%のインバウンド率を達成
- 泊食分離とし、地域の飲食店にも裨益
- 地域の雇用を創出するとともに、営業の効率化により従業員の時給を向上



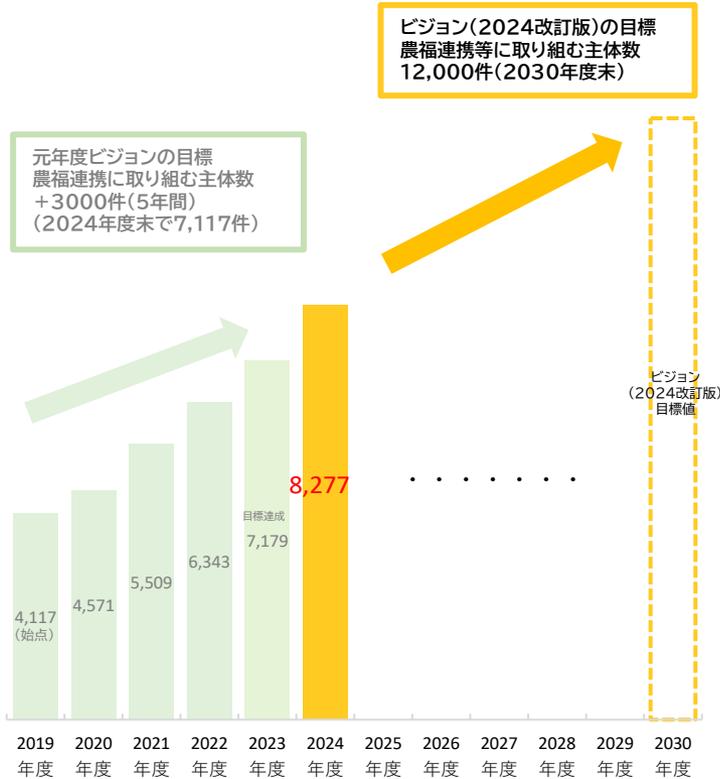
酒造りを体験する参加者



酒蔵ホテル®

- 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。
- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。

## 農福連携等の取組主体数の推移



## 農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる  
未来に広げる  
絆を広げる

- **地域協議会や伴走型コーディネーター**の活動を通じて、**地域単位の推進体制づくり**を後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で**農業と福祉をつなぐ専門人材の育成**
- **農業の担い手や農業高校の生徒等への普及**
- **特別支援学校の実技・実習要望**に対する農業者による協力・支援
- **ノウフクの日(11月29日)等**による**企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開**
- 社会的に**支援が必要な人たち**の農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としての**ユニバーサル農園**の拡大
- **林福・水福連携**の推進

※ 令和元年6月決定の「農福連携等推進ビジョン」では、2024年度末までに農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出するとの目標を設定

## 農福連携等を通じた地域共生社会の実現

**KPI** 2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上とする。

- 中山間地域は、我が国の農家数や耕地面積、農業産出額の約4割を占めるなど、食料の安定供給の確保と多面的機能の観点から重要な地域。
- 中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施。

### 中山間地域の主要指標（令和2年）

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
①人口 (R2)	1億2,615万人	1,336万人	10.6%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	63.8%
③耕地面積	437万ha	167万ha	38.1%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	74.5%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	44.7%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	42.6%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	40.0%
⑧農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	54.1%
⑨第1次産業 就業者数 (R2)	196万人	74万人	37.8%

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」

(②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑧農業集落数)

農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」(③耕地面積)

農林水産省「令和2年生産農業所得統計」(⑦農業産出額)

総務省「令和2年国勢調査」(①人口、⑨第1次産業就業者数)

- 注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。
- 注2 ③耕地面積、⑦農業産出額の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。
- 注3 ①人口、⑨第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。
- 注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。
- 注5 全国(A)及び中山間地域(B)の各数値は四捨五入後の数値であり、割合は四捨五入前の数値から算定しているため、表の数値で計算すると一致しない場合がある。

### 中山間地域支援施策

#### 中山間地域等の農業を「支える」

- (1) 農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続が図られるよう、中山間地域等直接支払制度による地域の共同活動等を支援
- (2) 農地保全や農業に関する経済活動と併せて生活支援を行う農村RMO(農村型地域運営組織)の形成を推進
- (3) 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の作成と、当該構想に基づく荒廃農地の発生防止と再生・解消の取組を推進

#### 中山間地域等の農業で「稼ぐ」

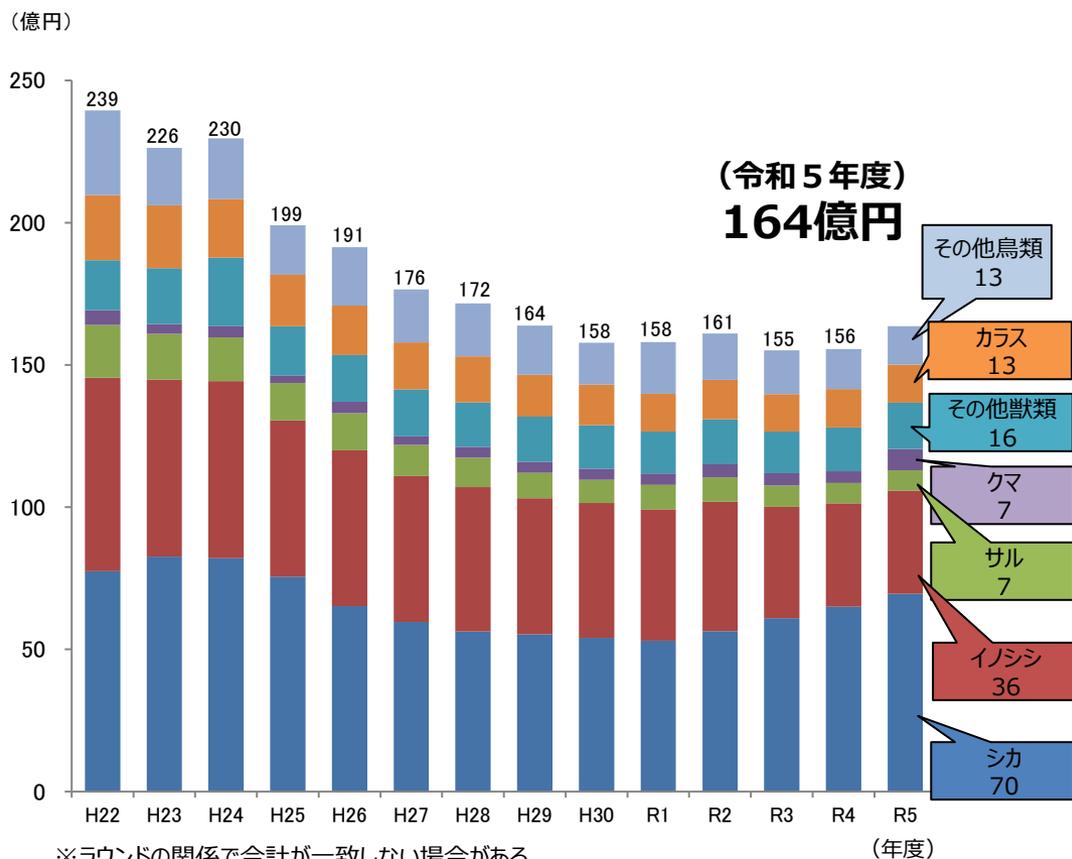
- (1) 地域特性を活かした高収益作物の導入、有機農業、複合経営の取組を支援
- (2) 農地、農業水利施設、生産・販売施設等の総合的な整備を支援
- (3) 多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給の促進、農業支援サービス事業者の育成・確保等
- (4) 地域の特色を活かした農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等を支援

#### 「関わる」関係人口を拡大

- (1) 棚田や農業遺産について、地域住民、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進
- (2) 都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進

- 野生鳥獣による農作物被害額は、164億円（令和5年度）。そのうち、全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによるもの。
- 鳥獣被害対策は、個体群管理（とる）、侵入防止対策（まもる）、生息環境管理（よせつけない）の3本柱が基本。
- 令和5年度における捕獲頭数は、シカは72万頭、イノシシは52万頭。

### ○ 野生鳥獣による農作物被害額の推移



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

### ○ 鳥獣被害対策の3本柱



### ○ シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

単位：万頭

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
シカ	59	60	58	60	58	61	67	72	72	72
イノシシ	52	55	62	55	60	64	68	53	59	52

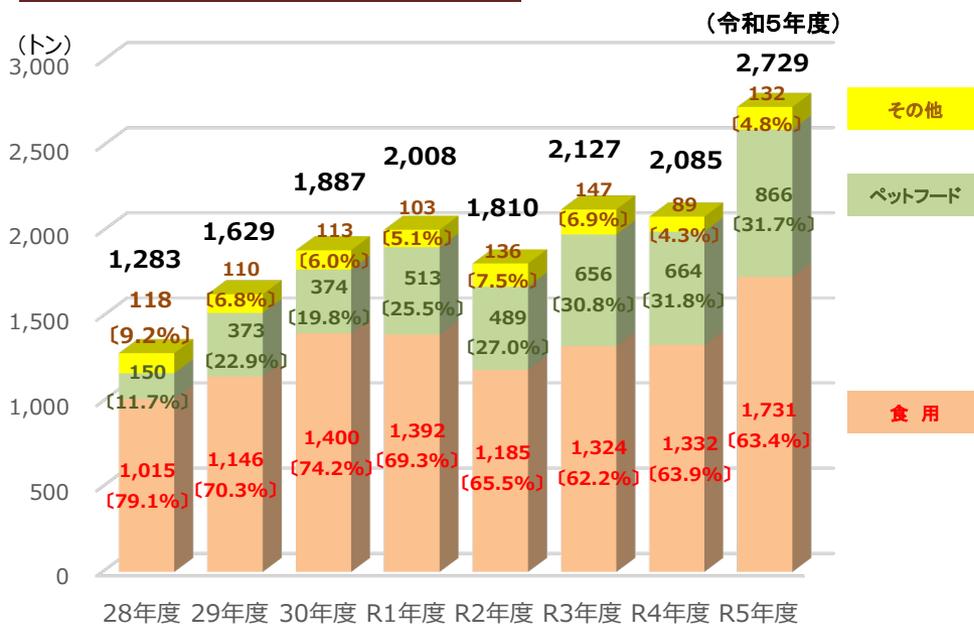
資料：「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和5年度）」（環境省）に基づき農林水産省作成

- 令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年のKPIとして、ジビエ利用量4,000トン掲げている。
- 目標達成に向けて、捕獲鳥獣を地域資源として有効利用するジビエ利用の取組を全国に広げたいため、捕獲から消費までの各段階での対策を重点的に講じている。

## ジビエ利用の実態

- 全国の772処理加工施設において、令和5年度にジビエとして利用するために解体された野生鳥獣は182,627頭・羽であり、ジビエ利用量は2,729トン。捕獲されたシカ・イノシシのうちジビエとして食肉加工・流通された割合は約1割（※捕獲者による自家消費を除く）。

## ジビエ利用量の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

## 国産ジビエ認証制度

- 安全なジビエの提供と消費者のジビエの安心を図るため、平成30年5月に認証の仕組みを決定し公表。  
(令和7年6月末時点の認証施設数 31件)



国産ジビエ  
認証

### 【取組事例：株式会社ART CUBE】 令和6年度鳥獣被害対策優良活動表彰 農林水産大臣賞 受賞

- 徹底した品質・衛生管理により、平成30年に第1号の国産ジビエ認証を取得し、国の指針を上回る厳格な独自ルールを定めるほか、捕獲作業は社員又は契約ジビエハンター（※）のみが行うなど新鮮な肉の確保・処理・加工を徹底。  
(※ジビエに必要な衛生管理の知識を持つ捕獲者)
- 全国各地での講習会開催や視察の受入れに加え、独自に作成したジビエハンターガイドブックの普及により狩猟者の育成にも貢献。



百貨店等での販売



講演の様子



ジビエハンターガイドブック

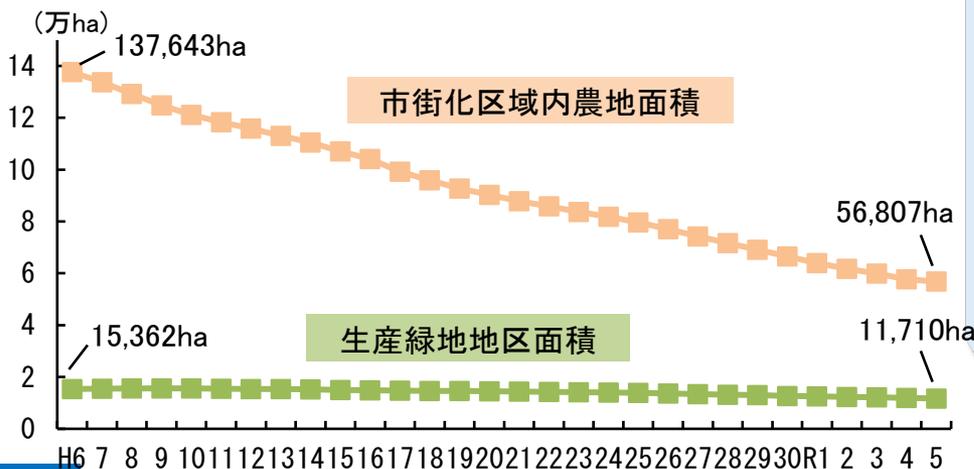
- 都市農業は、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な役割を果たしている。
- 市街化区域内農地は全農地の1.3%程度であり、都市農業の農業産出額は都市住民との距離が近いという立地を活かした農業を行い、全国の1.8%(推計)を占めている。
- 意欲ある都市農業者等が都市農地を借りやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)を制定し、都市農地の有効な活用に取り組んでいる。

## ○都市農業に関連する指標

	農地面積	農業産出額
全 国	427.2万ha	9兆5,543億円
都市農業 (対全国比)	5.7万ha(1.3%)	1,736億円 (1.8%)
	うち生産緑地 1.2万ha(0.3%)	

資料： 全国の数値は農林水産省「耕地及び作付面積統計(令和6年)」、「2020年農林業センサス」、「生産農業所得統計(農業産出額及び生産農業所得)(令和5年)」。  
都市農業の数値は総務省「固定資産の価格等の概要調書(令和5年)」、  
国土交通省「都市計画現況調査(令和5年)」を用いた推計。  
なお、都市農業の農業算出額は市町村毎の耕地面積に対する市街化区域内農地面積の割合を農業算出額に乗して推計している。

## ○市街化区域内農地面積の推移



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画現況調査」

## 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要

### 課題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地(生産緑地地区内の農地)については、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための貸借が円滑に行われる仕組みが必要。

### 本法律の目的

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する。



### 農地法の特例 ▶ 法定更新(農地法第17条)が適用されない

事業計画に基づく都市農地の活用終了後(賃貸借の期間終了後)には、都市農地が所有者に返還される。

- 令和3年3月に、食育推進会議において第4次食育推進基本計画が決定。令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間を計画期間とし、当該期間に特に取り組むべき重点事項等を規定。
- 具体的には、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、以下の3つの重点事項を規定。
  - (1)生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、
  - (2)持続可能な食を支える食育の推進、
  - (3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

### 食育基本法（平成17年法律第63号（衆法））

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

### 食育推進会議（食育基本法第26条）

会長：農林水産大臣  
委員：関係する国務大臣  
民間有識者

### 食育推進評価専門委員会

（食育推進会議会長決定）

構成員：食育推進会議の民間有識者等

### 食育推進基本計画 （食育基本法第16条）

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

#### <食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約464万トン（令和5年度）
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標（SDGs）へのコミットメント

### 第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

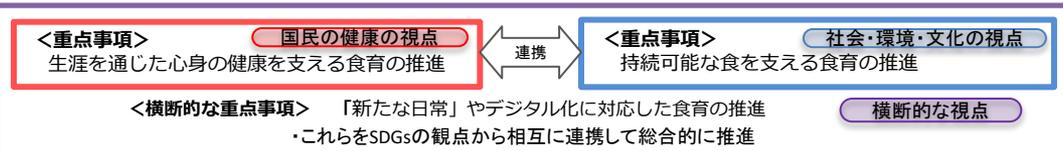
令和3年3月31日 食育推進会議決定

はじめに

#### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

##### 1. 重点事項



##### 2. 基本的な取組方針

#### 第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

#### 第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

##### 1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

##### 2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

##### 3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

##### 4. 食育推進運動の展開：

- ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

##### 5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

##### 6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

##### 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

#### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 農業者が減少する中、近年、農林水産分野の地方公共団体職員も大幅に減少している。農業者・食品事業者や地方公共団体職員等の事務負担を軽減し、農業者等が生産や経営に注力でき、行政手続等が滞りなく効率的に行われる環境づくりを行うことが必要。

## 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)

- eMAFFは、農林水産省所管の法令や補助金などの行政手続をオンラインで行える電子申請システム。
- 行政手続のオンライン化に併せ、添付資料や申請項目の削減等の業務見直しも行き、事業者や行政職員等の業務負担を軽減。



1件の申請で50cmの紙申請

○ご自身のPC、スマホから申請が可能。

○過去の申請情報も利用でき紙での管理が不要。

○申請から審査、承認、通知までオンラインで完結。

- 利用者の利便性向上のため、統一感のあるUI/UXを提供。

➢ 「手続を探す」画面から申請したい手続を探し、入力項目をWeb上で閲覧可能。

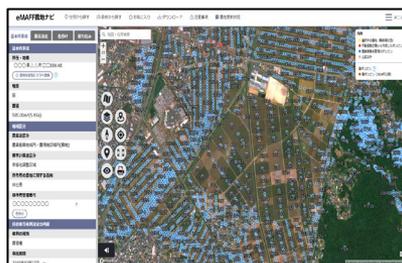


※運用経費や利便性を改善した次期オンライン申請システムを令和8年10月頃に稼働予定。

## 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)

- eMAFF地図は、農地関連業務の効率化・省力化を図るため、農地情報をデジタル地図として公表し、検索機能もあるeMAFF農地ナビや、紙の地図を用いて行われてきた農地の現地確認を、タブレット1台で実施可能とする現地確認アプリ等の機能を持つシステム。

### 【eMAFF農地ナビ】



- ・農地台帳及び農地に関する地図の情報を一般公開
- ・農地毎に地目・面積や権利設定の状況などを確認
- ・高解像度の衛星画像を1年に1回更新しており、農地の把握にも活用

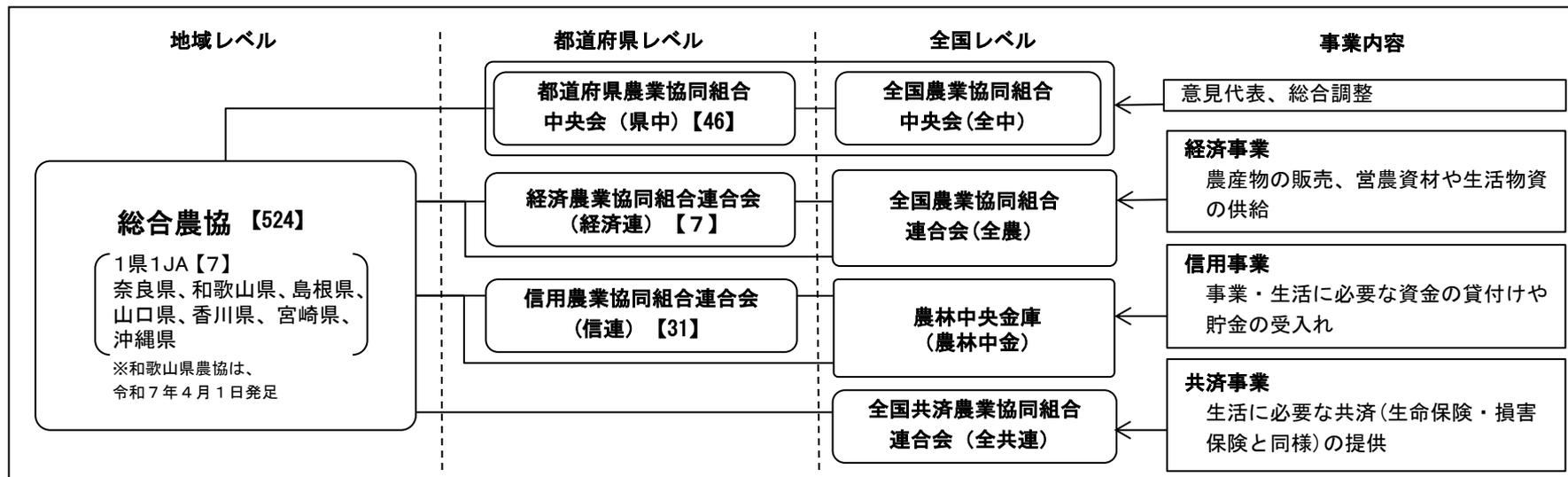
### 【現地確認アプリ】



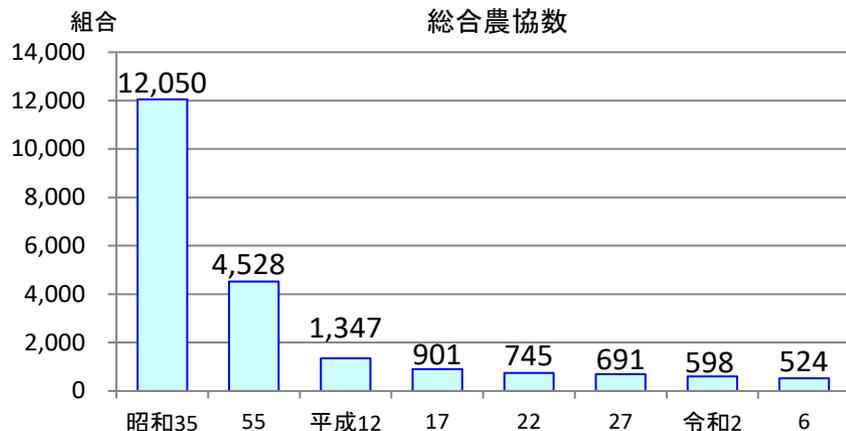
- ・タブレットひとつで現地確認が可能
- ・ルート検索で迷いなく現地確認
- ・目の前の農地を一目で特定
- ・写真やメモの整理が不要

- 総合農協は、組合員に対し、農産物の販売等（経済事業）のほか、金融サービス（信用事業、共済事業）を提供。都道府県・全国レベルの団体がこれをサポート。
- 農協の組合員数は、准組合員が正組合員を上回っている状況。

### ○農協の組織（令和6年度末現在）



### ○総合農協数、組合員数の推移



注1: 総合農協数は、農林水産省「農業協同組合等現在数統計」(各年度末)

注2: 組合員数は、農林水産省「総合農協統計表」(各事業年度末)

- 今後、農協において組合員との対話を通じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の設定を含む自己改革を実践するためのサイクルを構築。  
→ 農協の自己改革を不断に推進。

## 自己改革実践サイクル

### 組合員の意見を踏まえた 3つの方針等・計画等の決定（反映）

組合員との徹底的な対話を行い、次の方針等を策定。

- 3つの方針等
  - ① 自己改革を実践するための具体的な方針
  - ② 中長期の収支シミュレーション
  - ③ 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針
- 農業及び関連産業向けの投融資活動等についての目標、個別計画

### 自己改革、収支改善等の実践

当該方針等で定めた取組内容を事業計画等に反映し実践。

### 自己改革実践 サイクルの構築

### 組合員の意見を 踏まえ検討（改善）

実績等の説明によって得られた組合員の評価と意向を踏まえ、次期の事業計画等や方針の修正等を行う。

### 自己改革の進捗・分析と 組合員への説明

実践した取組ごとに、実績や取組状況等について、方針等と比較・分析し、組合員に丁寧に説明。

### 行政庁

- ・ 自己改革の取組の進捗状況等を把握。
- ・ 自律的な自己改革の継続及び強化の観点から、農協改革の原点に立つて必要な助言や指導等を行う。

## 農協改革の取組状況

### ○ 輸出の拡大（JAグループ全体）

海外拠点の整備や産地ルー等による販売力の強化、海外拠点ネットワークを活かした海外小売・卸等との新規販路開拓等に取り組む

JAグループ全体の令和6年の輸出実績額は平成27年実績（改革前）に比べ  
**260億円増加**（123億円→383億円）

### ○ 生産資材の価格引下げ（JA全農）

肥料	大幅に銘柄を集約（550→24）し、標準品と比較して約1～3割の価格引下げ。
農薬	大型規格化とメーカー直送により標準品と比較して約3割の価格引下げ。
農業機械	必要な機能を厳選し、競争入札により価格を引下げ。 大型・中型トラクターはおおむね2～3割の価格引下げを実現（大型はH30.10～R3.3、中型はR2.12～R6.1出荷）。 コンバイン（4条刈50馬力）はおおむね15～18%の価格引下げを実現（R6.4から出荷開始）。 競合メーカーも追随。
段ボール	5品目においてパレット流通に適合した規格に集約し規格数を3割削減するとともに、他規格と比較して約1割価格引下げ。

## 今後の農協改革の方向性

農協が自己改革の取組を自律的に発展させるべく、農水省は好事例の横展開も含め助言及び指導・監督を行う  
（規制改革実施計画（令和5年6月）（抄））

- 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき各市町村に設置されている行政委員会
- 令和7年4月1日現在、農業委員会数は1,696
- 農地法等の許可に関して委員会としての意思決定を行う農業委員と、農地利用最適化業務(担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進)を行う推進委員が役割分担しつつ、相互に連携して業務を実施(委員の任期は3年)

農業委員会を設置している市町村

区分		市町村数	農業委員会数	備考
原則	1市町村につき 1農業委員会を設置	1,518	1,518	
例外	<b>1市町村につき複数の農業委員会を設置</b>  【要件】次のいずれかの場合 ①市町村面積が著しく大(24,000ha超) ②農地面積が著しく大(7,000ha超) ※この要件に該当した場合でも、複数の農業委員会を設置しないこともできる。	3	6	複数設置している3市町村 北海道北見市 神奈川県横浜市 (2委員会) 岡山県岡山市 (2委員会)
	<b>必置規制の対象ではないが農業委員会を設置</b> 【要件】農地面積が著しく小 都府県200ha以下 北海道800ha以下	172	172	
合計		1,693	1,696	

(参考) 農業委員会を設置していない市町村

設置していない理由	市町村数
農地がない	13
農地面積が著しく小(都府県200ha以下、北海道800ha以下)	35
合計	48

農業委員 (23,016人)

※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命

<法令事務を実施>

- 農地の権利移動の許可
- 農地転用案件への意見具申 等

農地利用最適化推進委員 (17,513人)

※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 農業委員会の委嘱

<農地利用最適化業務を実施>

- 担い手への農地の利用集積
- 遊休農地の解消
- 新規参入の促進

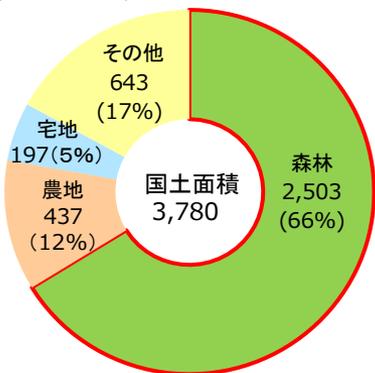
事務局職員数 (8,098人)

※ 農業委員数、農地利用最適化推進委員数及び事務局職員数は令和6年10月1日現在

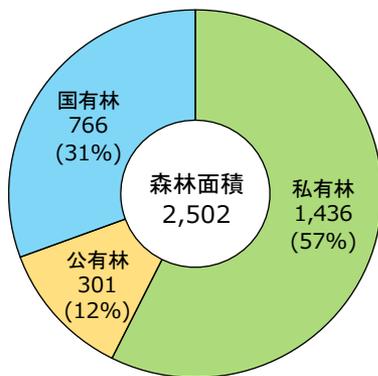
- 我が国の森林は、国土面積の約3分の2を占めており、そのうち4割は人工林。
- 人工林の6割超が50年生を超え、利用期を迎えている状況。

## ■ 国土面積と森林面積の内訳

(単位：万ha)



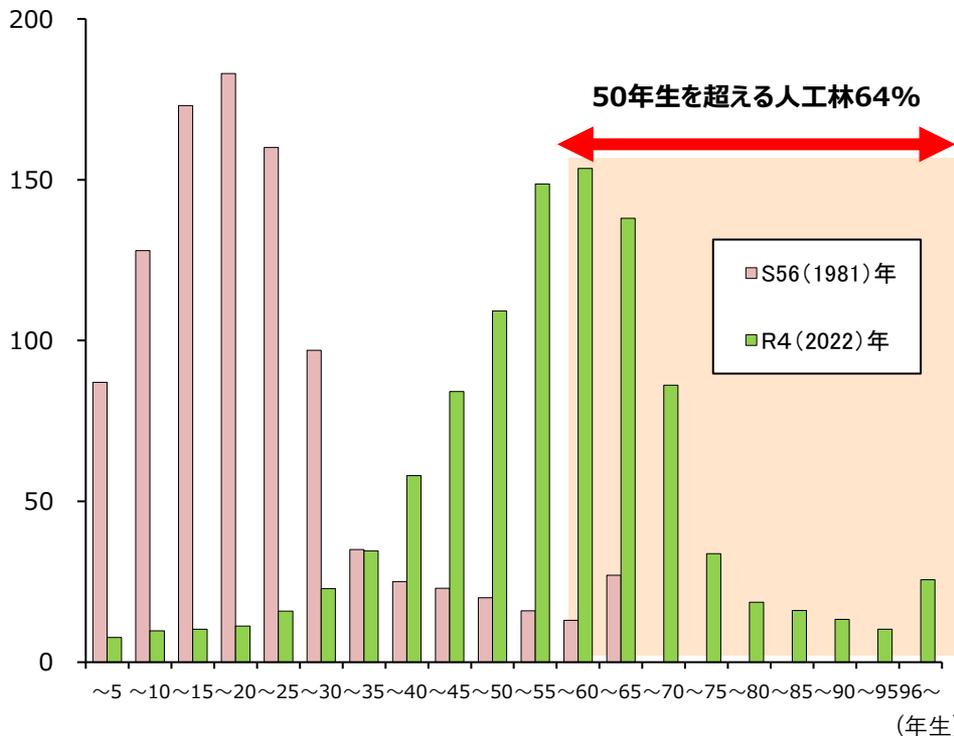
資料：国土交通省「令和7年版土地白書」  
(国土面積は令和2年の数値)  
注：林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる



資料：林野庁「森林資源の現況」(令和4年3月31日現在)  
注：計の不一致は四捨五入によるもの

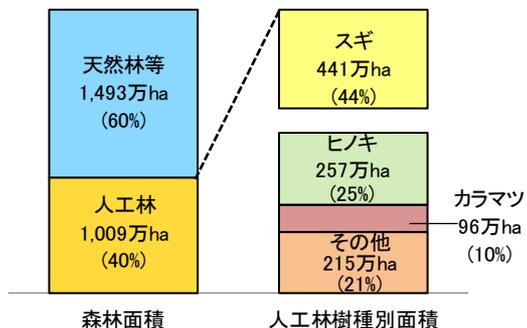
## ■ 人工林の林齢別面積

(万ha)



資料：林野庁「森林資源の現況」  
注：1981年は61年生以上をまとめて集計

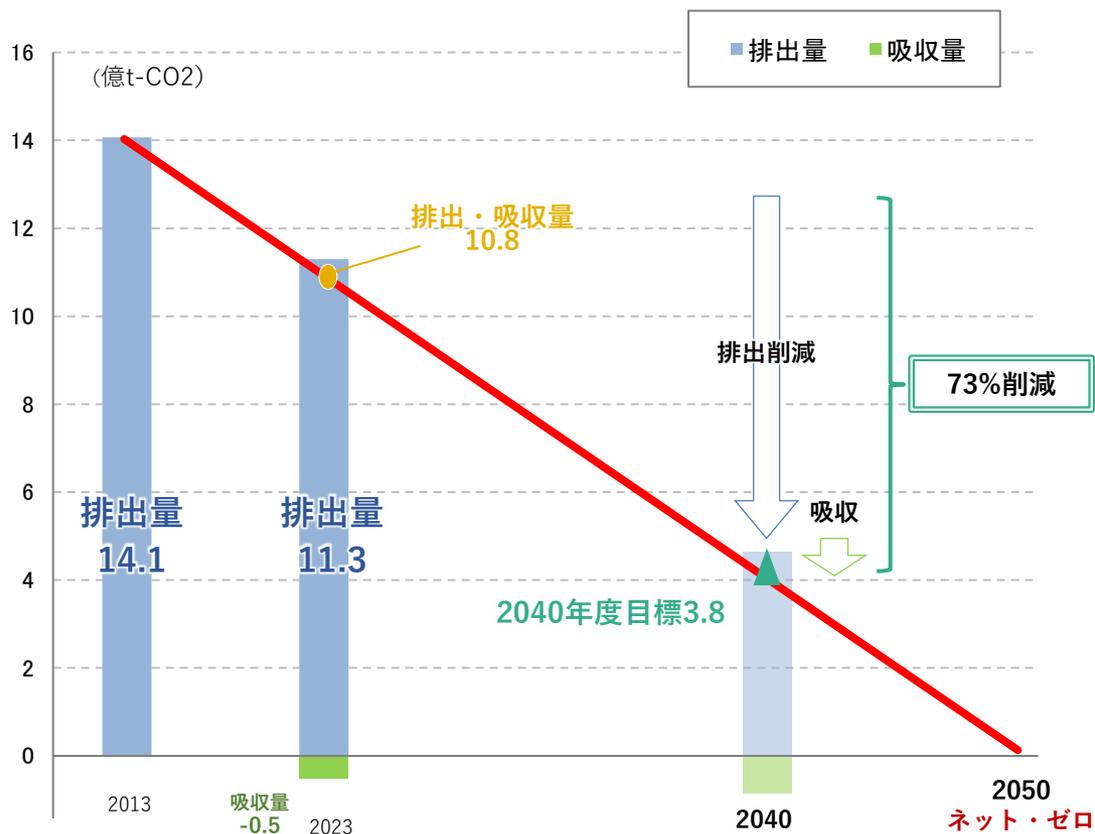
## ■ 人工林の樹種別面積



資料：林野庁「森林資源の現況」(令和4年3月31日現在)  
注：計の不一致は四捨五入によるもの

○ 地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)において、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2040年度の削減目標73%(2013年度比)を掲げ、そのうち森林吸収源対策を通じた森林吸収量により2040年度に7,200万t-CO<sub>2</sub>(同比5.1%)を確保する目標を設定。

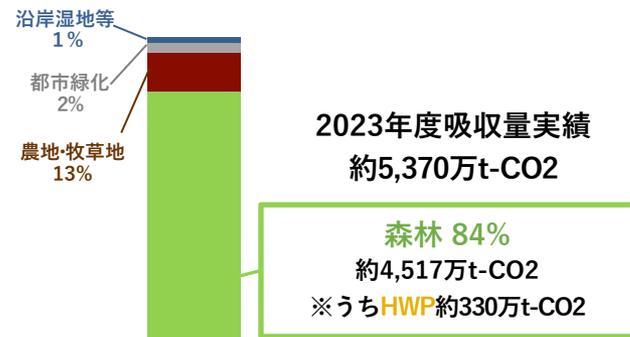
■ 温室効果ガス排出削減・吸収の実績と目標



2040年度目標

- ▶ 2013年度比 **73%削減**
- ▶ うち森林吸収量：  
**7,200万t-CO<sub>2</sub>\*** (同比**5.1%**)

※2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3(1)に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。



※ HWP：伐採木材製品 (Harvested Wood Products)  
 ※ 国立環境研究所：2023年度の温室効果ガス排出・吸収量  
 ※ 四捨五入表記の関係で、各要素の累計と合計値は必ずしも一致しない。

○ 山村地域は、森林の多面的機能の発揮に重要な地域である一方、低い平均所得や雇用の減少等の影響により都市部に先行して人口減少や高齢化が進行しており、山村地域の維持そのものが難しくなっている状況。

○ 山村地域の維持・活性化に向けて、山村地域に地域の賑わいや新たな雇用の創出、関係人口の拡大を図るため、森林の空間や機能を活用する新たな産業を「森業」と位置付けて推進。

## ■ 「森業」の主な取組

### ① 森林サービス産業

健康、観光、教育など様々な分野で、森林空間を利用して、魅力的な体験プログラムを提供するもの。



### ② 企業の森林づくり活動

地域住民やNPO等との協働や、社有林の活用等の取組を通じ、植林等の森林づくりに関わる活動。



### ③ 森林由来J-クレジット制度

クレジットをオフセット需要者等との間で取引することにより、国内での削減・吸収活動への資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指すもの。



## ■ 地方みらい共創戦略

令和6年12月に農林水産省に「地方みらい共創研究会」(座長:滝波副大臣)を設置し、令和7年5月に「地方みらい共創戦略」を策定・公表。戦略において、「森業」を位置付け。

- 森林地域は、心に癒しの効果をもたらし、アクティビティ等の場として利用され、「おいしく豊かで楽しい森林地域」として皆が目指す「目的地(ディスティネーション)」となりうる。その魅力を最大限活用した「森業の推進」-山の地方創生-には認知度向上や地方の受入環境の充実等が課題。
- 総合的支援のための相談窓口の設置、体験プログラムの実践、健康経営に及ぼす効果のエビデンス普及、森林由来J-クレジット普及にむけた関係者の連携等に取り組む。

## ■ 「森業」の推進に向けた課題・今後の取組等

### 「森業」の認知度向上

- ・民間トップランナーによる推進会議、「森業」シンポジウムの開催
- ・森林での体験活動が健康等に及ぼす効果のエビデンスを関係団体と普及

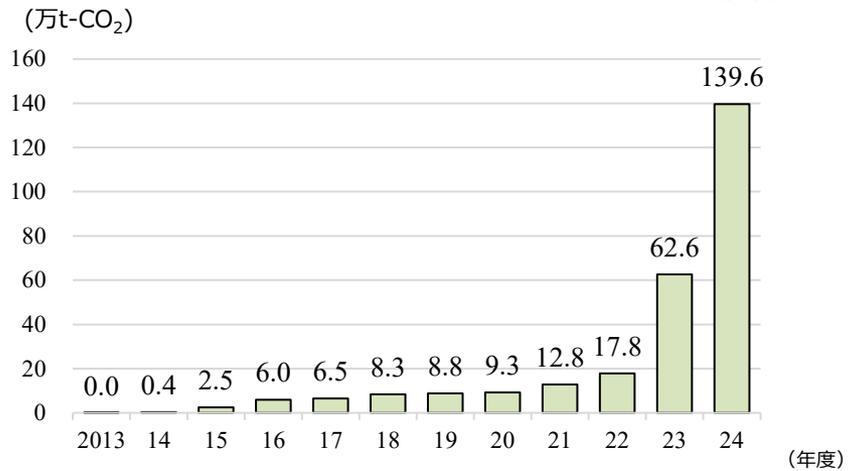
### 「森業」に取り組む地域の受入環境の充実や人材確保

- ・総合的支援のための相談窓口の設置
- ・企業等のニーズに合った森林体験プログラムの実践
- ・企業の森林づくり活動を担う民間団体の人材育成
- ・森林由来J-クレジットの創出者と需要者向けの普及活動

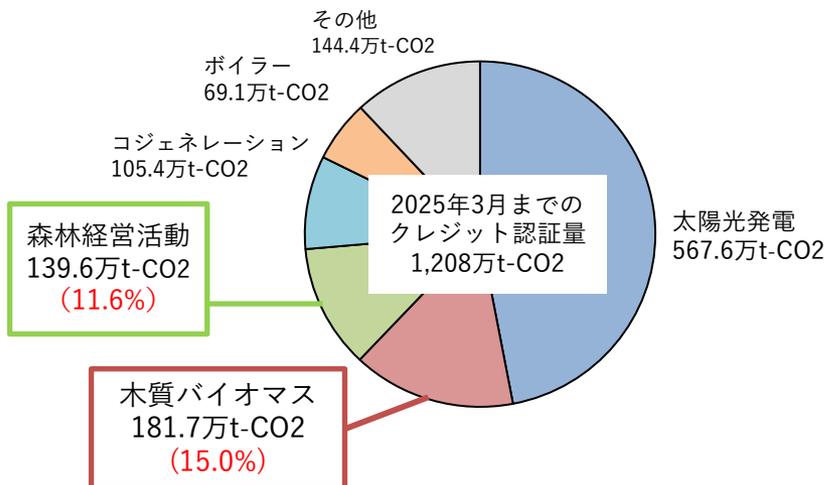
○ 2013年度から、国が温室効果ガスの排出削減吸収量をクレジットとして認証するJ-クレジット制度がスタート。

○ 2025年3月末までの累計認証量1,208万t-CO<sub>2</sub>のうち、森林由来J-クレジットは約140万t-CO<sub>2</sub>（12%）、木質バイオマスを活用した排出削減に由来するJ-クレジットは約182万t-CO<sub>2</sub>（15%）。

■ 森林由来J-クレジット認証量の推移（累計）  
（2025年3月時点）



■ J-クレジット累計認証量（方法論別内訳）



■ 東京証券取引所カーボン・クレジット市場の売買動向  
（2025年6月30日累計）

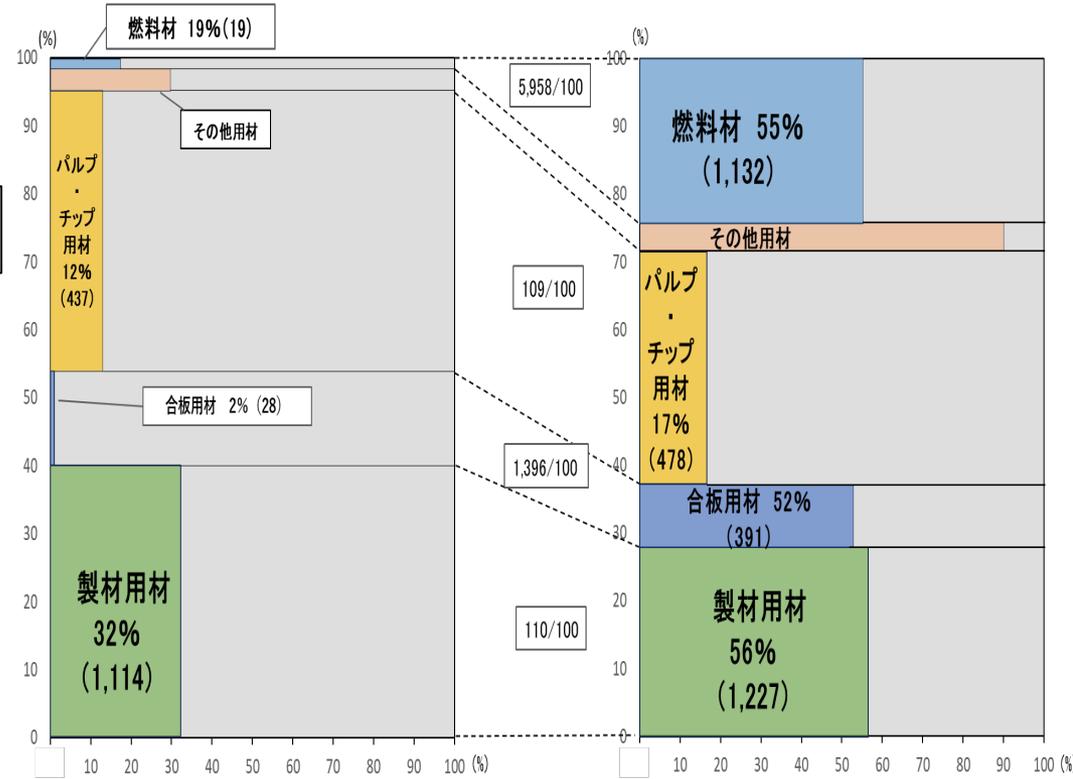
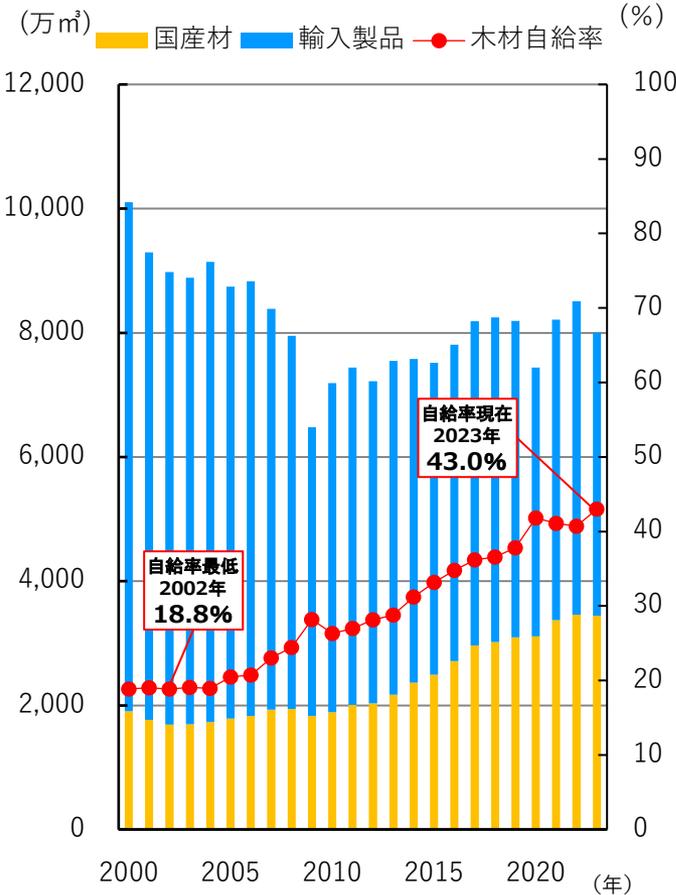
分類	平均単価 (円/t-CO <sub>2</sub> )	取引量 (t-CO <sub>2</sub> )
省エネルギー	2,206	275,958
再生可能エネルギー	4,270	567,705
森林	5,598	16,456
農業 (中干し期間の延長)	3,558	60
農業 (バイオ炭)	0	0
その他 (その他農業・ 廃棄物など)	2,846	920
合計	3,645	861,099

※農業分野の方法論に基づくクレジットの取引ではない（JPX聞き取り）。  
 ※カーボン・クレジット市場日報（<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html>）を参考に独自に算定。  
 ※平均単価は加重平均で算出。  
 ※高値と安値が異なる場合は、全量が高値と安値の平均値の価格で取引されたと見なして集計。  
 ※「再エネ」の分類は、日報の（電力）（熱）（混合）（電力：木質バイオマス）を合計して算出。

- 木材自給率は、合板等の建築用木材や燃料材に係る国産材の利用拡大により、2002年の18.8%を底に上昇傾向で推移し、2023年は43.0%。
- 木材自給率は底を示した2002年の18.8%から、2023年は43.0%となっているが、内訳を見ると燃料材、合板用材、製材用材の順の上昇寄与度となっている。

### ■ 木材自給率の推移

### ■ 木材自給率回復の内訳

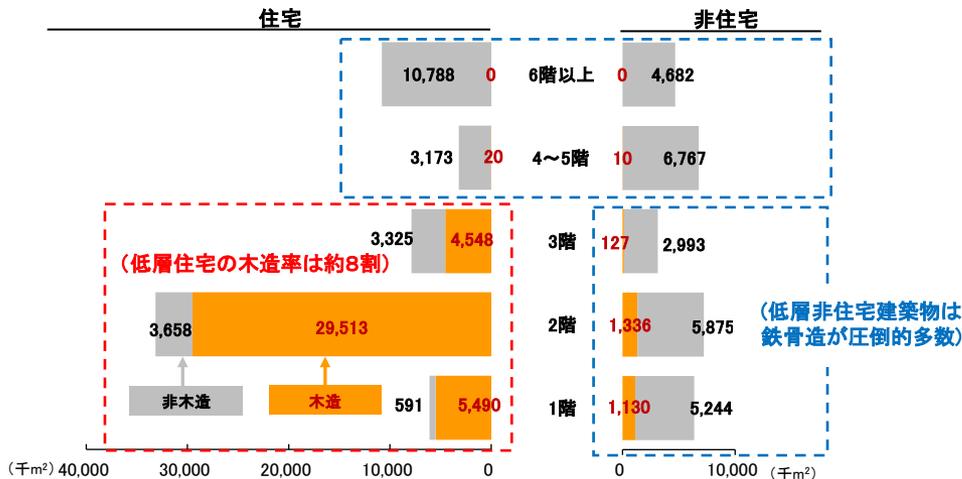


	2002	2023
総需要量	8,976万m³	8,004万m³
国内生産	1,692万m³	3,444万m³
自給率	18.8%	43.0%

※縦軸は総需要量に占める用途別需要量、横軸は供給量に占める国内生産量（用途別）。  
 ※「その他用材」には、しいたけ原木を含む。

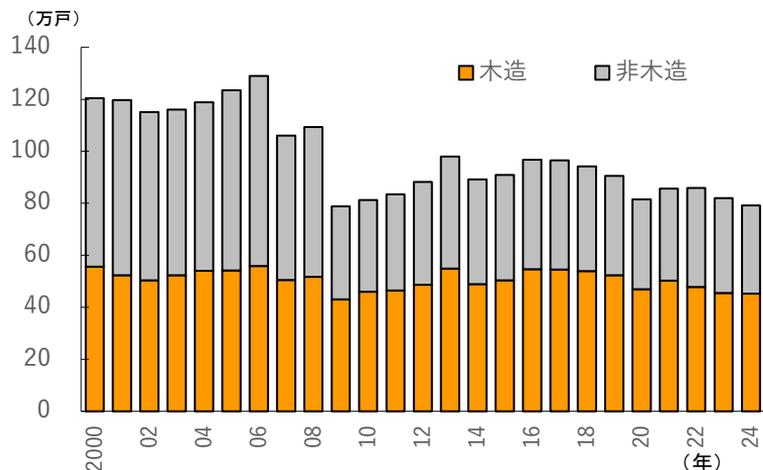
- 建築用木材の主たる用途は住宅であるが、木造住宅の国産材使用率は約5割。国産材使用率の向上に向け、輸入材への依存が大きい横架材等について国産材部材の強度向上に係る技術開発を推進。
- 一方、中長期的には人口の減少・高齢化に伴い、新設住宅着工戸数が減少する見込み。木造率が低い非住宅・中高層分野での国産材の利用拡大が重要。

### ■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積



資料：国土交通省「建築着工統計調査2024年」より林野庁作成。  
注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

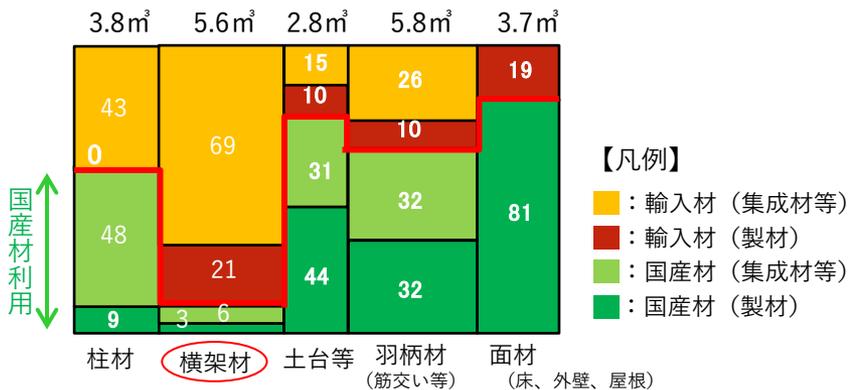
### ■ 新設住宅着工戸数の推移



資料：国土交通省「建築着工統計」(2024年)より林野庁木材産業課作成

### ■ 木造住宅の部材別木材使用率

一戸当たりの平均木材使用量：21.7m<sup>3</sup>  
国産材使用率：52.7%



### ■ 国産材使用割合の低い部材における国産材の活用



スギ大径材を活用した横架材の製造技術の開発

製材・乾燥過程の工夫により曲がり反りの少ない横架材 (平角) を製造する技術の開発を推進



異樹種LVLの性能試験

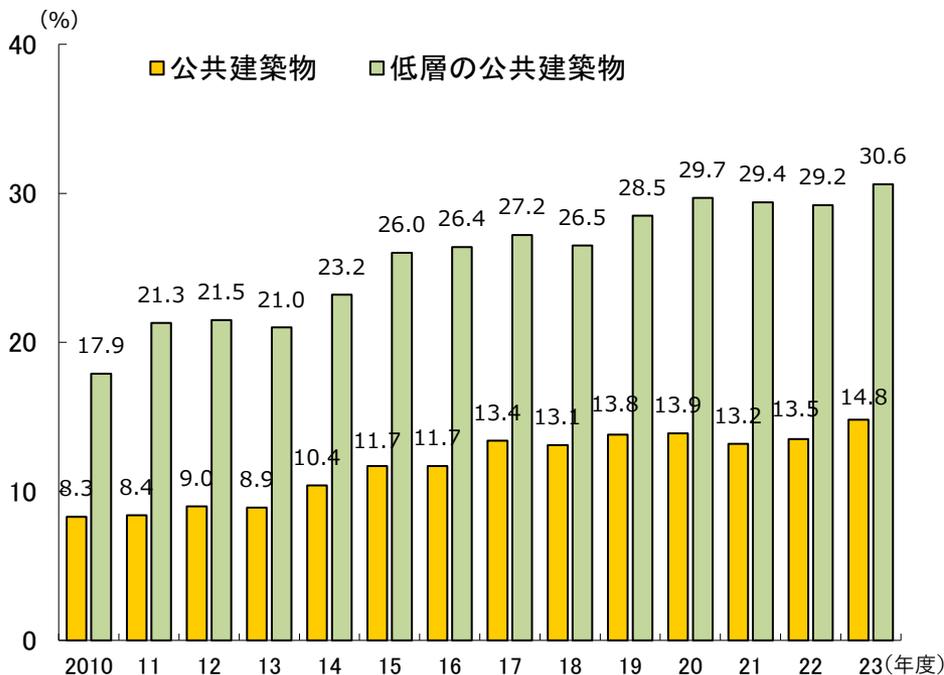
高強度な樹種 (カラマツ等) と低強度な樹種 (スギ) を組み合わせた、ハイブリッドLVL梁の開発を推進

○ 非住宅分野での国産材の利用拡大を後押しするため、2010年に公共建築物等木材利用促進法を制定。さらに、2021年には同法を改正し、法の対象を公共建築物から建築物一般に拡大（通称：「<sup>まち</sup>都市の木造化推進法」）。

○ 「<sup>まち</sup>都市の木造化推進法」では、事業者が国・地方公共団体との間で建築物における木材利用を促進する協定を締結する制度を創設。

## ■ 公共建築物

○ 公共建築物の木造率の推移



資料：国土交通省「建築着工統計調査（令和5年度）」のデータを基に林野庁が試算

注1：「木造」とは建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を使用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類

注2：「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物

注3：木造率は、当該年度に着工された木造の建築物の床面積（㎡）÷当該年度に着工された建築物の床面積（㎡）×100により算出

## ■ 民間建築物

国と事業者等との協定実績：26件（2025年7月末時点）	
①（公社）日本建築士会連合会（国）	⑭（一社）日本ウッドデザイン協会（農・経・国・環）
②（一社）全国木材組合連合会（農）	⑮ 日本生命保険相互会社（農・環）
③ 全国建設労働組合総連合（農・国）	⑯（株）シロ（農）
④ 野村不動産HD(株)×ウイング(株)（農）	⑰ 大成建設グループ（農・環）
⑤（株）アクト（農）	⑱ 中国木材(株)（農・経）
⑥（一社）JBN・全国工務店協会（農・国）	⑲（株）安藤・間（農）
⑦（一社）日本木造耐火建築協会（農・国）	⑳（株）オートバックスセブン（農）
⑧（株）竹中工務店（農）	㉑（株）セブン-イレブン・ジャパン（農）
⑨ 大林組グループ（農・経・環）	㉒（株）Sanu（農・環）
⑩ 日本マクドナルド(株)（農）	㉓（株）前田建設工業（農・経・環）
⑪ ナイスグループ（農）	㉔（株）大和ハウス工業（農）
⑫（株）良品計画×（株）MUJIHOUSE（農）	㉕（株）鹿島建設×（株）かたばみ（農）
⑬ 日本木材防腐工業組合（農）	㉖（一社）日本建築士事務所協会連合会（農・国）

※農：農林水産省、国：国土交通省、経：経済産業省、環：環境省

地方公共団体と事業者等との協定：170件（2025年6月末時点）

# ○ 非住宅分野での木材利用を拡大するため、JAS構造材の普及や耐火部材等に係る技術開発を推進。

## ■ JAS構造材

### ○ JAS構造材のメリット

- ・ JASで規定された寸法、材質、強度性能等の基準をクリアしており、一定の品質が保証
- ・ 無等級材よりも高い強度が与えられている

	スギの基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )		
	圧縮 $F_c$	引っ張り $F_t$	曲げ $F_b$
機械等級区分 構造用製材 (E70)	23.4	17.4	29.4
無等級材※	17.7	13.5	22.2

※ 日本農林規格に定められていない木材 (平成12年建設省告示1452号)

### ○ JAS格付率

区分	格付率
製材全体	11%

資料：農林水産省「木材統計調査 (R4)」、農林水産省業務資料

### ○ JAS構造材の普及に向けた取組

- ・ JAS構造材のサプライチェーンの構築に向けた中小工務店と製材工場のマッチングを支援
- ・ JAS構造材を柱や梁桁等に活用する場合、その木材調達費を支援

## ■ 耐火部材

- 耐火基準に合った耐火部材の開発
- 大規模建築物への燃えしろ設計法の拡大

最上階から数えた階数	柱・梁の耐火時間 (建築基準法施行令改正前)	柱・梁の耐火時間 (建築基準法施行令改正後 (2023年施行))
5~9階	2時間	1.5時間
15~19階	3時間	2.5時間



- ・ 柱・梁の耐火時間が変更となったことにより、これに見合った部材の開発

### ○ 木造の中高層・非住宅建築物



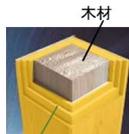
中高層建築物  
(木造の地上11階建て研修所)



木造非住宅建築物  
(JAS構造材を活用した商業ビル)



製材による大規模トラス

- (建築基準法改正前)
  - ・ 木材を不燃材料で覆う必要
- 
- 石こうボード
- ↓
- (建築基準法改正後 (2024年施行))
  - ・ 不燃材料での被覆に代えて、大断面の木造部材の使用・防火区画の強化

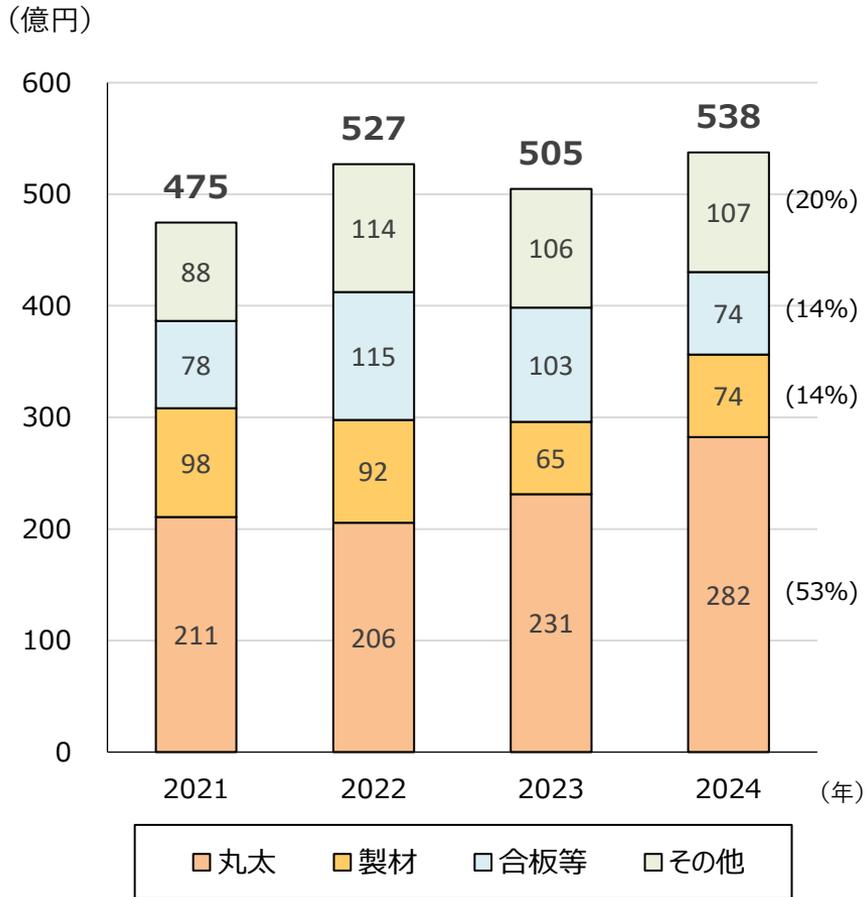
燃えしろ設計法  
(大断面集成材の使用)



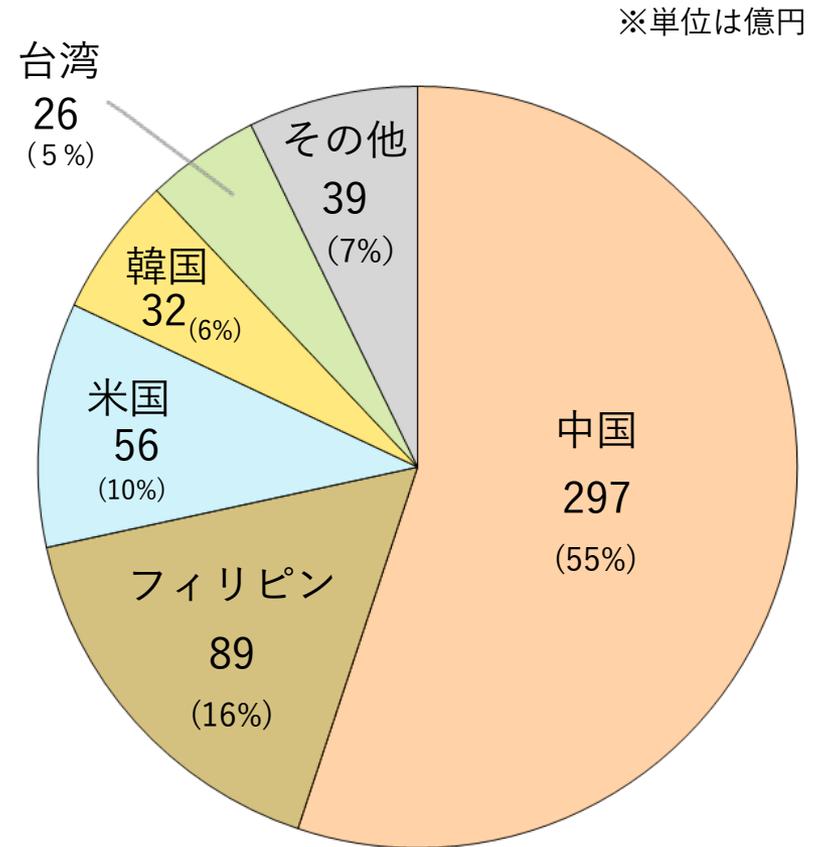
中心部まで燃えず、強度を確保

- 木材の輸出額は2024年で538億円。品目別では、丸太が53%、製材が14%、合板等が14%。
- 輸出国別では、中国が55%、フィリピンが16%、米国が10%。
- 中国向けは丸太、フィリピン向けは合板等、米国向けは製材が主流。

### ■ 品目別木材輸出額の推移



### ■ 2024年の木材輸出額(538億円)の国・地域別内訳



資料：財務省「貿易統計」（HSコード第44類を集計）

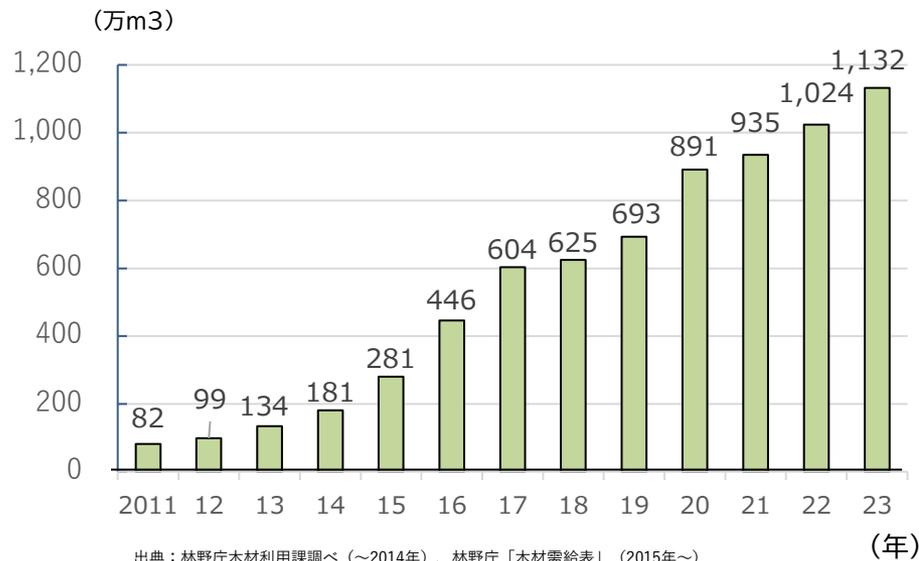
注1：製材には改良木材を、合板等にはLVLやパーティクルボード等を含む。  
 その他は、木材及びその他製品並びに木炭。

2：四捨五入により、合計が合致しない場合がある。

資料：財務省「貿易統計」（HSコード第44類を集計）

- 木材利用以外でも、燃料材や木質系新素材として活用することが重要。
- 燃料材の利用量は、2012年のFIT制度の導入以降、急速に増加。
- 改質リグニンやセルロースナノファイバーなどの付加価値の高い木質系新素材の技術開発を推進。

## ■ 燃料材（国内生産）の利用量の推移



出典：林野庁木材利用課調べ（～2014年）、林野庁「木材需給表」（2015年～）  
注：利用量には輸出量は含まない。

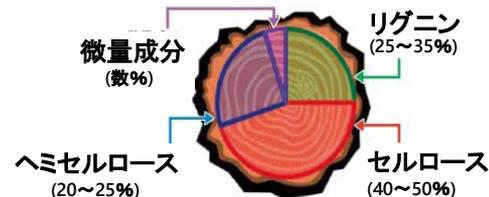
## ■ FIT・FIP新規認定を受けた 木質バイオマス発電施設と調達・基準価格

主な燃料	未利用木材		一般木質・ 農作物残さ	リサイクル材	計
	2,000kW未満	2,000kW以上			
計画認定済	258件 (262件)	67件 (71件)	179件 (190件)	13件 (38件)	517件 (561件)
うち稼働中	98件 (102件)	53件 (57件)	104件 (115件)	8件 (33件)	263件 (307件)
買取価格	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh※	13円/kWh	-

資料：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）等を参考に作成。2024年9月末時点。  
注：（ ）内は、RPSからFIT・FIPへの移行認定分を含めた数値。  
※：2018年4月以降に認定を受けた場合は入札対応（1万kW以上）。

## ■ 木質系新素材の技術開発

### ▶ 木材の化学組成



### 改質リグニン

- ・日本固有樹種であるスギのチップに、ポリエチレングリコールを混ぜて加熱し、リグニンを改質・抽出した物質
- ・耐熱性、加工性が高く、様々な材料と複合化させることで、化石資源由来プラスチック材料の代替が可能

### 期待される用途例

電子基板  
既存製品より熱を帯びた際の寸法安定性が良く、低コストで製造可能



写真：産業技術総合研究所

鉄道用ブレーキシュー

既存製品と同等のブレーキ性能に加え、生分解性による環境負荷低減が期待



写真：上田ブレーキ株式会社

### セルロースナノファイバー（CNF）

- ・セルロースを化学的・機械的に処理してナノサイズ（100万分の1mm）まで解きほぐした繊維状物質
- ・軽量ながら高強度で、用途に応じた粘度の制御が可能などの性質により、幅広い分野へ用途が拡大

### 期待される用途例

木材保護塗料  
CNF含有の塗料により、紫外線の透過を抑制し、木材の変色や劣化を防止



写真：玄々化学工業（株）

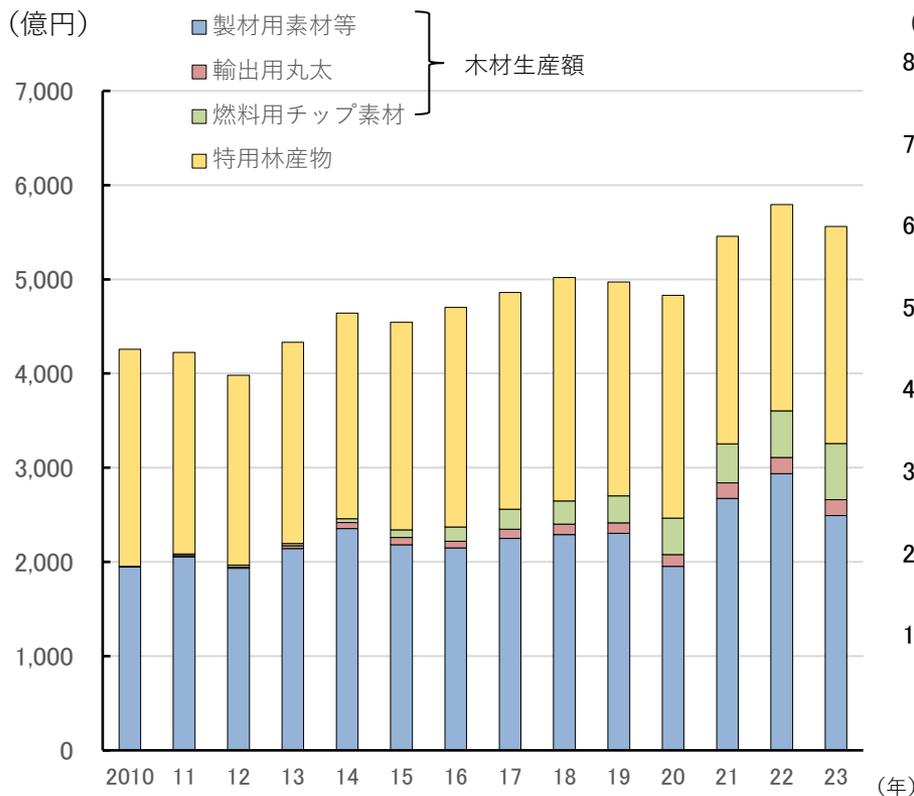
テニスシューズ  
靴底ミッドソールの補強材にCNFを使用し、強度・耐久性が向上



写真：（株）アシックス

- 林業産出額は5,560億円。そのうち木材生産額については、合板等の建築用木材や燃料材に係る国産材の利用拡大により、近年、増加傾向で推移し、2023年の木材生産額は3,257億円。
- 木材価格については、2010年からほぼ横ばいで推移していたが、「ウッドショック」による国産材需要の高まりを契機として2021年に価格が急騰。2023年にかけて価格は下落傾向にあったが、以降おおむね横ばいで推移しており、「ウッドショック」前の2020年より高値の状況。

## ■ 林業産出額の推移

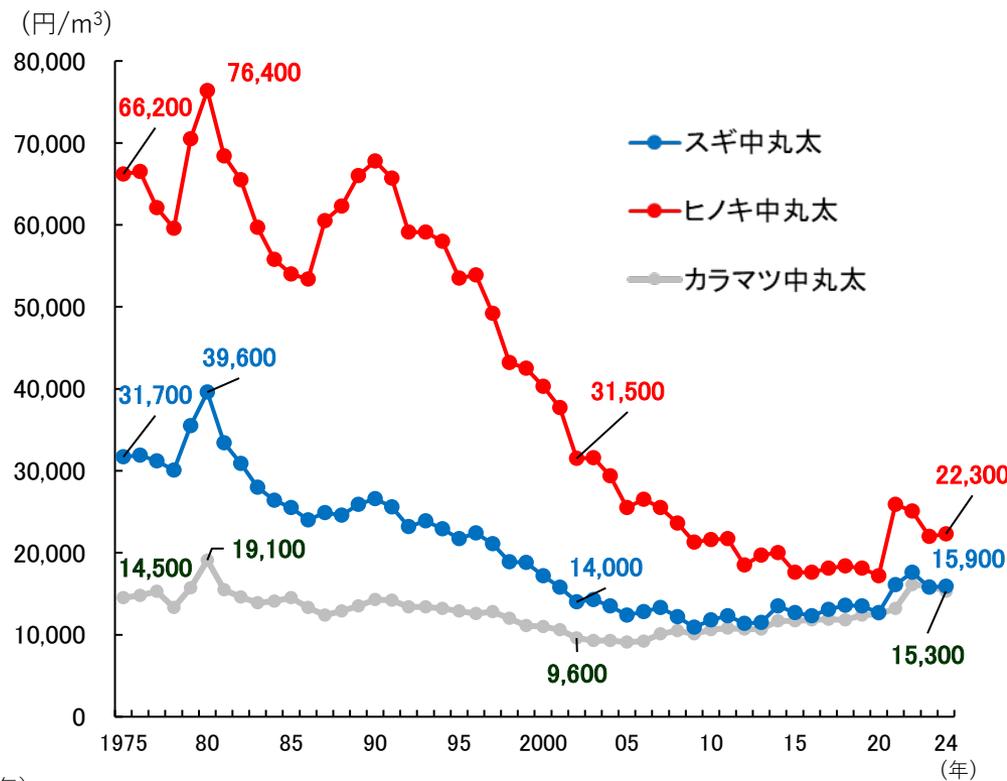


資料：令和 5 年農林水産省「林業産出額」

注 1：特用林産物は、栽培きのご類生産、薪炭生産、林野副産物を含む。

注 2：木材生産は、2011年以降に燃料用チップ素材の産出額を含む。

## ■ 木材価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」

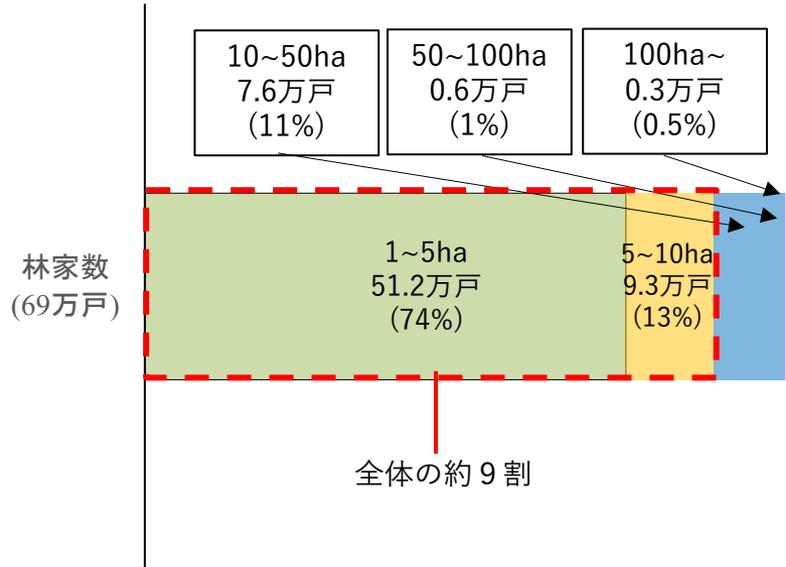
注 1：素材価格は、「スギ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「ヒノキ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「カラマツ中丸太」(径14~28cm、長さ3.65~4.0m)の1m³当たりの価格。

注 2：2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。

注 3：2018年の調査対象の見直しにより、2018年以降のデータは、2017年までのデータと必ずしも連続しない。

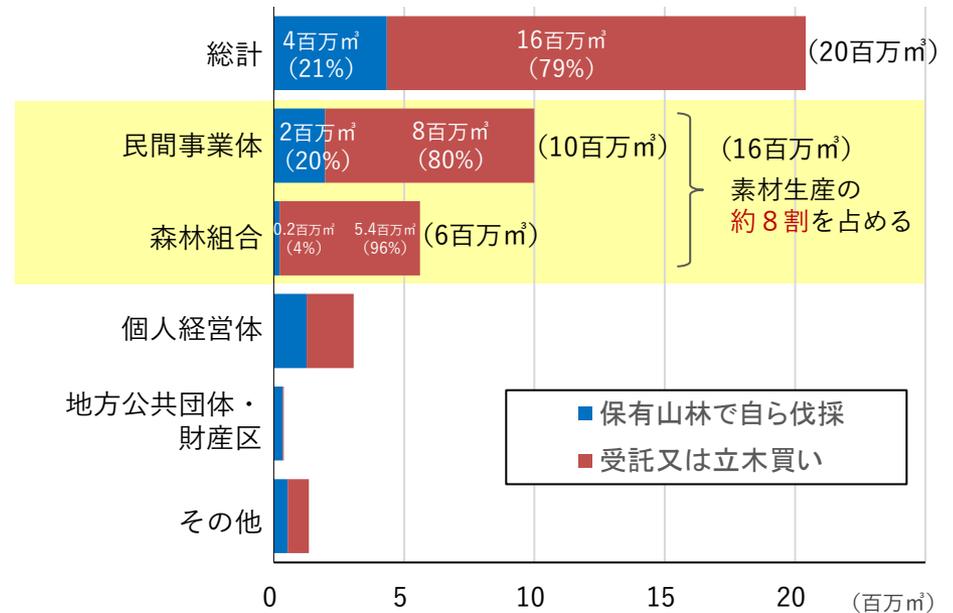
- 国内の森林の所有構造を見ると、林家(69万戸)の約9割が10ha未満と小規模。
- 一方、素材生産の約8割は民間事業者・森林組合等による受託・立木買い(所有と経営の分離)。

### ■ 保有山林面積別林家数



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」  
注：林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯。

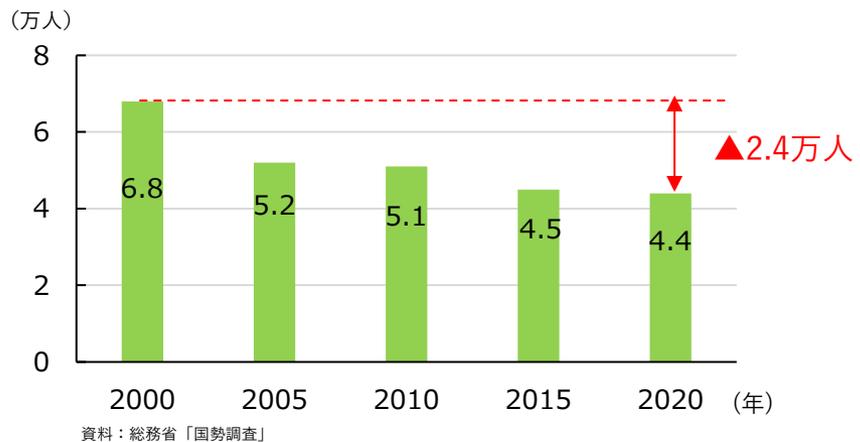
### ■ 組織形態別の素材（丸太）生産量



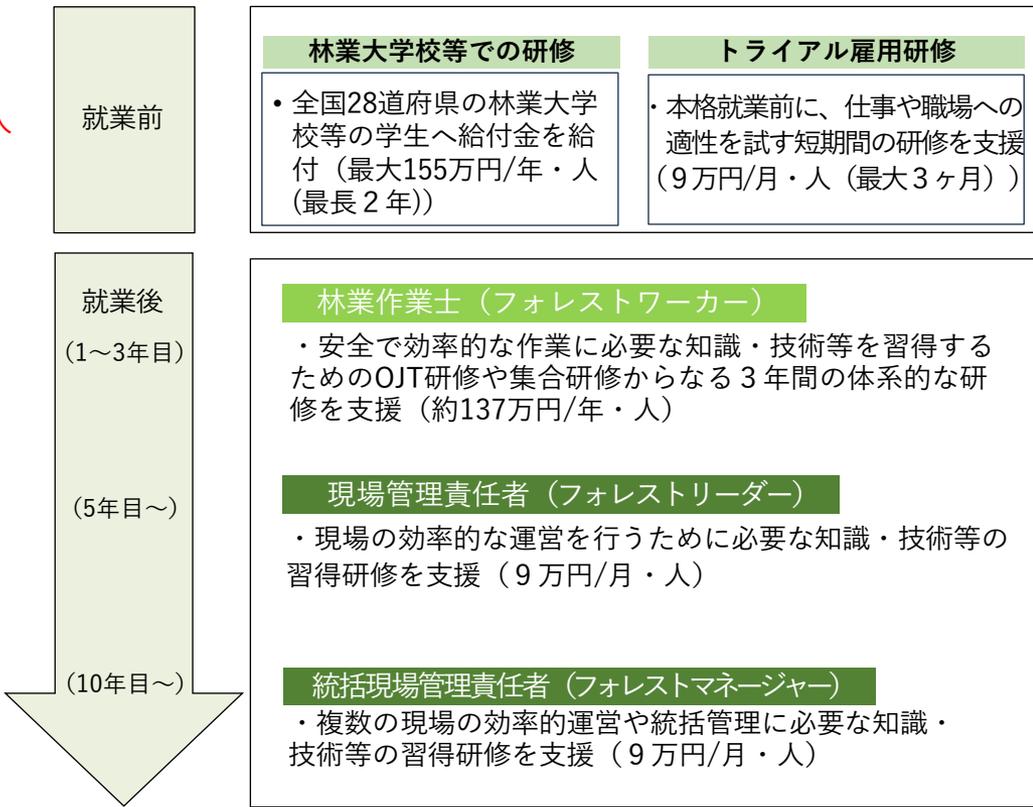
資料：農林水産省「2020年農林業センサス」  
注1：過去1年間に素材生産を行った林業経営体について集計。  
注2：林業経営体とは、①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか、森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③受託や立木の購入により過去1年間に200m³以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者をいう。  
注3：個人経営体とは、家族で経営を行っており、法人化していない林業経営体。

- 会社・森林組合等の林業従事者は、直近20年で3分の1減少。
- 林業従事者を確保するため、林業大学校等での研修実施や「緑の雇用」事業を実施。
- 林業経営体の高性能林業機械の保有台数は、7年で約8割増加。

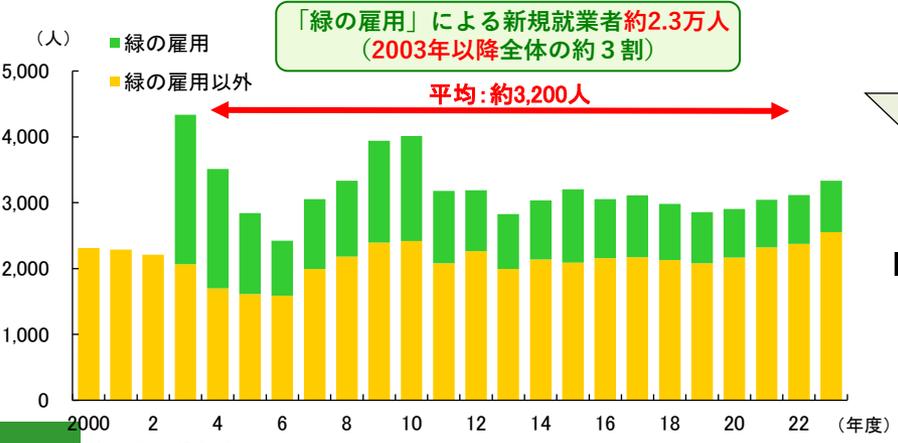
### ■ 林業従事者数



### ■ 「緑の雇用」事業等



### ■ 新規就業者数の推移



### ■ 高性能林業機械の保有台数

(単位：台)

平成28年度	令和5年度	増加率
8,202	15,066	184%

資料：林野庁業務資料  
注：林業経営体が当該年度に保有した機械の台数。保有の形態（所有、リース・レンタル）、保有期間は問わない。

○ 日本の林業が抱える「安全の確保」、「作業の軽労化」、「労働生産性の向上」といった課題を解決し、林業をより魅力ある産業とするために、安全で、楽しく、効率的な「スマート林業」の実現を推進。

## 林業機械のスマート化

遠隔操作・自動運転機械により、安全で効率的な林業を実現

令和7年実用化



遠隔操作伐倒機械



安全で快適な乗用機械のキャビンから、伐倒作業や運搬作業を実施



自動運転フォワーダ

令和9年実用化見込み



衛星測位による自動運転下刈り機械

## 資源情報のデジタル化 拡大中

レーザー計測による境界明確化や森林調査の効率化



## DXによる効率的な生産管理

川上から川下までへの情報共有による効率化

拡大中

## ICTハブスタによるデータ活用

採材時のサイズ把握による  
**収益性の向上**  
製材工場等との情報共有による  
**生産管理の効率化**

## 流通の効率化 拡大中

木材検収システムによる生産情報の共有  
原木輸送トラックの**配車の効率化**



木材検収システム



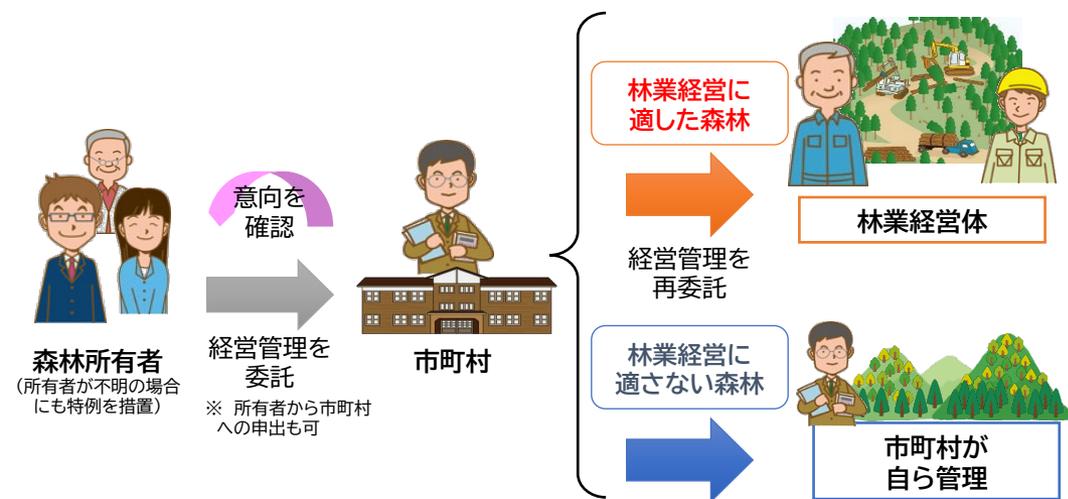
トラック運材の効率化



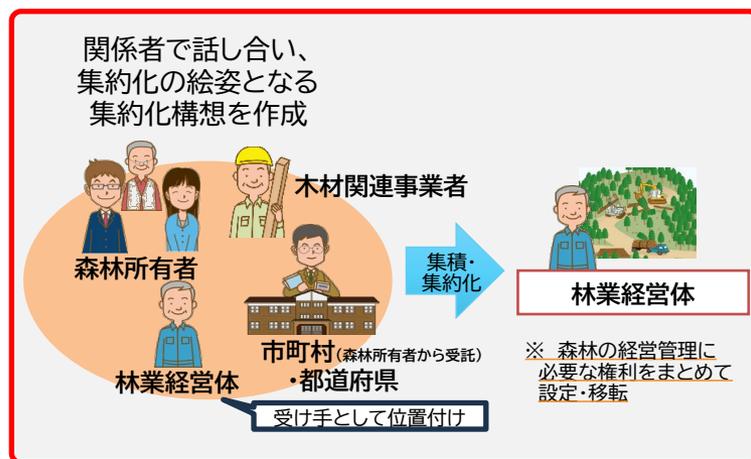
- 森林の循環利用を実現するには、林業経営体に森林を集約化することが重要。
- 森林経営管理法(2019年施行)により、林業経営に適した森林は林業経営体に集約するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が管理する仕組みを構築。
- 2025年の法改正により、林業経営体を含む地域の関係者の協議を通じて集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みである「集約化構想」を措置(2026年4月施行予定)。

## ■ 森林経営管理法の仕組み

### 森林経営管理制度の概要



### 新たな仕組み:集約化構想の新設



## ■ 森林経営管理制度の実績 (2023年度末時点累計)

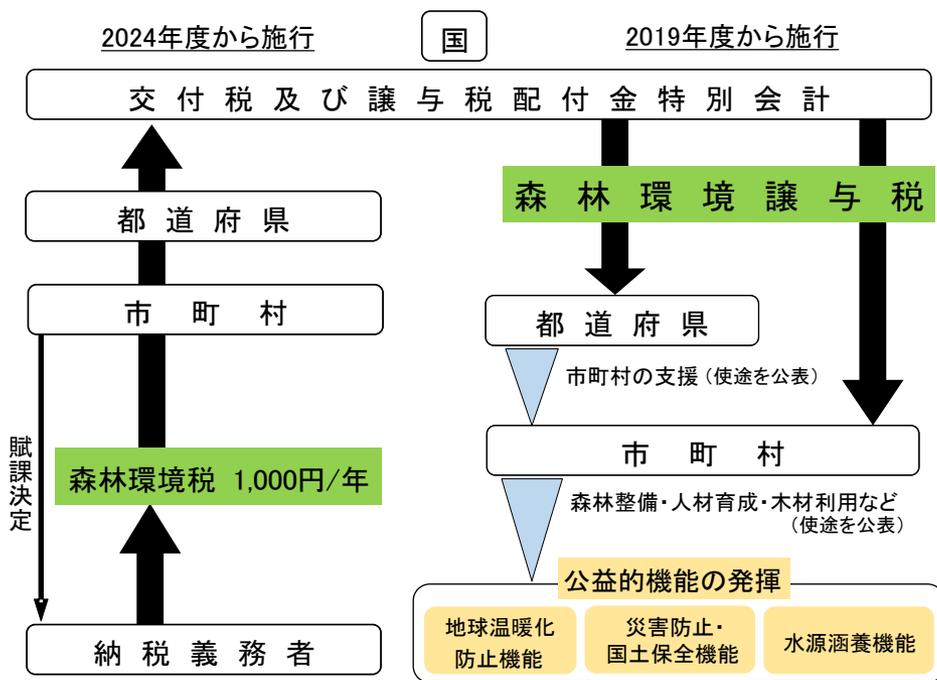
意向調査実施面積	市町村への委託	林業経営体への再委託
約103万ha	約2.3万ha	約0.3万ha

出典：林野庁調べ

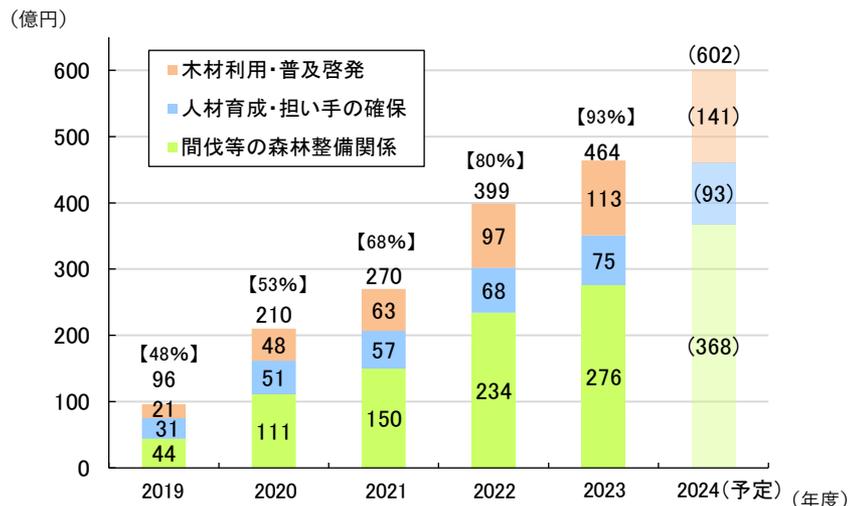
- 市町村が実施する森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、2019年に森林環境税・森林環境譲与税を創設。
- 2024年度の税制改正により、森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を5/10から55/100に、人口の譲与割合を3/10から25/100に見直し。

### ■ 森林環境税・森林環境譲与税の概要

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)



### ■ 自治体における森林環境譲与税の活用状況



※ 【】の数值は、当年度譲与額に対する当年度活用額の割合

### ■ 2024年度の譲与基準の見直し

	見直し前	見直し後
私有林人工林面積	5/10	55/100
林業就業者数	2/10	20/100
人口	3/10	25/100

### ■ 自治体における森林環境譲与税の活用事例



〈森林整備〉

〈林業実務研修会〉

〈建築物の木質化〉

- 花粉症対策については、令和5年5月に開催された「花粉症に関する関係閣僚会議」において、「発生源対策」「飛散対策」「発症・暴露対策」を3本柱とした「花粉症対策の全体像」が取りまとめ。
- 「花粉症対策の全体像」では、花粉発生源となるスギ人工林を10年後(令和15年度)に約2割減少、約30年後に半減させることなどを目指すこととされ、初期の段階から集中的に実施すべき対応として令和5年10月に「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」が策定され、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大等を推進。

## ■ 発生源対策

### ①スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

【10年後(令和15年度)の目標】

- ・花粉発生源のスギ人工林約2割減少 (2,000ha/年増)

【令和6年度の取組】

- ・条件が不利な森林等の伐採・植替えのため930haを支援



伐採・植替え箇所(滋賀県)

### ②スギ材需要の拡大

【10年後(令和15年度)の目標】

- ・スギ材需要量 470万m<sup>3</sup>増

【令和6年度の取組】

- ・製材工場、集成材工場等の整備を支援し、スギの年間利用可能量約49万m<sup>3</sup>増



スギ材を加工する機械の導入

### ③花粉の少ない苗木の生産拡大

【10年後(令和15年度)の目標】

- ・花粉の少ない苗木の生産割合 5割→9割 (令和5年度の花の少ない苗木生産は6割)

【令和6年度の取組】

- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構における「原種苗木」を増産する施設の整備が完了
- ・都道府県における苗木生産に必要な採種園・採穂園を整備
- ・民間事業者によるコンテナ苗木生産施設を整備
- ・スギの未熟種子から苗木を増産する技術開発支援

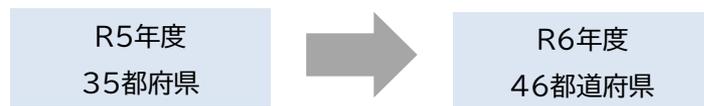


## ■ 飛散対策

### ①スギ花粉飛散量の予測精度向上

【令和6年度の取組】

- ・スギ雄花花芽調査において、令和6年度より調査対象都道府県を全国(生育するスギの少ない沖縄県を除く46都道府県)に拡大



### ②スギ花粉の飛散防止

- ・5年後(令和10年度)をめどに、花粉の飛散を防止する薬剤の早期実用化

【令和6年度の取組】

- ・森林総合研究所、東京農業大学による空中散布試験
- ・農薬登録申請に向けたデータ収集を実施



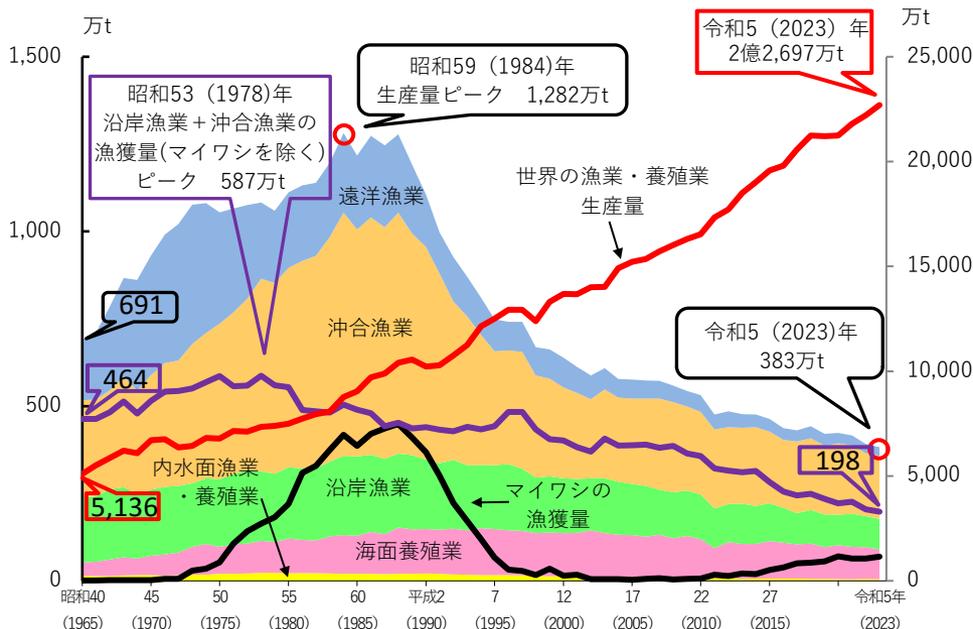
薬剤の空中散布試験(栃木県)

○ 我が国の漁業・養殖業の生産量は、令和5年において383万トン(ピーク時(昭和59年)の約3分の1)。

○ また、近年1兆6,000億円程度で推移していた漁業・養殖業の生産額は、コロナ禍等により減少したが、令和5年には1兆6,853億円に回復。

## ○漁業・養殖業の生産量の推移

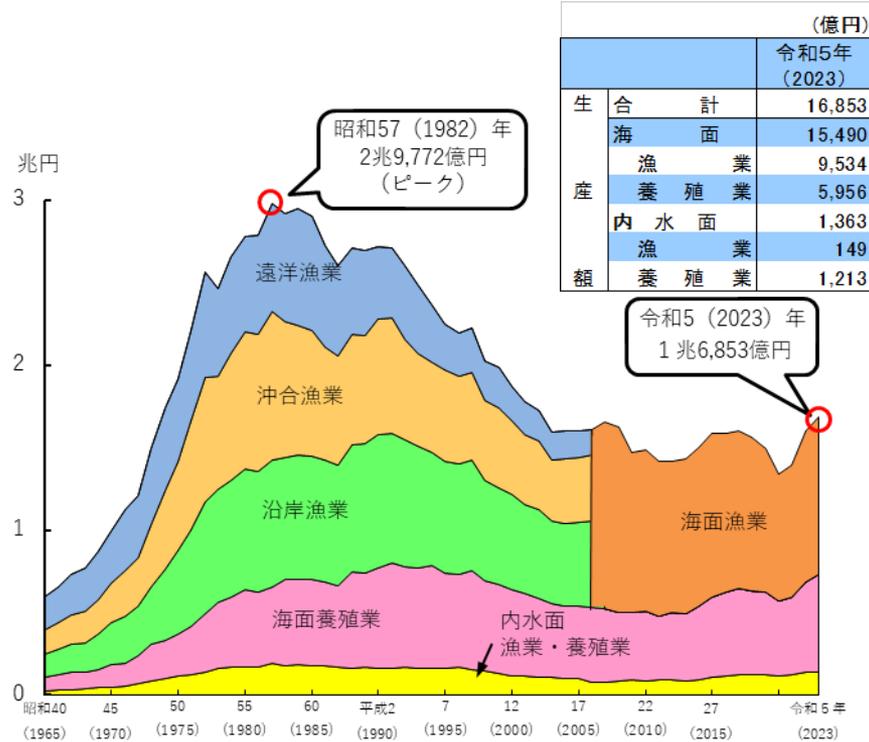
\* 世界の漁業・養殖業は右軸、他は全て左軸



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)、FAO「Fishstat(Global capture production、Global aquaculture production)」(日本以外)

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19(2007)年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19(2007)～22(2010)年までの数値は推計値であり、平成23(2011)年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

## ○漁業・養殖業の生産額の推移



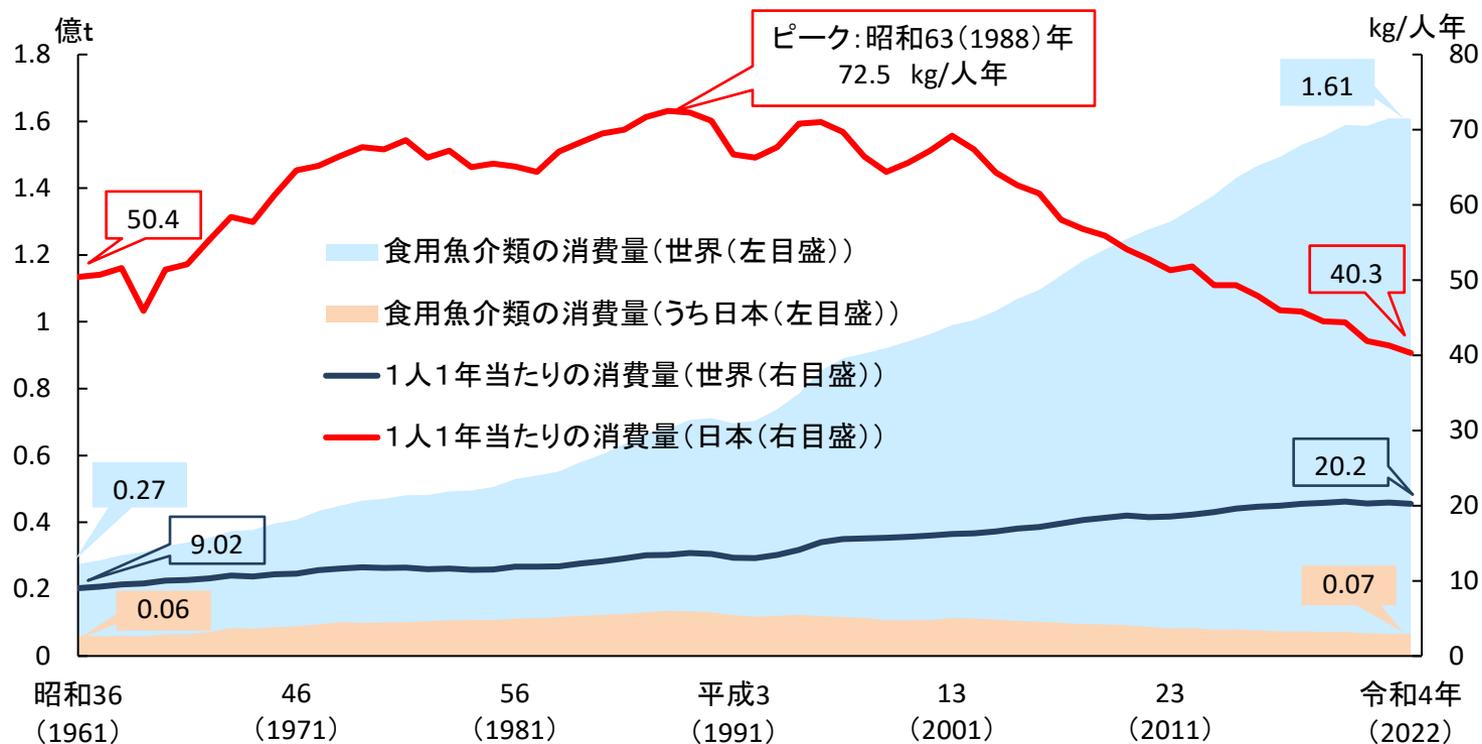
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：1) 漁業生産額は、漁業産出額(漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの)に種苗の生産額を加算したもの。

2) 海面漁業の部門別産出額については、平成19(2007)年からとりまとめを廃止した。

○ 世界の水産物需要は、人口増加や新興国・途上国の経済発展を背景とした魚等たんぱく質を多く含む食品の摂取増、健康志向の高まり等により増大。世界の1人1年当たり魚介類の消費量は過去半世紀で2倍に増加。日本では近年減少傾向。

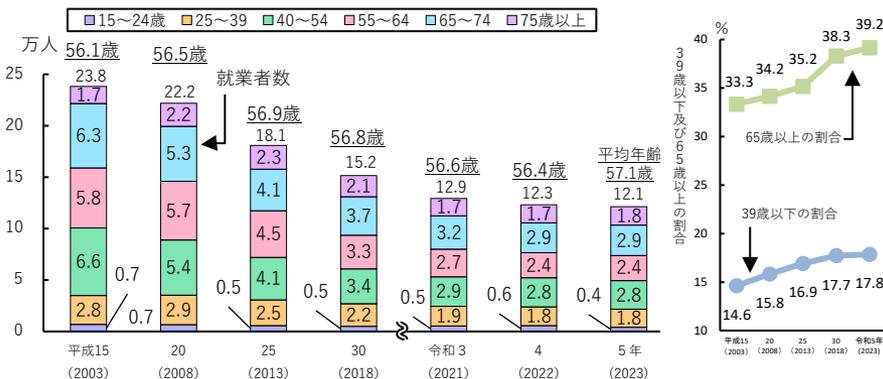
○世界と日本の魚介類消費量の推移(粗食料ベース)



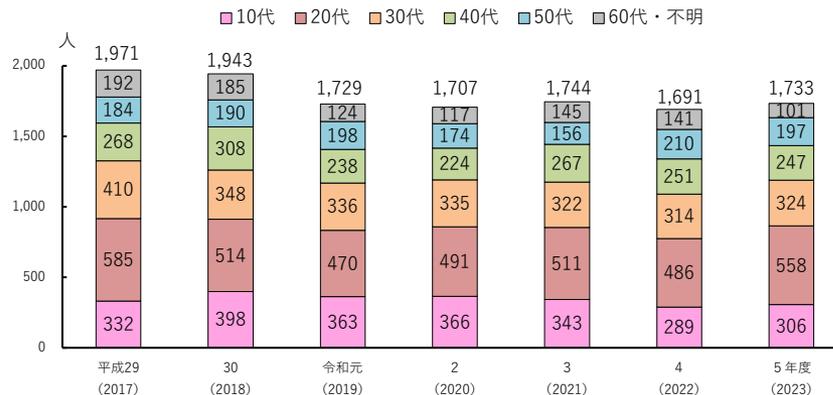
資料: FAO「Food Balance Sheets」(日本以外の国)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成  
注: 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量

- 令和5年の漁業就業者数は12.1万人で減少傾向。
- 新規漁業就業者数は、近年2千人前後で推移していたが、令和5年は1,733人。
- 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得はほぼ横ばい。海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は変動が大きい。

### ○漁業就業者数の推移



### ○新規漁業就業者数の推移

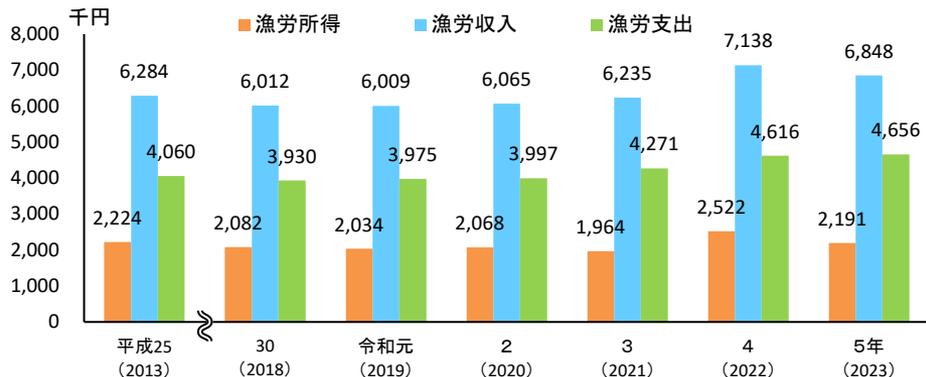


資料：農林水産省「漁業センサス」(平成25(2013)年以前、30(2018)及び令和5(2023)年)及び「漁業構造動態調査」(令和3(2021)及び4(2022)年)

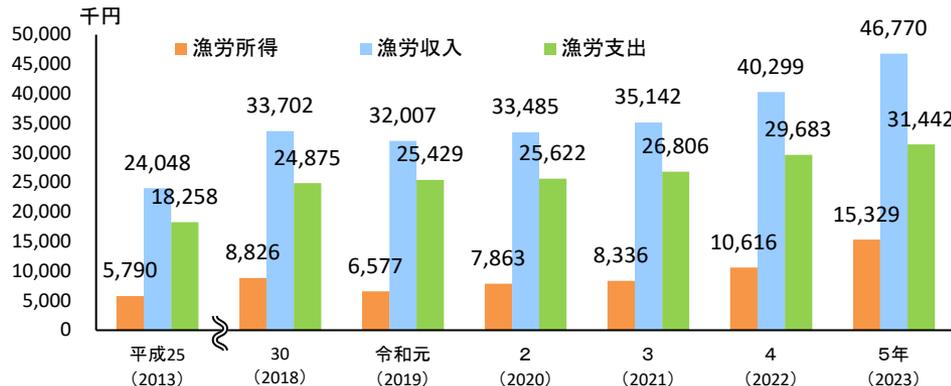
- 注：1)「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。  
 2)平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。

資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

### ○沿岸漁船漁家の漁業経営状況の変化



### ○海面養殖漁家(個人経営体)の漁業経営状況の変化



資料：農林水産省「漁業経営調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

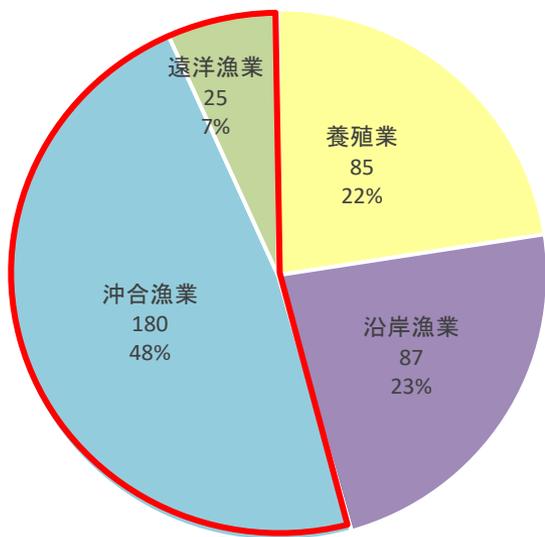
注：1)沿岸漁船漁家は船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を使用した漁業を営む個人経営体、海面養殖漁家は海面養殖業を営む個人経営体。

- 2)漁労収入には制度受取金を含む。  
 3)令和2(2020)年以前の調査の漁船漁業については、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。平成30(2019)年調査以降の海面養殖業については、調査体系の見直しのため、ワカメ類養殖と真珠養殖が外れた。

- 遠洋・沖合漁業は、日本の漁業・養殖業生産量の約半分を占めている。
- 生産性向上や意欲ある若者の就業の更なる促進に向け、現行の漁業許可制度の下での漁船の大型化による操業の効率化や安全性の向上、居住環境の改善等を図る取組が行われている。

### ○遠洋、沖合漁業の漁獲量

漁業・養殖業生産量(海面)  
378万トン(2023年)



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

### ○操業の効率化及び安全性の向上等の事例

#### 操業の効率化

- 遠洋かつお一本釣り漁船(静岡県)

実施主体:日本かつお・まぐろ漁業協同組合

概要:

- ・ 燃油価格の高止まり、魚価の低迷、かつおの不漁等を契機として、平成27年から取組を開始。
- ・ もうかる漁業創設支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- ・ 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能になり、操業が効率化。また、機械室を拡大したことにより、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



#### 機能・安全性の向上

- 沖合底びき網漁船(宮城県)

実施主体:宮城県沖合底びき網漁業協同組合

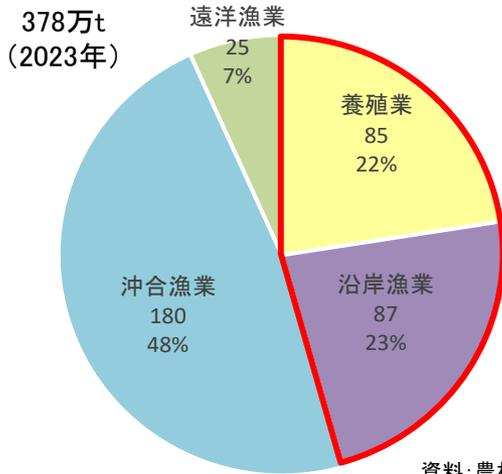
概要:

- ・ 東日本大震災を契機として、平成29年から取組を開始。
- ・ がんばる漁業復興支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- ・ 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。また、船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



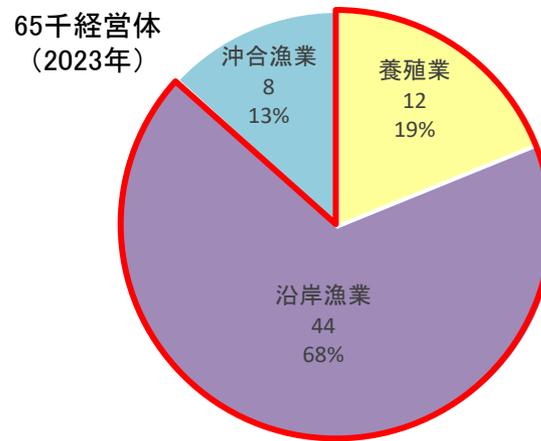
- 養殖業、沿岸漁業は、我が国の漁業・養殖業生産量のうち46%を占めるほか、経営体数では全体の約9割を占めている。
- 漁場は重複的に利用されており、季節によっても漁業権の状況は異なる。水域を有効かつ効率的に活用するためには、計画的に漁業権を設定していくことが必要。

生産量



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

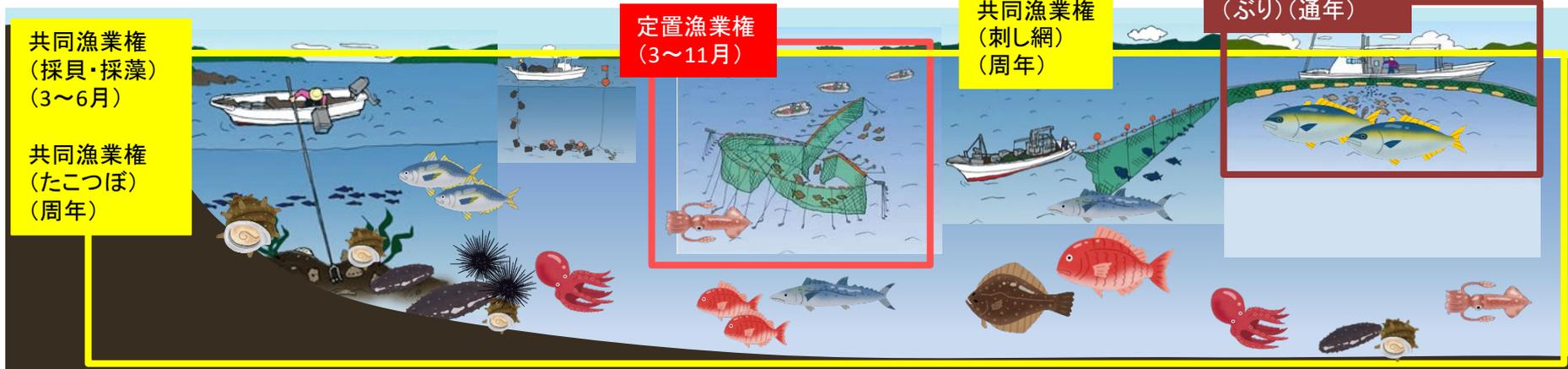
経営体数



資料：農林水産省「漁業センサス2023」  
注：「遠洋」は77経営体(0.1%)

- 注：1) 内水面漁業・養殖業を除く。  
 2) 遠洋・近海いか釣り、小型捕鯨、潜水器漁業を除く。  
 3) 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)が含まれる。  
 4) 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣り(沿岸)が含まれる。  
 5) 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣り、その他の釣り、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

操業(6月)イメージ



※共同漁業権区域内では、漁業権に基づく漁業の他、漁業許可に基づく漁業なども重複して営まれている。

出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター <http://www.ryoushi.jp/>  
を元に水産庁で編集

- 漁協は、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導、漁業自営事業等を実施。
- 水産政策の改革の方向性に合わせて、平成30年12月に水産業協同組合法を改正し、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、販売の専門能力を有する理事の登用、公認会計士監査の導入等の制度見直しを行った。

漁協数・組合員数の推移

令和5年度末時点で漁協数852組合、組合員数約24.4万人

	S55年度	H元年度	H20年度	R4年度	R5年度
沿海地区漁協数	2,174	2,136	1,094	864	852

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」

	S55年度	H元年度	H20年度	R4年度	R5年度
組合員数	578,722	540,668	370,253	250,311	243,758
(1組合当たり)	268.5	256.4	345.1	298.3	292.6
うち正組合員	411,841	362,294	208,023	109,219	105,388
(1組合当たり)	191.1	171.8	193.9	130.2	126.5
うち准組合員	166,881	178,374	162,230	141,092	138,370
(1組合当たり)	77.4	84.6	151.2	168.2	166.1

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の主な部門別事業損益の推移  
[沿海地区漁協、1組合当たり]

(単位：百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
元	11.5	0.3	2.0	▲ 4.6	▲ 18.4	18.9	▲ 1.3
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1
3	10.5	1.1	3.0	▲ 3.6	▲ 14.3	24.0	▲ 3.1
4	18.7	0.4	3.1	▲ 3.2	▲ 16.3	40.5	▲ 3.1
5	16.2	▲ 1.1	2.1	▲ 3.6	▲ 19.5	27.0	▲ 3.7

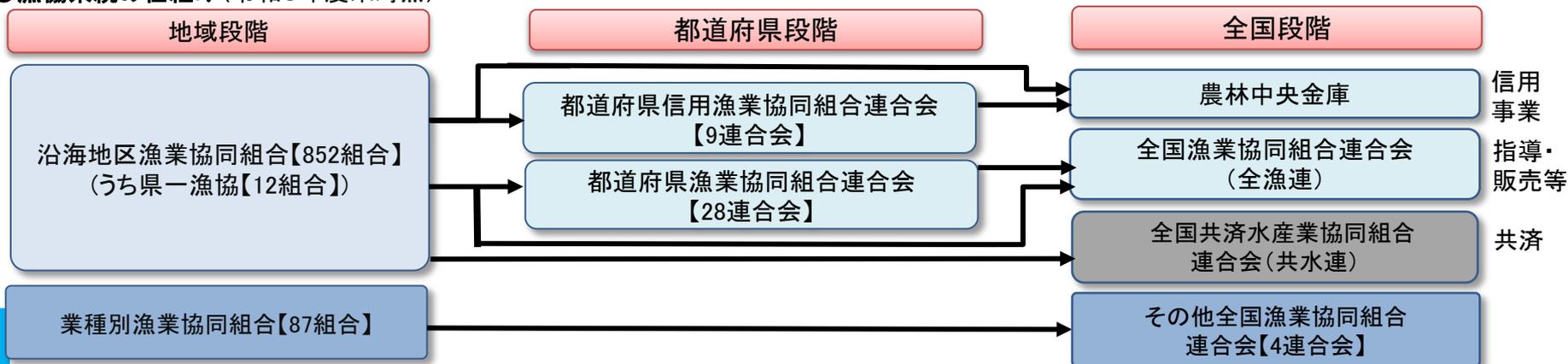
注1：事業別実施組合数(R5年度、沿海地区漁協852組合)

販売720漁協、購買765漁協、指導841漁協、製氷・冷凍542漁協、信用72漁協、漁業自営194漁協、共済601漁協

注2：1組合当たりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

○漁協システムの仕組み(令和5年度末時点)



- 漁業権については、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者に優先して免許する制度とした。共同漁業権は、引き続き、漁協等に免許する。
- これにより、意欲的に取り組んでいる漁業者については、継続して漁場利用を可能とするとともに、新たに利用可能な漁場については、新規漁業者の参入が可能となる。
- 制度の適切な運用が行われるよう、令和2年6月30日付けで、「海面利用制度等に関するガイドライン」を作成し、都道府県に通知。

	H30漁業法改正前	H30漁業法改正後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 以下14位まで法定。	漁業者 漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
区画漁業権	(真珠養殖業) 漁業者 ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定。 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定。	漁業者 又は 漁協(管理)
特定区画漁業権 (漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定)	漁協(管理)・漁業者 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定。	漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許

※「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

○ 水産政策の改革を進める中、海洋環境の変化や持続的な社会への関心の高まり等の情勢の変化を踏まえて、2022年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に基づき、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進の三本の柱を中心に施策を展開。

## 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- **水産資源管理の着実な実施**
  - ・ロードマップに沿った着実な実行（IQ導入等）
- **海洋環境の変化への対応**
  - ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
  - ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
  - ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

## 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- **漁船漁業の構造改革**
  - ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等
- **養殖業の成長産業化**
  - ・大規模沖合養殖システムの推進
- **輸出拡大**
  - ・輸出目標の達成
- **人材育成**
  - ・デジタル人材の確保・育成
- **経営安定対策**

## 地域を支える漁村の活性化の推進

- **漁業の振興に向けた漁協の連携強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化**
  - ・市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興
  - ・海業(うみぎょう)など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化
- **各種施策の展開**
  - ・水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開
  - ・藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等
  - ・防災・減災、国土強靱化

## 水産物の自給率目標

・資源管理ロードマップ（444万トン）、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標（1.2兆円）を踏まえ、自給率の目標を、**食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%**と設定

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

○ 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定し、数量管理を基本とする改正漁業法に基づく資源管理を推進してきた。その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど、一定の基盤が概ね整ってきた。

- ① 資源評価対象種を192種まで拡大
- ② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
- ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理
- ④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でIQ管理を導入
- ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行

○ 一方で、同時に、今後、解決を要する様々な課題も浮かび上がってきたところであり、こうした状況等を踏まえ、令和6年3月、令和6年度からは、資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための新たなロードマップを策定・公表した。

### 資源管理の推進のための新たなロードマップ

令和6年度    令和7年度    令和8年度    令和9年度    令和10年度    令和11年度    令和12年度

資源調査・評価の高度化

① 資源調査

- 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。  
重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進  
ICT調査機器や画像解析装置を導入・活用 → 新たな種・海域へ拡大  
漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進  
調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進

② 資源評価

- 192種の資源評価対象種について、進捗段階※に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。  
※ 1. MSYベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他  
MSYベースの資源評価対象資源 R5：38資源 → R12：45資源程度
- MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。  
国内外の外部有識者によるピアレビューを実施  
ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施
- 最新（当該年）のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施

海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進

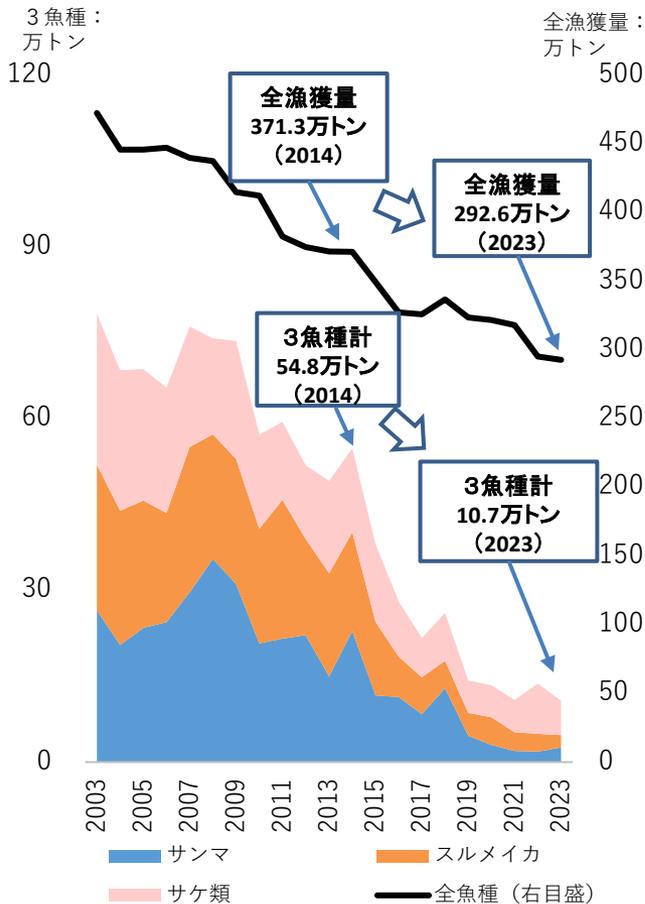
資源管理の推進によって、444万トン  
を目標に漁獲量を回復させる。

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	資源拡大 TAC	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度までに漁獲量ベース(*)で8割をTAC管理開始</li> <li>資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。)</li> </ul>	MSYベースの資源評価が行われている資源をMSY水準以上にする。
	TAC管理の運用改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る</li> <li>TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し</li> <li>管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施</li> </ul>	
	国際資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保</li> <li>クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備</li> <li>漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け</li> </ul>	
IQ管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。</li> <li>関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進</li> <li>大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行)</li> </ul>	IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現	
資源管理の推進に基づく自主的資源管理の推進	<p>協定を公表</p> <p>効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成</p> <p>資源管理協定の取組を実践(履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施)</p> <p>検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割</p> <p>取組を実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果の検証及び取組内容の改良結果を公表</li> <li>優良事例の共有・横展開を促進</li> </ul>	実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現
遊漁の管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から実施している現行措置を強化(報告期限の短縮等)</li> <li>管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討)</li> <li>管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進</li> <li>漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討)</li> <li>管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進</li> </ul>	資源に応じ遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現
DX推進による業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進</li> <li>技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進</li> <li>報告に活用するための現場実装を推進</li> <li>漁獲情報のワンスオンリー※に向けたデータ利活用や収集体制を検討</li> <li>※同じ情報を二度提出させない</li> <li>漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進</li> <li>データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進</li> <li>技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進</li> <li>報告に活用するための現場実装を推進</li> <li>漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進</li> </ul>	報告の負担軽減やデータ利活用の推進により、評価の精度向上や管理の業務効率化等を実現

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

- 日本近海の海水温は、100年間で1.33℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、サンマ、サケ、スルメイカの不漁が深刻化する一方、ブリのように分布が北方にシフトする魚種もあるなど、漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきている。
- 水産庁は、令和5年3～5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催、6月に取りまとめを公表し、漁法・魚種の複合化等の実証的取組を支援するなど、海洋環境の変化に対応した持続的な経営体の育成・構築を目指していくこととしている。

## 我が国漁獲量・3魚種漁獲量の推移



資料：漁業・養殖業生産統計

## 検討会取りまとめ（対応の方向性）

### 1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② データ収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

### 2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のIQの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

### 3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

### 4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進やニーズに対応した新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

### 5. 経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量(TAC)による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)について、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置。(令和6年6月26日公布、令和8年4月1日施行)

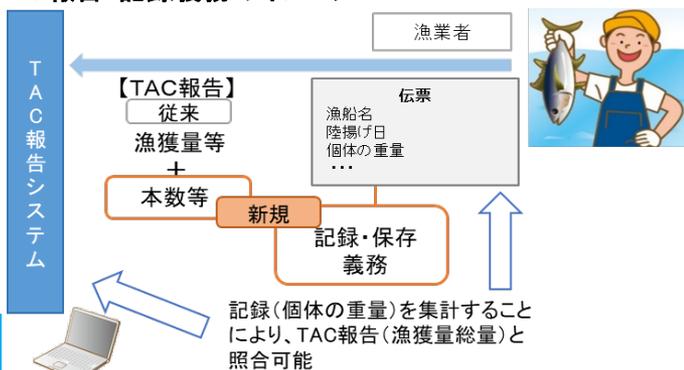
## 漁業法の一部改正

<具体的な措置>

- ① 特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものとして省令で定める水産資源(特別管理特定水産資源。太平洋くろまぐろを指定)について、以下の事項を措置
  - ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加。
  - ・ TAC報告を行う際に使っている情報(船舶等の名称、個体の重量等)の記録の保存を義務付け。
  - ・ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げとともに、法人重科の新設。
  - ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時の停泊命令を可能とする。
- ② 衛星船位測定送信機(VMS)の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。

※ この規定のみ公布の日から20日後(令和6年7月16日施行)

## OTAC報告・記録義務のイメージ



## 水産流通適正化法の一部改正

<具体的な措置>

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
  - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達(※)
  - ・ 取引記録の作成・保存
  - ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付
 ※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関(指定交付機関)による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

## ○情報の伝達のイメージ

### 【パターン①】伝票に必要な情報を記載



### 【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



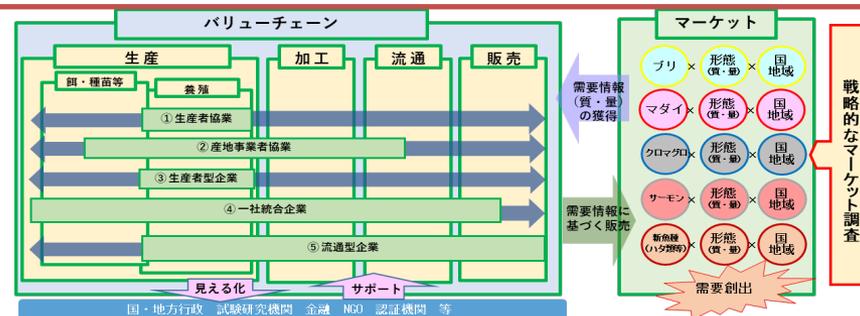
### 【パターン③】QRコード等を魚体に表示



- 農林水産業・地域の活力創造プラン「水産政策の改革について」に基づき、令和2(2020)年7月に養殖業成長産業化総合戦略を策定。
- 総合戦略の下、国内外の需要の拡大が見込まれ、かつ我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目に指定。
- 国内外のマーケットの拡大や海洋環境の変化も踏まえつつ、養殖業成長化総合戦略に基づき需要に応じた生産へのシフトを進めていく。

## 養殖業成長産業化総合戦略

- ・ 需要に応じた生産を行う「マーケットイン型養殖業」へ転換を推進。
- ・ 現場で行われている取組事例（5類型：①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企业、④1社統合企業、⑤流通型企业）を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携・連結し、バリューチェーンの価値向上を目指す方向を提示。



## <戦略的養殖品目と成果目標>

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類	24万トン	1,600億円	○ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ	11万トン	600億円	○ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ	2万トン	—	○ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類	3~4万トン	—	○ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種(ハタ類等)	1~2万トン	—	○ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	○ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築
ホタテガイ	21万トン	1,150億円	○ 北米市場の拡大、アジアを経由しない北米・EU輸出の創出 ○ 国内消費用途拡大による新規国内市場の創出	○ 品質と食の安全を高いレベルで実現する生産 ○ 高付加価値品の中国を経由しない輸出の拡大と生食以外の国内市場の掘り起こし
真珠	200億円(2027年)	472億円	○ 真珠の品質向上と需要の増進 ○ アジアや欧米等の海外市場の創出・拡大	○ 母貝の歩留まりや真珠の品質を高いレベルで実現する生産 ○ 海外市場の拡大と品質の高い真珠の安定供給による国内市場の掘り起こし

※真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、平成39年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。

- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るための漁業共済・漁業収入安定対策に加え、燃油・配合飼料の高騰対策を実施。
- 漁業収入安定対策は、漁業共済の対象となっている漁業種類(沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業)を対象。

## 漁業収入安定対策

### 資源管理への取組

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し以下のような事業を実施。

#### <積立ぷらす>

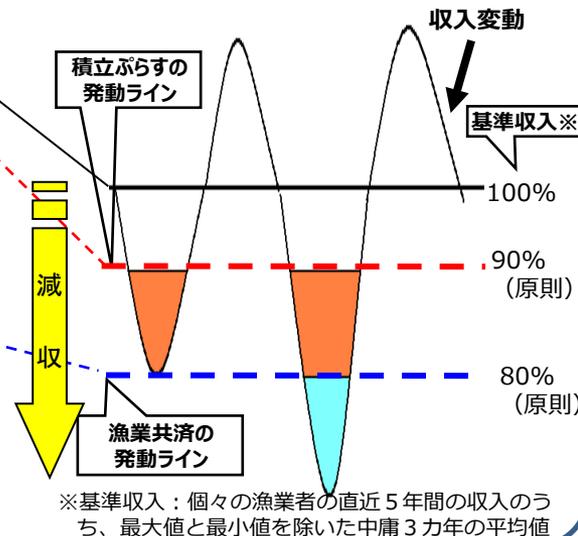
漁業者の収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填。

#### <共済掛金の追加補助>

漁業者の共済掛金に対し上乘せ補助。

### 漁業収入安定対策事業の実施

#### <補填のイメージ>

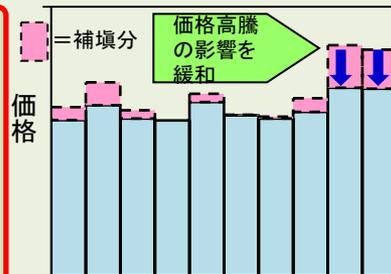


### 燃油や配合飼料の高騰に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立

### コスト対策の実施

- ✓ 燃油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 燃油価格が、上記発動ラインを超えた場合、国の負担割合を段階的に高めて補填
- ✓ 燃油価格が急騰した場合に別途補填



【漁業経営セーフティーネット構築事業】

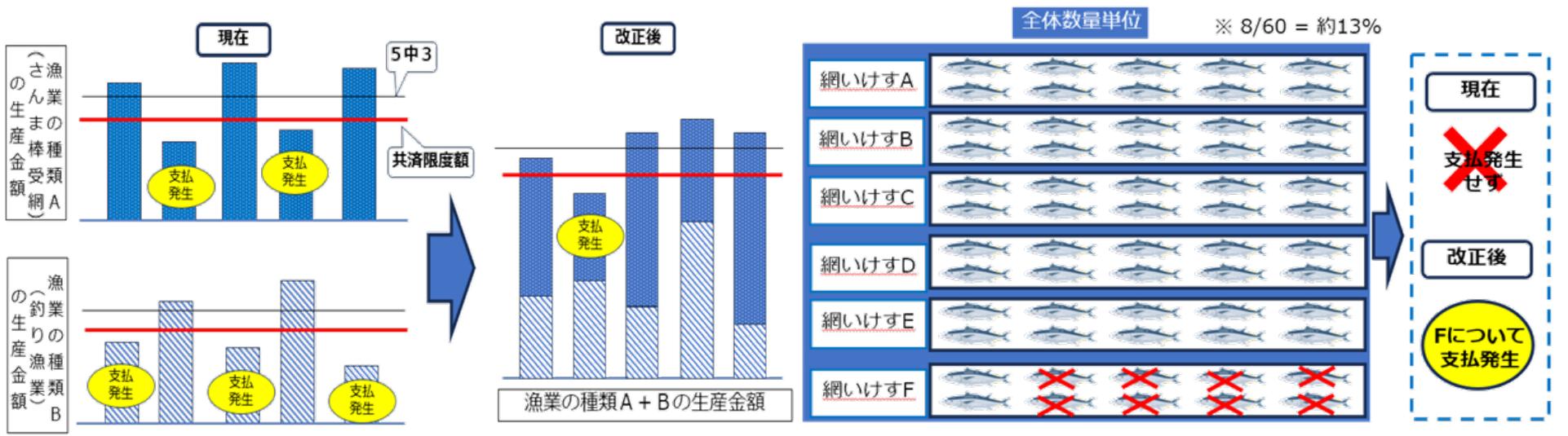
## コスト対策

- 現行の漁業共済は、近年の海洋環境の変化等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など漁業経営の不安定性の増加を踏まえた複合的な漁業や、養殖業における需要に応じた養殖生産に取り組む漁業者のニーズに対し、十分に答えきれていない状況。
- このため、複合的な漁業に取り組む漁業者のセーフティネットとして、①複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設や、②共済対象外の漁業種類(ウニ、サザエ等の採貝採藻漁業)をカバーできる特約の追加、③養殖業の成長産業化に向けた養殖共済の支払要件を緩和する特約の追加等の措置を実施。
- 主要な規定は、令和8年4月1日から施行する予定。

## 漁業災害補償法の一部を改正する法律の概要

○複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式

○網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約



- 漁村では、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業等の取組により、豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

### 主な論点

- 漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少などにより、地域の活力が低下
- 漁村の交流人口は約2千万人と「海業」は大きなポテンシャルを有し、その振興により地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要
- 海業の振興による地域の活性化には、人材・情報、地域資源・ストック、民間等の資金が必要

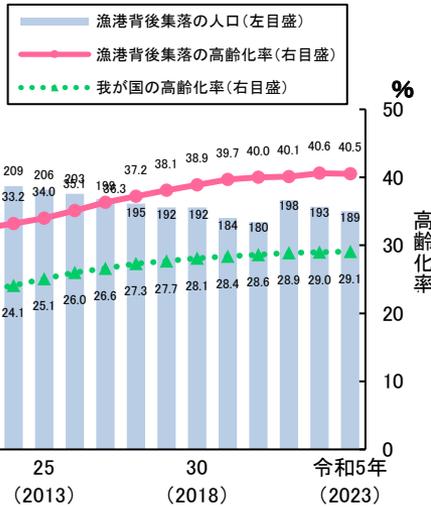
### 主な対応の方向性

- 漁港を地域活性化の拠点として最大限活用し、海業等の取組を推進
- 漁業所得の向上を目指す「浜プラン」の取組に、海業の取組も合わせて地域一体となって実施
- ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口や関係人口創出の取組を推進
- 地域活性化に必要な人材として、地域おこし協力隊等の外部人材の活用とともに、デジタル化を推進する必要

### 方向性のイメージ

## ● 地域資源と漁港を最大限に活用した海業等の取組を推進

### ■ 漁村の人口は減少傾向



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）

(注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。  
 (注：2) 平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。

### ■ 海業等の場として漁港を活用

#### 海業

漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組



- 水産物販売施設
- 漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)
- 岸壁前に立地するレストラン
- 調理体験
- 漁業体験
- 釣り体験

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する漁港施設等活用事業制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

## ■ 漁港施設等活用事業 (※1) の実施スキーム

### 基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

### 活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定  
漁業利用に支障を及ぼさないための措置  
漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

### 漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画(地域水産業の消費増進や交流促進)を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

### 【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

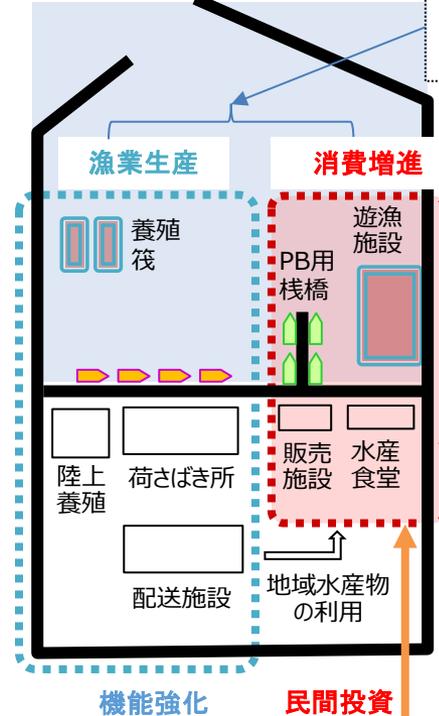
- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権)(※2)の取得 (最大10年、更新可)

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ  
安定的な事業環境を整備

## ■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

### 交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供  
その他交流促進に資する事業

### 消費増進



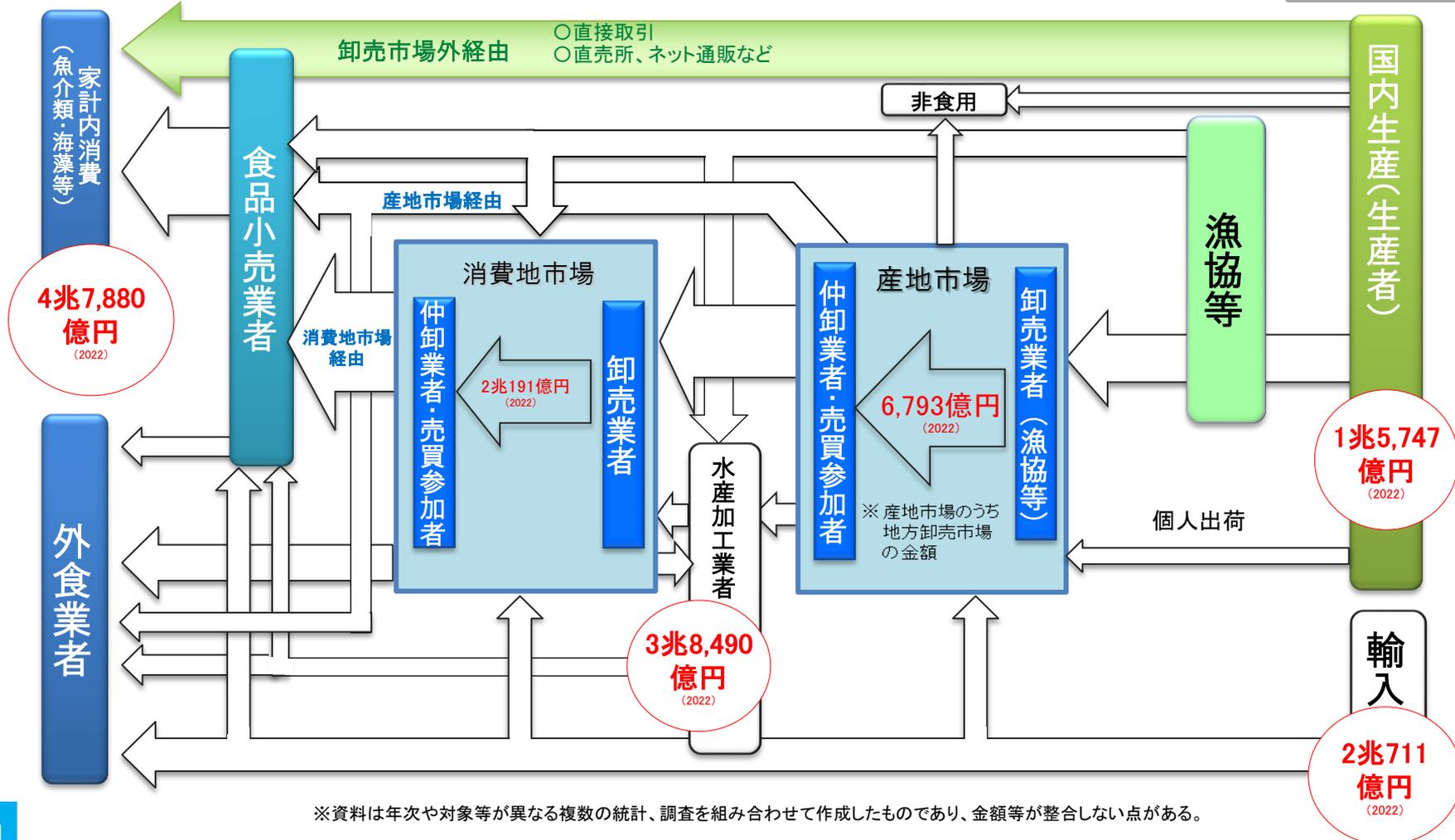
販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

- 水産物は、水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが一般的。
- 近年では、小売・外食業者等と産地出荷業者との産地直送、漁業者から加工・小売・外食業者等への直接取引、インターネットを通じた消費者への生産者直売等、市場外流通が増加しつつある。

販売

加工・流通

生産・輸入



※資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査を組み合わせで作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

○我が国周辺水域では、漁業関係法令に基づく我が国漁船の操業に加え、二国間の漁業協定等に基づき外国漁船が操業。

○我が国漁船及び外国漁船に対して、指導・監督や監視・取締りを行うことで、国内法令や許可条件等を遵守させ、水産資源の保存管理と漁業秩序の維持に資する規制の実効性を担保。

○また、我が国の許可が必要な水域に外国漁船が侵入して違法操業を行うことのないよう、監視・取締りを実施。

水産庁による漁業取締りの実績(過去5年間)

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
検挙件数 (うち外国漁船)	9 (1)	10 (0)	22 (1)	22 (1)	10 (1)
漁具押収件数※1	22	18	23	8	18
外国漁船に対する 立入検査数 (上記検挙数含む) ※2	1	2	4	7	7
外国漁船に対する 公海乗船検査 ※3	0	3	12	16	24
日本海大和堆周辺水域に おける外国漁船に対する 退去警告延べ隻数 (うち放水措置)	4,394 (782)	582 (114)	38 (3)	68 (4)	78 (15)

※1 外国漁船が違法に設置したとみれる漁具。

※2 2025年時点で、我が国排他的経済水域への入漁が許可されているのは、ロシア漁船のみ。

※3 NPFC(北太平洋漁業委員会)及びWCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)の規則等に基づき実施

水産庁の漁業取締船の隻数

官船



官船	トン数	隻数
	2000トン級	4
	900トン級	3
500トン級	1	
合計隻数	8隻	

用船



用船	トン数	隻数
	1000トン級	2
	500トン級	33
	沿岸用	2
合計隻数	37隻	

※用船：民間船を民間乗組員付きで借り上げ、漁業監督官が乗船して取締りを実施する漁業取締船

○ 水産資源の持続的利用を通じた水産業の産業としての持続的成長を実現するため、ICT・IoT等の先端技術を活用したスマート水産業を推進。

## 水産政策の改革を支えるスマート水産業の取組

水産資源の持続的な利用を通じた水産業の成長産業化を図り、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立

### 水産資源の持続的な利用

### 水産業の成長産業化

#### 資源評価の高度化

資源評価対象種の拡大  
資源評価の精度向上

#### 適切な管理措置の実施

漁獲報告の電子化  
IQ管理への対応

#### 漁業・養殖業の生産性向上

#### 流通構造の改革

○ 標本船（沿岸漁船）から操業情報（投網回数や漁獲量等）・漁場環境情報（水温等）を電子的に収集する体制を構築

○ 漁協・産地市場から産地市場情報（水揚げ情報）を電子的に収集。各種報告等に活用  
○ 広域資源管理サブシステム(TACシステム)をIQ管理に対応できるよう改修

○ 電子的漁獲報告体制の構築（大臣許可漁業から順次拡大）

○ 漁場予測技術の開発と漁業者への提供  
○ ドローンを活用した漁場探索技術の開発実証  
○ ICTやAIを活用した養殖生産管理の高度化  
○ ICTブイ等から取得されたデータ等を用いて赤潮発生予測情報を提供  
○ 浮沈式大規模沖合養殖の展開  
○ 閉鎖循環式陸上養殖システムの実用化

○ 生産と加工・流通が連携し、ICT技術等の活用により水産バリューチェーン全体の生産に取り組むモデルを構築

○ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）への対応

○ 資源評価・管理の高度化と生産性の向上の双方に資するスマート水産業の取組を後押しするため水産業において複数のデータを連携・共有・活用可能となる体制を整え、これを推進

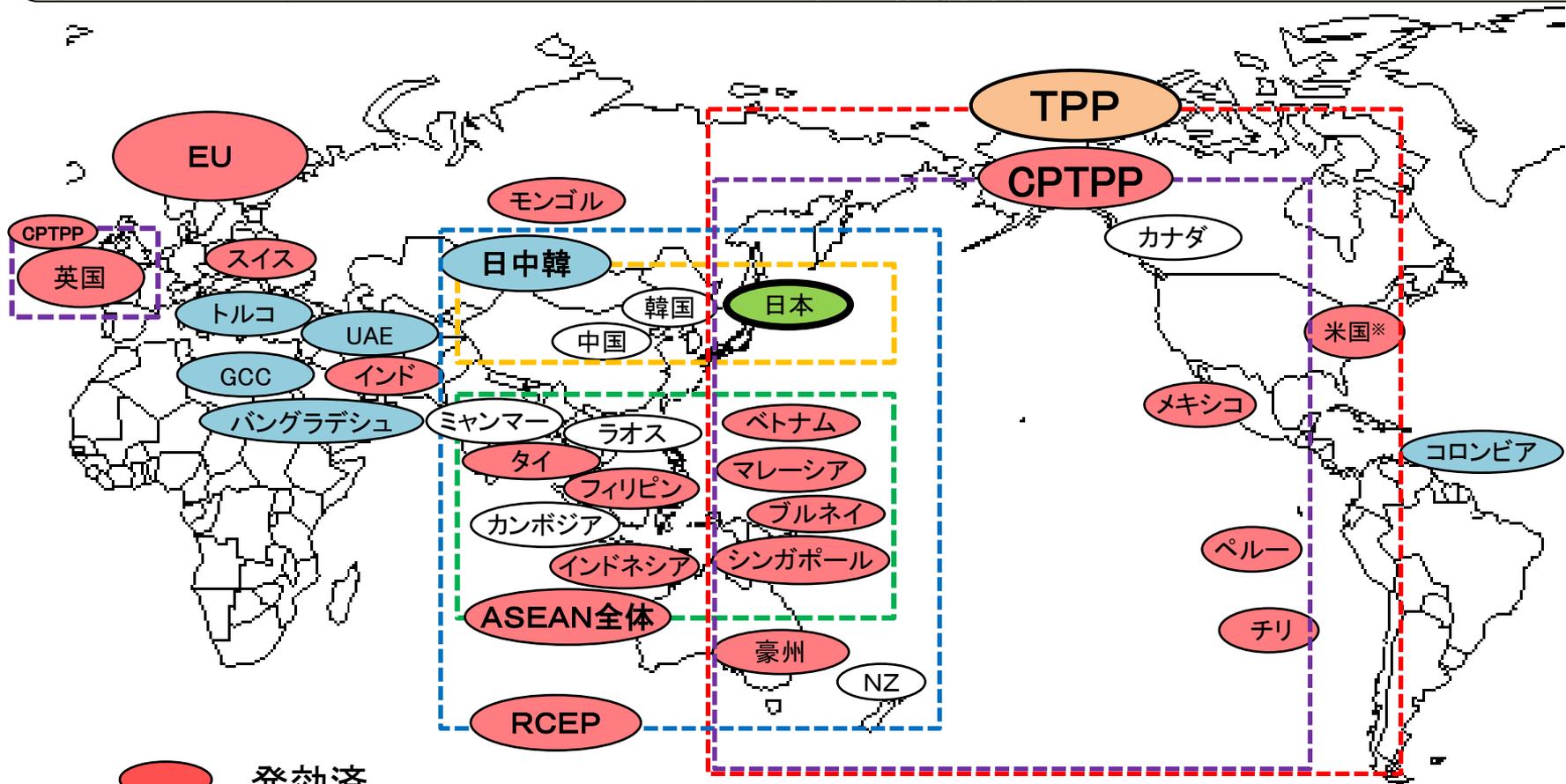
○ 水産改革の目指す将来像

◆ 政策の方向性

◆ 取組の方向性

◆ 具体的な取組

- アジアを中心に、これまで21のEPA/FTA等が発効済または署名済。
- CPTPPについては、英国加入議定書が発効済。コスタリカの加入手続中。
- 日バングラEPA、日トルコEPA等の交渉が継続中。



- 発効済
- 署名済
- 交渉中

- TPP TPP署名国:シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本
- CPTPP 米国を除く上記TPP署名国11か国及び英国(英国の加入議定書は2024年12月に発効)
- RCEP ASEAN9ヶ国(ミャンマーのみ未発効)及び日本、中国、韓国、豪州、NZの14ヶ国
- ASEAN ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10ヶ国

(2025年7月現在)

※ 米国とは、2020年1月1日に日米貿易協定が発効

○ アジアを中心に、これまで21のEPA/FTA等が発効済又は署名済。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
シンガポール	☆(1月)	★(11月)				△(3月)	▲(9月)																		
メキシコ		◆(11月~)	☆(9月)	★(4月)							△(9月)	▲(4月)													
マレーシア		◆(1月~)		☆(12月)	★(7月)																				
チリ				◆(2月~)	☆(3月)	★(9月)																			
タイ		◆2(月~)		☆(4月)	★(11月)																				
インドネシア			◆(7月~)	☆(8月)	★(7月)																			△(8月)	
ブルネイ			◆(6月~)	☆(6月)	★(7月)																				
ASEAN全体 (AJCEP)	《物品貿易等》		◆(6月~)	☆(4月)	★(12月)					◆(10月~)								△(3月)	★(8月)						
フィリピン		◆(2月~)	☆(9月)	★(12月)																					
スイス				◆(5月~)	☆(2月)	★(9月)																			
ベトナム				◆(1月~)	☆(12月)	★(10月)																			
インド				◆(1月~)	☆(2月)	★(8月)																			
ペルー					◆(5月~)	☆(5月)	★(3月)																		
豪州					◆(4月~)	☆(7月)	★(1月)																		
モンゴル											◆(6月~)	☆(2月)	★(6月)												
TPP												◆(7月~)	☆(2月)												
CPTPP(注)																◆(5月)	☆(3月)	★(12月)							
EU												◆(4月~)	☆(7月)	★(2月)											
米国																		(4月~)	◆	☆(10月)	★(1月)				
英国																			(6月~)	◆	☆(10月)	★(1月)			
RCEP													◆(5月~)								☆(11月)	★(1月)			

(注) 英国の加入議定書は2024年12月に発効。またコスタリカの加入手続中。

**【CPTPP・農林水産物の輸入】重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。英国の加入に当たり、現行で一部の締約国にのみ与えている譲許(国別枠等)は、英国に与えないことで合意。**

○主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の<u>国家貿易制度</u>を維持するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)</u>を維持。</li> <li>・ その上で、既存のWTO枠(77万玄米ト)の外に、豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠</u>を設定。 豪州：0.6万実ト(当初3年維持) → 0.84万実ト(13年目以降)</li> </ul>
小麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の<u>国家貿易制度</u>を維持するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)</u>を維持。</li> <li>・ 既存のWTO枠に加え、カナダ(5.3万t(7年目以降))、豪州(5万t(同))に<u>SBS方式の国別枠</u>を設定。</li> <li>・ <u>マークアップ</u>を9年目までに45%削減。</li> </ul>
粗糖・精製糖等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の<u>糖価調整制度</u>を維持。</li> <li>・ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、<u>関税を無税とし、調整金を少額削減</u>。</li> <li>・ <u>新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)</u>を認める。</li> </ul>
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(主要国等の近年のFTAでは類例を見ない「<u>関税撤廃の例外</u>」を獲得)。</li> <li>・ 16年目までという<u>長期の関税削減期間</u>を確保。</li> <li>・ 輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。</li> </ul>
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>差額関税制度</u>を維持するとともに、<u>分岐点価格(524円/kg)</u>を維持。</li> <li>・ <u>長期の関税削減期間(9年)</u>を確保(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。</li> <li>・ 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置。</li> </ul>
脱脂粉乳 バター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>枠外税率の関税削減・撤廃</u>は行わず、<u>現行の国家貿易制度</u>を維持するとともに、<u>国家貿易でないTPP枠</u>を設定。(生乳換算で6万t(当初)→7万t(6年目以降))(最近の追加輸入量の範囲内で設定)</li> </ul>

【CPTPP・農林水産物の輸出】 牛肉、水産物など、我が国の農林水産物・食品の輸出関心の高い品目の全てで関税撤廃を獲得。他のCPTPP諸国4億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。英国の加入に当たり、日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米等の関税撤廃を獲得。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	国	市場アクセス	
		基準税率	合意内容
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	20～25%	10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
なし	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃
緑茶	ベトナム	40%	4年目撤廃
チョコレート	ベトナム	13～25%	5～7年目撤廃
切り花	カナダ	無税～16%	即時撤廃
精米(短・中粒種)	英国	121ポンド/1,000kg	即時撤廃、8年目(2030年)撤廃
	マレーシア	40%	11年目(2028年)撤廃

注:「基準税率」はTPP交渉のベースとなった税率(英国については2021年9月1日時点、その他の国については2010年1月1日時点)。

**【日EU・EPA協定・農林水産物の輸入】 米について関税削減・撤廃等からの「除外」の確保、  
麦・乳製品の国家貿易制度等の維持、関税割当てやセーフガード等の有効な措置を獲得。**

○ 主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。</li> </ul>
麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(小麦：55円/kg、大麦：39円/kg)を維持。</li> <li>ごく少量の関税割当て枠(小麦：200t → 270t (7年目)、大麦：30t (即時))を設定(国家貿易・SBS方式)。</li> </ul>
粗糖・精製糖等	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の糖価調整制度を維持。</li> <li>新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。</li> </ul>
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>差額関税制度を維持(分岐点価格(524円/kg)を維持)。</li> <li>長期の関税削減期間(9年)を確保(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。</li> <li>11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。</li> </ul>
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガードを確保。</li> </ul>
脱脂粉乳・バター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当て枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内(12,857t → 15,000t (6年目、生乳換算))。</li> </ul>

品目	合意内容
チーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当て(枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税)とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた(20,000トン(初年度)→31,000t(16年目))。                     <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         TPPでの合意内容                     </div> </li> <li>シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ(プロセスチーズ)：関税撤廃</li> <li>熟成ソフトチーズ(カマンベール等)：関税維持</li> <li>一部のフレッシュチーズ(モッツアレラ等)：関税維持</li> <li>ブルーチーズ：関税削減</li> <li>プロセスチーズ：関税割当て</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; display: inline-block;">             EUとの合意内容              横断的な関税割当て         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(段階的に16年目に撤廃)。</li> </ul>
パスタ、チョコレート菓子等の加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>パスタ(マカロニ、スパゲッティ)、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6~11年目に、それぞれ段階的に撤廃)。</li> </ul>
林産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保(段階的に8年目に撤廃)。</li> </ul>
酒類	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワイン(ボトルワイン：67-125円/L、スパークリングワイン：182円/L)は即時関税撤廃。</li> <li>清酒(70.4円/L)・焼酎(16%)は11年目に関税撤廃。</li> </ul>

【日EU・EPA協定・農林水産物の輸出】牛肉、緑茶、水産物などの輸出関心の高い品目を  
 含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)。EU4.5億人の市場に向  
 けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	基準税率	合意内容	
水産物	無税～26%	即時撤廃  ・ほたて貝 (段階的に8年目に撤廃) ・アイスクリーム (段階的に6年目までに70%削減) ・ココア粉 (段階的に8年目までに25%削減)  等を除く。	
醤油等調味料	7.7% (醤油)		
緑茶	無税～3.2%		
牛肉	12.8%+141.4～304.1€/100kg		
花き	6.5%又は8.3% (植木・盆栽・鉢もの) 8.5%又は10% (切り花)		
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等) )、 9.5€/100kg (ながいも)		
林産物	無税～10%		
豚肉※	46.7～86.9€/100kg		
鶏肉	6.4%、18.7～102.4€/100kg		
鶏卵(粉卵等含む)	16.7～142.3€/100kg		
牛乳・ 乳製品	118.8€/100kg 等 (脱脂粉乳)、 189.6€/100kg 等 (バター)		
酒類	0.154€/L (ボトルワイン) 0.32€/L (スパークリングワイン) 0.077€/L (清酒)		アルコール度数により異なる。 14%の場合を例示

(注) ※は、2025年7月現在、輸出解禁に向け協議中の品目  
 (注) 「基準税率」は、2017年1月1日時点の税率。

# 【米国の関税措置に関する日米協議の合意・農林水産物の輸出入】

○輸入については、MA米制度の枠内での必要なコメの調達の確保、バイオエタノール、大豆、トウモロコシ等の購入拡大。

○輸出については、牛肉(26.4%)など既存の関税率が15%以上の品目は既存の関税率のまま、15%未満の品目は15%に。

## ○米国の関税措置に関する日米協議(米国時間2025年7月22日合意)の内容

品目	合意内容(輸入)	品目	既存の関税率	合意内容(輸出)
米	・ MA米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保	牛肉	26.4%	26.4%のまま
その他農産物	・ バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品の購入の拡大 (※このほか、持続可能な航空燃料が含まれる。)	ぶり	3%(冷蔵)、無税(その他)	15%
		ホタテ貝	無税	
		緑茶	3.2%(風味有)、無税(その他)	

## ○(参考)日米貿易協定(2020年1月1日発効)の合意内容

・ 米について、関税削減・撤廃等からの「除外」を獲得。脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイドの関税割当枠が設定された33品目について、新たな米国枠は設けず。全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。

・ 米国向け牛肉について、低関税による輸出枠65,005トン(※1)へのアクセス確保。輸出関心が高い42品目(醤油、ながいも、切り花、柿等)の関税削減・撤廃を獲得。

品目	合意内容(輸入)	品目	基準税率	合意内容(輸出)
米	・ 全て除外(米国枠は設けない)。	醤油	3%	段階的に5年目に撤廃
小麦	・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、 <u>枠外税率(55円/kg)を維持</u> 。 ・ <u>TPPと同内容</u> でマークアップを削減。 ・ <u>TPPと同内容</u> の米国枠を設定。	菓子類	2%~12.2%	段階的に2~10年目に撤廃、段階的に3~5年目に50%削減
牛肉	・ <u>TPPと同内容</u> で9%まで関税削減し、セーフガード付き(※2)で長期の関税削減期間を確保。	ながいも(冷蔵)	6.4%	段階的に3年目に50%削減
豚肉	・ <u>TPPと同内容</u> で差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。	切り花	3.2%~6.4%	段階的に2年目に撤廃、段階的に2年目に50%削減
脱脂粉乳 バター	・ TPPではTPPワイド枠が設けられたが、 <u>新たな米国枠は設けない</u> 。	緑茶(フレーバー付き)	6.4%	段階的に3年目に50%削減
ホエイ	・ <u>TPPと同内容</u> で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%、25%未満)はセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。	盆栽等	1.4%~4.8%	即時撤廃、段階的に2年目に撤廃
チーズ	・ <u>TPPと同内容</u> 。 ・ TPPではシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPPワイド枠が設けられたが、 <u>新たな米国枠は設けない</u> 。	柿	2.2%	即時撤廃
		メロン	1.6%~28%	即時撤廃、即時に50%削減、段階的に3~5年目に50%削減

※1従来の日本枠200トンと複数国枠64,805トンを合わせたもの

※2セーフガード発動基準については、2022年度から、新たな発動条件(米国とCPTPPからの合計輸入量がCPTPPの発動水準を超える場合に発動。米国からの輸入量が米国単独の発動水準を超えることが条件)に続行。

# 【RCEP・農林水産物の輸出入】

○輸入について、重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)は、関税削減・撤廃からすべて除外。農林水産品の関税撤廃率は、TPP、日EU・EPA(各82%)よりも大幅に低い水準に抑制。(対中国56%、韓国49%、ASEAN・豪州・NZ61%)

○初めて同一のEPAに参加することとなる中国及び韓国から輸出関心品目の関税撤廃を獲得。中国からはほたて貝やぶり、韓国からキャンディー・板チョコレート等の菓子、インドネシアから牛肉等の関税撤廃を獲得。

## ○主な品目の合意内容(輸入)

## (輸出)

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
重要5品目(※)	関税削減・撤廃から除外		
野菜・果樹等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)たまねぎ、ねぎ、にんじん等</li> <li>国産品だけで国内需要を賅うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていないものは長期の撤廃期間を確保。 (例)冷凍した野菜調製品(冷凍惣菜)等</li> </ul>	野菜については基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
林産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>半数の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)合板、製材(SPF)、構造用集成材等</li> <li>関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)合板、製材(SPF)、構造用集成材等</li> <li>関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。</li> </ul>	
水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)うなぎ調製品、海藻類等</li> <li>国産品だけで国内需要を賅うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていないものは長期の撤廃期間を確保。 (例)あさり調製品等</li> </ul>	対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	

	品目	基準税率	合意内容
中国	パックご飯等	30%	21年目撤廃
	米菓	20%	21年目撤廃
	ソース混合調味料	21%	21年目撤廃
	醤油	28%	21年目撤廃
	チョコレート菓子	8%,10%	11年目又は16年目撤廃
	切り花	10%,23%	11年目又は21年目撤廃
	ほたて貝(※養殖用(無税)を除く)	14%	11年目又は21年目撤廃
	ぶり	10%,12%	11年目又は16年目撤廃
	さけ	10%,12%	11年目又は21年目撤廃
	すけそうだら	10%,12%	11年目又は21年目撤廃
韓国	合板(針葉樹)	4%	11年目撤廃
	キャンディー	8%	10年目撤廃
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃
インドネシア	建築用木工品(窓、戸、杭・梁)	8%	10年目撤廃
	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃
	醤油	5%	10年目撤廃

# ○ 農林漁業者の不安を受け止め、安心して再生産に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、万全の対策を実施。

## 総合的なTPP等関連政策大綱（平成27年11月25日決定、平成29年11月24日・令和元年12月5日・令和2年12月8日改訂）

### 体質強化対策（強い農林水産業の構築）

#### ○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- ・就職氷河期世代等を含む幅広い世代の新規就業者の就農者の確保や担い手育成に必要な取組の支援、農地の大区画化・汎用化
- ・中山間地域における人材確保や基盤整備の取組の支援を通じた所得の確保や生産性向上の推進

#### ○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

- ・官民一体となった海外での販売力の強化、リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ・マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開、輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ・大口ト・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ・日本の強みを守るための知的財産対策強化

#### ○国際競争力のある産地イノベーションの促進

- ・地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用への支援
- ・加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による土づくりの展開

#### ○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ・省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化を通じた畜産・酪農の国際競争力の強化
- ・原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等の推進による国産チーズ等の競争力の強化
- ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等の推進

#### ○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

- ・合板・製材の生産コスト低減による合板・製材の国産シェア拡大、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換の推進
- ・原木供給の低コスト化等に加えて木材製品等の輸出拡大、林業・木材産業における省人化、省力化の推進

#### ○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換の推進
- ・マーケットインの発想に基づく養殖業の生産性の向上・国際競争力の強化に向けた取組の推進
- ・水揚げデータの電子的な収集・提供体制の強化

等

#### <参考：TPP等対策予算>

令和6年度補正予算 2,449億円

（平成27年度補正予算3,122億円

平成28年度補正予算3,453億円

平成29年度補正予算3,170億円

平成30年度補正予算3,188億円

令和元年度補正予算3,250億円

令和2年度補正予算3,220億円

令和3年度補正予算3,200億円

令和4年度補正予算2,704億円

令和5年度補正予算2,527億円）

平成27年度補正予算から

令和5年度補正予算までの合計額

3兆0,283億円

### 経営安定対策（経営安定・安定供給のための備え）

#### <米>

- ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ

#### <乳製品>

- ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した新たな加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施

#### <麦>

- ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
- ・パスタ・菓子等の原料となる小麦のマークアップの実質的撤廃・引下げ

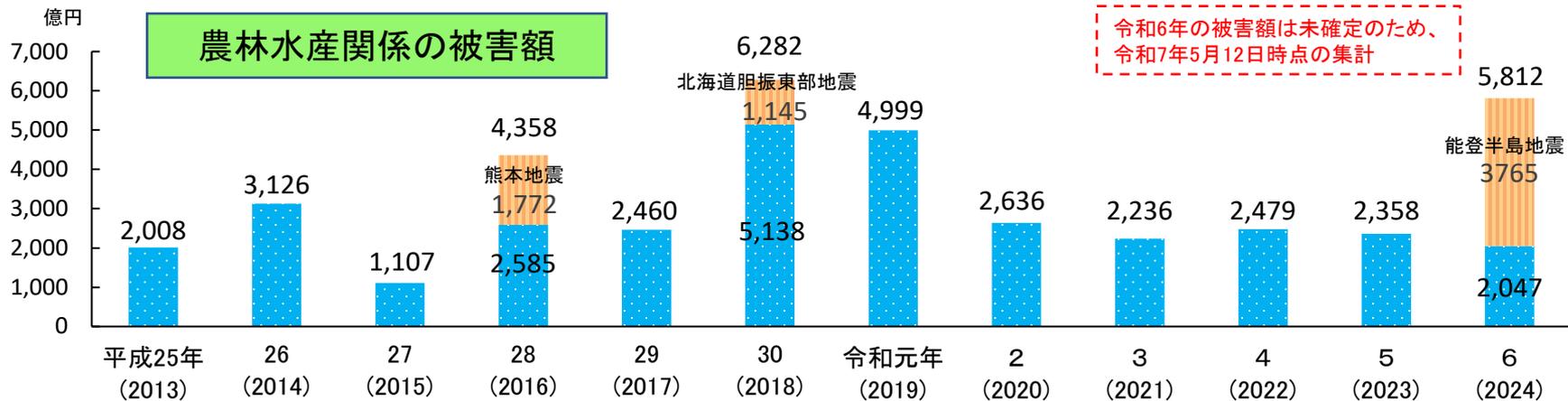
#### <甘味資源作物>

- ・加糖調製品を調整金の対象に追加

#### <牛肉・豚肉>

- ・牛・豚マルキンの法制化と補填率の引上げ（8割→9割）。豚マルキンの国庫負担水準の引上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに直直し

○ 近年、豪雨や台風等の大規模な自然災害が頻発しており、令和元年東日本台風等、令和2年7月豪雨、令和2年から3年までの冬期の大雪、令和6年能登半島地震・豪雨などにより、農林水産業に甚大な被害をもたらしている。



**令和元年東日本台風等 (台風第19号等) (R元.10.10～26)**

農作物等	404.4億円
農地・農業用施設	2,101.3億円
林野関係	806.7億円
水産関係	134.6億円
合計	3,446.2億円

・ 大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸し、数百kmの範囲で暴風雨が吹き、関東・東北・北陸・東海地方を中心に記録的な大雨。  
 ・ 河川決壊に伴う、農地や果樹園への流出土砂の堆積等が発生。

**令和2年7月豪雨 (R2.7.3～31)**

農作物等	186.3億円
農地・農業用施設	1,032.5億円
林野関係	970.2億円
水産関係	19.0億円
合計	2,207.9億円

・ 梅雨前線が停滞し、暖かく湿った空気が流れ込み続け、西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。  
 ・ 河川の氾濫による農地への土砂流入、農業用機械等の損壊、山腹崩壊、沿岸の流木被害等が発生。

**令和2年から3年までの冬期の大雪 (R2.11～R3.4)**

農作物等	229.9億円
林野関係	4.9億円
水産関係	6.5億円
合計	241.3億円

・ 12月の中旬から1月上旬にかけて、日本付近に断続的に強い寒気が流れ込んだ影響で、日本海側を中心に記録的な大雪となった所があった。  
 ・ 農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏等が発生。

**令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から大雨 (令和7年5月12日時点)**

農作物等	315.4億円
農地・農業用施設	1866.1億円
林野関係	1132.3億円
水産関係	1078.3億円
合計	4392.3億円

・ 1月1日16時10分、石川県能登地方でM7.6の地震が発生、石川県輪島市や志賀町で震度7を観測。  
 ・ 9月20日から23日にかけて線状降水帯が発生し、元日の地震で被害を受けた地域で記録的な大雨。

- 農林水産省では、被災された農林漁業者の方々が意欲を持って一日も早く経営再建に取り組んでいただけるよう、それぞれの災害の被害状況等を踏まえ、具体的な支援内容について迅速に決定。
- 支援対策公表後、被害が大きい地域で現地説明会を開催するなど、支援対策を加速化。

### (1) 支援対策決定までの期間

災害名	発災日	支援対策決定	発災からの期間
令和元年房総半島台風(台風第15号)	令和元年 9月8日～9月9日	令和元年10月1日	22日間
令和元年東日本台風(台風第19号)	令和元年 10月11日～10月14日	令和元年11月7日	24日間
令和2年7月豪雨	令和2年 7月3日～7月31日	令和2年7月30日	22日間※1
令和2年～3年の冬期の大雪	令和2年 12月14日～	令和3年2月2日	43日間※2
令和6年能登半島地震	令和6年 1月1日	令和6年1月25日	24日間

※1 7/3～8にかけて停滞した梅雨前線による大雨被害について、気象庁が9日に「令和2年7月豪雨」と名称を定めたことから、7/9からカウント。

※2 12/14～21にかけて強い冬型の気圧配置が続き、大雪による被害が発生したことから、12/22からカウント。

### (2) 支援対策の概要

【能登半島地震に係る支援対策(被災者の生活と生業支援のためのパッケージ:農林水産関係)】(令和6年1月25日決定)

1. 災害復旧事業の促進
2. 共済金等の早期支払
3. 災害関連資金の特例措置
  - ・被災農業者等への金融支援(貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ等)
4. 農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕への支援
  - ・農業用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕等を支援(国庫補助率:農業用ハウス:共済金の国費相当額と合わせて1/2、農業用機械・畜舎等:1/2)
  - ・共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕等を支援
5. 営農再開に向けた支援
  - ・水稲作継続、他作物への作付転換のための種子・種苗の確保、農業用ハウス資材の導入、農作業委託、集出荷施設等の簡易補修等を支援(国庫補助率1/2等)
  - ・被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を支援(国庫補助率1/2等)
  - ・畜舎等の簡易な補改修、繁殖用の牛・豚の再導入を支援(国庫補助率1/2)
  - ・畜産用の発電機や揚水ポンプの借上げ、乳房炎治療、飼料の緊急運搬等を支援(国庫補助率1/2等)等
6. 被災農業法人等の雇用の維持のための支援
  - ・被災農家等の柔軟な雇用による人手や就業の場の確保、技術研修等の実施を支援(最大120万円/年)
7. 農地・農業用施設等の早期復旧等の支援
8. 林野関係被害に対する支援
  - ・山地災害発生の危険性が高い荒廃地における治山対策・森林整備を支援(国庫補助率1/2等)
  - ・被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等を支援(国庫補助率1/2)等
9. 水産関係被害に対する支援
  - ・漁業者等による漁場の復旧の取組を支援(定額)
  - ・漁船・漁具、養殖施設の復旧に向けた取組や、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の水産業共同利用施設の復旧、加工原料の確保に向けた取組等を支援(国庫補助率1/2等)等
10. 食品事業者に対する支援
11. 災害廃棄物処理事業の周知
12. 地方財政措置による支援

- 令和6年能登半島地震・豪雨において、農林水産省では地震災害及び豪雨被害に対して同様の支援を措置。被災農地、山腹崩壊地、漁港等は地元調整を進め、応急対策を実施。大規模な被災箇所は直轄代行等により復旧工事を実施中。豪雨により農地約400haが被災したが、このうち約170haで復旧が完了。令和7年は約2,000haの水田で作付け見込み。製材工場等49施設で営業再開。地盤隆起した漁港でも仮復旧工事が完了し、順次操業が再開。
- 相談窓口における伴走支援による地震・豪雨に係る支援策の活用促進、一枚でも多くの農地復旧・営農再開、漁港等の復旧に取り組む等、農林水産分野の生業再建を県・市町等とも連携し、切れ目なく支援。

(被害)

- ・ 1月の地震により、農地や水路、ため池などの農業用施設、農業用機械・ハウス、畜舎などに甚大な被害。
- ・ さらに、地震からの復旧・復興の途上で、収穫期(9月)の豪雨により約400haの農地で土砂・流木等が堆積。



農地に生じた大きな段差 (1月の地震)      ため池の被害 (1月の地震)      農地への土砂・流木の流入 (9月の豪雨)

- ・ 地震と豪雨により輪島市や珠州市などで多数の山腹崩壊が発生し、林地や治山・林道施設等に甚大な被害。



山腹崩壊 (1月の地震)

- ・ また、製材工場等61施設において建屋倒壊・浸水等の被害。

- ・ 地震により、漁港、共同利用施設(荷さばき施設、冷凍冷蔵施設、給油施設等)の被害、漂流堆積物による漁場の被害等が発生。隆起した港では座礁や損傷により移動できない漁船が発生。



座礁し傾いた漁船

- ・ 地震により、石川県内69漁港のうち60漁港、富山県10漁港、新潟県3漁港で、防波堤、岸壁の損傷等の被害。
- ・ 特に、石川県の輪島市珠州市等の外浦地域を中心に最大4m程度の地盤隆起による被害が発生。



鹿磯(かいそ)漁港の地盤隆起

(成果 (令和7年7月時点))

- ・ 豪雨により約400haの農地に土砂や流木が堆積したが、このうち今春の作付けを目指していた農地約170haについては、予定通り復旧が完了。
- ・ 令和7年は約2,000haの水田で作付け見込み。

【奥能登4市町における水田の令和7年作付け状況】

令和5年の水稲作付面積：約2,800ha



- ・ 大規模な山腹崩壊10箇所を国直轄で復旧に着手。令和7年5月末までに全箇所応急対策を完了し、本復旧工事に着手。



山腹崩壊の応急対策完了 (大型土のう設置)

- ・ 復旧支援により製材工場等49施設で営業再開。

- ・ 石川県の北部6市町では、施設が復旧するとともに、海女漁、刺し網漁、底びき網漁(ずわいがに漁を含む)等が再開し、漁獲も順調に回復。
- ・ 輪島港の復旧に伴い、舢倉(へぐら)島周辺での海女によるサザエ・アワビ漁が令和7年7月より再開。



海女漁の水揚げ

- ・ 地盤隆起のない地域では、順次本復旧に着手。
- ・ 地盤隆起等による甚大な被害を受けた外浦地域の16漁港のうち、優先的に機能回復を図る漁港等11港は仮復旧により陸揚げ機能を回復し、本復旧に向けた調査・設計に着手。



仮復旧工事で水揚げが可能となった鹿磯漁港

(今後の課題と対応方針)

- ・ 現地に設置した相談窓口において、国、県等が連携して伴走支援を行い、支援策の活用を促進。



相談窓口での伴走支援

- ・ 奥能登地域では、引き続き、国、県、市町及びJAが一体となって、円滑な復旧工事に向けて調整を進める。特に、不作付け地のうち約200haについては、令和8年の営農再開を目指す。



農地の堆積土砂・流木の撤去

- ・ 復旧工事を行う建設業者の確保について、業界団体に引き続き要請。

- ・ 山腹崩壊・林道施設等の復旧工事を行う建設業者の確保について、業界団体に要請。



製材工場の復旧・再開

- ・ 県、市町、地元との調整を進め、山腹崩壊・林道施設等の早期復旧を目指す。
- ・ 再開を望むすべての製材工場等で営業再開できるように、支援を継続。

- ・ 引き続き、漁港や共同利用施設の復旧等を進め、被災地の漁獲の更なる回復に取り組む。



修復した荷さばき施設

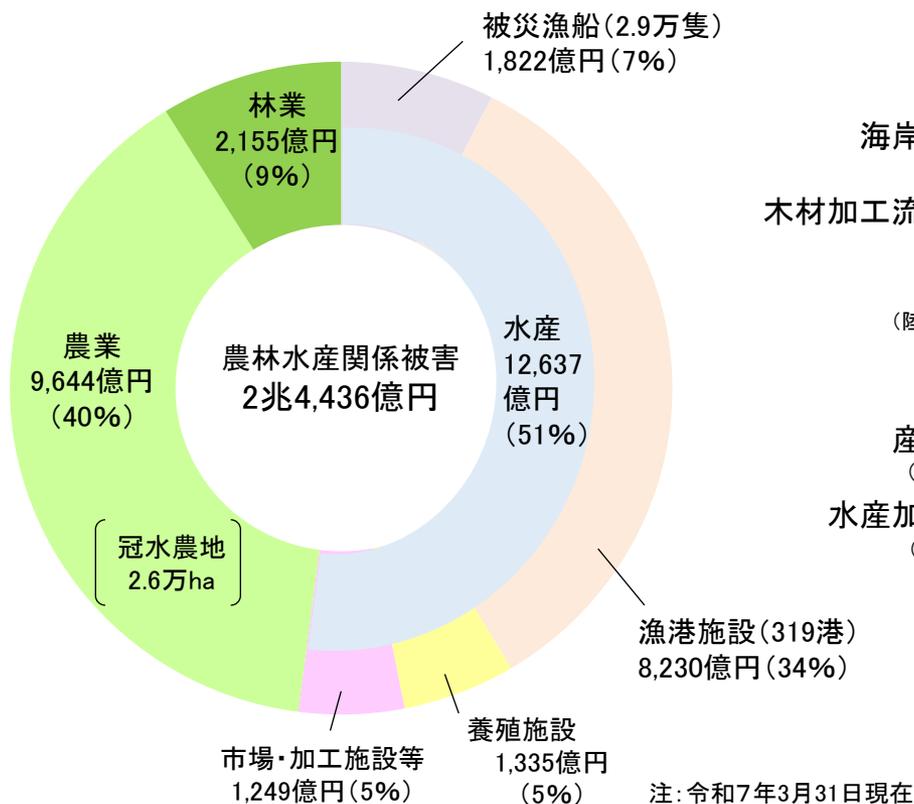
- ・ 現地支援拠点(穴水町)を活用し、県や漁協等との連絡調整等を継続。

- ・ 地盤隆起のない地域の漁港について、今後、本復旧工事に着手後概ね3年間で復旧工事の完了を目指す。

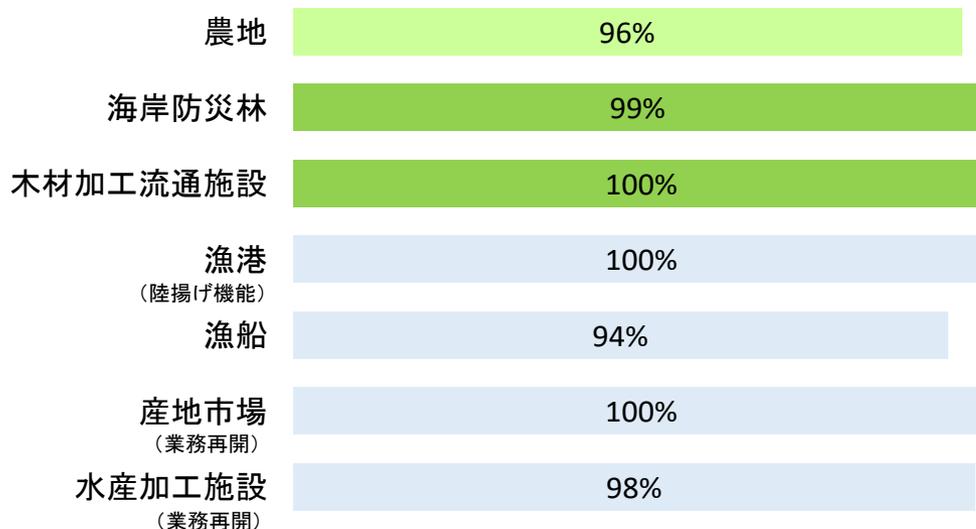
- ・ 地盤隆起等による甚大な被害が発生した外浦地域の仮復旧した11漁港について、本復旧工事に順次着手。5漁港は漁業関係者等により復旧方針を協議中。

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災における農林水産関係被害額は、農業9,644億円、林業2,155億円、水産1兆2,637億円の合計2兆4,436億円。
- 東日本大震災の発災から14年が経過し、地震・津波被災地域においては、農地、漁港等インフラについて、復旧はおおむね完了している。

### ○農林水産関係の被害



### ○農林水産業の復旧状況



注:

- 1 水産加工施設は令和5年12月末現在、漁港は令和4年3月末現在、その他は令和4年1月末現在。
- 2 農地は、農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除いた津波被災農地19,640haに対するもの(岩手県100%、宮城県100%、福島県84%)。
- 3 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの(福島県4kmを除き完了)。
- 4 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。
- 5 漁港は、被災した319漁港に対するもの。
- 6 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
- 7 産地市場は、被災3県で被災した34施設に対するもの。岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
- 8 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する767施設に対するもの。